2016 年 G7 伊勢志摩サミットに向けた
世界人口開発議員会議
（GCPPD2016）

2016 年 4 月 26-27 日
東京

目　次

謝　辞 5

GCPPD2016 報告書刊行に際して 7

GCPPD2016 の概要 9

略語表記 11

開会式 13

開会式概要 13

開会式:「宣言および提言(D&R)」への貢献 13

主催挨拶　谷垣禎一　国際人口問題議員懇談会(JPFP)会長 15

挨　拶　福田康夫　公益財団法人アジア人口・開発協会(APDA)理事長 国際人口問題議員懇談会(JPFP)名誉会長 17

基調演説　安倍晋三　内閣総理大臣 19

挨　拶　ババトゥンデ・オショティメイン　国連人口基金(UNFPA)　事務局長 21

開会宣言　大島理森　衆議院議長 23

全体セッション 25

全体セッション:「宣言および提言(D&R)」への貢献 34

第 1 セッション:　リプロダクティブ・ヘルス、UHC、女性のエンパワーメント、ジェンダーの平等 35

セッション 1:「宣言および提言(D&R)」への貢献 47

第 2 セッション:若者への投資:健康、教育、雇用と人口問題 49

セッション 2:「宣言および提言(D&R)」への貢献 61

第 3 セッション:経済的に活力のある高齢化 63

セッション 3:「宣言および提言(D&R)」への貢献 75

第 4 セッション:人間の安全保障と感染症危機管理体制の確立 77

セッション 4:「宣言および提言(D&R)」への貢献 85

第 4 セッション分科会 1:医療者も巻き込まれる感染症ケア 87

セッション 4 分科会 1:「宣言および提言(D&R)」への貢献 89

第 4 セッション分科会 2:市民社会と国会議員の対話～G7、TICAD を経て SDGs 達成へ～ 91

セッション 4 分科会 2:「宣言および提言(D&R)」への貢献 93

第 5 セッション:SDGs 期におけるグローバル・パートナーシップに向けた国会議員と議員ネットワークの役割 95

国家レベル 97

地域レベル 102

G7/G20 諸国代表 107

市民社会による成果報告 110

セッション 5:「宣言および提言(D&R)」への貢献 114

第 6 セッション:宣言文の採択 115

閉会式 121

閉会式:G7 サミットに向けた「宣言および提言(D&R)」の確認 122

閉会宣言　山崎正昭　参議院議長 123

挨　拶　川田龍平　参議院議員・JPFP 幹事 125

挨　拶　テウォドロス・メレッセ　IPPF 事務局長 127

挨　拶　塩崎恭久　厚生労働大臣 129

挨　拶　アーサー・エルケン　UNFPA-DCS 局長 131

挨　拶　サンドラ・ザンパ議員　(次期 G7 議長国・イタリア) 133

会議の成果の提出 135

付 録

Annex 1. 会議宣言および提言 137
Annex 2. 「GCPPD2016 宣言および提言」と「G7 伊勢志摩首脳宣言」 143
Annex 3. 会議プログラム 167
Annex 4. 参加国 172
Annex 5. 参加者リスト 173
Annex 6. 公式レセプション・表敬訪問 187
Annex 7. 国立社会保障人口問題研究所（IPSS）訪問 189
Annex 8. 参加者からの評価 191
Annex 9. 外部に開かれた議員会議への取り組み 200

謝　辞

本報告書は、人口と開発に関するアジア国会議員フォーラム（AFPPD）による英語版報告書を底本として、国際人口問題議員懇談会（JPFP）事務局である公益財団法人アジア人口・開発協会（APDA）によって作成された。

会議開催にご尽力いただいた、日本国政府、各地域議連、人口と開発に関する各国国内委員会、UNFPAをはじめとする国連機関、アフリカ連合など地域機関、学術的な貢献を賜った専門家、（公財）ジョイセフをはじめとする市民社会の皆様など関係者の協力に感謝する。

編集は APDA 事務局の責任で実施した。誤りや瑕疵に関しその責は APDA に帰する。

公益財団法人アジア人口・開発協会

© Japan Parliamentarians Federation for Population (JPFP)
Secretariat: Asian Population and Development Association (APDA)
Address: 8F Kazama Bldg., 2-19-5 Nishi-Shinbashi, Minato-ku, Tokyo 105-0003 Japan
Tel: +81 3 5405 8844　Fax: +81 3 5405 8845　Email: apda@apda.jp
Website: www.apda.jp

主催:

国際人口問題議員懇談会(JPFP)
人口と開発に関するアジア議員フォーラム(AFPPD)

共催:

人口と開発に関するアフリカ議員フォーラム(FPA)
人口と開発に関するヨーロッパ議員フォーラム(EPF)
人口と開発に関するアメリカ地域議員グループ(IAPG)
人口と開発に関するアラブ議員フォーラム(FAPPD)

運営:

公益財団法人 アジア人口・開発協会(APDA) JPFP 事務局
人口と開発に関するアジア議員フォーラム(AFPPD) 事務局

後援:

国連人口基金(UNFPA)

ご協力いただいた組織・団体(順不同):

国際家族計画連盟(IPPF)
ナミビア・ユース・アクション・ムーブメント(YAM)
メルク・グループ
アジア太平洋経済協力 健康な女性、健康な経済イニシアティブ(APEC)
国立社会保障人口問題研究所(IPSS)
国連児童基金(UNICEF) 東京事務所
(認定)特定非営利活動法人 シェア=国際保健協力市民の会(SHARE)
アークどこでも本読み隊(ARC)
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
一般社団法人 環境パートナーシップ会議
認定 NPO 法人 難民支援協会
Association of Medical Doctors of Asia Group (AMDA)
国際看護士協会(ICN)
アフリカ連合(AU)
大韓民国 梨花女子大学
Japan Youth Platform for Sustainability(JYPS)
慶應義塾大学
ヘルプエイジ・インターナショナル
DurDe
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
桜美林大学
世界銀行グループ東京事務所
世界結核議連
世界保健機関(WHO)
国連開発計画(UNDP)東京事務所
(特定非営利活動法人)アフリカ日本協議会
動く→動かす
公益財団法人 ジョイセフ

GCPPD2016 報告書刊行に際して

2016 年 G7 伊勢志摩サミットに向けた世界人口開発議員会議（GCPPD）参加者とパートナーの皆様へ

主催者である国際人口問題議員懇談会（JPFP）並びに人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）を代表し、2016 年 4 月 26 日～27 日に日本・東京で開催された「2016 年世界人口開発議員会議（GCPPD2016）」にご参加いただいた皆様に、心から感謝の意を表します。

この 2 日間にわたって開催された会議では、非常に素晴らしい成果をあげることができました。世界 64 カ国から参加された 140 名を超える国会議員は、すべての人の健康な生活と生活向上を実現するための立法及び政策の立案と実施における国会議員の役割の重要性を再確認し、2030 アジェンダと持続可能な開発目標（SDGs）を達成するために、自ら関与することを誓いました。

この会議で成功裏に採択された「G7 伊勢志摩サミットに向けた GCPPD 宣言および提言」は、安倍晋三・内閣総理大臣および岸田文雄・外務大臣に提出されました。G7 伊勢志摩サミットを目前に控えた今、この GCPPD2016 会議報告書で、持続可能な開発の達成に向け、人口と開発問題とそれを解決するための手段としてのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に取り組む上で果たすべき国会議員の役割について、世界すべての地域の国会議員の声を一つにとりまとめた宣言文とともに、改めて GCPPD2016 の主要な成果を皆様と共有することで、ここで掲げた公約を実現に向けるために、国、地域、地球規模で、皆様との連携を深めて参りたいと思います。

主催者として、改めまして、GCPPD2016 に賜りました皆様のご尽力に感謝申し上げますとともに、公正で持続可能な開発を追求し、世界平和を構築する国会議員の世界的なネットワークを強化するために皆様と手を携えていきたいと念願しています。

敬具

谷垣禎一　　武見敬三

GCPPD2016 の概要

国際人口問題議員懇談会（JPFP）と、人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）は、4 月 26、27 両日、東京で「2016 年 G7 伊勢志摩サミットに向けた,世界人口開発議員会議（GCPPD2016）」を開催しました。本会議は、昨年 9 月国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択後、初となる G7 伊勢志摩サミットに向けたものです。会議の目的は、持続可能な開発を達成し、グローバル化に伴う感染症パンデミックなどのリスクへの対処方法と国会議員が果たすべき役割を協議し、G7 伊勢志摩サミットに提言を行い、さらには、国会議員が自らの果たすべき役割を確認し、各国で国会のみならず政府にまで働きかけることです。

会議では、持続可能な開発の基礎である人口問題に関し、これまでの努力の成果として世界中で人口転換が進展した結果、多様な現状にある人口構造に対して、適切なプログラムの実施が重要であることが確認されました。さらに、人口問題に大きな影響を与える感染症パンデミックなどのリスクへの対処としては、国際保健規則（IHR）を遵守することを再認識しました。加えて、国際紛争などを含む緊急時においても、看過されがちなセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスを中核とするユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成を可能にする保健システムを、コミュニティレベル、国レベル、さらに地域レベルからグローバルレベルにおいて構築することが、人口問題への対処の基本となることが共通の理解となりました。このような適切な準備を行うことは単に感染症予防に貢献するのみならず、女性や女児を中心とした社会的弱者の人権を守る礎となることも確認されました。

会議における討議の成果は、サミット議長国である日本政府に提出されるとともにサミットメンバー国から参加した議員を通じ、サミット参加各国政府に提言されます。さらに G7 以外の国に対しても、参加議員の手で各国議会に報告し国会議員としての役割を確認するとともに、各国政府に提言され「2030 アジェンダ」達成のための世界的なモメンタムを作り出すこととなります。

会議には、64 カ国・地域から世界地域議連を代表する国会議長・国会議員が 140 人を超えて参集し、国際機関、リソースパーソン、そして国内から延べ 600 人が参加した国際会議となりました。「人口と開発」に関する会議としてはもちろん、日本国内で開催された国会議員会議として最大規模の国際会議となりました。

「2030 アジェンダ」の基本理念である「人間の尊厳が保たれる社会の構築」は、1994 年エジプトのカイロで開催された国際人口開発会議（ICPD）に先駆けて開催された国際人口開発議員会議（ICPPD）で高らかに謳い上げられた理念であり、我が国の外交政策の根幹を成す「人間の安全保障の実現」と一致するものです。

会議のセッション構成は、G7 伊勢志摩サミットにおいて重要課題として取り上げられると考えられる、①女性のエンパワーメントとそれを可能にするためのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの確保とい

う視点、並びに、②最近のエボラ熱、ジカ熱などの感染症が世界の相互依存性の拡大の中で世界的な脅威となり、特に社会的弱者に甚大な被害を与えることに対応するためのシステムづくり、の 2 点に焦点を当て、G7 伊勢志摩サミットとの連動を図ったセッションを設けました。これに加え、人口問題の多様性に対応するために、③若者への投資、教育、雇用の実現＜いかにして若者に夢を抱かせるか＞、④活力ある健康長寿社会の実現＜人口と持続可能な開発＞、の合計 4 つのテーマ別セッションに加え、⑤「2030 アジェンダ」を達成するために不可欠となるグローバル・パートナーシップを構築し、コミュニティ、地方、各国、各地域、そして世界レベルで保健メカニズムを構築する上で国会議員が果たすべき「触媒」としての役割を協議するセッションの計 5 つのセッションで構成されました。

略語表記

AFPPD：人口と開発に関するアジア議員フォーラム
AMR：薬剤耐性／抗菌剤耐性
APEC：アジア太平洋経済協力閣僚会議
APDA：公益財団法人　アジア人口・開発協会
AU：アフリカ連合

CFE：緊急対応基金
CIS：独立国家共同体
COP21：第 21 回気候変動枠組条約締約国会議
CSOs：市民社会団体

DAC：開発援助委員会
D&R：宣言および提言

ECOWAS：西アフリカ諸国経済共同体
EPF：人口と開発に関するヨーロッパ議員フォーラム
EU：欧州連合

FAPPD：人口と開発に関するアラブ議員フォーラム
FGM：女性性器切除
FPA：人口と開発関するアフリカ議員フォーラム
FWCW：世界女性会議

Gavi：ワクチンと予防接種のための世界同盟
GBV：ジェンダーに基づく暴力
GCPPD：国会議員世界委員会
GCPPD：世界人口開発議員会議
GDP：国内総生産
GLOBE：地球環境国際議員連盟
GNI：国民総所得
GTP2:成長と構造改革計画 2
G7：7 か国首脳会議（米国・英国・ドイツ・フランス・日本・カナダ・イタリア）
G8：先進 8 か国首脳会議（G7 にロシアが加わった）
G20：20 か国・地域首脳会議

I：宣言および提言における「はじめに」
IAPG：人口と開発に関するアメリカ地域議員グループ
ICN：国際看護協会
ICPD：国際人口開発会議
ICPD-PoA：国際人口開発会議行動計画
ICPPD：国際人口開発議員会議
ICPPD-PoA：国際人口開発議員会議行動計画
IHR：国際保健規則
IPCI：国際人口開発会議行動計画実施のための国際国会議員会議
IPPF：国際家族計画連盟

IPSS：国立社会保障・人口問題研究所

JPFP：国際人口問題議員懇談会

LGBT：性的少数者（マイノリティー）

MCI：軽度認識障害
MDA：市場開発アプローチ
MDGs：ミレニアム開発目標
MISP：最小限のサービスパッケージ

NATO：北大西洋条約機構
NCDs：非感染性疾患
NGOs：非政府組織
NPOs：非営利組織
NTDs：顧みられない熱帯病

OCHA：国連人道問題調整事務所
ODA：政府開発援助
OECD：経済協力開発機構
OSCE：欧州安全保障協力機構

P：宣言および提言における「前文」
PDP：製品開発パートナーシップ
PEF：パンデミック緊急ファシリティ

QOL：生活の質

R&D：研究開発

SARS：重症急性呼吸器症候群（サーズ）
SDGs：持続可能な開発目標
SF36：健康関連 QOL を測定するための科学的で信頼性・妥当性を持つ尺度
SRH：セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス
SRHR：セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ
SWAPO：南西アフリカ人民機構

TICAD：アフリカ開発会議
TFR:合計出生率

UHC：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ
UNDP：国連開発計画
UNFPA：国連人口基金
UNHCR：国連難民高等弁務官事務所
UNICEF：国連児童基金

WHO：世界保健機関

開会式

開会式概要

武見敬三 JPFP 幹事長・AFPPD 議長が進行を務め、まず谷垣禎一 JPFP 会長と福田康夫 元総理大臣・JPFP 名誉会長・APDA 理事長が歓迎挨拶を述べました。その後、安倍晋三 内閣総理大臣が日本政府を代表し、国会議員の努力を評価するとともに、これまで日本が保健分野でサミットの議長国となるたびに国際的なイニシアティブをとってきたことを表明し、今後も積極的に貢献することを表明する基調演説を行いました。続けて、ババトゥンデ・オショティメイン UNFPA 事務局長が挨拶を述べ、G7 伊勢志摩サミットの議長国である日本の議会を代表し、大島理森 衆議院議長が開会宣言を行い、会議が開会されました。

開会式:「宣言および提言(D&R)」への貢献

開会式では、谷垣禎一 JPFP 会長が、前文 1～3(1979 年スリランカ、コロンボで開催された ICPPD、1994 年の ICPD-PoA、2014 年の ICPD20 周年の歴史的発展)に言及し、福田康夫 元総理大臣・JPFP 名誉会長・APDA 理事長が 2030 アジェンダ、持続可能な開発目標(SDGs)達成のためには人口と開発に取り組むことが重要と述べ、その旨が「はじめに(I)」と「前文(P)」そして「宣言および提言(D&R)」のセクション 5 に反映された。ババトゥンデ UNFPA 事務局長は、女性のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスとライツ(1; 1.1-1.3)が非常に重要であると述べ、安倍晋三 内閣総理大臣は SDGs における UHC(I-7、1-3)の重要性、貧困根絶のための保健システム強化、世界規模の感染症拡大(4; 4.1-4.2)、そして政府が保健に対して予算配分をしっかり行うことの大切さ(5.2)、そして貧困をなくしていくために市民社会と国会議員がともに取り組んでいくことの重要性について包括的に言及した(5.5)。最後に大島理森衆議院議長が開会宣言を述べ、議員会議の歴史と会議の趣旨を要約し、その内容は宣言文全体の基調を形成した。

主催挨拶

谷垣禎一

国際人口問題議員懇談会（JPFP）会長

この度、G7 伊勢志摩サミットに向けた世界人口開発議員会議（GCPPD2016）を人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）とともに主催することを心より慶んでいます。主催者として皆様を歓迎申し上げますとともに、同志的な連帯でかくも多くの皆様にお集まりいただけたことに感銘を受けています。ご参加いただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、中心となってご尽力された武見敬三 AFPPD 議長に心より感謝申し上げたいと思います。

今、私たちが取り組んでいます、人口と開発に関する国会議員活動は、限られた地球環境の中で、人類が生きていくためにはどのようにしたらよいか、つまりいかにして持続可能な開発を達成するか、という切実な危機意識のもと始まりました。その中で、この持続可能な開発を達成するためには人口問題への取り組みが不可欠である。人口問題は一人ひとりの生き方の問題であり、決して強制することはできない。従って国民の代表である国会議員が関わるべき課題である、という理念から、人口と開発に関する国会議員活動は創始されたと聞いています。

1974 年に世界初の人口と開発に関する超党派の議員グループとして国際人口問題議員懇談会（JPFP）が設立されました。1974 年以降、先輩議員たちが世界に働きかけ、第一回の国際人口開発議員会議が 1979 年にスリランカのコロンボで開催され、その後 1982 年 3 月にはアジア太平洋地域の地域フォーラムである人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）が設立され、同年 12 月には、ここにいらっしゃる福田康夫元総理大臣のご尊父である、福田赳夫元総理大臣のもと、ブラジリアで世界人口開発議員委員会（GCPPD）が開催され。その機会にアメリカ地域の議連である IAPG が設立されました。現在では、この活動は世界中に広がり、世界すべての地域には人口と開発に関する地域議連、多くの国には超党派の議員グループが設立され、活発な活動を続けられており、今回は、まさしくその中心メンバーの皆様にご参集いただいています。

国会議員は、国民の代表として、国民一人ひとりの幸せを願う存在です。そして国民の代表として、日々の政治に関わり、未来に責任を持つ立場にあります。この国会議員が人口と開発問題に関わるとき、その理念として掲げられたのが「人間の尊厳の守れる社会を作る」というものでした。そして、この「人間の尊厳を守る」という言葉は、1994 年エジプトカイロで開催された国際人口開発会議（ICPD）に先駆けて開催された、国際人口開発議員会議（ICPPD）の宣言文で高らかに謳い上げられました。

そして、昨年 9 月に国連総会で満場一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）」の基本理念の一つとなりました。議員活動から生まれた理念が、世界の開発努力の理念となったのです。このことは議員活動の先見性を示すものであり、私たちの活動の成果として誇るべきことであると思います。

今回の会議は G7 伊勢志摩サミットに提言を行うことを主たる目的としています。今回のサミットは、2030 アジェンダ採択後初めて開催されるサミットとして、歴史的な重要性を持っています。持続可能な開発目標（SDGs）を達成し、人類の未来に責任を持った決断をするためにも、この機会に国民の代表である国会議員が参集し、その意見をサミットに提言していくことは、長期的な視野を提供し、人類の持続可能開発に向けた国際的な協力体制を構築する上で、重要な意味を持つと考えます。

さらに、これまでの私どもの活動の中から、この 2030 アジェンダで強調されているグローバル・パートナーシップを実現する上で不可欠となる、国民に対する説明責任、透明性、良い統治を実現するためには、国会議員の役割が決定的に重要であることが明確になりました。

ご参加の国会議員の皆様には、是非熱心な討議を通じて、人口と持続可能な開発、そして人間の尊厳の基盤としての健康についてのコンセンサスを形成し、それがサミットのみならず国際的なモメンタムとなっていくことを念願しています。

挨　拶

福田康夫

公益財団法人アジア人口・開発協会（APDA）理事長
国際人口問題議員懇談会（JPFP）名誉会長

本年は、世界の国際協力を考える上で、歴史に残る年といえます。来月の「G7 伊勢志摩サミット」は、昨年 9 月、国連特別総会で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されてから、初めて開催される G7 サミットであり、世界経済や安全保障の問題のみならず、これからの地球の持続可能な開発を世界の首脳たちが検討する画期的な会議です。さらに、第6回アフリカ開発会議が、ケニアで開催されます。これは、アフリカ諸国がオーナーシップの精神を持ってアフリカ開発に取り組む、象徴的な機会となります。

今回の会議は、この二つの大きな国際会議に国会議員として提言を行い、国連の2030アジェンダを達成するために必要となる国会議員の役割についてご協議いただくことなっています。さて、私たちが取り組んできた人口問題は、より一層重要性を増しています。

私たちは長年にわたり、人口問題と持続可能社会につき活動を続けてきました。その活動を振り返ると、この会議を主催する日本の国際人口問題議員懇談会（JPFP）は、今から 40 年以上前の 1974 年に設立されました。当時、世界人口は約40億人でしたが、急速な人口増加と経済開発の結果、地球環境に与える負荷が識者の間で深刻な問題として意識されていました。この課題に対応するために、「人口問題は国民理解に基づいて対処されなければならない。そのためには、国民の代表である国会議員の役割が不可欠である」という問題意識に基づき、まず、日本において JPFP が設置され、人口と開発に関する議員活動がスタートしました。その後各国にも呼びかけ、同様の目的を持った議員活動グループが世界の各国に設立され、今日に至ったのです。

しかしその後、40年の時間を経過した現在では、日本をはじめ多くの国で「少子高齢」の時代が訪れ、そのため当初懸念していた人口増加が地球環境に与える影響についての一般の関心が薄れているように思います。しかし現実は、我々が目指している長年のテーマが解決に向かっているのではありません。むしろその深刻度を増していると思います。

その観点から言えば、現在、課題の中心が、アフリカにあることに異議は少ないでしょう。国連の推計に基づけば、今や世界人口は、73 億人を超え、今世紀の後半には 90 億を超えると予測されています。2070年以降、アフリカを除く世界すべての地域で人口が減少に向かう中で、アフリカ地域のみ人口が増加を続けると予測されているからです。問題はアフリカだけに止まりません。このような人口と、それを取り巻く基礎的な状況の変化は、社会全体に想像以上に大きな影響を与えます。現在、アラブ地域でISなど極端な考えの集団が大きな混乱をもたらしています。国際社会の最大の懸念であるテロなどの問題の背景に、人口、環境、食料などの基礎的な問題が横たわっていることは国際社会の共通認識です。

これらの課題に加え、いま私たちは新しい脅威に直面しています。かつては地域に限局した感染症であったエボラ熱のような疾患が、世界的な流行を引き起こし、ジカ熱の流行も懸念されています。これら緊急事態への対処が必要なことは言うまでもありません。

しかし、将来を見据えた対策をとるためには、貧しい地域における脆弱な社会基盤を改善し、再構築する地道な努力も必要です。そのためには、たとえば今こそ、私たちがこれまで取り組んできた、リプロダクティブ・ヘルスをすべての人が利用できるようにし、女性の教育を行い、一人ひとりの福利の向上につながるプログラムをきちんと行うことが必要です。国際社会の関心が現在直面している緊急事態だけに向いた結果、これまでの長期的な努力が維持できないような状況となれば、望まない妊娠が増え、アフリカの人口は一層増大し、地球全体の将来に大きな禍根を残すことになります。

G7 伊勢志摩サミットおよび TICAD VI、そして今後の国際協力に向けた議員活動の中で、国会議員が“いま”に対する対応と同時に、“未来”を見据えた議論を行っていただきたいと念願しています。ご参集いただいた議員の皆様、国連はじめ関係の皆様に感謝し、会議の成功を祈ります。

基調演説

安倍晋三

内閣総理大臣

皆様、おはようございます。安倍晋三でございます。世界各国で人口保健問題に取り組む国会議員の皆様を心から歓迎いたします。

世界人口開発議員会議の開会にあたり、発言の機会をいただいたことを大変光栄に思いますとともに、武見敬三 AFPPD 議長をはじめ御列席の皆様に心から敬意を表したいと思います。

昨年 9 月、国際社会は歴史的なアジェンダを採択しました。持続可能な開発のための 2030 アジェンダです。人類社会の持続可能な発展のためには、支援する側、支援される側ではなく、全ての国が同じ立場で参加することが必要です。世界中の国々がともに未来を切り拓いていく新しい時代の幕開けであります。「誰も置き去りにしない（no one will be left behind）」―私たちはこの高い理念を掲げました。あらゆる場所のあらゆる形の貧困を終わらせること。あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保すること。2030 アジェンダは、あらゆる政策は全ての人々を対象とするものでなければ持続可能な社会は実現しないことを宣言しました。私は、国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、より一層世界の平和と繁栄に貢献していこうと考えています。一人ひとりに焦点を当てた人間の安全保障の考え方に対し、保健をはじめとする世界規模の課題の解決に貢献していく決意であります。

2030 アジェンダは、この日本の考え方が明確に盛り込まれました。全ての人々を対象とするユニバーサル・ヘルス・カバレッジです。この達成に向けた目標が設定されたことは大きな成果です。この 2 日間の会議では、女性や若者の活躍、人口問題と持続可能な社会づくりなど、様々な課題が議論されています。その前提となるのが全ての人々が健康で暮らすこと。飢餓や貧困の解消は、保健医療水準の向上とともに実現するものであり、格差や不平等の克服は保健医療の確保なくして成り立ちません。今や保健をめぐる問題は、一つの国にとどまらず、地球規模で取り組むものとなりました。世界の保健医療水準を向上させることが、すなわち自らの国の社会経済的発展や社会の平和安定につながります。

私たちが共有するのは、国際保健の課題です。課題は大きく 2 つあります。保健医療水準を向上させるための生涯を通じた保健サービスの確保と国境を越えた感染症に立ち向かうための公衆衛生危機に対する対応の強化です。各国が対応しなければならない課題は多種多様です。社会全体の衛生水準を向上し、その向上を急がなければならない国があります。生活習慣病の予防といった個人の対応が重要な国があります。世界規模で人が移動する状況の中、21 世紀はエボラやジカ熱といった国境を越える感染症の脅威に立ち向かう必要があります。私たちは自らの国の課題を解決するだけではなく、他の国が直面している課題にも目を配らなければなりません。

日本はこの 70 年間、保健衛生水準の向上に取り組み、乳幼児死亡率や平均寿命などの諸指標で世界最高の水準を達成しました。また全ての人が医療に負担可能な費用でアクセスできる国民皆保険を達成して 50 年が経ちました。その経験を諸外国と共有し、新たな課題にともに立ち向かっていきたいと考えています。我が国は保健分野の ODA 等を通じ、世界の保健医療水準の向上への貢献を行っています。世界エイズ・結核・マラリア対策基金や国連人口基金など、保健分野の国際機関を通じた協力に加え、2 国間の ODA を通じて、保健分野において年間 1,000 億円の協力を行ってきました。例えば、2013 年からケニアに専門家を派遣し、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に向けた政策立案の支援を行っています。フィリピン・ルソン島で緊急時の産科医療の整備を支援し、妊産婦を中心に国民健康保険制度への加入を促進し、医療へのアクセスを改善する取り組みを進め

ています。セネガルでは、トイレといった基礎的な衛生施設へのアクセスの改善を支援しています。また、我が国は今年2月、WHO緊急対応基金に対する拠出を行いました。この一部は、すでにジカ熱対策にも活用されました。全ての人々が適切な保健衛生サービスを受けられ、医療へのアクセスが保障されること。これまで我が国が推進してきたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成は、各国の保健分野の課題に包括的に取り組む上で重要な基盤となるものです。今後も、我が国は国際保健分野をめぐる課題に対応した貢献を行っていきます。

情報発信も重要です。私は2013年と昨年の2回にわたり、ランセット誌へ寄稿し、我が国の取り組みと今後の展望を語りました。昨年 9 月の国連総会サイドイベントや 12 月のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ国際会議など様々な機会を通じ、国際保健を重視する立場を発信して参りました。来月、日本は、伝統の地・伊勢志摩で G7 サミットを開催します。これまでを振り返ると我が国は、日本で開催されるサミットの機会を捉えて国際保健の議論を主導してきました。2000 年の九州・沖縄サミットでは、エイズ、結核、マラリアについて国連が設定した目標を達成するため、G8 各国が国際機関などとの連携強化に責任を持って取り組むこととしました。2008年の北海道洞爺湖サミットにおいては、ここにおられる福田元首相が当時首相として、保健システム強化、母子保健など、5つの分野での取るべき行動を提示しました。来る伊勢志摩サミットにおいても、国際保健を議題に取り上げます。さらに、初のアフリカ開催となる TICAD VI、9 月には G7 神戸保健大臣会合を開催します。これらの一連の機会を通じ、保健医療に関する先駆者としての日本に対する期待に応えるべく、積極的に貢献していきます。

今回東京に集われて、皆様は政治家として、それぞれの国のリーダーとして、そのリーダーシップの発揮が期待されます。また、世界中の国々との横のつながりにより、ともに目標を達成し、飢餓や貧困、格差や不平等を克服していく先頭に立たなければなりません。この会議が大きな契機となり、参加各国が情報と経験を共有し、地球規模での課題解決に更に取り組んでいかれますことを期待し、私のスピーチとさせていただきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

挨　拶

ババトゥンデ・オショティメイン

国連人口基金（UNFPA） 事務局長

福田康夫元総理、谷垣禎一 JPFP 会長、大島理森衆議院議長、ご参加の各国国会議員の皆様、ご来賓の皆様に感謝申し上げますとともに、会議開催に当たり武見敬三 AFPPD 議長が発揮されたリーダーシップに敬意を表します。

本日ご参集の皆様、

最初に、2 週間前、熊本県を襲いました大地震災害に対し、UNFPA を代表し、また私個人といたしまして、日本政府並びに被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々とご遺族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。このような自然災害は、皆で取り組む努力を通し、世界の全ての人の人間安全保障を担保することが、喫緊の課題であることを示しています。これからの 2 日間にわたって、私たちがいかに協力できるかという議論が進展すると期待していますが、それはまさに時宜を得たものです。

皆様はこのような状況下で、全ての人の尊厳、健康そして安全を確保することがいかに重要であるかを再認識されることと思いますが、危機的な状況においては、女性や女児が最も危機にさらされることになるのです。世界中で人道支援のニーズが増大しており、このような状況で女性や女児が非常に被害を受けやすくなってしまう中で、世界中のあらゆる女性がセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ケアを受けられるよう、より一層努力することが必要であると考えています。

最も厳しい状況下においても女性が安全に出産できるように、また恐怖や性的暴力を廃絶することが大切です。さらに、避妊、家族計画サービスを含む情報やサービスを受けられるようにすることで、望まない妊娠を避けられるようにすることが重要です。

今日、明日の 2 日間にわたって、こうした人間の安全保障、ジェンダーの平等、女性の健康・エンパワーメント・権利、その他人口および開発の重要な問題の相関関係について、有意義な議論がなされるものと期待しています。私自身、本日の全体セッションにおける基調講演で、このような問題についてさらに深く話をさせていただきたいと思っています。

この場では、今回、世界人口開発議員会議（GCPPD）に皆様とともに出席でき、大変喜んでいますことをお伝えいたしますとともに、この会議を主催されました武見敬三先生並びに AFPPD の皆様、谷垣禎一先生並びに JPFP の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

また福田康夫先生には、日本国元首相として、また JPFP の名誉会長として、常日頃からご協力いただいていますことに、感謝申し上げます。日本で福田元総理の下、こうして素晴らしい方々が集まり、この会議を主催し、人口・開発の問題を話し合えるということは、この上ない喜びです。

また日本政府、外務省の皆様には、政治的・財政的なご支援を賜り、今回の会議を実施できることに深く感謝申し上げます。

最後になりましたが、国際人口開発会議（ICPD）の課題推進に向けて、各国からご参集の議員の皆様が果たされている日頃のリーダーシップおよびパートナーシップ、コミットメントに対して感謝申し上げます。

国連におきましても、こうした議員の皆様の役割は重視されており、UNFPA も同様です。そして議員の皆様が、国民の代表として、人々のために日々惜しまず努力されていることが、問題を解決していく上で重要になっていると考えています。

言うまでもなく、最も取り残されてしまうのは女性や女児たちです。皆様ご存知のように、今年から「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」への取り組みが始まります。「誰一人として取り残されてはならない」というアジェンダの要求に応えるためにも、貧困に苦しみ、社会の主流から取り残された女性や女児を私たちの努力の中心に据えて、一層力を尽くしていかなければなりません。今後も皆様と協力し、最も脆弱な立場にある女性や女児の権利を守るため努力して参ります。

ご挨拶の機会をいただき、ありがとうございました。

実りある会議となりますことを期待しています。

開会宣言

大島理森

衆議院議長

皆様、おはようございます。この度は世界人口開発議員会議にご参集いただき、主催国、日本の議会を代表し、皆様を心より歓迎いたします。

この人口と開発に関わる議員活動は、我が国から始まったものです。我が国が戦後復興を果たし、急激な経済成長を実現していた頃、アジアの各国は急激な人口増加と貧困に苦しみ、それが社会的な不安の原因ともなっておりました。今回、会議を主催しています「国際人口問題議員懇談会」幹事長として、「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」設立に尽力し、初代議長を務めた佐藤隆先生をはじめ、草創期の政治家たちは、こうした世界的な人口と貧困、保健の課題に、日本の戦後復興の経験を移転することでこの問題に対処しようと考え、当時の僅かな開発援助資金の中から、国際家族計画連盟への拠出を始め、さらに国連人口基金の設立を強く後押したのです。この活動は、その後、人口と開発に関する問題を世界規模の活動に広げていかれた福田赳夫元総理大臣等多くの方々に引き継がれながら大きく発展し、現在に至っています。

世界的な人口問題、保健課題の解決は、子どもや孫の世代に平和な社会を引き継ぐことに他なりません。今回の会議は、こうした問題について、各国議会や国際機関を代表する方々が一堂に会し、意見交換を行うもので、誠に意義深いことと存じます。来る伊勢志摩サミットに向けて、有意義な議論がなされ、今回の会議が実り多きものとなりますことを心より祈念いたします。

結びに、国際人口問題議員懇談会の谷垣禎一会長、人口と開発に関するアジア議員フォーラムの武見敬三議長、これまで人口問題関係の要職を歴任し、多大なご貢献をいただいている福田康夫先生をはじめ、会議開催にご尽力された皆様に深く敬意を表しますとともに、会議の成功を心よりお祈り申し上げ、開会宣言といたします。

全体セッション

議長:逢沢一郎　衆議院議員
JPFP 会長代行・日本 AU 友好議員連盟会長

それでは全体セッションを始めたいと思います。全体セッションの議長役を務めます JPFP で谷垣会長の下で会長代行を務めております、衆議院議員の逢沢一郎です。

同時に私は日本AU友好議員連盟の会長を務めております。今朝もアフリカ各国から来日した、この会議に参加をいただいた議員の皆様との大変有意義な懇談の機会をいただきました。また同時にUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)議員連盟の代表等も、務めております。皆様とともにこの人口問題にしっかり取り組む立場から、議長役を務めたいと思います。当全体セッションでは、3 人の方から発言をいただきます。私から簡潔にご紹介を申し上げます。

まず最初に、フランク・ハインリッヒ議員です。ドイツから参加をいただきました。フランク議員は、人口と開発に関するドイツ議員諮問委員会委員長として、昨年ベルリンで開催されました、G7 人口・開発議員会議で主導的な役割を果たされました。2009 年からドイツ・キリスト教民主同盟(CDU)党所属の国会議員として、ドイツ連邦議会議員をお務めです。現在同連邦議会の開発委員会と、人権委員会の委員を務めておられます。大変重要なお立場であられます。今まで、1980 年にソーシャルワークと神学をカナダで修められたのち、ケミニック市の救世軍の青年部オフィサーとして、長年活動を続けてこられました。フランク議員には、昨年会議の成果等にも触れつつ発言をいただきます。

次いで皆様ご承知の、ババトゥンデ・オショティメイン UNFPA 事務局長です。事務局長については改めて申し上げることもございませんが、UNFPA 事務局長に 2011 年に任命される以前も、1994 年にカイロで開催された国際人口開発会議での重要なコンセンサスを前進させる等、全身全霊で取り組んでこられました。2015 年に 2 期目に再選され、UNFPA の組織改革に果敢に取り組んでいらっしゃいます。私たちにとって最重要のお一人です。

3 人目の発言者は武見敬三先生です。日本国参議院議員で現在 JPFP の幹事長であると同時に、AFPPD 議長をお務めです。これまでに厚生労働副大臣外務政務次官を務められました。日本を代表する外交関係議員、また国際保健に精通された方です。皆様ご存じのことと存じますが、武見先生はグローバル・ヘルスの分野で大きな活躍を続けてこられました。国連の国際人口開発会議(ICPD)ハイレベルタスクフォースのメンバーでいらっしゃることはご案内の通りですが、それ以外にも、数多くのグローバル・イニシアティブに取り組んでこられました。例えば 2009 年から 2010 年に、世界保健機関WHOの研究開発に関する専門家諮問作業部会委員、2010年には保健人材グローバル・フォーラム、2009 年からは、タイ・マヒドン皇太子賞会議組織委員等、重要なお立場を歴任されました。武見先生から素晴らしいご発表をいただけるものと思います。どうぞご期待ください。

それでは、まず最初にフランク・ハインリッヒ議員より、発言をいただきます。よろしくお願いいたします。

基調講演（1）

「2015 年 G7 ベルリン議員会議の成果」

フランク・ハインリッヒ議員（ドイツ）人口と開発に関するドイツ議員諮問委員会委員長

昨年のドイツでの会議では、貧困・経済・健康は互いに密接な関係を持った課題という共通の認識が確立されました。世界では、およそ 12 億の人たちが、1 日約 1.2 ドル以下の極度の貧困状態で生活しています。貧困と健康も複雑に関係していることが知られています。病気になるような環境に住む、例えば、きれいな水もない、衛生も十分でない、良い家に住むことができない。これには経済的な状況が影響しています。経済状態は、健康と関わっているわけです。

貧困と暴力そして司法制度の利用が保障されていない状態は、我々が人々に保障しようとしている基本的な人権をも阻害してしまっているのです。これを見過ごすことはできません。統計的にも明らかですが、女性は社会的に不利な立場に置かれています。健康を維持するために医療施設を利用したい、医薬品を利用したいと思っても、それは時として容易ではありません。去年ベルリンで開かれた議員会議は「She Matters」（彼女は大切だ）と題されましたが、女性と女児のエンパワーメントを通し、一人ひとりが健康で生産的な自立した生活ができなければならないと合意され、そのために、私たち立法者である国会議員は、最善の努力をしていかなければいけないと謳われました。この会議で「健康」と「病気」に関する 2 つ目標が掲げられました。

その 1 つ目として、女性、女児は HIV/エイズに対して不利な立場にあることを確認し、2030 年までに HIV/エイズ、結核、マラリア、そして顧みられない病を終焉に向かわせ、そのための予防や治療サービスを分け隔てなく、全ての世代が、いかなる時でも利用できるようにしていくことです。これは持続的な開発目標（SDGs）の 3 番目の目標にもなりました。

2 つ目は、医薬品分野での研究開発です。中低所得国が最も大きな影響を受ける感染症および非感染症に対する予防・診断・そして治療研究へのさらなる投資を優先的にするということです。人口と開発に関するドイツの超党派のグループは、政府とドイツ首相に手紙を書き、現状を変えるために、PDP（プロダクト開発パートナーシップ）の予算を 2021 年まで倍にすることに成功しました。これによって Gavi アライアンスのような、2016 年から 2020 年で 3 億人以上の人々にワクチンを提供する組織への援助が可能になりました。

この、昨年のベルリンで開かれた会議（She Matters）の成果は、G7 のシェルパに提供され、エルマウでの G7 サミットでの首脳宣言の中に、健康と女性・女児の役割などとして盛り込まれました。特筆すべきエルマウ首脳宣言の 3 つの成果を共有させてください。それは、エボラ熱のような公衆衛生上の緊急課題への対応、貧困が関連した病・顧みられない熱帯病への研究開発、薬剤耐性菌への対策と WHO の構造改革です。また、2030 年までに、専門職に従事する女性の数を倍増することも含まれました。

これらを達成するためには私ども議員フォーラムだけでの取り組みを超え、他の人々からの協力がなければ達成することはできません。また、これは地球上の北と南の国々での研究開発の格差にも気を配らなければいけません。そのためにグローバルファンドの資金を増やすことも必要です。ベルリンで取り上げられた女性・女児に関する課題に対する新しい世界戦略は、G7 サミットのアジェンダと

しても重要な項目として維持していく必要があります。それに関してドイツの同僚議員たちとともに 2 つの官庁に、書簡を送りました。来年 G20 サミットがドイツで開催されます。昨年と同様に、こうした重要な課題を G20 サミットのアジェンダに入れることで、各国の議会で引き続き議題にしていくことが大切です。今回の皆様の努力に感謝し、議論が深まることを希望いたします。ありがとうございました。

基調講演（2）

「人間の安全保障と SDGs、人口問題への対処」

ババトゥンデ・オショティメイン　UNFPA 事務局長

UNFPA を代表しまして、会議開催にご尽力された皆様に心より感謝申し上げます。

ハインリッヒ議員より、リプロダクティブ・ライツが、特に女性・女児において重要であると述べられました。確かにその通りです。医療の問題であるとも思いますが、その一方で権利の問題でもあると思います。議員の皆様、そして本日ご参集の皆様、今世の中を見渡してみますと、特に人口と開発においては、新たな問題に様々直面する時代にあると思います。貧困もそうです。また多くの人々に対して医療が行き届いていないというのが、歴史的にも顕著に現われている時代であろうと思います。

その意味で国連としても、こうした分野に取り組む努力をしています。2030 アジェンダの中では、持続可能な開発を実現すると掲げられています。そのためには、まず SDGs の達成があり、「誰も取り残されてはならない」という観点で、努力がなされています。この達成が地球市民、各国、また全ての人々を繁栄に導けるようにしていくための根底にあるからです。各国代表の皆様とも協力し、まず国のレベルで優先順位を決めることで、SDGs の 17 の目標に取り組む体制をきちんと構築し、一つ一つ達成していくことが重要です。MDGs というのは縦割りの目標でしたから、分野横断的に達成することで、持続可能な開発が初めて実現できるものだと考えます。

この実現に向けて、ともに手を携え、人口と開発に関しての国際会議の場でも積極的に取り上げていくということが、不可欠になって参ります。1994 年以降 ICPD の 2030 アジェンダにも掲げられている形で、かつてから存在している問題です。今後世の中がどういう方向に行くべきかを決定づける上で、重要な役割を担っていると思います。貧困撲滅、また不均衡をなくし、不公平をなくしていくこと、そしてその実現には地域の開発、発展が不可欠です。そして誰をも見落としてはいけないということが、重要なポイントです。

そのためには皆様の努力、情熱がなければ、こうしたグローバルな ICPD の約束を守り、実現していくことができなくなってしまいます。今後とも継続した皆様の尽力を投入し、この目標に向かって進んでいきたいと考えております。リプロダクティブ・ライツに関しては、2030 アジェンダにおいて中核と位置づけられています。持続可能な目標を実現する上でも、非常に重要です。どの国であろうと、どういう人たちがその国に住んでいようと、それは中核的な問題です。きちんと取り上げ、解決に向けることが、全員にとってのメリットに繋がります。そのためにはリーダーシップを発揮していかなければなりません。多くの国々が、特にこうした諸問題において私たちに期待を寄せているという意識が必要です。

また人口構造の変化も各国で見受けられます。特に日本では、高齢化が著しく大きな問題として現われてきています。しかし、これは日本だけの問題ではありません。それに連なる形で、他の国々も高齢化という問題に直面しつつあります。ですから、そういった国々が、高齢化で先進の日本から、数多く学べるということが重要になります。

また 18 億人の若者が開発途上国に住んでいます。その人たちの生活向上がなされなければ、悪循環のスパイラルが起こり、国民 1 人ひとりの幸せには繋がらなくなってしまいます。また人口移動も非常に活発になっています。いろいろな人たちが様々な国々に移動する時代になってきています。2030 年、2040 年を見据えますと、かつてないほど多くの人たちの移動があり、都市化も非常に大きな問題になります。これが新しい人口問題として取り上げられなければなりません。そして、貧困もまだまだ存在しています。特に発展しつつある国においても、貧困の中で暮らさなければいけない人たちが、まだまだ存在します。中所得国においても同様です。このような不平等、不均衡といった問題も取り上げていかなければなりません。

また気候問題の影響も解決しなくてはなりません。非常に複合的な問題です。その解決が必要です。寿命が延びる中、医療の問題が重要です。かつて医療の中心は急性疾患でした。それが循環器や糖尿病、生活習慣など慢性疾患へと推移しています。より高度な医療をいかに実現するかという課題にも対処しなくてはなりませんし、同時に医療制度、インフラの導入も必要です。この課題を解決しなくては、質の高いサービスの提供もできません。貧困国また脆弱な人口の多い国々においては、特にこうしたサービスを利用できるようにすることが喫緊の課題となります。女性、そして女児にもセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、およびライツへを享受できるようにすることが特に重要です。それが将来的には、人々の健康と幸福にも関わってくるからです。それが達成されなければ、個人のみならず国家としてみても非常に大きな打撃を受けることになる国も多いのです。グローバルな課題もある一方で、国レベルの課題もあります。

そうしたことが、私たちの活動を阻害することになってはいけません。私たちが、より良いシステムを作っていくために協力していくことが必要です。人間の安全保障が実現されなければなりません。こういった問題が複合的、そして複雑になってきているという話をいたしました。女性や女児に固有の課題もあります。特に、ある国が何らかの危機的な状況に陥った際、最も影響を受けるのが脆弱な女性・女児です。エイズもそうですし、水などの衛生問題においてもそうです。そこで資金があれば、テントを建て、食料を与えることはできますし、食料の安全保障を解決することはできます。しかし、女性・女児に特化した形で問題を解決するには、まだまだ十分とは言えません。妊娠、出産は女性特有の問題ですから、これを解決しないことには、全体的な問題も見通しが立ちません。女性がリスクに遭う、もしくは赤ちゃん、子どもたちがリスクに遭うことがないようにしないといけません。適切な対策を取ることでヨルダンでは 5000 人の赤ちゃんが死なずに済みました。また妊産婦死亡の激減も実現しました。これは素晴らしいことだと思います。したがって、こうした危機的状況における女性・女児の保護は、積極的に行う必要があります。また青年期の若者も、彼らなりの特有の問題がありますので、そこにも手を差し伸べる必要があると思います。格差や不平等をなくしていくためには、このようなあらゆる人たちがヘルスケアを利用できるようにしていかなければなりません。

この 2 日間の議論において、是非ともこうした問題を踏まえて協議を進めていただけたらと思います。なんといっても医療制度を確固たるものにしていくことが重要です。そのためには、あらゆる人たちが保健を利用できるように、UHC を実現することが必要です。また危機的状況で避難を強いられた人たちにおいても同様です。そしてリプロダクティブ・ヘルスという観点から、女性・女児の保護も、とりわけ重要です。各国とも。自国民を守るべく計画を立て、災害を被った人たちがもれなく守られるようにしていくことが、今後重要になってくるのではないでしょうか。

こうした課題の解決は、最終的には人間の安全保障にも関わって参ります。1994 年に ICPD で人間の安全保障が取り上げられました。人間の尊厳、人権という観点から、その復元力のある社会を築く重要性が意識に上るようになりました。その中で行動計画も立案されました。人々は、自分たちの生活を営む上で人間としての共通の権利があるということです。UNFPA は、日本政府が、人々の安全保障の信託基金に拠出してくださったことにも感謝申し上げます。

これは、人々の生活において重要ですし、安全保障の観点からもそのための行動は必須です。地域、

そして国際レベルにおいて、様々な分野の活動家がいらっしゃいますが、彼らの協力が、いかに市民のためになるかということを考えながら、協力をしていく必要があると考えます。G7 が開催されるということ、それに向けての提言をまとめるということは、2030 アジェンダを実現していく上でも、また私たちの国民に対しても重要な責務だと考えています。

第 6 回 TICAD 会議が 8 月に世界銀行、およびアフリカ連合（AU）の協力の下、ケニアで行われます。アフリカ各国が参加し、アフリカ開発に関わる問題が取り上げられます。アフリカの大陸で初の開催であり、是非とも皆様も、このプロセスにも貢献していただきたいと思います。

議員の皆様、主催者の皆様、そして今回お集まりの皆様、2030 アジェンダに向けて、是非協力をし、G7 への提言をまとめていけるよう協力いたしましょう。私たちは 50 年にわたりパートナーシップを築き、多くの弱い立場にいる人たちがより良い生活を送れるよう、協力して参りました。SDGs 達成のために、ジェンダーの平等に関して、また MDGs 後においても、開発目標を達成することを目指したいと思います。

そのためには人権を第一に考え、人々のための開発をしていくことが必要です。議員の皆様は国民の代表として、この分野でリーダーシップを発揮していただくことが望まれます。

開発途上国への開発援助を確保し、課題解決のための予算を確保するのも議員の役割です。是非重要な役割を担ってください。これを正しく行って、女性・女児が開発の中核に据えられることになれば、世界の GDP は 1.5 兆ドル増えると言われています。これは非常に大きい成果に繋がります。女性に自信を持ってもらい、彼女たちの能力を最大限発揮できる社会を実現し、家族計画を利用できるようにし、世の中の平和に貢献していただくために、国会議員の皆様のご尽力を賜りたいと願っております。

基調講演（3）

「UHC、人間の安全保障と人口問題の 3 分野―女性、若者、高齢者に焦点を当てて―」

武見敬三　参議院議員 AFPPD 議長

逢沢一郎会長代行、そして福田康夫名誉会長、そしてフランク・ハインリッヒ委員長、そしてババトゥンデ・オショティメイン UNFPA 事務局長、そして世界中の議員の皆様、これは世界中の議員のための会議です。140 名以上の議員の方々が 64 カ国から集まってくださいました。議員会議の歴史から見ても最大級の議員会議です。日本において人口に関する共通の、また開発に関する共通の課題を検討していく会議です。

今日は議員の役割についてお話したいと思います。我々国会議員は国民、そして選挙民の代表です。我々は個々人の生活、国民の 1 人ひとりの生活を理解しています。そして政府の意思決定についても通じています。また国会議員として様々な国境を超えたネットワークを通じて、グローバル・ガバナンスについても理解しています。そういった議員として我々は、全てのローカル、そして国家、グローバルレベルの意思決定のレベルにおける触媒となるべきだと思います。そして意思決定を一貫性のあるものにして、国境を超えてこのアジェンダを小さくなった地球の上で達成できるようにしたいと思っています。

我々の諸先輩方が最初に集まったのがスリランカのコロンボで開催された 1979 年の会議でした。主要な世界の人口問題について、そして人口問題と社会経済発展との関係について議論するために集まったわけです。そこにおきまして先駆的な提案がなされ、法的および予算措置をそれぞれの国で活用し、それぞれの国で人口問題に取り組み、世界で持続可能な開発のための大きな貢献に繋がった会議となりました。

昨年は 2015 年度、国連の MDGs の最終年でした。関係諸国の多大な尽力によりまして、母子の死亡率が低下しました。また感染症のビッグ 3 といわれるエイズ、結核、マラリアの感染症対策にも大きな改善が果たされました。貧困と健康の関係についての取り組みを通して、世界の平均寿命を 71 歳にすることにも貢献できたと考えています。

さて、将来に向けまして、人口動態の変化に伴い、対処すべき課題というのも変わってきています。高い出生率に高い死亡率という状況から、低い出生率、若者の数の減少、高齢化社会、増加する従属人口指数という状況が見えてきています。同時に、この人口の多様性も増えており、そしてエボラ、ジカ熱、また薬剤耐菌性の浮上等、国際社会全体に対する新たな脅威というのも出てきています。エボラ出血熱がもたらした危機の例を見ましても、リスクのある社会集団、これは往々にして女性、子ども、高齢者ですけれども、こういった事象によって、最も打撃を受けることになります。こういった状況を見ても、我々の継続的な注意と努力が求められています。第 42 回 G7 伊勢志摩サミットに向け、本日は 4 つのセッションを通して重要な人口、開発、そして人間の安全保障の問題を検討する素晴らしい機会を与えられています。明日は 5 つ目のセッションがありますが、議員の役割について考えます。そして宣言文の採択をするということになります。

セッション 1 ですが、リプロダクティブ・ヘルス、UHC、女性のエンパワーメント、ジェンダーの平等について考えます。セッション 2 におきましては、若者への投資、健康、教育、雇用について考えます。セッション 3 におきましては、経済的に活力のある高齢化について考えます。昨年の国連の SDGs の

採択以降、初めての世界議員会議であることを認識し、そして人口・開発問題というのは、女性、子ども、高齢者に影響を与え、それはダイナミックな世界的人口転換に根ざしていることを認識する必要があります。そういった状況を踏まえ、長期的な解決に向けるアプローチが必要です。人口サイクルがどう世代横断的に人口の増減に影響を与えているのか。特に出生率、そして高齢化、従属人口指数に着目して考えて参りたいと思います。セッション 4 は、少し違った角度で考えます。人間の安全保障と感染症危機管理体制の確立というのがテーマになっています。資本や財の取引、国境を超えた人や情報の自由な流れが急激に増加し、相互依存につながっています。かつてほとんどの感染症は局地的な現象でしたが、現在は大変な速度で世界中に拡散するリスクが生じています。大規模な感染症の深刻な脅威に対処するための効果的な措置をとるために、危機管理システムにおける協力を、ローカルレベル、国家レベル、そして地域グローバルレベルで強化する必要があるわけです。こういった課題が我々の目の前にあるわけです。

グローバルレベルで一つ重要な問題は、例えば国家の対応能力を構築することで、WHO の加盟国が国際衛生規則（IHR）の義務を遂行することができるようにすることです。シームレスな協力が、各レベルにないとできません。そして UNFPA の役割も重要です。緊急事態においては、女性・女児・婦女子、そして高齢者、若者を救うのは彼らです。UNFPA が、こういった緊急事態においてどうやって役割を発揮できるのかということを考える必要があります。このようなシームレスの協力が各レベルで必要です。そうでなければ、人々の健康と幸せ、社会の発展は実現できません。これはエボラ出血熱の危機で学んだことです。同時に、継続して緊急時対応進行中の中長期的支援と、手の届く UHC の構築に結びつけ、世界的流行病に対する国家強靭性の向上を図ることが必要です。

最後にセッション 5 ですが、国会議員の役割をこういった問題への取り組みの観点から考えます。この役割、すなわち法律を制定し、予算を採択し、そして効果的なガバナンス、リーダーシップのために積極的説明責任を確保する。これは SDGs に明確に確認されている事柄です。我々国会議員は国民の代表です。人口・開発問題に、長期的に取り組むという観点から、そして SDGs の時代の新しい枠組みの中で、我々は人口・開発問題について進捗を果たすためのロードマップを策定する必要があります。決意とともに立ち上がって、国際社会に対する共通の脅威に取り組まなくてはならない時にきています。例えば感染症の脅威等、各個々人にとって、国家安全保障にとって、重要な問題に取り組まなくてはなりません。

1 日半という与えられた時間は、短すぎるものですが、65 カ国から集まった 130 人以上の国会議員と市民社会との対話を通し、一緒に率直でオープンな議論を人口開発問題、人間の安全保障、危機管理の課題といった、各国家、国際社会全体に影響を与えている課題について、交わせることを心から願っております。皆様がいろいろな議論を楽しんでいただきたいと思います。重要な課題を是非議論していただきたい。そして国境を超えて議員として団結しましょう。またこういった努力を通して、新しい世界を作りましょう。その世界では全ての人々、若者、そして女性・女児、そして高齢者が共存し、意義のある生活を送れるようになると確信いたしております。

全体セッション:「宣言および提言(D&R)」への貢献

全体セッションでは、昨年の G7 議長国であるドイツのフランク・ハインリッヒ議員が 2015 年にベルリンで行われた会議の成果報告を行い(P-5)、貧困、健康、経済成長が保健サービスへのアクセスと関連があることを示し(1-4)、そして SRHR の担保が女性のエンパワーメントの進展の前提条件であることが再確認された(1; 1.1-1.4; 1.6)。そして、感染・非感染性疾患に対する研究、そしてエピデミックのために国会議員の援助の重要性について述べた(4.2.3)。ババトゥンデ事務局長の基調講演「人間の安全保障と SDGs～如何に人口問題に取り組むか～」では、2030 アジェンダが採択され人口と開発は新たな時代に入り、基本的人権の一つとしての生きることの権利(1; 1.2-1.3)も重要性もますます増してきている。そして高齢化や移民等の広義の人口問題(2.5、3、P-10)、そして感染症の拡大に対処するためのより良いシステム構築、また女性や女児を中心とした緊急時おける人間の安全保障の確保推進について述べた(4; 4.1-4.3)。また、ODA に対しては GNI の 0.7%を分担し、使用された資金に対しては説明責任をしっかりと果たしていくように訴えた(5; 5.1-5.2、5.5)。現在、ジカ熱、エボラ熱そして薬剤耐性菌が猛威を振るう中、武見敬三 AFPPD 議長は、特にそういったものから最も被害を受けやすいのは女性と子どもをはじめとした脆弱な人口であると述べ(4.1)そして、UHC の持続的な成功(1-4)、国内における機能強化、そして地方、国内、周辺諸国地域と国際的の綿密な連携が国際規模での健康の維持のためには必要であり、そのためには特に UNFPA、WHO、そして世界銀行の努力が望まれると述べた(4.2-4.3)。

第 1 セッション： リプロダクティブ・ヘルス、UHC、女性のエンパワーメント、ジェンダーの平等

セッションのテーマ：全ての女性の権利を実現する：“いかにして国会議員が男女格差を減らし、男女平等を実現し、女性のエンパワーメントを実現と同時に、全ての 女性と女児の健康的な生活と良い環境を促進するか?”

MC：黄川田仁志 衆議院議員・外務大臣政務官・JPFP 会員

皆様おはようございます。セッション 1 の MC を務めさせていただきます、黄川田仁志と申します。

現在、外務大臣政務官を務めておりますが、本日は JPFP 会員として MC を務めさせていただきます。講演者の紹介並びに議事の進行は、共同議長を務められる小池百合子先生およびシャルマン・ストーン議員にお願いいたしますので、私はお二人ををご紹介します。

まず、シャルマン議員は、オーストラリア自由党所属のヴィクトリア州選出のオーストラリア連邦（下院）議員で AFPPD 副議長です。AFPPD で活発に活動されておられ、AFPPD の副議長に就任される前は、AFPPD 女性常任委員会の委員長を務められました。1996 年 3 月にオーストラリア・ヴィクトリア州ムライ地区選出の下院議員となり、1998 年 10 月には環境・遺産大臣の政務次官に就任されています。2004 年 10 月には行政財務大臣政務次官、2006 年 1 月には労働力参画大臣を務められました。2007 年 11 月からは、影の内閣の環境・遺産・芸術・先住民大臣を務め、現在、影の内閣の移民・市民省大臣を務めていらっしゃいます。

次に、小池百合子議員を紹介いたします。小池議員は、テレビのニュースキャスターとして活躍後、政界に転身され、2003 年から 2006 年にかけて環境大臣として国民に対する地球温暖化問題への啓発と技術開発の支援をされました。この他には 2006 年に国家安全保障総理特別顧問に就任され、2007 年には国防大臣を務められました。また 2008 年には女性として初の与党の総理総裁候補として、総裁選を戦われました。

それでは、シャルマン先生、小池先生よろしくお願い申し上げます。

共同議長による議事

小池百合子　衆議院議員・JPFP 副会長・GLOBE Japan 会長

本日は世界中からお忙しいところ、東京にお集まりいただきましてありがとうございました。そして九州地方で起きた地震に対しましても、温かいお心配りをいただき感謝申し上げます。私は、アラブ・中東地域問題専門家とテレビジャーナリストとして活動後、政治家へ転身して歩んだ 24 年の中、1994 年に私にとっての第 2 の故郷であるカイロで行われた国際人口開発会議（ICPD）に参加し、その後、環境大臣と女性として初の防衛大臣も務めました。日本において、女性の権利、生活・子どもの安全はまだまだ満足いくレベルには至っておりません。テロや紛争が続けて起こっている現状に心が痛みます。そんな中、この女性が中心であるセッションへレディーズそして男性の皆様ようこそお越しいただき、重要な課題について建設的な議論とご意見を交わしていただけることを楽しみにしております。本日の共同議長には、ストーン議員以外にふさわしいモデレーターは思い浮かびません。ストーン議員、よろしくお願いします。

シャルマン・ストーン議員（オーストラリア）AFPPD 副議長

小池議員、素敵なご挨拶ありがとうございます。私の国、オーストラリアでは、ユニバーサル・ヘルスケアが充実しており、充実したケアが受けられますが、世界的にみると決してそれは当たり前ではなく、それは不公平だと思っています。AFPPD では全ての女性が公正な機会を与えられ、良い人生を歩めるように、国会議員として何ができるかに取り組んでいます。私個人としては、全てが良い状況であって欲しいのですが、アジア太平洋地域は栄養不足と肥満の数値が一番高いのに、世界的に見て女性の国会議員比率が一番低い地域でもあります。強制的な子どもの結婚では、最も高い数値を示しています。女性や子どもの人身売買、そして FGM 等からもわかるように、女性が男性と同じ権利を持てない様な状況に置かれています。ある国では、最新の超音波検査で男女産み分けをし、女児の出生が少なくなるようにしているところもあります。私たちは議員として変化を生み出すためにここにいます。前の発表者がすでにおっしゃったように、それは経済や地球上の平和、そして環境に良いからとも言えますが、基本的には、これは人間としての権利であるということです。女性と女児が、男性・男児と同じく公正な機会を与えられ、良い人生を歩めるようにしなければいけません。本日のセッションには女性の専門家の皆様がご参加くださいました。今までの取り組みの中で、何が成功したのかという点について注目し、お話をお伺いたいと思います。最初の発表者は、ロシアのムルザイバイェバ議員です。よろしくお願いいたします。

講演

サリア・ムルザイバイェバ議員（ロシア）

今日ご参集の皆様、ロシア連邦議会、そしてEPFを代表し、ご挨拶申し上げます。私は、故郷バシコルトスタン共和国で9年間の議員生活、そして35年間にわたって医師としてヘルスケアに関する活動に従事してきた中で、ジェンダーの平等、女性権利の向上が平和と繁栄と社会開発にどれほど密接に関係しているかを実感してきました。政府、市民団体と国際機関とともに、女性の権利を守り、最高レベルの健康確保のために取り組んできました。国会議員として、ジェンダーの平等、女性権利の向上、女性の可能性と健康の問題に、一体どうのような事ができるでしょうか？

議員にとって最重要な課題は、国内での立法にそれを反映させることです。ジェンダーアプローチは私たちの生活の全てに関わる法律やプログラムに取り入れられるべきです。ロシア連邦では、直接的・間接的アプローチを駆使して、人口統計、公衆衛生、雇用、教育、家族計画等に関わる全ての法令と政府プログラムに入れられるべきです。ロシア政府としての優先政策は、女性と女児の健康確保、教育と社会支援です。昨今ロシアでは、母子保健と女性のリプロダクティブ・ヘルスに特化した連邦レベルの公衆衛生保護法を強化しました。

一つ例を紹介します。独立国家共同体（CIS）の列国議会同盟は、リプロダクティブ・ヘルスの取り組みを採択しました。前向きに取り組んでくださった国々の代表が本日もお見えになっており、皆様のご協力に感謝申し上げます。世界経済状況が芳しくない時勢ですが、ロシアでは社会プログラム予算の削減は行われておりません。新しい社会的誓約として、女性と子どものいる家庭を保護する政策を施行しました。これら全てに十分な財源があてがわれ、生活水準向上政策に沿った形で行われています。例えば、ロシアのヘルスケア制度総合予算は過去10年で4.2倍増加しました。30%までの予算資金が、女性と子どものヘルスケア改善のために確保されています。胎児の手術、組織や臓器移植のための搬送は最新技術を用いて行われ、妊娠期間と出産に関わる女性と子どものための医療サービスは、ロシアでは無料で提供されています。様々な先端技術のおかげで、過去3年間と比べると、その2倍の2万人もの新生児が昨年生まれました。32の周産期センター建設は、30地域で行われている大規模な国家プログラムです。3年前、疾病等の早期発見と個人での予防対策のために、成人と子どものための総合的健康検査を行い、その結果、今まで50%程度の早期発見率だったものが、80%と飛躍的に伸びました。

国家ヘルスケア政策の一部として、国会議員が参画して進めたプログラムに、平均余命の向上があります。女性の寿命は77歳になり、続けて伸びています。男性の平均余命にはまだ課題がありますが、改善へ向けて取り組んでいるところです。2013年以降、人口が増えてきています。同じ時期の中絶率は4分の1に減少しました。HIVの母子感染（垂直感染）はほとんどなくなりました。母子死亡率においては大きな進歩を遂げ、ロシアはMDG4と5を達成したことになります。ロシアの国際保健は国際的にも認知されてきています。WHOは、ロシアを非感染症における3大ベストプラクティス国の一つと位置付けました。昨年、WHOは非感染症予防プログラム枠組みを利用して、24カ国を支援しました。さて、皆様、国際社会は2015年9月に、持続可能な開発のための2030アジェンダを採択しました。ジェンダーの平等、全ての女性と子どもたちのための健康的な生活を実現するには、政府・市民団体・公的機関を含む国際社会、全ての支援が必要です。実現のためにも、良い議論ができればと思っております。ご静聴ありがとうございました。

シャルマン共同議長：
ありがとうございました。特にジェンダーの平等、とりわけご専門の医学的観点からのお話でしたが、それに加え、いかに人口動態データが重要であるかもお話くださいました。特に、HIV を持って生まれた赤ちゃんの 90％が母子感染によるものである中、妊娠・出産の管理を行うことで母子感染をなくすことができたというのは素晴らしい成果で、ロシアを見習うべきだと思います。例えば、糖尿病・肥満などの生活習慣病を含む非感染症について、感染症をも上回る勢いで広がりを見せています。

次はパネルの方々をご紹介いたします。ニュージーランドのジャン・ロジー議員です。AFPPD のジェンダー委員会副委員長を務めていらっしゃいます。また草の根活動にも活発に従事されています。難民や特にジェンダーに基づく暴力（GBV）が多い地域での電話相談などにも応じていらっしゃり、その意味では、どのようにして変化を作り出すかというお話をしていただけるのではないかと思います。

パネル・ディスカッション

ジャン・ロジー議員（ニュージーランド）

皆様こんにちは。この会議に参加するために来日できた事を嬉しく思っております。ジェンダーの平等、そして女性のエンパワーメントは私の専門分野であり、今回は私の誇るべき国、ニュージーランドでの活動を基に、国会議員が政府とどのように協力して活動してきたか、私自身の活動プロセスから主にお話いたします。様々な背景の皆様がお集まりですが、何かの参考になれば幸いです。

一つ目の例は、野党として、政府に性的な嗜好に関係なく、結婚の平等についての法整備の要求をし、法案が議会を通過するように議員活動も行いました。二つ目の例は、議会において政府主導で、家庭内暴力禁止の法制化を推し進めました。積極的な議員活動の成果が実り、ニュージーランドでは 1995 年に法制化されています。これにより、女性と子どもの保護が大きく進みました。しかしながら、保護される女性や子どもが増加することにより、制度維持のための費用が増加するという恒常的な課題が生み出され、それをどのように解決するか議員としても関心を寄せているところです。

一方、中絶を含む女性のためのヘルスケア環境の整備については、明らかな貢献を果たしてきました。中絶は我が国でも議論がある分野で、法的にもまだはっきりした対応が取れていないのが現状です。中絶が生じる原因は低所得層の女性の場合、医療またはそのサービスを十分に利用できない事がその理由の一つです。GDP は伸びてきていますが、世帯所得は世帯ごとに異なり、ただ全体的には改善しつつある方向に進んでいるという所で話をとどめたいと思います。中絶が法律上犯罪とされる我が国においては、適切な法制化がなされていないために、政治的対応がとれない事が課題です。法整備には長い月日を要すると思います。フィリピンでは 15 年かかったと聞いております。立法が司法、ソーシャルワーカー等との共同で、対応していく事が重要となると思います。

共同議長：
ジャン議員、ありがとうございました。次はカナダのヘディ・フライ議員です。1996 年から 2002 年まで、ジェンダーの平等に関わり、欧州安全保障協力機構（OSCE）の議員会議の特別代表に任命されていました。

ヘディ・フライ議員（カナダ）

ご列席の皆様、このような機会をいただき、ありがとうございます。日本の皆様、会議のご準備、そして 2 週間前の熊本での震災で被災された皆様にお見舞い申し上げます。

私たちは今どのようにジェンダーギャップをなくしていくかを論じています。女性のエンパワーメントを通じ、女性と子どもがいかに幸せになれるのかということです。私は 1994 年にはカイロ、1995 年には北京におり、20 年間にわたり行動計画に関わってきました。行動計画の策定は難しくはありません。具体的なサービスの議論、そして目標、指標も設定はできますが、実際に行動に移すための「ポリティカル・ウィル」（政治的な意思）が不足しています。文化、宗教的な理由から行動に移せなかったり、それによって女性の不平等が生じたりすることをもはや許容してはいけないのです。21 年前に北京でも同様の意見を言いましたが、「自分に何ができるのか」ということを真剣に考えるべきです。先進国の政治的意思に基づいて、基本的な保健インフラ構築が支援されるべきです。医療従事者の研修、女性の経済発展、女性の教育、女性の研修、そして女性がヘルスケアを平等に利用できるようにするにはどうしたら良いかを議論しなくてはなりません。教育を通して女性・女児がそれを利用できるようにし、性教育をし、家族計画についても教える必要があります。女性は誰の所有物でもないのです。女性は人間です。ジェンダーの平等、性の平等を達成するためには、人間として考え直す必要があります。

世界中にはいろんな戦争や紛争がありました。実際に女性は甚大な被害を受けてきています。ベトナム戦争では、レイプ、搾取、人身売買の被害者です。途上国で文化や宗教を理由に女性を二級市民として扱ってはなりません。紛争に対する支援金は、妊婦だけではなく青少年に対しても実施されるべきセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス教育にも向けられるべきです。女性をエンパワーするには、立法制度を通して教育と良いヘルスケアを与え、ジェンダー分析を取り入れ、性別で項目別に区分されたデータを用いて政策策定をするべきです。

カナダでは憲法で、男女の平等が保障されています。中絶は合法です。しかし、2 週間前まで、カナダの 2 つの州では中絶が認められておりませんでしたが、それも変わりました。法律は十分ではありません。ジェンダーに基づく分析をして、どのような政策・法律が必要なのか考え直さなくてはいけません。UHC についても、教育についても話し合っていく必要があります。それでこそ、ギャップ（差）をなくすための第一歩となると考えます。

SDGs というのは、単に医療、健康に基づくものではなく、我々の首相がダボスで述べたように、「ポリティカル・ウィル」（政治的な意思）に基づくものです。スピーチを行うだけではなく、アクションを起こし始める事なのです。ありがとうございました。

シャルマン共同議長：

ありがとうございました。 フライ議員が政治意思に言及しましが、その通りだと思います。戦略とかコミュニケを出したりすることもできますが、同僚議員とともに、政治的な意思を示すことが必要だと思います。文化、伝統を言い訳にして、例えば、女性の性器切除、児童婚を許すべきではありません。これは子どもの人権の話で、苦しみを与えてはいけません。また児童婚についても同じです。世界での紛争が増えてきているのも事実です。その中で女性は標的となり、被害者になっています。SDGs の 5 番目、ジェンダーの平等の達成、女性のエンパワーメントについては、17 の目標の内、数字的な目標が唯一ない目標です。ご存知でしたか。なぜそうなのか、どうしてこうなってしまったのか。国連では、もうここまで書いたら十分だろうということだったのでしょうか。これ以上何か言ったら、縮小されてしまうかもしれないということで、そのままになったのでしょうか。フライ議員、エンパワーメントの取り組みについてお話いただきありがとうございました。

続きまして、アドリアナ・サルバティエラ議員、ボリビアで最年少の上院議員です。どうぞ。

アドリアナ・サルバティエラ議員（ボリビア）

先程ご紹介がありました通り、ボリビア多民族国家の 37 人の上院議員の中で、私は一番若い女性議員です。私が本日お話ししたいのは、我が国では民主主義が様々な様相を呈しながら、湧き上がってきているということです。我々国会議員は民衆の意思を代表して議会で発表する、という役割を国民から信託されています。つまり、私たちは、国民の民主主義の意思を実現するために議会にいるのです。

私たちの国の憲法の中には、女性の権利に関して多くのことが謳われています。女性に対する暴力の絶滅に加え、現在は国会議員の 50%以上は女性が占めなければいけません。また公衆衛生や保健サービスに関わる立法に関しては、女性の議員が多く関わっています。我が国は、若い 30 歳以下の女性議員が多く議会の中で活躍している国なのです。

それでは、どうして私たち女性がボリビアの政界でこのように活発に活動をすることが可能なのでしょうか。我が国では 1997 年からは法改正を通して、国会議員の 30%が女性でなければならないと決めました。国民から強く支持がなされ、女性の地位向上に大きく貢献しました。

また、憲法 34 条では、女性に対する殺害を非常に厳しく罰するということが謳われています。女性の権利は非常に脆弱なものと認識した上で、それを積極的に守る意思が表れています。そして、女性が、政治的、肉体的な暴力の対象にならないためには、社会進出し、働いていかなければなりません。民主化を推進していくためには、女性の地位の向上と貧困の解消が非常に重要だと言えます。

近年では、母子保健をはじめとした女性や子どもの健康指標に改善が見られており、政府が授乳中の母親に行っている補助の等のサービスが大きな効果を上げているとも考えられます。また、土地所有に関しては女性の権利が脆弱であり、以前は 9%だった女性の土地の利用権が、現在では 47%なっています。このように、女性の権利において大きな進展をみた国、これがボリビアです。

シャルマン共同議長：

どうもありがとうございます。ボリビアでの問題についてお話いただきました。上院で女性が 52%を占めるという、かなり大幅な数の増員は素晴らしいと思いました。同僚として、オーストラリアにおける 23%では不十分だということを、今後発言していきたいと思いました。また貧困の問題についても触れられておりました。医療の利用が難しい、また家庭内暴力で影響を受けるのは特に女性です。特に貧困層の女性がそういった対象になっているという問題でした。また、若い人たちが非常に多いということも、とても将来が明るいということではないでしょうか。ご発表に感謝します。政治でも長い道のりを辿ってきたのではないかと思います。ありがとうございました。

次に、マーガレット・メンサ＝ウィリアムズ議長、お願いいします。メンサ＝ウィリアムズ議長は、特に女性の議員として、長きにわたって力を発揮されています。

マーガレット・メンサ＝ウィリアムズ議員（ナミビア）・国民評議会議長

議長そして共同議長、本日お集まりの皆様、そして同僚の皆様、ご紹介ありがとうございます。また最近の日本での地震で被害を被った方々にはお見舞い申し上げます。

どのような社会においても、男女間に平等、均等な機会そして資源がなければ、将来への展望を

持つことはできなく、自らの家族とコミュニティに貢献することは難しいと思います。ナミビアで、ジェンダーの平等、教育分野、そして決議機関での不平等が存在していたので、小学校だけではなく高等教育においても、この問題解決のために取り組んで参りました。その結果、女児就学率改善だけではなく、非農業部門の雇用が増え、結果女性の賃金も上昇しました。これらは法的枠組みの改変がもたらした功績であると思います。

ナミビアもまた家父長制度の歴史が長いのですが、情勢は変わりつつあります。国民議会内おける女性国会議員比率は 2009 年で 24%だったのですが、2015 年には 47%に上がりました。これには SWAPO 党の政策が大きく効を奏しました。地方議員の 40%も女性になりました。

政府関連機関、NGO、もしくは半官半民組織や、市民社会らの働きで、女性のエンパワーメントの継続と、ジェンダーの平等化に加え、子どもの福祉省創設を 2000 年に進め、予算の多くはこのような教育に割り当てられるようになってきました。男性をパートナーとして進めていく女性運動の考え方です。2012 年、国連女性の地位委員会の後押しがあり、情報のみならず社会・経済・政治分野での男女平等な参画を実現するために、初めて国民議会女性部会が設立されました。

リプロダクティブ・ライツも大きく前進したのは、そのサービス充実に不可欠な医療面に予算が割り当てられたからです。妊産婦と乳児死亡率、そして児童死亡率は、この 5 年徐々に減少してきました。若者には親しみやすい医療サービスも導入され 14 地域で実施され、家族計画や性感染症スクリーニング検査の利用が広がりました。

ナミビアでは国家ジェンダー政策やプログラムが整備され、その行動計画によって、ジェンダーバランスの確保や意思決定の際の積極的な女性参画を促してきました。「ビジョン 2030」国家開発計画の下、MDGs の 4・5・6 の達成には課題も残りましたが、その教訓から、5 年にわたり未達成の MDGs を達成すべく取り組みました。ジェンダーに基づく暴力、HIV/エイズ等のジェンダーが起因した社会的機会不均等削減に注力し、貧困の女性化や貧困な地域での女性の地位向上に取り組んでいきます。10 代の妊娠が高い現実があるので、性的搾取から女性・女児を守ることが重要です。

ナミビアはこれらの課題に応えるために、女性が戸主となっている世帯に利益をもたらすために、農業技術普及能力を強化し、それを農民に伝達・普及を行うとともに、土地を所有する女性のエンパワーメントを目的とした立法を行い、共有地における慣習的な土地の利用権が男女平等なものとなるようにするための立法を行うなどのイニシアティブをとっています。

全てのステークホルダーが協働することでジェンダーの平等、女性のエンパワーメント、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）も奨励し、より良い医療を全ての人が利用できるようなることを目指したいと思います。

シャルマン共同議長：

マーガレット議長のお話のポイントは、男性も努力が重要だということです。マイクロクレジットを女性に提供している国もありますが、今度は男性が脅威に感じて、女性への暴力が増えるといったマイナスの影響が出てきている場合もあります。ですから、ゼロサムゲームにならないようにするということが重要です。また 2009 年から女性議員が 20 数%～47%に増えたというお話がありました。これは具体的に何をしたのかを教えていただき、学びたいと思います。エクアドルなどでも、女性の参画が激増したという状況だったかと思います。ルワンダでは大量虐殺があり、女性の人口が大幅に減りましたが、現在では議員としての女性の参加が進んでいる国となっています。マーガレット議長は、いろいろな行動計画に関わり、またどのような活動をしてきたかを話されました。ジェンダーの平等化・子どもの福祉省を作られたのは非常に素晴らしいと思いました。女性問題省は比較的存在しますが、ジェンダーの平等化をその名前に入れたのは素晴らしいと思いました。

次に、メルク・グループ国際公共政策サルバニ・チャクラボティ シニア・ディレクターでいらっしゃい

ます。メルクというのは世界最大で最長の歴史を誇る製薬会社です。その中で UHC を専門として、非感染性疾患、女性の安全保障、そして健康な経済といったことをテーマにしていらっしゃいます。チャクラボティ シニア・ディレクターお願いします。

サルバニ・チャクラボティ メルク・グループ国際公共政策シニア・ディレクター/ APEC 健康な女性・健康な経済イニシアティブ共同議長

このような素晴らしい場に招かれて、非常に光栄です。本日、私からはビジネスと女性のお話をいたします。こうした傾向は、地球規模で見ても高まってきています、女性の経済的エンパワーメント、特に女性の労働権利に注目したいと思います。

マッキンゼー・グローバル・インスティテュートによると、職場での男女平等の推進は経済的効果があり、ジェンダーの多様性は最終決算報告書にも損益にも重要な意味合いを持っています。ビジネスの向上に女性参画が欠かせないと言いながらも、見えない差別が存在するため、無給労働の負担や精神的ストレスで辞職したり、パートタイマーになる事で中核的に事業に参画できなくなったりする結果に繋がるのです。

官民 APEC 活動の一環として、「ヘルシーエコノミー・ヘルシーウーマン（健康な女性・健康な経済）イニシアティブ」という活動を始め、政府が女性を経済的可能性として捉え、就労し、昇格できる環境を提供するべきだと提唱しましたが、様々な良い政策やその実施があっても、企業はあまり変化せず、これまでと同じようにビジネスを営んでいるのが現状です。女性のみならず、男性の育児休暇取得実現にも力を入れるよう、政府が企業に働きかけ、行動を取ることを要請すると同時に、民間でも職場における女性登用の数値目標を意識してもらいたいと思います。

メルクは、創業以来 350 年の歴史があるファミリービジネスで、持続可能な将来のためにビジネスとして貢献しなければならないと思っています。私は世界銀行で 16 年間働いた後、民間に移った際に周囲から「なぜ民間に移るの？」と言われました。説明責任は誰が負うというのではなく、このヘルシーエコノミー・ヘルシーウーマンという活動を通して、女性の経済、エンパワーメントのために、全ての関係者が負うべきです。改めまして、今回ご招待いただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

シャルマン共同議長：

ありがとうございます。サルバニ シニア・ディレクターの重要なご指摘は、民間部門は、議員や NGO と同じく重要な役割を持っているということです。最近オーストラリアでは、多国籍企業が、織物等の衣料産業、靴製造等を、非常に賃金が低い国（例えばバングラデシュ等）で生産していこうという動きがあります。オーストラリアでは、製造現場で仮に労働者に対してひどい仕打ちがあれば、商品をボイコットするという活動を行っています。また、貧困層に全体をエンパワーメントすることも重要です。女性だけではなく、全てのグループにエンパワーメントが必要です。トイレットテストをご存知ですか。例えば、ショッピングもするし、子育てもするし、子どもを迎えに行ったりもする。でも「トイレを掃除しますか？」と聞くと、男性は答えられません。男性は「うーん、トイレまでは掃除しない、子育ては一緒にするけど。でも奥さんがトイレ掃除をしています」と。そういう責任のシェアは良いとこどりをするのではないのです。男性も女性も職場で働いていていても、そういう意味で女性は差別を受けやすい状況にあるということです。子どもが生まれたからフレックスアワーで働きたいと思っても、男女で取得できる時間、休暇時間が違ったりします。70 年代のフェミニストの活動では、女性は全て手に入れられると謳っていますが、社会的支援がなくては平等な待遇は達成できないのです。大変有意義なご発表でした。では、最後の発表者のアンジャリ・セン IPPF 南アジア局長です。様々な情報の提供と女性の教育等を中心に活動しておられます。

アンジャリ・セン　IPPF 南アジア局長

皆様、本日はここにお招きくださり、ありがとうございます。IPPF メンバーは 172 か国あります。リプロダクティブヘルス・ライツの取り組みに対し、1965 年から長年にわたってご支援くださっている日本政府に改めて感謝を申し上げます。

私からは女性の平等とエンパワーメントについてお話します。誰も取り残すことなく、全ての官庁が協力して、女性にも資源（リソース）を公平に提供すること、学校に留まって勉強することができ、セクシュアリティに関して正しい教育を受けられる、それらが持続可能な開発です。国、地域、そしてグローバルレベルで協力をし、女性・女児の差別を終えなければいけないと思います。女性への暴力を廃止するということを趣旨とした法律は数多くありますが、それを施行することが大切です。

IPPF としては、様々なレベルで女性の平等とエンパワーメントを実行しています。セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツは、女性・女児のエンパワーメントの中心にあり、ジェンダーの平等を達成する上で大切で、それにより社会・経済・政治自由参加、質の高いサービスを普遍的に享受することが可能になるわけです。女性の公共の場、政治に参加できる事、貧困をなくし平等を進展させることになると思います。そのためには女性の声というのが、家庭、地域社会、また議会においても聞かれなければなりません。セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツのためには政治的な力と財政的支援が不可欠で、両者があって初めてジェンダーの平等が実現できると思います。

各国の議員の皆様の協力を得ながら、IPPF はジェンダー問題を取り上げてきましたが、パキスタン、インド、ネパール、ブータンなどの議員の方々がプログラム作成に携わっておられます。また皆様には家庭内暴力撲滅、家族計画を実施するための予算化等に関してもご尽力いただいています。

男女平等を実現するためには、ドナー、市民社会、国際機関等とともに進めていかなくてはなりません。草の根で、女性が個人としても集団としても、社会、経済、政治の面に参加できるようにするには、母子保健や HIV 感染予防にかかる費用が予算化されていなければなりません。それによって、女性・女児のリプロダクティブヘルス・ライツの向上にも繋がります。ジェンダーの平等のチャンスを増やすことが大切です。伝統的な観点に縛られないことが大切です。例えば、パキスタンのような伝統的な社会では、女性・女児が、部族間の紛争や問題解決の手段として利用され、そのために幼い女児が強制的に結婚させられることもあります。雇用主が女性の先生を採用したり、地方ごとの要求に応えていく事も重要です。何かを明確に知った上での必要な投資、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに関する統計研究、ジェンダーの平等に関する研究を進める事です。貧困家庭にこそサービスを平等に届ける事が必要です。

若年層の活動に関しては国連人口基金とともに活動し、様々なステークホルダーへ働きかけを行っています。その効果があってか、15～19 歳の結婚が減少しました。男性をパートナーとして見ることが大切です。他のパートナーと連携しながら、誰も取り残されず、誰もがより良い生活を送り、機会を得られる社会とするよう、引き続き努力して参ります。

シャルマン共同議長：

ありがとうございました。私たちが注目する部分としても、市民社会を巻き込まなければならないということですね。セクター間にまたがる形での努力が必要だということです。AFPPD でも、ある程度出産間隔をとった妊娠・出産を推進すること重要だと思います。12 人出産して生まれた子どもの生存率が低いよりは、3 人、4 人を健康に産む事が、重要になってくるのではないでしょうか。

カザフスタンのアイトクル・サマコヴァさん、短くコメントをいただければと思います。

質疑応答

アイトクル・サマコヴァ　前 AFPPD 議長（カザフスタン）：
　カザフスタンの状況についてお話いたします。SDGs の第 5 のゴール、ジェンダーの平等化に向けて私たちも努力をしている最中です。努力中なので、完全なる平等化が実現できておりません。パン・ギムン国連事務総長が 2030 年に向けて、ジェンダーの平等を実現するという目標を高く掲げています。カザフスタンでは、成功に向けて、ジェンダーの平等を最優先課題だとして取り扱ってきました。特にこの分野で開発途上にある新興国では、積極的な発展が求められています。家庭内暴力に対処するには家庭内暴力法整備等が必要です。また議会で女性議員を増やす事も重要です。注目したいのは、現在の課題に取り組むためには、私たち全員が、世界が直面する共通の課題を共有する必要がある事です。もう一つ 1 つ重要視すべき課題は、セクシュアルハラスメントです。ジェンダーの平等化とも密に関わる問題ですが、いろいろな対策をとっているとはいえ、まだ存在しています。家族が健康に暮らしていく上で、これも宣言の中に盛り込むべきでしょう。

シャルマン共同議長：
　もちろん、宣言文案の内容に関しましては、まとめて、その中で漏れがある場合には、ご指摘いただきたいと思います。カザフスタンからのお考えを共有してくださり、ありがとうございました。成功のお話しから、多くを学ぶことができたと思います。
　私の共同議長から、コメントをいただきます。

小池共同議長：
　皆様のご協力、ありがとうございます。このセッションの中でご発表いただきました、基調講演者、パネリスト、本当に素晴らしいご意見、ご議論に共同議長として感謝申し上げます。今回のこの会議を通して、私たちが直面する様々な課題が存在していると思いました。多くの課題は、共通の課題なのではないでしょうか。従いまして、いろいろな国で得た知見、知恵等を共有するということが重要だと思います。その中で 3 つの E を話したいと思います。1 つはエコノミーの E、そしてもう 1 つはエデュケーション、教育の E、そして最後の 3 つ目の E というのは、女性のエンパワーメントの E です。この 3 つの E をキーワードとして据えましょう。とにかく実現するという意気込みが必要だと思います。行動に移していく事が重要で、これを実現すべく邁進いたしましょう。
　議長、ありがとうございました。そして皆様、ご発表ありがとうございます。

シャルマン共同議長：
　このセッションの共同議長として、素晴らしいコメント、ありがとうございます。
会場からいくつか質問をいただいています。性教育に関する質問が 1 つ出ておりました。どの方がこれに答えていただけるのかわかりませんが、イスラム教の国では、性教育にもその視点を取り込まなくてはいけません。14 歳、15 歳などの人口の多いところもありますし、若い女性が離婚して、教育もない、仕事もない、そして前の夫からの支援もないのでお金もないという中で、子どもの親権を持って苦しむ人たちも多いのです。この方は、そういった状況も懸念しています。カザフスタンからの質問で、性教育をどうするべきかというのが 1 つでした。
　そしてもう 1 つですが、21 年間ずっと同じ解決策もない中で、同じ問題について議論してきています。どうすれば完全に解決ができるのかという、エジプトからの質問です。まったく 1 つも解決策がないというわけではないと思います。国によってまちまちではありますけれども、解決しながら進んできた国もあると思います。
　また、「ジェンダーの平等化といった場合には、女性の視点だけではいけません。今回このプレゼンテーションは、女性だけで、男性はなぜ入れないのか。ジェンダーをメインストリーミングにするので

あれば、男性も平等に発表者として入れるべきではないのか？」という質問でした。議員は大半が男性です。男性主導とは言いませんが、男性が多いのは事実でしょう。今回のこのセッション、前のセッションもそうですが、その逆に男性が行うセッション、女性が行うセッションがあってもいいのではないでしょうか。50％を女性が占めるには時間の問題で、男性もそれを認めていただく必要があります。

また、キルギスの方からの質問です。2010 年に採択されたキルギス憲法では、国会議員の 3 分の 1 が女性でなければならないとなっています。村などのレベルの選挙では女性が数多く登用されるのですが、国政になると女性比率は非常に少なくなってしまいます。女性候補者のリスト強化に取り組んでいるのですが、憲法に定められた割合を全く達成できていないのが事実です。現在、120 人中 24 名の女性議員数で、どのようにすれば現状にインパクトを及ぼせるかということです。興味深い質問ですね。

インドからだと思いますが、各国の家庭内暴力を受けている女性の率はどれくらいか。議員としてこの種の暴力をどのように解決すればいいのか、という質問が挙がって参りました。いろいろな統計があると思います。家庭内暴力に関しては必ずしも統計があるわけではありません。女性も声高に報告したくない類の問題でもあるからだと思います。

あと 5 分ほど時間がありますので、パネリストの皆様、お答えできる質問があれば、お選びください。

ヘディ議員、どうぞ。

ヘディ・フライ議員：

質問にお答えしたいと思います。進捗していないのではないかというご質問です。進捗をしていないということではないと思います。ただ 2 歩進んでも 1 歩下がるということだと思います。こういった会議では、各国の素晴らしい活動をされている話を伺う事ができます。また各国、国連会議の様々な計画に署名をされています。しかし、実態が伴っていない、実行が伴っていないということがあります。男女が共同していないと思います。例えば、トルドー首相は男性として、非常に大きな一歩を踏み出しています。ナミビアの例に戻ると、首相は素晴らしいステップを取られたと思います。リーダーと議員の政治的意思だと思います。男女共に実現を目指す事だと思います。

ジャン・ロジー議員：

今おっしゃったことに関連して発言します。ニュージーランドでは、女性が参政権獲得で 21 年戦って権利を得たのが 1893 年でした。それまでは、外でも家でも、安全、平等な賃金、職場での平等を求めて、女性は選挙に参加したいと思っていました。そして 122 年後に、国としてニュージーランドは、進捗を果たし、男女賃金平等法が制定されましたが、いまだに男女格差があります。女性の権利に関して言えば、法律で差別は禁止をされていますが、まだ差別はあり、例えば、有給休暇に差があります。また女性の 3 人に 1 人が性に基づく暴力、家庭内暴力に曝されています。同じ闘いをこの 122 年間、絶え間なく続けています。進捗はしていますが、「終わりのない戦いである」という言葉を噛み締めています。

シャルマン共同議長：

ジャン議員、ありがとうございます。

参加者：

私が付け加えたいのは、データの重要性です。ソーシャルメディアの時代に住んでおりますので、様々な情報が手に入りますが、必要なそして正確な証拠（エビデンス）を整える必要があります。ジェンダーの問題については、データが整備されていません。無報酬労働、性に基づく暴力のデータもありません。民間のテクノロジー等を活用して、説明責任をしっかり果たすことが必要です。

シャルマン共同議長：
　アドリアナ議員、どうぞ。

アドリアナ議員（ボリビア）：
　私の国でも、ジェンダーの平等は、非常に重要な問題で、私たちの間ではそれが、基本的に非常に重要なものと考えられています。議員の52%は女性です。ボリビアのこの状態は、政治的に成熟している国家だということの現われではありません。不平等があるからこそ、このような目標を掲げてきたからです。これまでジェンダーの平等は、社会の中では、全く無視されてきた時代もありましたが、その重要性が理解され、今は注目を浴びているのです。

シャルマン共同議長：
　昼食の時間が近づきました。ネパール憲法が、5月25日に制定されました。政府機関に女性のエンパワーメントが必要だと謳った84条があります。この進展を願っております。ネパールでは毎年27歳未満で結核に罹患する女性が50万人おり、これは、生殖に大きな影響を与えます。結核予防、女性の平等、女性エンパワーメント、リプロダクティブヘルス・ライツについての議論は、以上で終了します。ネパールの情報、ありがとうございました。HIV、マラリア、結核のグローバルファンドの皆様に賞賛を贈りたいと思います。

シャルマン共同議長：
　サリア議員、最後に一言、どうぞ。

サリア・ムルザハイェバ議員：
　私はリプロダクティブ・ヘルスについてお話をします。女性・女児の問題が大きく注目を集めていますが、ここでは男性の関与についても話し合うべきではないかと思います。家庭内暴力に関しては、保護命令が出ますがそれは減っていません。保護命令が出ても、女性が男性に殺されることがあります。調査も行われていますが、女性が変革を起こし、議会のあり方を変え、若い女性が議会に入ってきた時には、チェアマンという呼び方も変え、女性をもっと引き付ける必要があると思います。トイレも男性用しかありませんので、そういった議会での慣習を変える必要があります。ありきたりのこれまでやってきた方法を踏襲するのではなく、今までのやり方ではない方法をとるべきだと思います。

シャルマン共同議長：
　では、パネラーの皆様、ありがとうございました。これでセッションを終わります。

セッション 1:「宣言および提言（D&R）」への貢献

セッション 1 での議論は、ジェンダーの平等、女性・女児のエンパワーメント、若者への投資、活力のある高齢化、そして国会議員の果たすべき役割まで（1-5）宣言文および提言全ての項目へ反映された。サリア・ムルザバイェバ議員（ロシア）は女性の権利推進は女性の健康推進と関わっていることを強調した（1、1.5）。これに加え「ジェンダーの不平等が続くことは女性が日常的に対峙する権利に関する全ての物事に影響」し、「官民、行政府そしてその他のセクターと協調し、説明責任を果たしていく必要がある」とマーガレット・メンサ＝ウィリアムズ議員（ナミビア）および他のパネリストから意見が反映された（1、5.5）。ジャン・ロジー議員（ニュージーランド）とヘディ・フライ議員（カナダ）は先進国においてさえも、医療サービスへかかる際の地域間格差があり、法律に基づく中絶の範囲（D&R 1.5）などに課題が残っていることを指摘した。本セッションへの参加者が共有した認識としては、全てジェンダーの平等実現に向けた進捗が遅いことに対する不満があった（1）。政治的な意思、そしてハイレベルなコミットメントの欠如がその進捗を妨げていること、政策を実施する際には、ジェンダー分析そして性別に基づいたデータの収集と検証に基づいてそれが、なされなければならないこと（1、5.3）が盛り込まれた。ジェンダーの平等で女性のエンパワーメントを実現するためには全ての人々が UHC と包括的な SRHR の利用ができるようにしなければならないということ（P-7、1-1.1）である。またセッション 1 では、SRHR 情報を若者に対し、教育するための予算についても話し合われた（1、2、5.2）。無償労働の大部分を女性が担っている中（1.4-1.6）、職場での差別や若い女性に対する有害な行為を強いるようないかなる形態の差別も根絶されなければならない（1.3、2.2-2.4）。また、「誰も置き去りにしない」社会の実現のためにに、国会議員や世界のリーダーたちは、立案を行い、確実に政策を実施に移し、社会的に弱い立場にいる人々や女性の活躍を全ての分野で保障していかなければならない（P、1.6、5; 5.4）などの内容が反映された。

第 2 セッション：若者への投資：健康、教育、雇用と人口問題

セッションのテーマ：*いかにして人口ボーナスを実現し成長と持続可能性の原動力として若者の参画を推進するか？*

MC：牧原秀樹　衆議院議員

セッション 2 の MC を務めます、牧原秀樹・衆議院議員です。自民党青年局長をしております。このセッションのテーマは、若者への投資、健康、教育、雇用と人口問題で、大変重要なセッションです。

議事をお務めいただく共同議長をご紹介いたします。ネパールのマハラクシュミ・ウパダヤヤ・ディナ議員、それからマラウイのポール・チビング議員です。それでは共同議長、発表者のご紹介と議事の進行をよろしくお願いいたします。

共同議長による議事

マハラクシュミ・ウパダヤヤ・ディナ議員（ネパール）
AFPPD 若者への投資委員会委員

皆様こんにちは。本セッションは若者について語るということで活力に満ちたセッションになると思います。私はネパール出身です。皆様すでにご存知だと思いますが、ネパールは寒いですが平和的な国です。寒いのは世界最高峰のエベレスト山があるからで、平和は仏陀の生誕地（ルンビニ）があるからです。つまり私は平和で寒い国から参りました。現在ネパールでは若者の政策を形成していています。若者人口比率は非常に大きく、総人口の 57%にもあたります。昨年、ネパールでは新憲法を可決し、雇用を通して正業を与え、より良い教育機会を提供して、若者世代の発展に寄与する内容を多く盛り込みました。若者の事

だけではありません。セッション 1 では女性について語られていました。私も女性ですから、ネパールでの女性分野における進展についても、ここで触れさせてください。ネパールの新憲法では、女性のエンパワーメントにおいても数多く言及されており、女性のために進歩的な法律を制定し、そこにはかつてないほど多く女性の権利が書き込まれており、現在私たちはその実現に向け取り組んでいます。新憲法制定後、裁判長と国会議長のなど国家機関の上位 3 つのポジションに女性が就き、女性の社会進出という面でネパール建国史上の飛躍的進歩を果たしています。ここで皆様にもっとネパールの事例を紹介したいところですが、時間が押していますので、共同議長と一緒に発表者とパネリストの紹介をさせていただきたいと思います。

ポール・チビング議員（マラウイ）

皆様こんにちは。マラウイから来ましたポール・チビングです。マラウイがどこにあるか興味がある方がいらっしゃると思うので、この機会に少しご紹介いたします。アフリカ南部に位置しており、3 か国に囲まれています。西にザンビア、東にモザンビーク、北にタンザニアがあり、アフリカの温かい心（Warm Heart of Africa）と呼ばれています。国土の 3 分の 2 は陸地ですが、3 分の 1 は湖となっています。本日共同議長と一緒に、若者に直面している問題についてお話したいと思います。本セッションにも多くの方にご登壇いただいております。まず、ハルニエ教授、コスタリカ大学経済学部準教授です。専門領域は政治経済学および経済開発分野です。1977 年、コスタリカ大学で経済学士を取得し、その後、ニューヨークのニュースクール大学大学院で経済学修士号と経済学博士号を取得されています。UNICEF や UNDP を含む様々な国連機関のコンサルタントを務め、60 以上の出版物や研究をご発表されており、2006 年から 2014 年まで教育大臣を務め、コスタリカ高等教育カウンシル（CSE）と私立高等教育カウンシル（CONESUP）の代表も務めました。パネリストは、ウパダヤヤ共同議長からご紹介いただきます。

ウパダヤヤ共同議長：

最初のパネリストは、大沼瑞穂参議院議員です。日本で現在一番若い国会議員です。続いてフィリピンのシンシア・ヴィリャール議員で、フィリピン上院の農業・食料委員会委員長および政府企業および公企業委員長です。フィリピン国立大学で経営管理学を修め、2004 年に優秀な卒業生として表彰されております。ニューヨーク大学で経営管理学の修士号を取得した後、財政アナリストや大学教授として務められました。2001 年にラスピニャス市選出のフィリピン下院議員となり、2010 年まで合計 9 年間に 3 期務められました。13 回および 14 回議会では高等および技術教育委員会委員長および PLCPD 評議員でした。12 回、13 回、14 回議会では女性議員会長として、女性、子どもそして家族に裨益する立法を推進した。ヴィリャール議員の社会・市民社会への関心は広く、多様でいらっしゃいます。1992 年、ヴィリャール基金を設立されました。

チビング共同議長：

二番目のパネリストは、アフリカはケニアからアンドリュー・トボソ議員です。ブテレ選出の国会議員。改革と民主主義連盟、オレンジ民主運動、財務・計画・貿易部門委員会委員。ケニヤッタ大学（KU）で経済学を修め、1994 年に卒業。モイ大学で戦略的経営学の MBA を取得しオックスフォード大学でリーダーシップグローバルディプロマ、そしてシンガポール国立大学大学院で公共政策を修めて

おられます。

ウパダヤヤ共同議長：
次は、カワスミ議員で、ファテ選挙区選出のパレスチナ議会議員で、政治、社会問題・健康、経済委員会に所属されています。女性のための法的支援およびカウンセリング支援センターの理事長を2013 年から務め、さらに小型軽量武器議会フォーラム、女性に対する暴力根絶のためのアラブ女性議員連盟、パレスチナ母性・幼児高等カウンシル（1997 年より）等多方面で精力的に活動してきておられます。ロシアで医学を勉強し、2003 年にはヨルダンのキング・フセイン医科センターでヨルダン医療協議会産婦人科専門医認定（Jordanian Board Specialty in Obstetrics and Gynecology）を受け、アメリカで生み出された体外受精（IVY）プログラムも副専門とされています。

チビング共同議長：
三番目は、ベネズエラ出身のロドリゲス議員です。2016 年 1 月より社会開発委員会の委員長を務めています。現在野党 NUD に所属し、学生運動出身で 27 歳です。食料安全保障や感染症など保健分野の危機に関心を持ち積極的に活動されています。また女性の権利問題にも関心を持ち、今回の会議は SRHR に関する国会議員地域ネットワーク会議への初めての参加です。

ウパヤダダ共同議長：
非議員の発表者に移ります。最初の発表者は、アークどこでも本読み隊の堀内佳美さんです。日本語教授法を東京の国際基督教大学で修めました。10 代後半に視力を失われ、一年ずつアメリカとタイに交換留学で滞在したため、日本語以外に、英語とタイ語を話されます。みずほ証券会社で翻訳コーディネーターとして勤務した後、2009 年にインド・ケララ州にある社会起業家のための国際研究所（IISE）スカラシップを受賞。卒業後、アークを設立し、子どもたちのために移動図書館サービスを通じて読書の楽しさを伝える活動をタイで展開しておられます。現在、APCD でプロジェクトオフィサーとしても勤務中です。

チビング共同議長：
次はナミビアのアマディラさんで、ナミビア・ユース・アクション・ムーブメント（NAPPA）代表です。IPPF 加盟協会のナミビア家族計画協会（NAPPA）傘下のナミビア若者活動委員会（YAM）の代表です。5 年にわたり、アドボカシー・教育・ジェンダーとセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスとライツの分野での活動が知られています。特に、若い女性が自信と確信を持って健康や教育問題に関して発信できるよう、その能力強化を図っておられます。2011 年から 2014 年までナミビア国立学生組織のジェンダーと子ども福祉分野の事務局長を務め、ボランティア、そして学生でもありカウンセラーとしても活躍されています。それ以外に、2013 年に教育大臣より高等教育国立カウンシル（NCHE）の代替理事会メンバーに指名され、学生事情について発言してこられました。財務管理の専門訓練を受けており、女子に対する教育を充実させる活動や、HIV/エイズ、ナミビアの若者間だけにとどまらずアフリカやそれ以上の地域でセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス教育が充実されるよう活動を推進しています。

ウパヤダダ共同議長：
最後の発表者はトルコのサイグさんです。トルコの DurDe という草の根難民支援団体で、人種差別やナショナリズムを取り除く活動を手掛けており、シリア人やパレスチナ人によって運営されている Ad.Dar というコミュニティセンターでボランティア教師をしています。社会言語学の研究者でもあり、イスタンブールにある Bogazici 大学博士課程の学生でもあります。Ad.Dar では Back-to-School（学校に戻る）や課外授業プロジェクトをし、シリア人学齢児童を現地の学校に登録し統合していく事を目

標としたプロジェクトでは、イスタンブール近郊で補助的な言語と識字教育を提供しています。保護者、学校の教師、そして現地の教育省と綿密な調整をして行っています。去年、本プログラムはシリア人の母親も支援対象とされ、トルコ語と識字教育を提供しています。

チビング共同議長：
　ハルニエ教授、よろしくお願いします。皆様拍手をお願いします。

講演

レオナルド・ハルニエ　コスタリカ大学准教授・前教育大臣

「教育への投資」、これは一見簡単そうだと思われるかもしれませんが、非常に難しい課題でもあります。開発途上国の人口の内、3 分の 2 はまだ貧困であるという状況で、厳しい生活を強いられているため、教育を十分に享受できていません。世界の貧困世帯等では、ぎりぎり小学校を卒業したかしないかという人たちが残念ながら多くいます。様々な研究により、高い教育を受ければ受けるほどいい職に就けるという傾向が確かめられています。コスタリカにおいては、教育を受ければ貧困も解決することができるということがデータからも明らかなっています。

もう一つの課題は、人口の配当もしくは人口ボーナスと呼ばれる10歳から24歳の18億の人口です。今、この人口ボーナスを活用できるようにしないと、後に、18 億の貧しい人を抱えることになるのです。また、経済学的に言う「貧困の罠」の問題も大きな影を落としています。教育レベルが低いことによって、賃金の安い職にしか就けず、子どもも高い教育にアクセスすることが困難になります。特に開発途上国においては、農村部と都市部における教育インフラへのアクセスの格差も大きな課題となっており、その開きは大きくなっています。従って、全ての人々が教育を利用できるようになるためには、公的な教育が重要になってきます。

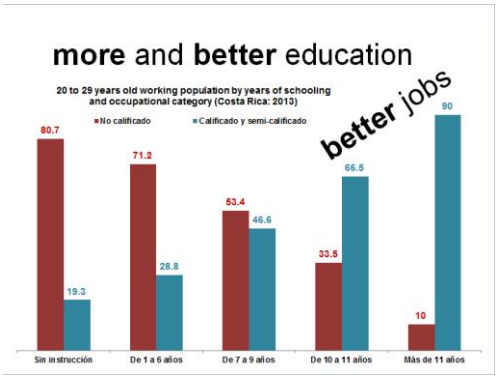

教育は単に、子どもが良い仕事に就くために必要だというだけではありません。教育を受けることは生活の質を良くし、生活における楽しみを増やし、今よりも良い生活ができることに繋がります。教育とは単に読み書きだけではなく、人の話を聞き、自らの意見述べることにも寄与します。様々な人たちと協力しながら生活をともにすることによって、個々人の社会性の発展にも良い影響があります。また教育によって培われる論理的思考は、批判的思考のために、必須です。数学も、具体的思考から概念的思考を養うのです。解答の正否を学んでいく中で、科学的な疑問を抱けるようになります。そしてその疑問を解決しようと自ら調べ始めるのです。これがいわゆる科学技術に繋がります。科学技術教育を受けられなくても、芸術や文化が根付いているからこそ、クリエイティブな発想にも繋がります。

最近よく言われる、ソフトスキルにおいては、周りの人と協力しながら問題解決を図るという共同作業

が重要です。周りの人たちとの協力、共同しての解決が、大きな学びになり、創造性も醸成され、芸術や文化に繋がります。ソフトスキルは、共同生活も教えてくれ、特に難しく、重要な、権力や権利の処し方をを学びます。

コスタリカでは、高校への性教育導入に関し、教会の怒りを買った事もありましたが、性の問題も含めて、子どもが学ぶ必要がありす。アイデンティティーを構築する上で、どういう人を愛していくのかというのは、大きな意味を持ってきます。もちろん性行為によって得られる満足感もあるかもしれませんが、性に関する多くのリスク、他者を傷つけ、傷つけられるリスク、他者に対して性を強要するリスク等をなくし、自由と責任を教える意味でも、性教育は重要です。

教育の質に関しては、教師の質が重要です。先生が尊敬されていなければ、教師になりたい子どもも出てきませんし、良い先生でないと、子どもの興味を引くことができないのです。中南米は、OECD 欧州諸国等、フィンランド、ベルギー等と比べ 1 人の学生当たりの教育費は、3 分の 1 以下でしかありません。教育には十分な予算が必要で、教育にはお金がかかるという意見も一部にありますが、10 年、20 年と時間が経過した後に振り返ってみると、決して無駄な投資ではなかったと言えるのではないでしょうか。

チビング共同議長:
ハルニエ教授には幅広い内容をご報告していただきました。途上国での公立学校教育の改善は重要なご指摘でした。また、科学や数学教育についてや教師の給与についても触れられました。給与の低さは、子どもたちが受ける教育の質の低さにつながります。G7 が近づいてきている今、途上国の公立学校教育について再考し、教師が更に質の高い教育を提供できるようにできる動機を与えられるような政策を取っていけたらと思います。
それでは大沼議員よろしくお願いいたします。

パネル・ディスカッション

大沼瑞穂　参議院議員

日本ではこの夏の参議院選挙から 18 歳に選挙権が付与されることになりました。民主主義というのは、全ての国民の声を代表するという意味で、若者の政治参加というのを非常に大事なことだと、思います。しかし、残念ながら日本では若い世代の投票率が低く、どうしても選挙に行ってくれる人の声をが政策に重きを置こうという誘惑に政治家はかられます。今回選挙年齢が引き下げられることは、政治家にとっても若い人たちへの投資が大事である、ということを認識づけています。
日本は残念ながら、人口減少の側面に入っています。戦後の 1945 年は平均年齢が 27.3 歳でした。現在は 100 歳以上が 8 万人。人口の 0.1%。平均年齢は 46.3 歳。65 歳以上は 27.5%です。30 年後は、さらに高齢化が進み、100 歳以上は 50 万人を超え、65 歳以上が 37.7%となります。そうした際に、この高齢化を乗り越えていくためにも日本の若者が生き生きと、日本の中で、そして世界の中で活躍する人材となれるようにしていく責務が、政治にはあると思います。
その中で非常に重要なのが、まず公正であること。2 番目に機会の平等。そして再チャレンジができることです。日本は 6 歳からの義務教育ですがほとんどの若者が義務教育を終え、97%が高校を卒業しています。現在、義務教育に入る前のもっと幼い年代 3 歳から 6 歳の教育をしっかりすることが、未来の若者の力の土台になる、ということで、幼稚園無償化等の議論から教育の問題も幅広く議

論されています。日本が人口減少に直面する中、公正に若者へ勉強の機会を提供していくことがますます重要になっていくと思います。

チビング共同議長：
ありがとうございました。若者のエンパワーメントの重要性についてお話いただきました。80,000 人が 100 歳以上の年齢にある今、若者のエンパワーメントが必須です。日本での来る参議院選挙での若者のプレゼンスを期待したいと思います。

ウパヤダダ共同議長：
次はヴィリャール議員、お願いいたします。

シンシア・ヴィリャール議員（フィリピン）
フィリピンにおいて、若者の貧困は大きな課題となっています。これが世代間格差として、親の貧困が子どもの貧困を招き、教育やヘルスケアへ影響しています。
政府は問題解決のために、教育から雇用への障壁を取り除くために教育制度や企業家育成プログラムのような雇用育成の充実に向け努力しています。K-12 プログラムを採用し、基礎教育を 10 年から 12 年としました。6 年の小学校、4 年の中学、2 年の高校です。その間に教育を受け、知識、技術を身につけていくのです。さらに、大学、生涯教育、中程度技術、企業家養成等の学校も展開しています。法を整備し、教育から雇用に繋げるために、遠隔教育、公開大学（オープン・ユニバーシティ）等、教育の機会を広げ、技術教育と、高等教育への達成をより可能にしました。
もう一つは、若者起業法の制定です。企業家精神を教えたいので、それを小中学校の段階で、選択科目として提供し、高校以上のレベルでは課程の一部として提供しようとしています。起業することができれば、将来は雇用者にもなります。青年の失業対策には、アジア開発銀行・カナダ政府とともに、政府労働雇用部は、若者を対象とした企業家精神のプログラム、政府インターンシッププログラム、就業開始プログラム等を設けました。
リプロダクティブ・ヘルス法に則り、思春期層に、家族計画等の情報や、年齢に合ったサービスを提供しています。HIV も教育部の指導下、組織立てられ、訓練を受けた先生による指導が、公式にも非公式にも他教科との連携で、公立、私立の学校で行われています。なぜなら、2014 年の UNFPA 人口白書のの報告によれば、フィリピンの 15 歳から 19 歳の 10 人に 1 人が、妊娠、出産を経験しており、2002 年の 2 倍以上になっています。ASEAN 中で 10 代の妊娠率が最も高く、唯一増加している国だからです。
フィリピンの UHC では、全ての人たちに平等なヘルスケアを保障することを目指しています。可決されたシン・タックス法（悪行税）という目的税で、ヘルス・ワーカーを雇用し、貧しい村に保健施設を建てるために、1000 億ペソ（約 20 億 US ドル）が確保されました。さらに貧困の人、農村の人の保健プログラムに向けて、同法律によって徴収された 50 億ペソ（約 10 億 US ドル）の税金が充当され、プライマリー・ヘルスケアを推進しています。
フィリピンは人口の 3 分の 1 が直接に、またさらに 3 分の 1 が間接に農業に従事する、農業国です。若者を農業に巻き込むことが大切です。フィリピンにおける農業従事者の平均年齢が 57 歳まで上昇しましたが、今なお非常に低所得です。技術、機械化、財務判断を利用できるようになるための教育と訓練を、法律に基づき提供します。
若者のコミュニティへの参加が必要です。必要な立法をすることが大切です。青少年のニーズを満

たすための法律を作り、施行するには、政治的な意思が問われます。法律は正しく行われなければ、メッセージもなく、意味がないのです。

ウパヤダダ議員：
フィリピンからの実例を数多くご紹介いただき感謝します。フィリピンでは法律があっても、若者が受けることのできる教育や保険サービスが十分でなく、10 代の妊娠の問題や、若者の社会参画の主流化が政府の課題だとおっしゃっていました。若い人口が今経験している問題を解決するように取り組まなければいけません。先月（3 月）に、ネパールで児童婚について大規模な会合があり、カトマンズ宣言を採択しました。十代の妊娠と幼児婚の問題について議論しました。この宣言は包括的なもので全ての地域に適用することができ、これらの問題を解決することができれば若者の問題のほとんどを解決できたことになります。ありがとうございました。
次は、ケニアのトボソ議員よろしくお願いします。

アンドリュー・トボソ議員（ケニア）人口と開発に関するケニア議員ネットワーク議長

ケニアは今年、第 6 回の TICAD を主催いたします。ケニアの人々のホスピタリティを体験すべく、皆様、是非お越しください。

ケニアでは総人口約 4000 万人のうち 35 歳未満人口が約 1500 万人に上ります。若者は活力に溢れ、活動力があり、ときにいい結果にも悪い結果にもなりえます。若いがゆえに薬物乱用や犯罪に走ることもあります。一方彼らは非常に革新的で、学び、適用することが上手です。若者は明日のリーダーとよく言われますが、若者は今日のリーダーとして捉え直す必要があると思います。若者のエンパワーメントと、彼ら自身に人生における重要な決断を託すことが、今後重要になってきます。今日、我が国は人口ボーナスに恵まれていますが、計画立てて取り組んでいかなければいけない課題です。

これらの様々な問題を解決する上では若い世代への投資がカギとなります。1 つには、若者への教育を通して自立を促します。肉体労働者から技術的な職業への移行や起業等を推進します。彼らが持っている能力を最大限発揮できるようエンパワーメントを果たすことが重要です。さらには医療の分野です。若者に彼らが持っているリプロダクティブ・ヘルスに関する権利に気付かせ、衛生面等、若い人の満足のいくユースセンターを構築するなどの医療サービスの提供が大切になります。

2010 年、ケニアでは新たな憲法が可決されました。経済を担う若者に機会を増やすため、若者主導の対政府ビジネス向けに、全ての政府機関や組織における調達の 30%を 35 歳以下の若者から調達するようその機会を保障しました。同様に、より多くの若者と女性を巻き込むための任命制度（政党登用を含む）に 30%の特別枠を創出しました。若者企業基金（Youth enterprise fund）法を議会で通した結果、この基金によって若者によるビジネスの起業がある程度増え、経営が行われるようになりました。最後に、政府は、産業技術や科学技術分野の若者のために起業基金とビジネスインキュベーションセンターを設立し、その技術が商品化や特許化できるものであればパッケージ化して売り出せるようにしています。若い人は活力に溢れており、私たちのパートナーとして、国の持続可能な成長にも大きく寄与するはずです。

ウパヤダダ共同議長：
ありがとうございました。若者には活力があり、革新的で、明日のリーダーであるだけでなく今日のリーダーでもあります。より良い国づくりのためにも、若者に良い教育の機会を与え、良い仕事につけ

るようにしたいと思います。ケニアには憲法と法律についてのお話として、若者が活躍できる制度構築のお話がありましたが、ネパールでも若者は社会の礎である事を認識し、国家若者評議会（National Youth Council）を設立し、今後の更なる開発の中心に据えていきたいと思っています。

チビング共同議長：
　次はパレスチナのカワスミ議員、よろしくお願いいたします。

サハル・カワスミ議員（パレスチナ）FAPPD 副議長

　アラブの若者の人口動態に対しては楽観的、悲観的な見方の間で揺れ動いていて、統一された見解がないと思います。そんな中でも言えることは、もしこの人口と開発の過程に若者を統合することができれば、大きな成功につながるでしょう。一方で、雇用の機会がなく、若者が失業してしまえば、社会の安定を脅かす状況になってしまうかもしれません。

　アラブ地域では 30 歳未満の人口が 65%に上ると言われています。若者への投資は教育、宗教、文学、そして人間科学等の分野において積極的になされていましたが、雇用が安定的に供給できず、若者の失業率は 25%に上ると考えられています。中東そして北アフリカ地域の若者人口の急増（ユースバルジ）は人口転換の贈り物として地域の経済発展に寄与するためにも有効に活用される必要があります。

　中東地域では紛争等の影響もあるためか、全体的に人口が若くなっており、またアラブ地域における人口推計によれば 1980 年代から 2025 年までに 2～3 倍に増加すると考えられています。高齢化の進展具合に関しては、レバノン、チュニジアといった国々で急速に進んでいます。サウジアラビアに関しましては中程度の高齢化が進んでいます。一方で、紛争地帯であったソマリアにおいては、ピラミッド型の人口構造が依然として見られます。パレスチナでも、2015 年現在ではピラミッド型の人口構造になっていますが、識字率は高く、家族計画も実施されています。

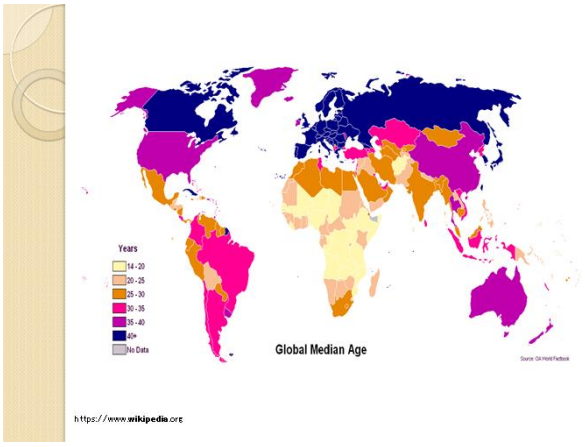

　多様な状況が共存しているアラブ、北アフリカ地域においては、知識の格差を埋めるための、教育や研修制度の生産性向上が重要です。人間の倫理、規範についてのカリキュラムを開発し、アラブ諸国の協力、調整を達成し、地域の中の人的資源といったものを EU のように運用していくことが望まれます。そして良い政治、経済、そして社会環境を若者に対して提供することによって過激な若者を減らすということを提言したいと思います。

チビング共同議長：
　ありがとうございました。アラブ地域を代表して発表のためにこれほどのご準備をいただき感謝します。若者が総人口の 65%を占め、失業率も出生率も高いようですね。若者を取り巻く状況改善へ向けての施策が、これからも必要だと思います。
　次はベネズエラのロドリゲス議員、よろしくお願いします。

ミゲル・ピッザーロ・ロドリゲス議員（ベネズエラ）

私は28歳で現在2期目の議員としての職務を送らせていただいています。現在我が国が直面している大きな危機は、私たち若い世代が担っていかなければいけない重大な責務であると同時に、グローバルな問題でもあります。

ベネズエラの国民は本当に大きな危機に直面をしています。5%（2万5000人）の30歳以下の人々が殺されています。惨殺されている犠牲者の 80％が 30 歳以下です。我が国の石油の備蓄量は、世界最大です。しかし我が国では民主主義が未熟で、暴力的な政治のしわ寄せが国民を困窮させています。教育においては、国民 100 人の内、27 人が、初等教育しか受けておらず、大学にも行けず、成熟した労働市場が育たず、良い職に就くこともできません。これが負の連鎖を生み出しています。前政権下において、若者の国会議員は、わずか与野党合わせて 5 人しかおりませんでした。しかし、現在は 30 歳以下の若者が、政治に興味を持ち始め、民族問題、宗教の問題といった様々な分野で若者が活躍しようとしています。

私たち若者は、しがらみが少ないためか、内容の希薄な議論を延々と行うことはありません。そういった政治とは決別し、議論された内容をしっかりと結果に反映していく、そのような重要な役割を若者は果たしていかなければなりません。今回この場にお集まりになられた各国の国会議員の皆様は、国民に対して責任を持ち、いろいろな変革を起こしていく、議員としての職責をこなしている方々です。私たちが自分の仕事に自信を持つことによって、イデオロギー等の立場の違いはあったとしても、コンセンサスを作れると思います。私は政治家として 3 年しか働いていませんが、大きな情熱を持って仕事をしています。10 年後は大きな改革というものを起こすことができていると、私は自負しています。

チビング共同議長：

ありがとうございました。一つ私の心に響いたのは、若者に教育を継続することで、若者をエンパワーメントすると言うことです。若者人口の 27%しか中等教育を受けることができないというのは、国として大きな問題であり、若者がそのような状況から得るものはありません。教育が最優先されない理由の一つに、政治的意思の欠如があります。その意味で、私は、ロドリゲス議員がお国で若者が高等教育に至るまでの教育を継続的に受けて行けるように努力されることをこれからも願っております。

ウパヤダダ共同議長：

ありがとうございました。これからは若者の代表にお話いただきます。堀内さん、よろしくお願いいたします。

若者代表

堀内佳美　アークどこでも本読み隊創立者（ARC）

ご参集の皆様、私の顔が見えているでしょうか、そして私の顔は皆様の方を向いているでしょうか。私は視力を完全に失っています。もし見えたら緊張してしまうので、見えなくてよかったと思います。私はタイで移動図書館によって識字率を向上させるプロジェクトを展開しています。今日は、私がタ

イで行っている活動を若者の視点でお話しさせていただきます。タイにおける識字率は 90%以上と高い数値ではありますが、国民性なのかタイの方はあまり読書をしません。例えば、タイの子どもたちは 1 年間に平均 5 冊しか本を読まないと言われています。近隣諸国であるシンガポールまたはベトナムでは 1 年間に平均 40～60 冊読むと言われています。私の設立した「アークどこでも本読み隊」では全ての人々を、本を通すことによってコミュニティに結び付ける活動を行っています。山間部に住む民族、障がいのある子どもや大人、高齢者、といった社会的に脆弱な集団ではその利用が困難なことがあります。私は自らの経験を通し、いわゆる社会的に弱者と言われている人々の可能性を信じています。視力を失った後により一層読書の重要性を感じています。視力を失う前は 1 年間に何百冊もの本を読んでいましたが、視力を失ってそれができなくなりました。しかし、何千人もの日本の世界のボランティアの方々の力、オーディオブックや点字を通して読むことが出来ています。

いわゆる社会的に脆弱な集団と言われている人々の中にも、さらに立場の弱い人々が存在します。例えば、富裕層と貧困層では女児の教育の利用率が違いますし、さらに障がいを持っている人でも変わってきます。または、原住民のような少数民族ではどうでしょうか。誰も取りこぼさずに多様性に意識を配り、エンパワーメントしていけるような細心の注意が必要だと思います。

私の親や教師がしてくれたように、世界中の社会的に弱い立場の人々へ同じようなことができるはずです。若者に投資をすること、障がいのある若者、トランスジェンダーの子どもに、そして原住民の子どもたちにといった多種多様な背景を備えた若者に対し投資をすることで持続可能な開発目標が真に達成できるのだと思います。

ウパヤダダ共同議長：

ありがとうございました。とても心のこもった発表でした。社会には他の人が困っているのを見えない人がいる中、そこに目を向け活動されている堀内さんは、そういう意味で盲人ではないと思います。多くの人に教育の機会を与えてこられたその功績に感謝いたします。

チビング共同議長：

では続いてヒルカさん、よろしくお願いします。

ヒルカ・グウェダ・アマディラ　ナミビア・ユースアクション・ムーブメント代表（YAM）

ヒルカ・アマディラと申します。ナミビア国際家族計画連盟の傘下にあるナミビア・ユースアクション・ムーブメント代表です。

ナミビアの若者の課題は、その失業率が高い事です。男性の失業率が 29.7%、女性の失業率 28.9%、15 歳から 29 歳までの失業率が 58.6%です。高い失業率により多くの若者は、リスクの伴う窃盗、性的な活動等に関わるようになります。若者は、性的なものに触れる世代ですから、性交渉を始めた頃に、確実に教育を受け、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスに関する意思決定をできるようにする必要があります。

ナミビアは、就学前教育から初等教育が無償で提供されていますが、質があまり高くありません。教

育は無料ですが、質の面では疑問があります。年齢、ジェンダーの問題は義務教育においてもしっかりと取り扱われるべきだと思います。官民セクターで、若者に情報を提供する必要があります。大学、高校を卒業して、仕事を探す際に、官民のセクターでは、若者の持っていない経験を求める傾向がありますので、官民のセクターで、インターンシップを提供して、経験を積ませることを義務化したいと思います。学校のカリキュラムも、企業、職業研修等をするべきだと思います。

また、若者への投資では、学校、大学に対して、若い人々がすでに持っているスキル、技能を活用するように呼びかけています。繋がると思います。若い段階から積極的にインターンシップのような職業訓練の機会を若者に提供していくことが大きな投資だと考えられます。

若者のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツ（SRHR）を実現するためには教育とともに、若者が親しみやすいクリニックが必要です。ナミビアでは、IPPF ナミビア（NAPPA）が、唯一そのようなクリニックを運営していますが、一般的な病院とは別に、親族と鉢合わせすることのない若者専門のクリニックへの資材供与、医療従事者への研修等を政府に要望します。

ナミビアのユースアクション・ムーブメント（若者活動委員会）では、若者がいるところに出かけていって教育を行う、アウトリーチプログラムを行っています。そこでは学校に行っていない若者にコンドームの使い方やその他の避妊についての教育を提供しています。また、HIV の検査も提供しています。

私は IPPF のような組織の一員であることを誇りに思っています。IPPF ナミビア（NAPPA）の資金の40％は若者に使われ、提供している 50％以上のサービスが若者向けです。また、HIV 検査やカウンセリングを2つの大学でも提供しています。若者への投資が必要なのは、若者は、今日そして未来であるからです。

チビング共同議長：

ナミビアの若者をとりまく問題の発表をありがとうございました。58％の若者が非雇用状態にあり、それが若者が窃盗や売春などに関わる契機となっており、若者の日々の生活に大きな影響を及ぼしていることがわかりました。無償教育が若者にとって役立っていないのも重要なポイントで、公立学校教育改善の必要性があります。他の発表者からもご指摘がありましたが、私たちが教師に対し、より良い教育を実施するよう動機付けしないといけないのです。これからも継続して支援することで、ナミビアの教育レベル向上につながるはずです。ありがとうございました。最後の発表者に移りたいと思います。

サイグさん、よろしくお願いします。

ハスレット・サイグ（DurDe）難民支援活動家

ご参集の皆様、トルコでシリアからの避難民支援を行っているサイグと申します。

トルコでは、2011 年以降、シリアからの避難民を国境開放政策のもと、避難民としてではなく「ゲスト」ととして受け入れています。しかし、国内においては避難民の方々に対する誹謗・中傷が生じています。この避難民の方々には法的保護がないため、その存在の法的根拠があいまいになってしまっています。避難民の方々は、トルコを経由して欧州諸国に入っていくのですが、避難民受け入れは政府にとって大きな負担となってしまっています。一時的に保護政策下に置かれてはいますが、世界で一番多く、270 万人近い避難民がトルコを訪れていますが、医療、教育等を十分享受できる状況ではありません。シリアからの避難が始まった 2011 年から 2016 年 1 月までの間、シリア人は正規の職に就くことが許されていま

せんでした。そのような中、たとえ高等教育をシリアで終えていても、違法な状態の職業にしか就くことが出来ず、賃金等の労働環境が悪く、児童就労も横行していた、と避難民の方から聞いています。

私は地元の方々と協力し、シリアからの避難民のニーズに応えるセンターで、オープンコースを開講しました。子を持つ母親を対象に、公開の教育を行うのです。2014 年に採択されたこの政策によって、トルコでは、親が教育を利用できる保障があるにも関わらず、実際は、トルコ在住のシリア人の30％しか、教育を利用できていない状況です。教育関係者以外では 70％は、言語の障壁、経済的な状況から、教育を利用できない状況で生きているのです。この障害を取り除くことが、最初のステップです。

人道的悲劇が国際的な問題になっています。唯一の解決策は、団結です。我々がこの問題解決に関われるよう、支援してくださる全ての団体に感謝します。こうした重要課題の解決には、多くの国が協力しなければなりません。シリア難民は、ヨーロッパのみならず世界中に多くいます。泥棒、犯罪者、搾取者、テロリスト、政治家への脅威等の問題を抱えているだけといった、誤った見られ方をして、個人やその独自性がないがしろにされています。もし彼らにチャンスが与えられれば、社会的、文化的に完全な、生産世代の一員としてコミュニティに関われるのです。今こそ、彼らが、社会的文化的にコミュニティに関わっていけるような支援が必要なのではないでしょうか。

チビング共同議長：

ありがとうございました。若者の教育は大切ですね。特にご自身の経験に基づいたお話を伺うことができました。2700 万人の難民がトルコにおり、社会に統合されていないと現状をご報告いただきました。サイグさんたちの継続的な努力のおかげで、状況が少しずつ改善されてきています。とても素晴らしいご活動だと思います。

ウパヤダダ共同議長：

数多くのご質問をいただきましたが、時間に制約があるので、発表者に質問がある人は大変申し訳ありませんが、休憩時間中にでもご本人までお問い合わせいただければと思います。

3 月に行ったカトマンズでの児童婚に関する会議ですが、宣言を採択しましたので、こちらを皆様に一度目を通していただければと思っております。AFPPD には会議実施に当あたり、多大なご協力をいただきありがとうございました。

チビング共同議長：

これにてセッション 2 を終了したいと思います。皆様ありがとうございました。

セッション 2:「宣言および提言(D&R)」への貢献

セッション 2 は若者への投資に関する宣言および提言へ反映された。レオナルド・ハルニエ(コスタリカ大学)准教授は今日の若者世代は、世界人口の 18 億人を占め、人口動態を活用するために若者への投資は必須であり、教育、能力教育、健康、エンパワーメントへ投資を行わないことは大きな損失である(2、2.4-2.5)と述べ、大沼瑞穂 参議院議員とアンドリュー・トボソ議員(ケニア)は若者の政治・社会参画が今と将来のために重要である点(2.5)を説き、シンシア・ヴィリャール議員(フィリピン)、アンドリュー・トボソ議員(ケニア)、サハル・カワスミ議員(パレスチナ)FAPPD 副議長、ミゲル・ピッザーロ・ロドリゲス議員(ベネズエラ)らがナミビア・日本・トルコの若者代表者とともに、「教育から雇用」への移行と強制された移住が抱える問題を共有し、若者の実際的な行動計画を伴う政策策定(2.1)と人口ボーナスを活かすための若者への様々な機会提供の重要性(2.4)を発表した。そして、セッション登壇者は国会議員として今後の若者に対する活動支援の重要性を再確認した(P-11、5)。その中でも SRHR の分野では年齢相応の性教育やその情報とサービスへのアクセスが具体的な推薦事項(2.2)として上がった。そして、若者代表らは、「誰も取り残さないということが、社会的な弱者保護だけではなく、意義のある人生を送るための価値とエンパワーメント」であると議論した(P-11、2)。

第 3 セッション：経済的に活力のある高齢化

セッションのテーマ：*いかにして人口ボーナスを実現し成長と持続可能性の原動力として若者の参画を推進するか？*

MC：奥野信亮　衆議院議員

セッション３のMCを務めます衆議院議員の奥野信亮と申します。セッション 3 は「経済的に活力のある高齢化」です。日本は世界で最も高齢が進展し、これまで築き上げてきた社会保障・医療制度を持続可能なものにするための努力を続けております。持続可能な開発という観点から考えたとき、高齢化はまず大きな成果として考える必要があります。人口が安定化するためには、多産多死から少産少死に移行である人口転換を果たすしかありません。その過程で、必ず高齢化を経験することになりますが、極端な少子化は、若い人たちが子どもを持ちにくい社会の表れでもあり、政治家としてその対策が急務だと考えているところです。そして高齢社会を乗り切る、それ以上に実りとして受け止めるためには、健康な高齢化が前提となります。健康な高齢化を実現することは、経済的に活力のある高齢社会を実現するための、基礎となるものです。

講演者の紹介並びに議事の進行は、共同議長としてタイのジェトン・シラトラノン議員およびフランスのパスカル・チェルキ議員がお務めになりますので、私はお二人をご紹介いたします。

まず、ジェトン・シラトラノン議員は、2014 年より AFPPD 事務総長を務めております。彼は医師であり、立法府において保健問題に取り組んでこられました。現在タイ立法議会（NLA）公衆衛生委員会委員長であるとともに AFPPD の事務総長をお務めです。ジェトン議員は、タイ最高位の勲章である白象勲章・大綬騎士章・特別褒章を受賞されています。

パスカル・チェルキ議員は社会党左翼メンバーで、国会議員になる前はパリ 14 区長を務め、2012 年に国会議員になられました。

それでは、ジェトン議員、チェルキ議員、よろしくお願い申し上げます。

共同議長による議事

ジェトン・シラトラノン議員（タイ） AFPPD 事務総長

本日ご参加の国会議員、来賓、そして会場の皆様、セッション時間が限られていますので、時間管理をきっちりしていきたいと思います。ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント、若者のエンパワーメントのセッションに続く、高齢化についてのセッションです。非常に重要なセッションだと思っています。AFPPD は、アジアにおける高齢化でリーダーシップをとられている日本の武見敬三議員に議長、中国のワン・ロンジ議員に副議長をお務めただいております。

高齢化は世界全体の問題で、地球の将来に大きな影響があり、どのように解決するかが重要です。今日、60 歳以上の世界人口が全体の 12.3%を占め、その数は 2050 年には 22%に増加すると言われています。それによってもたらされる機会と課題に立ち向かうために、それぞれの国で高齢化に対して準備をし、高齢者が取り残されない努力をするべきです。ただし、SDGs にもあるように、UHC が実現されることによって健康な高齢化と活発な社会参画がもたらされることが重要です。

本セッションの発表者をご紹介します。まずミナ・カン教授で、梨花女子大学の行政学校教授、社会科学学部長をお務めで、キャリア開発センター等に関わっていらっしゃいます。研究関心分野は、世界規模の保健、ガバナンス、ODA 政策、公共政策の政治分析です。二人目の発表者は、鈴木隆雄教授で、桜美林大学加齢・発達研究所所長をお務めで愛知県の国立長寿研究センター総長補佐をお務めで、国際的な査読論文を 200 本以上公表され、多くの国際学会誌の査読委員もお務めです。日本での長期医療保険制度の委員会でもあり、地域社会に在住している高齢者への長期ケア予防のための効果的な戦略について取り組まれています。

パスカル・チェルキ議員（フランス）

シラトラノン議員がほとんど重要な点を説明してくださいましたので、私はこのベルで進行管理をしたいと思います。では、ミナ・カン教授、15 分ありますので用意ができましたら、どうぞ始めてください。

講演（1）

ミナ・カン梨花女子大教授（大韓民国）

活力ある高齢化（アクティブ・エイジング）戦略というコンセプトは、人口の高齢化に伴って世界で主要戦略となってきています。“活躍できる”ということに重点を置いた高齢化対策の理念は新しいものではなく、1940 年からすでに議論されてきており、世界保健機関（WHO）が体系的にコンセプトを再編成し、確固たる戦略として世界各国に発表しました。このコンセプトの世界的な重要性にもかかわらず、

アクティブ・エイジングというコンセプトはまだ明瞭さに欠いています。コンセプトは人々の間で違った意味で理解され、様々な方法で実施され、しばしば矛盾をきたしていることもあります。その意味を再確認するために、ここでいくらかの高齢化の学説（セオリー）に触れてみたいと思います。

アクティブ・エイジングのコンセプトは 1940 年代からすでに存在していましたが、1960 年には高齢に伴う義務からの引退理論（Disengagement Theory of Ageing）が主流で、高齢になれば全ての人々は社会的役割から退くべきで、全ての人が退職すべきであるという考え方が提唱されました。ご想像の通り、この学説に対しては多くの人々から批判があり、検証データからは年をとっても社会的つながりや役割を続ける人が多いことがわかりました。この批判から、サクセスフル・エイジングという概念が生まれ、高齢者の方々もこれまでと変わらず活動を続けることの重要性が説かれました。この概念の導入によって、加齢中心の研究内容であったものが、どうしたら高齢化が成功となるか、という問題意識に変化しました。サクセスフル・エイジング（成功した高齢化）は前向きに受け入れられ、今でも評判が良い概念ですが、アンサクセスフル・エイジング（不成功な高齢化）や社会的活動をやめる（権利）という点を見落としていたため批判されました。これは経済的・社会的制約によっては活発さの意味が変わってしまうことで、更に重要なのは、病気や身体障害によって活動ができないとなると不成功とみなされ、良くない印象を与えてしまうことになります。

プロダクティブ・エイジング（生産的な高齢化）というのも、また興味深いコンセプトです。皆様、最近のハリウッド映画でご覧になられたかもしれませんが、ある映画に出演している私の大好きな俳優のロバート・デニーロ氏は、退職した男性の役で、この男性がある新しい会社のインターンのポジションに応募し、若くして最高経営責任者になったまだ経験不足の人に非常に有益なアドバイスを提供しているというものです。知恵と経験を基礎に、「経験は廃れない（Experience never go out of fashion）」と、タイトルにあります。高齢者の知恵と経験に有用性と生産性の可能性を強調していますが、このコンセプトも、生産性と非生産性の区別の線を作ってしまっている事から同じく批判されました。

これにより、プロダクティブ・エイジングより広い定義のアクティブ・エイジング（活力ある高齢化）という言葉が生まれました。高齢化における焦点と目的は、有用性や生産性のみに関わらず、生活の質の向上にあると言われました。そして、健康、参画と安全保障の 3 重要分野の機会を最適化するプロセスです。アレン・ウォーカーとクリスチャン・アスパルターの本によると、アクティブ・エイジングには 7 つの指針があります。第一に、“活力ある”という概念は包括的なもので、個人・家族・コミュニティ・社会の全てに関わること。第二に、アクティブ・エイジング戦略を取るためには、そのようにできる対策が重要で、そのためには、人生にわたって社会の全てのグループを巻き込まなければいけないこと。第三は、特に病弱で依存度の高い高齢者をいかに活性化するかという視点が重視されなければないということ。第四は、世代間連帯とそれぞれの世代間での公平性が確保されること。第五はアクティブ・エイジングに関する権利と義務が考慮されなければいけないこと。第六は参画とエンパワーメント、第七として、国と文化の多様性を尊重すること、があります。

2012 年にヨーロッパの国々で開発されたアクティブ・エイジング・インデックスがあります。それには 4 つの側面、雇用、社会参画、自立した生活に注目して指標化したもので、アクティブ・エイジング（活力ある高齢化）の実現能力を示すものです。スウェーデンは EU28 か国中トップで、次にはデンマーク、オランダ、フィンランド、英国とアイルランドとなっています。しかし、これらのトップの国々を見ていただけばわかるように、雇用の面で男女格差（ジェンダーギャップ）は特に顕著です。

これは人口の高齢化政策に対する実践と進捗を計測する上で優良な指標となっていますが、その他の国々のモニタリング指標が示されていません。興味深いことに、アラン・ウォーカーとクリスチャン・アスパルターの本では、ヨーロッパ諸国と他の国の高齢化の経験には興味深い違いがあるかもしれないと述べています。周知のごとく、ヨーロッパの高齢化は経済発展の後に始まりました。最初に開発で、それから高齢化です。高齢化も比較的に遅いペースで進みましたが、その他の国では、高齢化と開発という 2 つの主たる変革が同時に起こっていたのに加え、急速な高齢化とともに家族の構造

機能の変遷もありました。その結果、高齢化と開発の双子の課題が台頭しました。他の国々の経験を理解するために、私たちは、2 年に 1 度、4 つの国と地域（中国、韓国、台湾と日本）で行われている東アジア社会調査の 2010 年度と 2012 年度のデータを用いて、実験的に実証的分析をしてみました。台湾を除いて 3 カ国間のみにしましたが、その理由は、調査票の質問内容が台湾だけ違っていたからです。2010 年度調査では、保健とソーシャル・キャピタル（社会関係資本）も入れました。ご覧の通り、60 歳以上のデータをサンプルとして使いました。そして、これが私たちの結果です。これらの 3 カ国の高齢者間では、幸福度に関する報告は平均を上回っています。その反面、3 か国間の平均は 2〜3 が示すように、主観的健康状態はあまりよくありませんでした。60%以上もの方が、慢性的な病気があると答えています。

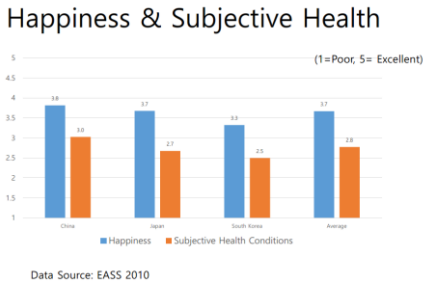

しかし、階段を上り下りしたりするなどの日々の活動を難しいと感じているかどうかという点に関して、日本と韓国で大きなギャップがありました。必要なケアが利用できているかどうかは、恐らく私を含む多くの方の興味がある分野でしょう。必要なケアの利用について言えば、韓国の回答者は、平均 1 か月に 1 回利用し、日本や中国ではより少ない数値でした。介護の利用に関して中国人回答者は否定的な回答を示していました。中国人の 40%以上の人が病気になっても医者にかからないと答えていました。その理由は、中国では医療費がかさむという理由が挙げられていましたが、これは国民皆健康保険がある韓国でも同じでした。健康診断の受診率とインフルエンザワクチンの予防接種率について、中国の数値が 3 カ国の中で低く、雇用状態については 30%の回答者が現在就業中でした。

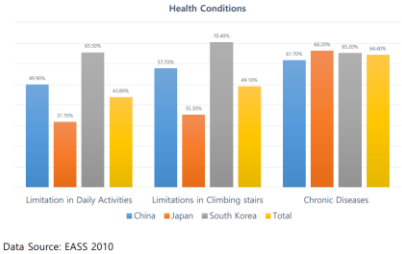

アクティブ・エイジングには 3 つの要素「健康・参画・安全保障」がありますが、これが安全保障を測定する指数の一つで、環境汚染についてはそれほど深刻な懸念は表明されませんでしたが、社会経済的環境に関しては、中国の回答者な構造的理由から否定的な回答を示しましたが、社会支援ネットワークには肯定的なイメージを示しました。次のスライドにもありますが、これより人への信頼度が伺えます。社会参画について言えば、日本の多くの高齢者にボランティアを含む様々な活動への参加傾向がみられます。私の研究分析での最も重要な発見は、どんな要素が高齢者にとって幸福度に貢献するかという点が明らかになったことだと思います。ここを見てわかるように、様々な文献で何度も強調されている雇用状況については、高齢者にとっての幸福度にそれほど影響がないことがわかりました。かわりに、収入レベル、自覚的健康と、近隣の環境が決定的な要因でした。一人暮らしは男性の方が課題と捉えるのに対し、女性ではそうではなかったなどのジェンダー格差を示す興味深い結果もありました。どういう理由かはわかりません。近隣の環境や信頼できる人間関係は男性の方が気にしているのです。

3か国間分析を見るとき、中国では医療ケアが利用できるかどうかが一番の懸念となっていました。そして、高齢化に対する懸念に関して何が決定的な要因なのかについて 3 カ国のデータを検証しました。人口、ジェンダーなどのデータを基に 3 か国を比較してみたとき共通の心配としては、医療ケアが利用できるかどうかが首位を占めていました。ここで再びわかるように、雇用状況や他の参画は大きな問題として捉えられていませんでした。しかし、幸福度で見れば、家計所得や近隣事情、自覚的健康状況含む安全保障が一番重要な要因となっていました。国ごと、またジェンダーで分析を行ってみましたが、この結果に関しては一貫性がありました。では、この分析の意味合いは何でしょうか？

第一に、この調査は少し古く、2010 年と 2012 年のものですので、日本について 2015 年の新しいデータを見てみました。日本の分析結果も、私たちのデータと似ていました。日本では人口高齢化に対して先進的な十分に発展した制度が整備されています。しかし中国や韓国では、まだ十分ではなく取り組むべき課題があります。私たちの研究による検証分析と発見から言えば、現在の活力ある高齢化の概念には、労働市場での生産性が強調されすぎている点があります。雇用そのものが高齢者の福祉を促進しているとは言えず、全ての年齢層が広く福祉を利用できるようにすべきであろうと思います。

各国の違いやジェンダーの平等についても見ていくべきです。基本的に、アクティブ・エイジングを実現するためには、高齢化に対する理解に基づいてそれがなされるべきもので、私は雇用の質というものも重要な要素の一つになると思っています。私の韓国に関する分析データでは、貧しい人々の雇用は健康状態や福祉を促進させるより、低下させるという結果が出ています。雇用されているかいないかは、それ程関係なく、雇用の質がより重要なのです。政府がアクティブ・エイジングに関わる上で重要となる政策的な意味合いは、それを促進することで様々な生活に関わる政策も変化させる必要があるということです。それが可能になるような環境を構築することに限られたことではなく、社会参画を促進し、財政保障を増進し、健康と福祉を改善し、高齢者に優しい構造にすることが重要です。そして最後に、それぞれの家族の責任と社会権のバランスが大切で、アジアの国々はその岐路に立っています。アジアの国々では家族支援がまだ中心的ですが、その機能が国家による福祉へと徐々に移り変わってきています。その点から言えば、個人の責任、国の責任、国の権利、国の支援を前提とした社会権、それぞれのバランスをどう取るかが、私たちの次の課題となると思います。

共同議長：
ありがとうございました。会場の皆様への宿題をくださいましたね。アクティブ・エイジングにつきまして、皆が幸せに生きていけるようにしながらも、若い人たちに経験や知識をシェアしていけるようにできればと考えます。高齢者は労働者として参画するには制限があるかもしれませんが、年金を受給している年齢なので、仕事を辞めると十分な収入がないかもしれません。次の発表者に移りたいと思います。

講演（2）

鈴木隆雄 国立長寿医療研究センター 理事長（総長）特任補佐・桜美林大学 加齢・発達研究所長 大学院教授

本日は、日本の健康推進のための活動がどのような状況にあるのか、というお話をさせていただきます。近い将来、日本は超高齢化社会を迎えます。高齢者といっても、前期高齢者は若い高齢者で、後期高齢者はさらに年齢を重ねた高齢者という区分がされており、日本では特にケアが必要な後期高齢者が急激に増えている状態です。現在、400 万人の高齢者に介護が必要な状況で、この数字が 2030 年位にはだいたい 2 倍になり、800 万人の高齢者が要介護という事態になります。

こうなると、認知症の方が増え、後期高齢者にあたる 75 歳以上の方の場合、認知症罹患率も極めて高くなります。数年前の世論調査では 460 万人の 65 歳

以上の高齢者が認知症を患っており、また同じ数だけの軽度認知障害（MCI）にあることもわかりました。認知症の罹患者数は 2030 年には 700 万人になると予測されています。ここで問題になってくるのは死亡者数です。日本では毎年 120 万人亡くなっていますが、2030 年には年間約 160 万人になり、死亡者数増大が社会保障にもたらす問題を懸念しています。

前期高齢者にあたる 65 歳から 74 歳までは非常に活発で健康で、社会的ネットワークも健在で、できるだけ労働したいと言う気持ちをお持ちなのは、カン先生が先程言われた通りです。しかしながら、高齢者が 75 歳以上を超えるとよく見られるのが、老年症候群と言い、転倒、失禁、栄養不足、認知症、口腔・嚥下機能障害、サルコペニアがあります。高齢者は虚弱状態であるフレイル（Frailty）とサルコペニアによって、一人生活に支障が出てきます。サルコペニアとは筋肉の減弱で、超高齢化社会の大きな課題なのです。進度は遅く致命的ではありませんが、治療を施さなければ、高齢者の生活の質は悪化します。病気によって引き起こされているわけではないのです。しかし、正しい治療介入によって、この状態を予防することができます。

また後期高齢者の多くは認知症や認知機能低下が見られることが多くなります。後期高齢者は長期ケアを要することが多くなります。こちらのグラフは、平均余命と健康寿命との間に差を示したものです。日本では、男性の平均余命は 80 歳、女性は 83 歳～84 歳です。健康寿命とは、その高齢者が一人で何でもできる状態を示しています。男性の方が女性より平均寿命が短いですね。私たちは、不健康な期間を少しでも短くすると言う目標がありますが、難しい課題です。

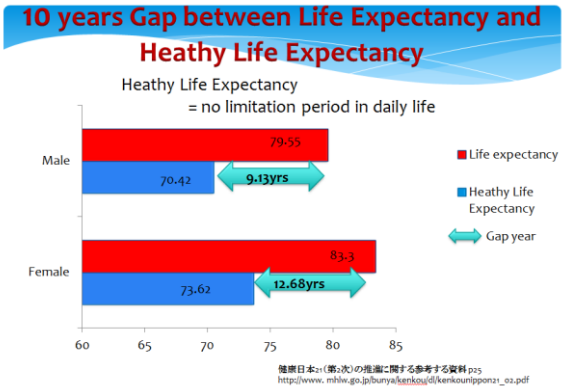

今からそのための対策をご紹介いたします。第一に、栄養不足の際の治療、第二に、どのようにしてコミュニティ内の高齢者をサルコペニアから予防するか、そして最後に、認知症や認知機能低下の予防策をお話ししたいと思います。

はじめに、栄養不足を予防する科学的手法を紹介いたします。無作為対照化試験の手法を使いました。老年症候群や慢性的な状況を予防するには信頼がおける方法となっています。高齢化によって、60 歳を超えるとカロリー摂取量が下がります。低たんぱくやカロリーの不足は、筋肉の減退を促進します。この状況をサルコペニアといい、75 歳以上の高齢者によく見られ、一人暮らしなどが不自由になる原因です。これが研究の中身です。サルコペニアやフレイルの高齢者女性から選考し、3 つのグループに無造作に分けました。

グループ 1 は運動と栄養学の料理クラスに参加します。グループ 2 は運動のみ、グループ 3 は対照グループです。何が起こったのでしょうか？運動は 1 週間に 1 度、1 時間を 3 ケ月続けてもらいました。料理クラスは 1 週間に 1 度のみ、3 ケ月間、各セッション 2 時間続けました。タンパク質、ビタミン D の豊富な料理を提供しました。血清アルブミン濃度が 3.8 グラム／dl 以下の特に栄養不足の高齢者に実施した料理教室の写真がこちらです。その結果の一つが、運動のみと栄養医療介入のグループには明らかな改善が見られ、筋力も増えていました。SF36 の測定するところによると、生活の質は改善されたと言えます。

次は、サルコペニアについてお話したいと思います。ここのある高齢者女性には筋肉減弱が見られます。これもまた無作為対照化試験の結果です。サルコペニアの女性を 4 つのグループに分けました。そのコミュニティの女性の 20%がサルコペニアを患っています。グループ 1 では運動とアミノ酸サプリメント摂取をしていただき、グループ 2 は運動のみ、グループ 3 はアミノ酸のみ、グループ 4 は対照グループです。1 週間に 1 回の運動を 3 ケ月、アミノ酸サプリメントを続けながらします。興味深い結果がでてきました。サプリメントはロイシンが入っています。ロイシンはアミノ酸の一種で、筋肉増強の作用があります。これを続けた結果、アミノ酸摂取と運動を続けたグループの状態はとても良いことがわかりました。筋力も改善しました。

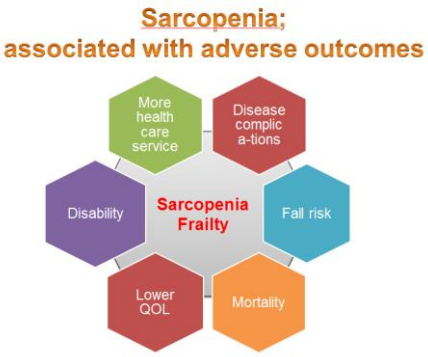

最後になりましたが、認知症をどのように防ぐかについて、これはまだ困難なのが事実です。しかし、認知症の初期段階の MCI については、元に戻すことができます。ただ認知症に至ってしまえば、現段階では元に戻せません。MCI の場合、適切な対処をすれば健康な状態に戻る可能性が高く、ここが認知症予防にも大切な点になっています。

この点を私たちは検証してみました。これが研究の流れです。最初に、脳の図と運動介入によって脳に刺激がある絵です。この運動は脳に刺激を与え、認知機能改善を促進する「cognicise（コグニサイズ）という運動です。結果として何が起こったか。これが最後のスライドですが、対照グループと比べると、運動グループには脳に退化がありませんでした。これによって、このような運動が認知機能低下や脳の退化防止に有効であることがわかりました。たくさんの介入があれば、効果が高まると思います。

パネル・ディスカッション

エルマレーナ・ムスリム・ハスブラ議員（インドネシア）

インドネシアでの人口高齢化は、出生率の低下と平均寿命の延びに伴って起こっており、現在平均余命は 70 歳を超えたところです。高齢者人口は 1971 年には 4.5%、2010 年には 2.6%増え、2030 年には 13.6%となり、深刻な問題になってきています。現在 70 歳以上であっても 8%の人々は仕事を探しています。農業の傍らにまだ中小企業の仕事をしていたりします。前回日本の長野県を訪れた時、その例から学んで、高齢化が大きな課題となると深く理解しました。

インドネシアは人口規模が大きいため、高齢者人口比率がそれほど高くないといっても、高齢者人口は 1600 万人に上ります。

ここで AFPPD に感謝を申し述べたいと思います。なぜなら私が高齢化の課題を理解し、インドネシアの議会に様々なアイディアを持って帰り、高齢化が未来にとって大きなチャレンジだと報告した時に、何らかのプログラムを作る必要があります。インドネシアの議会は 560 人からなりますので、その半分と一人以上の賛同を得ないことには、立法をすることはできません。そのためにはインドネシアで議員を啓発するフォーラムを創る必要があり、それをご支援してくださっている、AFPPD の皆様ご

協力に感謝を申し上げたいと思います。
こうした課題について、議員の一人ひとりに対して話すことが大切です。私どもの人口委員会は 50 人の委員がいますが、立法を行うためには、これに加え 250 人くらいの議員の理解を得て賛同してもらうことが必要となります。これまで行ってきたアドボカシーとしては、パーソントゥパーソンのアドボカシーがあります。これは私たち自ら、一人ひとりの国会議員を口説いていきます。次に、能力構築や専門家の議会報告等を通して議会に訴えかけます。UNFPA と協働し、インドネシアで議員を対象にしたワークショップや様々なプログラムを行い、大学との連携なども活用し、さらに NGO や専門家の方々に議会に来ていただき、会議を企画します。
インドネシアの将来の問題は何なのでしょうか？人口はすでに 2 億 5000 万人で、寿命が更に延びると言う事ですが、どのように対処すれば良いのでしょうか？インドネシアでは研究と開発（R&D）を促進し、法制化することが重要ですが、そのためには議員だけではなく、大学その他機関等で高齢化問題を取り上げ、議会にアイディアを届け議員が話し合い、委員会でも取り上げ、頻繁に情報を提供することが必要です。
最後に、情報とコミュニケーションの重要性についてお話しします。わかりやすいファクトシートを作って、人々や議員に毎日配ります。これは、問題提起することを中心としたものです。議員の中には本音ではこれらの問題を全く理解していない人たちがいるためです。健康への参画と社会保障網（ソーシャルセキュリティネット）の構築が大切だと思っています。インドネシア議会では高齢者へのサービスのための予算を 2.6%から 5%に増やし、高齢者の方々に給付しています。ソーシャルセキュリティネットにも予算を付けることができました。健康を保持し、社会参加を推進することも大切ですが、安全保障も大切です。この機会を活用して、私たちの議会が行動を起こさなくては、高齢化社会がもたらす問題に対しての対処が遅れてしまいます。ありがとうございました。

共同議長：
簡潔なプレゼンテーションありがとうございました。伝統的なネットワークと制度的な安全保障ネットワーク作りをいかに構築するか。日本とインドネシアの例からわかるように、人口問題は国ごとに違い、特に地域ではそれぞれの問題を抱えています。そういう意味から、アジア内でより強い連帯を構築していくことが大切だと思います。それでは、次の発表者です。
ポール・チビング議員はマラウイ議会の健康と人口委員の委員長を務められています。マラウイにおける ICPD 行動計画実施委員会の委員で、アフリカ保健国会議員ネットワーク役員でもあられます。

ポール・チビング議員（マラウイ）

私のプレゼンテーションは、自国マラウイとアフリカ南部について主に発表いたします。マラウイは南部にモザンビーク、西側はザンビア、北側はタンザニアの 3 国に囲まれています。
発表の主な内容は、高齢者の現状、アフリカの視点、アクティブ・エイジングの例、マラウイの高齢者、彼らを取り巻くチャレンジになります。
先進国のほとんどは、65 歳以上が高齢者と定義していますが、マラウイでは違って公的機関を含め 60 歳で定年を迎えます。アフリカの文化では高齢者は他の年代の人と同じく権利や自由が保障されています。アフリカ憲章の人権サブセッション 4 には特別措置が盛り込まれており、高齢者に対する保護と、身体的やその他様々なニーズへの特別措置があります。
その第一条に、全ての人々が両親に対して常に敬意を払う事、とあります。ここで私の国の例を紹介いたします。高齢者は若者の家族の中で生活しているので、特別に高齢者のための施設があるわけではなく、常に家族の一員として生活しています。アフリカ連合が推奨しているこのような施策は国

連の様々な活動から啓発されているものです。アフリカでのアクティブ・エイジングに関し、高齢者の人権が確認され、広く認められているという点は誇るべき点となっています。高齢者の生活における独立性、参画、尊厳、ケア、そして自己実現が国家の理念となっていると言えます。マラウイの国家開発戦略では、高齢者が他の人と同様、何事においてもポジティブでなければいけないと説かれています。

マラウイの高齢者の現状について述べます。マラウイは他のアフリカ諸国と同様に人口構造が若く、2008 年の住宅国民調査によれば、人口 3010 万人の内、56 万人が 60 歳以上でした。これまで高齢者は社会・経済的な支援を自分の子どもたちやコミュニティから得ていましたが、経済的な課題が台頭してきたことで、包括的な高齢者の社会保護プログラムが必要になりました。

高齢者の役割について、マラウイでは、HIV／エイズによって親が亡くなり、孤児となった子どもたちの世話をしてくれています。私たちは高齢者を英知の管理人として理解していますので、豊富な経験を持つ高齢者から学びたいと思っています。高齢者の置かれた環境に関して言えば、これまで政策や法律の枠組みが欠如していた状態から、社会・経済的な支援ができるような状態になることを目指しています。かつては高齢者が魔術を使ったと疑われ、殺された事もあります。

以前、マラウイ政府は高齢者庁を開設しましたが、今はジェンダー・子ども・地域社会参加庁に統合されて機能しています。結論として、一貫した総合的な政策がまだない状態の中で、マラウイの一般人が、年を重ねる事を前向きにとらえられるように、政府に働きかけていきたいと思っています。

共同議長：

ありがとうございました。マラウイのよくまとめられた状況をお話していただきました。地域とグローバルアプローチが、マラウイの高齢者へのケアに必要であり、同時に、アクティブ・エイジングにつきましては、国でのイニシアティブをご紹介くださいました。

次は、アイマン・アフメッド・フセイン・アブエララ議員です。エジプト議会権限の副議長、保健委員メンバー、自由エジプト人党政府パフォーマンスと議員事情監督の委員長です。

アイマン・アフメッド・フセイン・アブエララ議員（エジプト）

本日はここに同席できて光栄に思っております。エジプト議会と国民を代表し、ご挨拶申し上げます。2013 年 6 月に、アラブ地域の人口と開発に関する政府間会議がカイロで行われ、高齢化その他アラブ地域で新たに出現してきた様々な問題について議論されました。アラブ地域での 60 歳以上の高齢者の人口比率は、2005 年には 5.3％でしたが、2030 年には 2 倍になり、2050 年には 3 倍になると言われ、この数値が指し示すことは私たちにとって大きな意味があります。

この地域には様々な課題があります。第一に、経済活動につきまして、法律で定められた定年を過ぎても働いている女性高齢者がアラブ地域に多い現状が示しているのは、仕事に尊厳がなく、年金供給が不足しているために、やむを得ず働かざるを得ないと言う状態を示しています。

アラブ地域の高齢女性の多くは、正規雇用で働いていません。高齢化対策には、高度な保健と福利が必要で、医療も治療中心で予防に注力しておらず、その結果、政府は治療に莫大なお金を払い、予防は後となっています。病院にお金がいき、患者中心のアプローチはとれていません。

慢性非伝染疾患については、私たちの地域では、60 歳以上の高齢者の 45％に慢性疾患があり、その内訳は 50％が高血圧、20％が糖尿病、40％が肥満です。よく知られている精神疾患の罹患率も高く、鈴木先生がおっしゃったように認知症、アルツハイマー病、難聴や視覚機能障害が 10～43％、日々の生活に支障がある状態が多いことは明白です。

アラブ地域では、老年医学専門病院は 7 か国にしか存在していません。これから様々な事柄に対

し、提案・提言・議論が必要だと思っています。私たちは国レベルで、高齢者に対する資金負担に価値を見出し、ポジティブな見通しを創出し、人生経験や能力を蓄積するべきです。高齢化による社会的・経済的機会の認識も同様です。

これから、分野を問わず全ての場において高齢化がより大きく開発計画に影響し、主流化されるために利害関係者が適切に関われるように保障するメカニズムを立法化することが必要だと思います。高齢者が有する権利が意識されるよう社会的理解を構築しなくてはいけません。その権利とは、人間としての権利、憲法の権利、そして全ての法律が平等に保障される権利です。こうすることが、高齢者が社会の片隅に追いやられることを防ぐ大切な第一歩となります。

さらに、高齢者のジェンダー・年齢・地域の人口情報を収集して政策を形成するための根拠となる統計をデータベース化し、研究や分析を通してプログラムや政策に活かすことが重要です。老年後の収入と年金の改善、貧困政策を適切に認識することなく、適切な政策を実施することはできません。

鈴木先生がおっしゃったように、治療前の予防主体の医療体制の重要性を認識させるためにも、早期スクリーニングを行うことのできる体制を構築することが喫緊の課題です。医療従事者（医師と看護師）の老年医学研修も大切で、これから行っていきます。この専門分野の人材を養成とその知識をもっと国内で高める必要があります。高齢者センターには、経験のある老年医学専門医と看護師、医療従事者が常駐できるようにしたいと思います。

アラブ地域においては、高齢者ケアに世代間連携と家族の活用が必要です。アラブ各国政府と各地域は都市と公共建築物が高齢化に対応した形になるように、設計デザインをしなくてはいけません。これに付随する問題として、健康、水システム・衛生・食べ物と栄養の確保、家族支援とその法制化、早期回復と予防医学についての対応が挙げられます。

そして、私の国では、高齢者といっても多様で、子どもがたくさんいるお年寄り、高齢者と一緒にいるお年寄り、虐待されている高齢者、女性高齢者とその権利、特に未亡人の女性高齢者の権利をいかに守るかなど高齢者の状態によってとるべき対策が多様になってきます。

共同議長：

ありがとうございました。高齢者の権利についてお話いただきました。

次は、林玲子部長よりご発表いただきます。

林玲子　国立社会保障人口問題研究所国際関係部長

すでに日本の高齢化については、鈴木先生からご説明がありましたので、私からは簡潔に 5～6 分程で世界の高齢化についてお話させていただきたいと思います。

ジェンダーと女性に関するセッションの後で、参加者の何人かの方々は高齢化を話すにはまだ早すぎると思われているかもしれません。しかし、決して早すぎることはありません。ここに示されているのは、世界人口の従属人口比率のグラフです。従属人口比率とは、子どもと高齢者の従属人口の数を生産年齢人口で割って算出される数値です。数値が高ければ高いほど、社会が支えなければならない人口が多く、低ければ労働者が多く、支えなければならない人口が少ないことを示します。

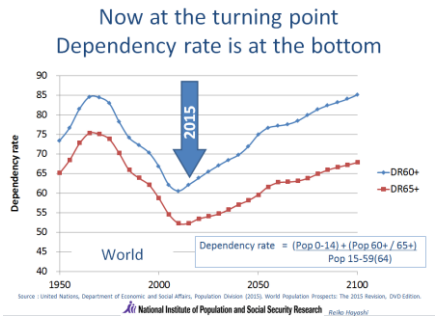

グラフには 2 本の線がありますが、この違いは高齢者を 60 歳以上と定義するか、65 歳以上と定義するかの違いです。世界的に見て 2010 年にはすでに、この従属人口が最低を示しました。このグラフが示すことは、現在、世界レベルで支える

人口が少ない人口ボーナスを享受していますが、今後、高齢化が世界中で進展するということです。こちらが、高齢化の道をたどる国々を示した地図です。14%もの国々が高齢化を迎えた国となります。2015 年には、アフリカ・南米・アジアのほとんどの国では、まだ高齢化が始まっていませんが、35 年後の 2050 年には高齢化を示す赤色の国々は増えます。今は 71 か国ですが、144 か国になり、2 倍になります。たった 35 年後の事です。

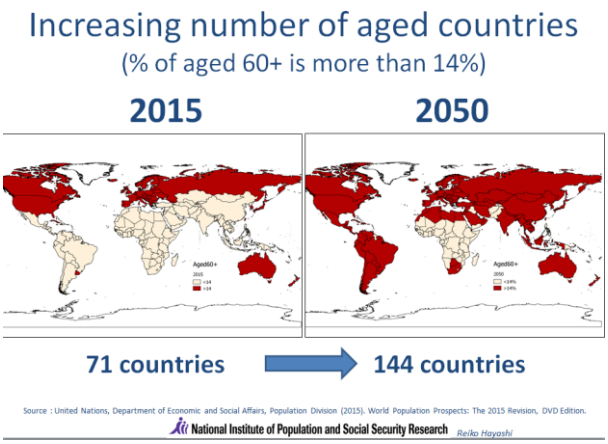

そして、高齢者率(%)をみて、まだ時間があると思われるかもしれませんが、60 歳になる人口はご覧の通り爆発します。これは東アジアの例ですが、インドやバングラデシュ等の南アジアがこうなります。私たちが考えなければいけないのは、高齢者人口が増えれば、高齢者に対するケアの必要性が増加します。

サブサハラアフリカ地域では、高齢者数はまだ少ないのですが、今後急に増えます。同地域での高齢化問題には厳しい側面が予測されます。2010 年の高齢者が 100 人とします、20 年後の 2030 年にはアフリカ・南米・アジアでその数は 2 倍になり、人口増加が進むと同時に高齢者数も増えると言う事です。これは人々が長く生きていられる良い状態になったとも言えます。

人口が高齢化し、何が起こるかと申しますと、日本の例がわかりやすいと思います。日本の年齢別死亡率で、1950 年、赤色が 1975 年、緑色が 2013 年を示しています。日本は現在、世界で最も高齢化比率が高い国となっていますが、1950 年代はまだ人口の面から見て若い国でした。25 年間にわたって若い人たちの死亡率が下がり、1975～2013 年にわたって全ての年齢層で死亡率が下がりました。以前は母子死亡率を考えればよかったのですが、その後は母子死亡率と成人、そして高齢者の死亡率も見ていかなくてはいけません。

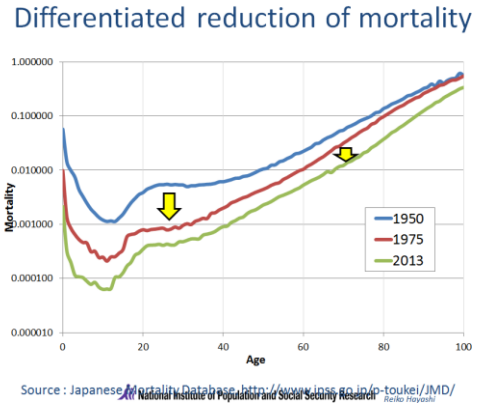

これが日本の例です。味噌汁のような塩分過多の食生活のために脳血管疾患例が非常に多かったのですが、様々の予防対策を導入し、その例として食生活改善を図った結果、脳血管疾患は減少しました。今必要なのは、非感染性疾患を減らす方策です。詳細な情報のためのデータが必要です。住民登録制度による人口動態統計です。2030 アジェンダのターゲット 3 にも非感染性疾患への対策が明記されています。この対策が必要となっています。

ご静聴ありがとうございました。

共同議長:

次はトビー・ポーター　ヘルプエイジ・インターナショナル事務局長の発表です。

トビー・ポーター　ヘルプエイジ・インターナショナル事務局長

今日、何回高齢化「問題」という言葉を聞いたでしょうか？信じられません。人々が長生きすることがこれほどの災難でしょうか。高齢化もそうですが、子どもたちが生き抜いていくのが、ジェンダーの平等がより広がり、女性が何人子どもを産むかの自ら決定できることが「問題」という、なんというメッセージを世界に送っているのでしょうか？目を覚ましてください。これらは人類が達成した勝利です。これを「問題」とするということは、皆様国会議員として、政策立法者としてどのようなメッセージとして自国

に持って帰るつもりですか？

ここに数値があります。繰り返しますが、2012 年に 11%であった高齢化率は、2050 年には 22%に増加します。これを見てください。これは、アジア、アフリカ、ヨーロッパ、南米の人口ピラミッドです。2050 年には、アジア・ヨーロッパ・ラテンアメリカで人口転換が進捗し、高齢化が起こり、その区別がほとんどつかなくなります。その頃にはアフリカの人口構造だけが若いと言われていますが、最後の発表者が言われたように、3 億人がさらに増加することになります。

2050 年までに高齢者の 3 分の 2 がこのアジア地域に存在し、その数は 12.6 億人と言われています。中国の一人のお年寄りを、何人の経済活動年齢人口で支えるのかということを示したスライドです。今は 8.2 人ですが、2030 年には 4.2 人で、2050 年には 2.6 人で一人の高齢者を支えることになります。政府、コミュニティ、そして高齢者自身も、このような変化を経験したことはありません。

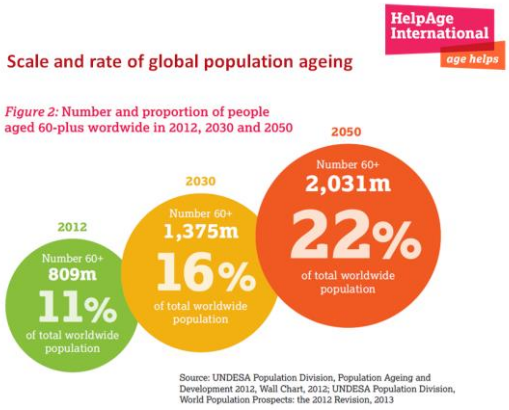

ここに一つ問題があります。寿命が長くなったのは喜ぶべきことですが、昨年の World Health Report は高齢者は不健康な傾向があるという現状を報告しました。これは重要なメッセージです。政策立案者として国会議員、そして高齢者自身も、強く断固として、長い年月健康に生きるという方針を貫かなければなりません。

現在何が起こっているかというと、たくさんの人々が貧困、不平等、不健康の積み重なりにより、高齢になった時、障がい者の入口に立たされています。アクティブ・エイジングとは、健康・学習・参画・保護等の機会を最適化するプロセスで、人生の質の向上を加齢とともにしていくことです。こちらにグラフがあります。これは疾病別に亡くなるまでの生活活性の推移を示したものです。つまりどれだけ多くの方が良い死ができるかを示しています。

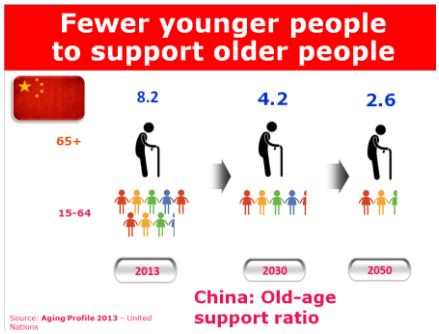

心臓まひのような突然死は、亡くなる寸前まで高い機能を保持していながら、発作が起こることで急に亡くなります。こちらは認知症が関連した死で、低い機能しか維持できない状態が長く続き死に至る良くない死に方です。政策立案者が考えなければならないのは、良い死に方を多くの方々にしていただくには、どのようにしたら良いかということです。

私の組織、ヘルプエイジ・インターナショナルは、低所得の場合でもアクティブ・エイジングが可能であることを示しました。ベトナムや中国では世代間健康クラブの活動を通じて成果が出ています。もしこのモデルについてご興味のある政府がありましたら、是非ご連絡ください。私たちの団体はコミュニティと政策立案者共々、幸せな高齢化社会（サクセスフル・エイジング）が達成できるよう、その支援をするために存在しています。ここにフィリピンとカンボジアの例があります。前の発表者がおっしゃったように、いまこそ行動を起こす時です。理解していただきたいのは、幸せな高齢化（サクセスフル・エイジング）を達成するためには、年金や与信付与、そしてインフォーマル・セクターでの支援を行うことを通じて。貧しい人のエンパワーメントを行うことがカギとなるのではないでしょうか。

ヘルスケアに関わる政策立案者への最後のご提案ですが、世界各地で起こっている超長寿時代に対して、まさに今こそそれに向けたサービスと施設の構築などの制度設計に手を付けるべきです。人生全体を通した包括的な健康への取り組みを推奨すること、大学病院などの三次医療ケアではなく、都心と地方でのプライマリー・ヘルスケア施設を中心とした高齢化社会政策を形成すること、経済的視点から、高齢化とともに強まる不活発や依存状態の増大に対して、退職年齢を引き上げ、高齢者が継続して社会に参画できる支援をし、競争市場ではないボランティア・ケア・農業等の仕事に価値を置き、評価することで活性化させること、最後に社会保護や年金に投資し、全ての人が利用できる社会保護メカニズムを構築することで、最低所得を提供し、高齢で年金などがなく行き詰っている方々の支援をし、社会全体として前向きに高齢化に対する姿勢を再検討することです。

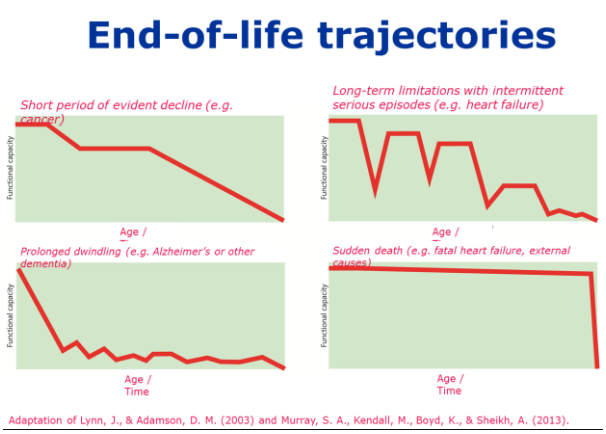

「年齢差別に立ち向かい、それを終わらせる（Tackle and retire from age discrimination）」ことから始めてください。ジェンダーの平等も全ての年齢からのアプローチで施行してください。女性には家庭内のケアを主に担ってきた結果（Care Penalty）として、女性の年金額は一般に男性と比べると少なくなっているのです。

セッション 3:「宣言および提言（D&R）」への貢献

高齢者の健康と社会、政治・経済的な保護および参画に関し、セッション 3 の議論の結果は広く宣言および提言に反映され、特に女性と脆弱な人口にも焦点を当てた議論が（P-3；3.1-3.3）盛り込まれた。同時に、効果的な長期ケアのあり方に関して、寿命と健康寿命との間の差をいかに対処するかが課題であることが明確になり、健康寿命を延ばすためには、栄養の適切な補給、認知能力の低下に対する運動療法、これらを通じて脳萎縮など様々な身体的精神的要因の防止が高齢化のヘルスケアにおいて決定的に大切であることが明らかになった。UHC を通して高齢者のヘルスケア利用を保障することが必須であることも確認された（3）。ポール・チビング議員（マラウイ）とアイマン・アフメッド・フセイン・アブエララ議員（エジプト）は、より有意義で尊厳がある人生が送れるように高齢者の権利を尊厳し、社会的にそれを広く認識することの重要性を強調し、さらに非感染症拡大予防として治療オプションを増やし、治療よりも予防に中心を置いたヘルスケア提供の重要性が、提言と宣言に明確に盛り込まれた。より良いヘルスケアを高齢者に提供するために、それが利用できる価格で提供されることの重要性も謳われた（3；3.3）。エルマレーナ・ムスリム・ハスブラ議員（インドネシア）が根拠に基づいた政策策定に国会議員の役割が重要であること（3.3、5.4）と、アイマン・アフメッド・フセイン・アブエララ議員（エジプト）は、高齢者のこれまでの人生経験と能力を認めた前向きな姿勢を生む政策を作ること提唱した。セッションの最後に、2 名の非議員による科学的知見に基づいた発表が行われ、現在、世界の従属人口比率は最低となっており、これから世界レベルで急速に高齢化が進展するが、高齢化は成功として捉えられるべきで、政府は年金やその他の社会保護プログラムに投資をしなければならず、高齢化のジェンダーギャップを是正し、世界中の平均寿命の延びという新たなチャレンジに適切に対応していかなくてはいけないとの内容が盛り込まれた（3; 3.1-3.3）。

第 4 セッション：人間の安全保障と感染症危機管理体制の確立

セッションのテーマ：*エボラ熱やジカ熱のように国際的な拡大が懸念される感染症危機に際し、各国の対応能力を強化するとともに、国際的に適切な対応を構築する上で不可欠となる国際ガバナンスの強化に、国会議員はいかなる役割を果たしうるのか？*

MC：小倉將信　衆議院議員

それではセッション 4 を始めさせていただきます。私は MC を務めます自由民主党所属の衆議院議員、小倉將信と申します。

講演者の紹介並びに議事の進行は、共同議長を務められる三原朝彦先生およびマルコ・ヌエズ議員にお願いいたしますので、私はお二人をご紹介いたします。

ヌエズ議員は 2016 年 3 月 22 日までチリ国会下院の議長を務められました。マルコ議員はでハーバード大学公衆衛生大学院で公衆衛生の修士号（MPH）、その後、公衆衛生学で博士号（DPH）を取得されています。議員になる前は、世界銀行と国際労働機関（ILO）のコンサルタントを務めました。2006 年に国会議員になられ、2013 年には人口と開発に関するアメリカ地域議員グループ（IAPG）の評議会副議長を務められました。

三原先生は JPFP 幹事で、自由民主党所属の衆議院議員です。1986 年に初当選。1993 年新党さきがけの立ち上げに関わり、その後自由民主党に復党されました。現在、衆議院議員 7 期目です。2013 年には、自民党国際協力調査会長および副幹事長を務め、2014 年には衆議院経済委員会筆頭理事、2015 年から現在まで、原子力問題調査特別委員長をお務めです。

それでは、三原先生、マルコ先生よろしくお願い申し上げます。

共同議長による議事

三原朝彦　衆議院議員　JPFP 幹事

本日は、このセッションをチリのヌエズ議員とともに共同議長を行うことになっています。しかし、わたしは、彼が下院議長経験者であり医師であることもありこのセッションを指揮するのに最も適した人物だと思いますので、日本語におけるサポートをしようと思います。

マルコ・ヌエズ議員（チリ）

三原先生ありがとうございました。ここからは人間の安全保障と感染症危機管理体制の確立をテーマに議論します。我々は3名の非常に重要な講演者をお招きしています。
最初は、ブルース・エイルワード先生です。WHO 副事務局長で緊急クラスターとエボラ対応の特別代表をお務めです。ポリオの研究の専門家でもあります。

講演（1）

ブルース・エイルワード　WHO 事務局長補佐

もともとエボラウイルスは、中央アフリカで猛威を振るっていたウイルスでした。今回、何千kmも離れた西アフリカに出現し、エボラ熱の経験、知識のない人々と社会に大きな混乱をもたらしました。西アフリカ地域が国際社会に援助を求めた際、国際社会が迅速な援助を提供することはできませんでした。その結果、WHO をはじめとした国際機関等の援助体制に対する疑問、憤りが、様々なマスメディアを賑わしました。国際的な意思決定は、西アフリカ地域に対する援助とは逆行した形として、渡航制限や貿易の滞りという結果をもたらしました。それによって問題はさらに悪化し、危機の長期化、国境を越えた拡大に繋がりました。エボラウイルスの被害が落ち着きだしたのは今年に入ってからで、それまでに1.1万人以上の人命が失われ、感染は2.9万人、10カ国3大陸に広がりました。これは学校閉鎖によって教育に影響を及ぼし、また経済活動にも大きな傷跡を残しました。

感染症という言葉を聞くと、1918 年のスペイン風邪を連想する方もいらっしゃるかもしれません。このスペイン風邪よりも潜在的な危険性を持つ感染症が存在する中、我々のような国際機関が対応力を強化していかなければなりません。感染症のパンデミックは突発的に発生し、1918年のスペイン風邪では約1億人の人命が、1957年のアジア風邪では約500万人の人命が失われたと言われています。そして、1968 年には H1N1 型インフルエンザ、いわゆる香港風邪も猛威を振るい、数十万の人命が失われたと言われています。ここ数十年間では、鳥、豚、といった動物由来の感染症が人間に感染することで、パンデミックを起こしています。一般的に知られている感染症がある一方で、約1420種類もの新たな病原性を有するウイルスが1970年以降確認されており、2007年以降だけに注目しても、177の新種の存在が確認されています。

感染症は人命だけではなく、経済的にも大きな影響を残します。2003年に流行したSARSでは、低く見積もって300億ドル以上の経済損失が発生しました。過去に生じたスペイン風邪のような流行が発生した場合には、人口の3%が死亡すると言われており、3～4兆ドルもの経済損失が想定されます。

向こう45年で、世界人口は新たに現在の3分1が加わり、多くが都市部に居住し、人口密度が上昇すると考えられています。また、家畜をはじめとした動物と人の居住環境も密接になっていくでしょう。これは感染症が新たに出現し、広がる可能性が高まることを意味します。また、人々の移動も容易で、年間10億人が国家間を移動し、大きなリスク要因となっています。昨今のジカ熱がいい例でしょう。

しかし悲観することばかりではありません。IT 革命により、新たな出来事の把握が容易になり、バイオテクノロジー革命により、診断や治療が進歩しました。何より、国家を超える緊急の公衆衛生課題に

対しては、国際保健規則（International Health Regulation: IHR）が 2005 年に 196 カ国の署名で、実現しています。2007 年 6 月 15 日に施行され、全ての国が国際社会における義務として、公衆衛生に対する危機が生じた際には WHO に報告する体制を整えています。

しかしながら、過去 3 年間のエボラ熱の際は、IHR が全く機能しませんでした。全ての国が IHR を順守するための能力がない中、数か月間手をこまねいていたのです。

このような事態を二度と生じさせないためにも、IHR そのものには問題がない事が明らかになりましたので、IHR を実行（Implementation）することの徹底が重要で、IHR を機能させる努力が必要です。そして、研究開発を進め、保健緊急プログラム（Health Emergency Program）を作成し、国際的な公衆衛生の課題が生じた際に、調整を行うメカニズムを作る必要があります。これには OCHA（国連人道問題調整事務所）などと共同して活動していく必要があります。

最後に、緊急時に対応するための資金が必要です。今回 WHO は 6 ヶ月経過した際に、対策を打つための予算を有しておりませんでした。そのため、WHO では、緊急対応基金（Contingency Fund for Emergency: CFE）というものを設け、世界銀行が進めているパンデミック緊急ファシリティ（Pandemic Emergency Facility: PEF）とともに対応できるように考えています。つまり、まず IHR を実行するための機能を強化し、緊急時に対応できる資金を備えておくことが重要です。これは WHO と世界銀行によって議論されます。

元来 WHO は、公衆衛生の緊急時対応の組織ではありませんでしたが、改革を進め、将来的には感染症対応の責任を有する組織になると思います。このように、WHO が変化していく上で、各国議員の方々のご支援、そして各国の IHR 順守の確立が、ますます重要になって参ります。国会議員の皆様、次のウイルスに攻撃される前に、準備態勢を整えてください。ありがとうございました。

議長：
　素晴らしいご発表でした。「政治的な意思」が、最後に述べられた言葉でしたね。次の講演に移りたいと思います。マビング・ンゴム UNFPA 西中央アフリカ（WCARO）所長です。現在は 23 カ国に対してリーダーシップを発揮し、戦略的な指針を示しています。これまで UNFPA の緊急事態対応部長を務めておられました。ダカール大学で経済開発修士号を取得し、ワシントン DC の大学では公共政策の修士号を取っておられます。

講演（2）

マビング・ンゴム　UNFPA - WCARO 所長

エボラ熱などのウイルス感染が起こった際の、対処についてお話します。

初めに、日本政府の国連人口基金（UNFPA）に対する支援に、感謝いたします。マノ川諸国、すなわちギニア、リベリアとシエラレオネに向け、多くの人命、また母親・新生児をエボラ熱から救う基金をいただきました。さらに、皆様の連帯にも感謝いたします。各国と国際社会、アディスアベバのアフリカ連合（AU）も、我々の努力を認識してくださったものもといます。

この 20 年、特にこの 2 年、多くの危機が同時に起こり、我々の対応能力、責任が試され、同時に皆様方のご支援をいただきました。そして、既存のアドバイスだけでなく、若者ネットワーク、女性グループ、伝統的、宗教的な団体、また地域社会を動員し、対応しました。マノ川諸国、域内政府間機関、ECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）、アフリカ連合等からは、数カ国にわたるエボラウイルスに冒

された社会における人命救助、人命保持のために支援が行われました。

エボラ熱から学んだ教訓は、大きなものです。それはジカ熱対策に応用できます。誰も置き去りにしてはならない、ということです。危機においては、女性・女児、そして若い人が犠牲になるのです。UNFPA は、最も貧しく、社会の周辺に最も追いやられている人たち、各国の対応能力が行き届かないところにいる人を救うサービスを、提供していきます。そのための対応を UNFPA は機動的に行ってきました。プログラムが柔軟な対応力を持っていたことから、資金や技術を駆使して、必要なスタッフを必要な所に、直ちに送ることができたのです。我々の対応能力を証明することができました。指揮命令系統がしっかりしていたのです。

UNFPA は、この調整能力の高さから、国連の 1 つの組織としてだけではなく、他機関、そして NGO などとも一緒に働く事ができたのです。日本を含む各国からの支援を人道支援に動員し、課題に対応することができました。UNFPA は、啓発活動等を通じ、対策や立法を支援し、必要に応じた対応ができるよう、準備しています。影響を受けた国々の負担をともに背負うこともあります。近年の危機的状況下での UNFPA の活動は、このような成果を挙げ、多くの皆様に我々のの努力を認めていただけたものと思います。

この成功の理由は、1. 地域に適応したアプローチ、2. 既存の調整機能の活用、3.アフリカの国々との協働、日本企業の支援等で、多角的な配慮ができました。UNFPA は、特に女性と青少年に注目しました。彼らは最も弱い立場にいます。2 番目に保健システム見直しです。3 番目は、地域社会の人たちを最適な方法で巻き込まない場合の損失です。それらのデータを集め、行動に活かし、グローバルな連帯感の必要性に焦点を当てました。これは、人間の安全保障のアジェンダにとって重要です。

どのようにして、エボラ熱やジカ熱のような感染症危機に対処できる保健システムを強靭にできるのか、ということについて考えてみましょう。国会議員は、どのように IHR の実施を推進し、グローバル・ガバナンスと危機管理を向上できるのでしょうか。

IHR について言える一つのことは、受け入れ、査察方法を評価、計画、実行する能力が、地域、国、国際レベルで強化されないといけない、ということです。自分自身のみならず、最も貧しい人たちの平和な生活や、基本的な人権を守るためのグローバルな安全保障についてだけでなく、グローバルな連帯について考えさせるパラダイムシフトであるべきです。

エボラ熱の経験は、議員の行動とリーダーシップが非常に手助けとなる横断的な教訓で、UNFPA の教訓を後押しするものです。エボラ熱から私たちは協力の大切さを学びました。エボラ熱への対処では、アフリカの保健システムが極めて脆弱であったため対応できませんでした。将来のアウトブレイクに備えて保健システムを強化していかなければなりません。2 番目に、影響を受けた国々やカギとなるパートナーの対処能力を、地域、国で、グローバルレベルで強化していかなければなりません。

危機に直面した国の保健体制、対応能力の強化が望まれます。エボラ熱発生時、例えば埋葬という死にまつわる習慣を変えるためには、その地域を巻き込んで信頼を得ることが必須なのです。地域のリーダーこそ責任の中心にあるべきです。リスクやニーズの情報を提供し、それに応えていくというのが 3 番目です。4 番目は集団的な責任です。どんな国家も 1 国だけで安全は保てないでしょう。連帯感と集団責任での対応が必要です。連帯感が、脆弱を克服し、責任を共有することになります。地

域、国、グローバルレベルにおいて、議員の方々の責任感、リーダーシップ、地域社会の連帯感をまとめる事は 1 つの重要な対応策です。効率の良いプログラムの実施保健システムの機能、女性や女児支援が、社会を力強くするのです。

地方共同体レベルの参画がなければ、物事は成功しません。パートナーとしての責任を共有することは、公衆衛生システム強化の上で、特に大きなアウトブレイクが起きた時には決定的に重要です。多くの女性が出産時に命を落としています。それはシステムが脆弱だからです。いかなる場所であっても、そのようなことがあってはなりません。

人間の悲劇をなくすために、2014 年のエボラ熱の経験から学ぶことが必要です。エボラ熱は、これが初めてではなく、過去 40 年に 20 回の流行がありましたが、世界的に見て「学習」がなされていなかった、ということがわかります。事例から学習することで、進歩、変革を起こすことが可能になります。

地域社会がネットワーク、パートナーシップを通して責任を共有することができるのです。UNFPA は、多くのレベルで、パートナーを組む事を望んでいます。日本のご支援に、感謝申し上げます。

議長：
ありがとうございました。最後の発表になります。塚越・世界銀行駐日代表、よろしくお願いいたします。

講演（3）

塚越保祐　世界銀行東京事務局　駐日代表

世界銀行の施策の重要性は、非常に高まっていて、貧困の根絶と健康の拡大に取り組んでいます。今日問題になっているパンデミックは、経済、保健、開発に対する脅威です。

西アフリカ地域のギニア、リベリア、シエラレオネではエボラ熱が確認され、その後の広がりから、国際社会の対応能力へ警鐘が鳴らされました。今回のエボラ熱蔓延といった公衆衛生上の危機では、地球規模でのパンデミック管理システム、そのための資金計画や活動の協力体制等が必要です。状況分析や監視体制、復興段階での管理能力の強化の重要性が、今後高まっていくでしょう。

市場開発アプローチ（Market Development Approach: MDA）では、ドナーのニーズを把握し、公衆衛生上の緊急事態への準備、そして復興体制においては、WHO の緊急対応基金（Contengency Fund for Emergency）と協力し、感染症への緊急対応を行います。また、世界銀行の中でも、パンデミック緊急ファシリティ（Pandemic Emergency Fascility: PEF）と呼ばれるものを作る動きがあります。昨年の G7 においても、リスク管理システムに存在する大きなギャップについて語られ、深刻な感染症に対して、時機を待たずに対応することが可能です。感染症の被害を最小限に抑え込むには、調査、分析と人員派遣が可能でなければなりません。今後、大きな資金動員に、PEF が貢献できるかもしれません。

パンデミック時に適切に資金利用ができるようにするために、世界銀行では金融市場とともに保険のための大規模な再保険制度を作ろうとしています。PEF によって、効率的なパンデミック管理が可能

になるはずです。

世界銀行は WHO、その他パートナーとの連携に邁進します。各国が強靭な医療システムを整備し、コストが負担にならない医療制度の構築が急務です。PEF は準備のために使用される類のものではありませんが、他の機関との緊密な連携により、強固なパンデミック管理システムに対応できることを、目的としています。世界銀行は、PEF に関して議決権を行使します。結果は、G7 伊勢志摩サミットで発表される予定です。

議長:
ありがとうございました。
パネリストは、5 名の医師、4 人の議員、1 名の保健大臣、アフリカ連合の委員たちです。それぞれ素晴らしい実績をお持ちです。トンガの保健大臣は 2014 年に国会議員となられました。内科学と外科学で学士号、外科学で修士号を取得。危篤状態の対患者ケアと早期トラウマ・マネジメントの資格を保有しています。これまで軍医、外科研修医、医療管理者や上級医務官等幅広い業務に従事しております。サイア・ピウカラ大臣、お願いいたします。

パネル・ディスカッション

サイア・ピウカラ(トンガ)保健大臣

我が国トンガは太平洋の小さな国で、面積は小さく、人口も少ないのですが、国際的な保健課題に取り組む大切な国のひとつです。先程、包括的なエボラ熱の説明がありました。本日は、2016 年 1 月にジカ熱に直面した経験をお話させていただきます。

ジカ熱は、1950 年代に確認され、人間社会に適応するまでに時間を要しましたが、アジア、アフリカを中心として人々への感染が広がり、太平洋の島々へ到着するまでに、およそ 50 年かかりました。現在は、ミクロネシアに至っており、2013～2015 年、タヒチ、ニューカレドニア、フィジー、サモアで確認されました。そして、トンガに至っては、今年の年初に、初めて確認されました。この時、国民はジカ熱がもたらす小頭症に大きな不安を抱きました。

私は保健大臣として、マルチセクターのアプローチが必要だとして、国民に向け、ジカ熱への適切な情報発信に努め、注意喚起を促しました。その後、「クリーン・アップ・キャンペーン」として、媒体となる蚊が生育できる環境を減らす活動をし、ホットスポットとなり得る、公共の場所、病院、保健所、学校等を重点的に行いました。その結果、初めての事例を観測後 7 週目では、650 事例あった新規感染を、現在 30 事例以下に減らすことができました。1 週間で抑制に成功したので、国内クリーンキャンペーンは、機能したと思います。

議長:
次はワン・ロンジ議員です。医師であり、議員であり、元保健副大臣であります。彼は中国予防医学学会の会長であり、疾病予防管理委員会委員長です。そして議会のメンバーであり、保健副大臣も 12 年間お務めになりました。学者でもあり、中国工程院にも所属しております。公衆衛生学、予防医学、そして疫学および感染症対策に関する 100 本を超える論文と 30 冊の本を出版しています。彼の論文は *New England Journal of Medicine* や *Lancet* と言われる著名な科学雑誌に投稿されていま

す。ではよろしくお願いします。

ワン・ロンジ議員（中国）AFPPD 副議長

中国は、過去の感染症対策で、成功を収めました。過去には、様々な型のインフルエンザや SARS（重症急性呼吸器症候群）が発生し、それが感染症対策の強化につながりました。中国政府は 2013 年に、エボラ熱が西アフリカ地域で流行した際には、4 つの専門家グループ、1000 人を超える医療関係者とボランティアを緊急援助隊として派遣し、近年の中国の経験、特に予防と、疾病への対応の経験を伝えました。近年の感染症の経験により、予防、管理、規制の刷新を、常に図っています。国内医療システムでは、感染症の予防体制の充実のために、20 万人の雇用と 3000 ほどの疾病対策センターを設立しました。情報技術ネットワーク世界最大の情報技術ネットワークを構築し、公衆衛生に関わる重大な出来事が生じた際に、対応能力を強化した結果、新たな H7、H9 インフルエンザウイルスを、発生から 3 日で発見しました。公衆衛生に重大な影響を与える事例が発生した際には、中国国内での情報共有だけでなく、WHO やその他の国際機関と共有する体制が、確立されています。

議長：

続いてエルサルバドルの与党メンバー、ギジェルモ・マタ・ベネット議員です。小児医療と新生児医療を専門としており、保健医療の改革に従事されています。2004 年副大統領に立候補をされました。中央アメリカを代表する IAPG のメンバーで、国際会議出席等、国際的に活動されています。

ギジェルモ・マタ・ベネット議員（エルサルバドル）

エボラ熱発生の際に、脆弱性が露呈してしまったように、国際医療体制は重大な危機にあります。我々は、感染症発生時に対応可能な、保健制度を作らなければいけません。エルサルバドルは、気候変動、都市開発等、非常に脆弱な地域です。食料、水、電気といった基礎的なインフラの整備が必要です。我々はエボラ熱の経験はありませんが、かつてはデング熱、チクングニア熱などがあり、感染症が社会に与える影響は多大です。どのような形で保健、健康を保護しなければならないかを考え、90 年から新自由主義に基づく、様々な政策が実施されました。エルサルバドルではブエン・ビビール（Buen Vivir: 良く生きる）という理念の下、高齢者、子ども、女性等、社会的弱者に、健康で、人権の保障された保健体制を構築しています。私たちは、現在、様々な形での医療サービスを提供するために検討を行っています。人権の基本となる健康を国民へ保障するために、我が国ではプライマリー・ヘルスケアに重点を置いた保健医療改革を実施しています。その結果、2015 年にジカ熱が国内で発生した際にも、迅速に対応することができました。ラテンアメリカにおけるジカ熱の拡大は、喫緊の課題ではありますが、包括的なアプローチをとっていくことが大切です。

議長：

続いてフロリアン・ボドグ議員です。ルーマニアのオラディア大学で医学の博士号を取得。2012 年

以降、社会民主主義党所属の上院議員で、公衆衛生委員会では幹事長を務めています。母校で、教鞭も取り、2002 年から 2012 年までは医学部長も務めておられました。よろしくお願いいたします。

フロリアン・ボドグ議員（ルーマニア）

昨今のジカ熱拡大や、エボラ熱による公衆衛生への危機により、パンデミックに対する各国政府、国際機関のグローバル・ヘルス・ガバナンスが、ますます重要です。パンデミックや自然災害が生じた際の対応についての議論を深めることによって、影響を最小限に抑えます。エボラ熱の事例からもわかるように、リスク・マネジメントの重要点は、コミュニティとの対話です。リベリアで実施された、感染封じ込めの隔離政策は、行政や医療サービス提供者への不信感を募らせるといった、負の結果を生み出してしまいました。次の感染症のアウトブレイクを防ぐために、各国は今回の出来事を機に、基本医療体制を強化し、医療制度の発展した国々はその手助けを提供していく必要があります。エボラ熱やジカ熱のように、公衆衛生危機に関わる可能性のある複雑な感染症に関しては、患者を特定、治療し、住民にはウイルスの特徴等の情報を共有しなければなりません。そうすることでコミュニティからのサポートと監視体制が構築されるのです。予防、健康の促進は、安全保障と社会秩序の維持のために必要であり、より強力な国際協調関係の構築が求められます。

議長：

ありがとうございました。最後の発表者は、ムスタファ　アフリカ連合社会問題担当委員であります。アフリカ連合の UHC の責任者です。以前は UNDP 連絡事務所で働かれていました。また、エチオピアのアディスアベバの大学で医学を修め、熱帯医学学士をリバプール大学から取得しています。どうぞよろしくお願いいたします。

ムスタファ・シディコ・カロコ　アフリカ連合社会問題担当委員

2014 年に、エボラ熱によって甚大な被害が生じた西アフリカ地域は、経済成長の途中にあり、アフリカ大陸において経済的にも進み、民主主義の意識も高い地域でしたが、感染症のアウトブレイクで大きく後退しました。もともと脆弱であった医療システムは、この出来事によって一層悪くなってしまいました。

エボラ熱が発生した際、私はアフリカ連合の一員として各国を回っていましたが、他のパネリストの方々もおっしゃっていたように、国際社会の対応には連帯感が見られませんでした。WHO が緊急事態宣言を正式に発表した際には、すでに対応が極めて遅く、他機関との調整も上手くいっておりませんでした。グローバルな連帯は、感染症発生時に必要不可欠です。距離があっても、エボラ熱の危機から免れられないからです。アフリカ連合による西アフリカへの支援は、今回が初めての事例ですが、多くの援助を提供し、コミュニティとの連携を取りました。5 つの支援拠点をアフリカに置き、医療、医師の常駐を図り、発生の度に監視、調査し、直ちに対処できるようにしました。エピデミックの予防には、日常的な監視と、緊急時対応の医療従事者や資金を平常時から用意してお

くことが大切です。
今回、日本国政府が G7 において UHC 推進のリーダーシップを執られるのは、将来的な感染症の拡大予防のために極めて重要で、結果に期待しています。

議長:
ありがとうございました。非常に長い一日でしたが、皆様のご協力に感謝申し上げます。

セッション 4:「宣言および提言(D&R)」への貢献

セッション 4 での議論は、宣言文および提言における人間の安全保障の一部としての、感染症リスク管理の部分に反映されている。共同責任と連携がカギとなる概念であると、登壇者によって繰り返し強調された(4.2)。過去に発生した、感染症の拡大とパンデミックから得られた技術的な経験と教訓を元に、WHO、UNFPA、世界銀行により、感染症に対する政策への助言がなされた(4、4.1-4.3)。国際保健規則(IHR)批准国における施策(4.2、4.2.2)の推奨、WHO の国際的な調整役としての機能強化、国際保健危機における国連の組織である OCHA を通した、新しい危機対応、そして世界銀行のパンデミック緊急融資ファシリティ(PEF)設立援助(4.2)、事前準備状態や調査の評価・計画と施策における国内全レベルでの対応能力の構築と、データ・証拠収集(4.2、4.2.4)が含まれる。政治的意思は、国会議員と政府を通して推薦事項を実際施策に移す原動力として、必要不可欠である(4.2、5)。トンガのような小島嶼国(サイア・ピウカラ議員)から、中国のような人口の多い国(ワン・ロンジ議員)が、感染症に対しての課題や教訓を共有した。このような緊急事態では政府の役割は、様々な分野・レベルで大きな意味を持っていることが確認される中、ギジェルモ・マタ・ベネット議員(エルサルバドル)とフロリアン・ボドグ議員(ルーマニア)が、改めてそのような状況下でも UHC が果たしうる可能性について言及し、ムスタファ・シディキ・カロコ アフリカ連合(AU)がパネル発表で地球規模の連帯が必須であると述べた(4;4.2-4.3)。

第 4 セッション分科会 1:医療者も巻き込まれる感染症ケア

セッションのテーマ:*エボラ熱や HIV 患者をケアする際には、医療従事者自身、その生命を犠牲にする覚悟と使命感をもって現地に赴く。時として、医療的ケアの提供者である医療従事者が被害者になることもある中で、その被害者の家族支援も含めた、国際的パートナーシップの構築が急務の課題でとなっており、各国国会議員ネットワークにおいて、議論されることが期待される。*

ラポチュール:**中谷比呂樹 慶応義塾大学特任教授**

共同議長による議事

共同議長
A・F・M・ルハル・ハク議員(バングラデシュ)

ホセ・マニュエル・サンチェス・タバレス議員
(ガーボベルデ)

講演(1)

フランシス・ヒューズ 国際看護協会(ICN)会長

国際看護協会は(ICN)は、世界 130 の看護師協会、1600 万人の看護師の国際組織なので、常に現場の声を聴くよう、心がけています。現場で働く看護師は、日常、新たな困難に見舞われています。例えば、エボラ熱が西アフリカ地域で流行した際には、815 名のヘルス・ワーカーが現場で対応する中、感染し、そのうち半数は看護師でした。そして、悲しいことに三分の二はエボラ熱への感染が原因で、亡くなってしまいました。看護師を含めたヘルス・ワーカーが、社会に還元している利益は、生命、社会に欠く事のできないサービスです。国会議員の方々は、彼らが安心安全に能力を発揮できる環境を、整備していただきたいのです。西アフリカ地域でのエボラ熱の大流行は、収まりました。しかし多くの人々が命を失い、両親を亡くし孤児になってしまった子どもが、多く存在します。彼らのための国際的な援助も、大きな課題となっています。

講演（2）

マティスアス・カサンバ議員（ウガンダ）

エボラ熱と HIV/エイズ対策に最前線で取り組んでいる、ウガンダの看護師たちの状況をお話します。感染症の大規模な流行時、看護師は、医療用装備が恵まれた状況とは、程遠い環境で活動します。感染症の流行が生じた際には、官民の垣根を越えて、資源を有効に活用させられる、力強いリーダーシップが必要です。そして、現場で医療に従事されるヘルス・ワーカー等の、治療に関連した死亡や、健康を害する合併症等は、何らかの形で保障されなければなりません。

パネル・ディスカッション

アンドリュー・トボソ議員（ケニア）

私の母国ケニアでは、エボラ熱が流行した西アフリカ地域の、3 カ国に対し、ヘルス・ワーカーの派遣や航空輸送環境整備等、様々な支援を行いました。感染症の流行に、国境という名の垣根はありません。今後、今回の惨事を繰り返さないためにも、国境を超える公衆衛生の危機に取り組むことが可能な、特別な緊急資金の創設、さらに緊急事態に最善の装備で駆けつけることのできる人材の、共同運用、そして感染症の拡大が始まる地方の医療サービス強化、の 3 点を推し進めていかなければならないでしょう。

プリンセス・プメレレ議員（スワジランド）

保健医療の在り方、保健医療課題の出現に対して、パラダイムシフトが必要です。今こそ、アルマ・アタ宣言でも謳われた、「全ての人々に健康を」（Health For All）を達成するべき時であり、そのための対応能力強化が、喫緊の課題です。

菅波茂 AMDA グループ代表

昨今、緒方貞子氏やアマルティア・セン氏が提唱している人間の安全保障が、深刻な感染症の拡大、バイオ・テロリズム、そして温暖化現象によって、脅かされています。感染症に限ると、感染源を突き止めると同時に、その背景にある問題の根幹に対応することが重要です。

平林国彦 UNICEF 東京事務所代表

「ヘルス・ケア・ワーカー」の代わりに「ヘルス・ワーカー」という言葉の使用が望ましい。西アフリカ地域で発生したエボラ熱の際も現場で活動されるのは、医師や看護師といった医療従事者に留まらず、様々な専門家が関わっておられます。国会議員の皆様には、将来起こりうる感染症の拡大に対応できる、法的な制度設計、最低限度の医療サービスの確保と医療機器の向上、そして国内および国際的な金融資本を動員し、ヘルス・ワーカーが治療に関連し

た死亡には、何らかの補償が必要です。

セッション 4 分科会 1:「宣言および提言（D&R）」への貢献

分科会 1 では、医療従事者が危機的状況下で直面する困難な課題が宣言文に反映され、それによって国会議員が、看護師やその他の医療従事者の保護と安全の保障に務める点が盛り込まれた（4.2）。また、このセッションでは、治療行為等に起因する感染や死が医療従事者に生じた際に、金銭面で補償する保険計画を制定する、財源確保を呼びかけた（4.2）。

第 4 セッション分科会 2:市民社会と国会議員の対話～G7、TICAD を経て SDGs 達成へ～

セッションのテーマ:*2016 年は SDGs によって開発努力が行われる最初の年である。2030 年に予定されている目標達成のために国会議員が果たすべき役割とは、そして市民社会が果たすべき役割とは何か？ 各地域を代表する国会議員と日本の NGO との対話を通じ、SDGs 達成に向けてのそれぞれのコミットメントを確認する。*

ラポチュール:**トビー・ポーター ヘルプエイジ・インターナショナル事務局長**

共同議長による議事

共同議長
マフムッド・A・モハメッド議員（ナイジェリア）

堀江由美子 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー・マネージャー

パネル（要旨）

本田徹 NGO シェア＝国際保健協力市民の会 代表理事

今日に至るまでの日本の歴史、そして 1961 年に始まった国民皆保険制度への道のりを説明した。世界の国々が SDGs を達成したいと考えているのであれば、非感染性疾患（NCDs）を含め、長期的な展望が、各国政府には求められる。

久保田彩乃 名古屋大学学生/Japan Youth Platform for Sustainability

Japan Youth Platform for Sustainablity が、どのように若者の声を社会に届けているのか、を説明した。SDGs の達成には、全ての関係者が議論に参加することと、いわゆる「影響力の大きな人々」への日常的な注意喚起が、重要である。世界が全ての人々の声を聴き、世界と自分自身にとって最良の事を、若者が実行できる世界にしていく事を目指す。

星野智子 環境パートナーシップ会議副代表理事

地球環境の保護なしでは、社会・経済活動が行えなくなるため、全ての物事の前提条件としての、自然環境保護が、とても重要。SDGs 教育、SDG16とSDG17が掲げているように、複数の異なる立場の関係者を巻き込み、地域毎の特色を強化するのが大切。

石川えり 難民支援協会 代表理事

現在、難民の数は第二次世界大戦後、類を見ない程、増加している。現在、ひとりひとりが貢献できることはなにか。また、孤立ではなく連帯をどのように構築するのか、が大きく問われている。

マラハット・イブラヒムジィ議員（アゼルバイジャン）

SDGs が昨年採択され、SDG5 ではジェンダーの平等の実現が謳われている。これは、有益な機会を多く与えてくれる一方で、その達成に向けた制約も多く存在している。SDGs 達成のために国会議員は、目標毎に複数存在する関係者の考え方を、橋渡しする役割を果たすべきである。また、我々国会議員は予算を振り分けることができ、その予算は問題解決、活動に役立つ。そして、国会内で質問をすることが可能なので、議員の機能を積極的に活用することが望まれる。

ルブナ・アムハイール議員（モロッコ）

モロッコでは 49%の若者は就業できていない。MDGs（ミレニアム開発目標）における初等教育の普及の結果、初等教育を終える若者が増加した。今後の課題は教育の質を上げ、若者が身に着けた技能を元に、雇用につける環境を保証することが課題。私の夢は、就学率、雇用者率、参加率が 100%で、全ての人々が尊敬され、差別そして不公正のない世界を実現すること。

フィデリス・モラロ議員（ボツワナ）

我が国には、国家若者政策があり、若者向けプログラムを提供している。このプログラムを通して、新たな会社を興す若者もいる。

ビプロブ・タクール議員（インド）IAPPD 副議長

MDGs は、掲げられていたものの、成し遂げられることがなく、人々の生活を向上することはできなかった。SDGs も国際連合があるアメリカ合衆国のニューヨークの机上の美辞麗句で終わり、本当に助けを必要としている、貧困に直面した人々の元には届かないかもしれない。一方、女性の果たす役割は一層大きくなっている。母親としては家族全体の健康、子どもの教育、そして家庭の財布も、管理していかなければならない。

猪口邦子 参議院議員

SDGs を達成する上での市民社会が、政治に与える影響はますます増加している。国会議員は自らを橋渡しだと考える必要がある。現在の日本の在り方も、過去の政府が、国民との間でしっかりと意思疎通を図るべく努力し、国民が健康に長生きするための中核を見出したもの。現在ある日本はまさに、その時の判断の積み重ねの上に成り立っており、日本の知見は他の国々へも応用が可能だと考えている。

コメンテーター

安川順子 UNFPA-APRO 所長

このセッションを通して得られた教訓は、2030 アジェンダが有している精神、そして基本方針がミレニアム開発目標とは異なっているということ。SDGs で謳われている“Leaving no one behind”（誰も取り残さない）という言葉に要約された、尊厳と持続可能な生活が、全ての人々に可能になる未来が、新たな目標の中核です。SDGs は MDGs と異なり、膨大な数の人が目標設定の段階から参加し、交渉の末にたどり着いた成果である。この SDGs 策定のために費やされた未来志向の議論によって、各国政府が、しかるべき人々から徴収された予算が保健、教育、若者の参加、そして環境の分野に積極的に分配されることを願っている。

セッション 4 分科会 2:「宣言および提言（D&R）」への貢献

分科会 2 では、UHC、教育、難民、環境、女性のエンパワーメント、そして国会議員の役割が包括的に議論された。本セッションからはマルチステークホルダー・アプローチにより SDGs の、実施のための行政府および市民社会の役割を包括する重要性が強調された（5）。また、国会議員の役割として、医療、教育、若者の参加、そして環境保護を、課税でまかない、適切な配分を行うことが議論された（2、5）。そして、UHC に関しては、非感染性疾患（NCDs）を考慮に入れた、長期的な実施計画が推奨された。難民に関しても議論された。

第 5 セッション：SDGs 期におけるグローバル・パートナーシップに向けた国会議員と議員ネットワークの役割

セッションのテーマ： *SDGs 時代において各国、地域、国際社会において効果的なパートナーシップを構築する上で、国会議員および国会議員ネットワークはどのような役割を果たしうるのか?*

MC：武見敬三　参議院議員　AFPPD 議長

皆様、おはようございます。第 5 セッションを始めます。GCPPD は昨年の 9 月に国連総会で SDGs が採択されてから、初めての大規模な国際議員会議で、このセッションでは、議員会議として最も重要なテーマである国会議員の役割について、重要な議論を共有し、どの方向に進むのかを確認いたしたいと思います。長浜先生が公務のため冒頭で退席しなければなりませんので、その後は私が共同議長を引き継ぎます。

それでは議事をお務めいただく、共同議長をご紹介いたします。長浜博行 JPFP 副会長とフランスのエディット・グノー議員です。お二人が共同議長として。このセッション 5 を進行してくださいます。それでは長浜先生よろしくお願い申し上げます。

共同議長による議事

長浜博行　参議院議員・JPFP 副会長

本日の進行はグノー先生にお願いしたいと思いますが、これまで JPFP ではこの問題についてアフリカ議連や AFPPD とともに検討を重ねてきました。武見先生からのご紹介のように、公務のために中座せざるを得ないことを深くお詫び申し上げます。その後は共同議長を尊敬する武見先生にお願いする失礼をお許しいただければと思います。

セッションの開始に先立ち、JPFP がアフリカ、アジアの仲間とともに、この分野で行ってきたことを簡単に説明し、セッションの討議に少しだけ貢献したいと思います。

JPFP としては、この問題に先駆的に取り組んで参りました。このきっかけは、2007 年にベルリンで開催された G8 議員会議で、アフリカの女性議員が、アフリカに先進国から ODA がなされても、国会議員がその内容を知る立場になく、選挙区における説明に苦労しているといった訴えを聞いたことによります。ご存知の通り、人口問題は決して強制できる問題ではありません。だからこそ国民の代表である国会議員が、この問題に関わる必然性があります。その意味では ODA でなされる人口プログラムもまた、一人ひとりの理解に基づいたものでなければならず、自発的になされなければならないものであり、その意味からしても、国会議員がその内容を知りえないのは、本質的に問題だと感じたわけです。

これまで多くの場合、アカウンタビリティやトランスペアレンシーというのは、ドナー機関に対する言い訳であったり、会計や法律の専門家の領域であると認識されてきました。ある意味、建前としてその重要性を理解できても、法や会計の専門家以外の国会議員にとっては専門性が高過ぎて、わからない問題だと受け止められていたと思います。

私たち先進国の国会議員にとって、ODA の原資は国民の貴重な税金です。そして途上国においても現在では、社会開発の主要な資金は、国内で動員されています。いずれの場合であっても、それがどのように使用され、どのような成果を生んでいるかを知ることは、国民の代表としての国会議員が、自らの義務を果たすためにも、絶対に不可欠なことなのです。

JPFP はこの点を憂慮し、技術的に終始しがちな国会議員にとって、必要なアカウンタビリティやトランスペアレンシーとはいかなるものかについて、数年にわたって、アフリカ、アジアの同僚議員と協議を重ねました。結論としてわかったことは、そこで求められることは、決して技術的なことではなく、結果責任から見た時の、アカウンタビリティやトランスペアレンシーをいかに構築するか、という視点でした。

MDGs 同様、新しい 2030 年までの持続可能な開発アジェンダでも、グローバル・パートナーシップが開発原資を生み出す唯一の資金源と考えられており、それが正しいかどうかについては議論が残るところですが、少なくとも現在主流となっている経済学理論の中では、貿易等を進め、国際分業を適切に行うことでしか、世界の経済的効用を拡大できないと考えられています。その意味では、いかにグローバル・パートナーシップを実現するかが、2030 開発アジェンダの成否を握ることになります。そしてグローバル・パートナーシップを実現するためには、先進国も途上国も共有できる共通の基準が必要です。この共通の基準を確立することが、必須の条件となるのです。

私たち国会議員は、様々な地域、文化、価値観を代表しています。そして私たちが人々の代表である以上、私たちを選出してくれた人々に対する説明責任を有しています。その意味では、アカウンタビリティやトランスペアレンシーを示さなければならない相手とは、実はドナー機関でも先進国でもなく、一義的に自らの国民に対してであるということになります。各国には多様な文化や社会的価値観がありますので、多様なあり方があってよいと思いますが、この国民に対するアカウンタビリティやトランスペアレンシーが確保できるということは、まさに法による統治を実現し、共通の基準を示していくことになるのです。

これらの努力はすでに成果を上げており、ウガンダやザンビアでは、まさしくここに参加されている方々の努力で、ODA の国会報告が立法され、実際に国会報告がなされております。これはアフリカ開発に向けても大きな役割を果たしていくと思います。この意味で 2030 開発アジェンダを達成するためには、まさしくこの会議のように党派を超え、国を超え、地域を超え、同じ目標のために活動する、私たち国会議員の役割が決定的に重要だということがわかります。

世界に張り巡らされた、国会議員の人口と開発に関するネットワークこそ、2030 アジェンダ達成のプラットフォームになりうるのだと思います。クリス・バリョムンシ FPA 議長から、私たちの取り組みに対するご報告をいただけるものと考えております。国会議員が持続可能な開発を達成する上で、必須となる役割を持っていることが明白になった今、それを達成させる義務を負ったということになります。

私たちとしても、この人口と開発に関する議員ネットワークを使って、その実現のために協力していきたいと考えています。

セッションの具体的な進行に関しては、共同議長のグノー先生にお願いいたします。

エディット・グノー議員（フランス）

武見先生、議員の皆様、ご参列の皆様、このセッションを長浜先生とともに共同議長を務めることができ、光栄です。また武見先生とご一緒できます事ことを大変光栄に存じます。

2016 年は非常に重要な年になると思います。世界の人々の生活を改善し、世界を前進させる上で重要な年です。国や人々の協力が、これほど必要にされる年はないでしょう。フランスの議員として、昨年 12 月にパリで行われた COP21 の成功に触れたいと思います。これは非常に重要な国際会議で、パリ合意が結ばれるという形で、成功裏に終えました。これは公正で持続可能で、ダイナミックな、また法的な拘束力を持つ合意です。この合意に基づいて、今後気候変動対策を各国が講じていくことになりますが、世界の大きな前進の礎になるでしょう。

昨年 9 月には、17 の持続可能な開発目標が国連で採択されました。2030 年を目指し、今年の 1 月 1 日に効力を発揮しています。また今後 15 年間の間、SDGs に基づいて、各国が貧困対策や不公平の撲滅に取り組んでいかなければなりません。また気候変動対策にも取り組んでいかなければなりません。目的達成には、強い意志が必要です。政治的な意思、政治的なプログラムが必要で、それは各国が実施していかなければならないものです。

大きな懸念としては、この新しい SDGs を実行する上で、何が必要かということです。各国が具体的に、確実に実行していくためにどうすればよいのか。全てのステークホルダーが貢献しなければなりません。政府、市民社会、民間セクター、その他全ての人々がこれに参加する必要があります。もちろん国会議員と、そのネットワークも重要な役割を果たさねばなりません。

こうした目標を明確に意識して、それを実現するために全力を尽くさなければなりません。それは私ども議員全員の責任です。これには人類の未来がかかっています。具体的な政策を実施しなければなりません。また各国が実施する持続可能な開発のための戦略には、あらゆるリソースと資金を導入し、なんとしてでも、実行しなければなりません。そのために議員、議員ネットワークの役割は極めて重要なのです。また、地域レベル、世界レベルでの協力関係、パートナーシップにも新しい活力を注ぎ込む必要があります。多角的な国際的パートナーシップも不可欠となるでしょう。世界レベルでの連帯、より質の高い協力関係が求められます。SDGs は大変野心的な目標ですが、私は楽観的な気持ちを、忘れないようにしたいと思います。

それではこれから発表者、パネリストの皆様にそれぞれの国の課題や地域、国際レベルでの協力の状況について、お話いただきたいと思います。

国家レベル

国レベル発表（1）　トゥ・イヴァカノ議員（トンガ国会議長）

武見議長、議員の皆様、来賓の皆様、まず、トンガ王国議会とトンガの国民を代表し、日本の九州の熊本県と大分県で最近起きた地震で被災された方々にお祈りを捧げたいと思います。

本日トンガ議会の代表として GCPPD に出席し、国会議員の責務として、持続可能な開発 2030 アジェンダへの貢献という本来の役割を示すことができ、大変光栄に存じます。AFPPD と私たちのパートナーである主催国日本に、この世界会議が時宜にかなった開催であり、称賛の気持ちを表したいと思います。そしてAFPPDフォーラムこそ、太平洋地区を含む地域間の密接な協力の構築を、国際社

会において可能にするのです。

トンガ王国は南太平洋に位置し、気候変動と災害リスク面から見て極めて脆弱です。この気候変動は、トンガやその他の多くの太平洋島嶼国の将来を、世界が決める、唯一の点かもしれません。私たちは、ただ脆弱ということで何もしないのではなく、行動を起こさなければなりません。2015 年 10 月、「カイラ！（Kaila!）—2030 アジェンダの太平洋からの行動計画」が、太平洋島嶼国間保健大臣会合で採択され、気候変動が女性、子ども、青少年の健康に与える影響に対し、レジリエンス（強靭性）を強化することを取り上げています。カイラという言葉は、太平洋諸国間では様々な意味がありますが、トンガとフィジーでは「行動を求める声」を意味し、太平洋の声とニーズがこのような機会に世界的に発信され、取り上げられるように声を出そうという意味が込められています。

政府のリーダーとしては、長年にわたりエネルギー問題の解決が課題となってきました。太平洋諸国が化石燃料に 100％依存している事実が、開発の在り方に影響しています。解決には多角的なアプローチの下、世界規模で考え、全ての（MDGs）8 つのパラダイムを変えていかなければなりません。開発援助パートナー全員に参画してもらい、問題を解決する必要があります。開発に全ての人に利用されるためには、そのスキームに、トランスペアレンシー、グッド・ガバナンスとアカウンタビリティが必要です。2030 アジェンダにある目標を掲げるのは簡単ですが、正しいモデルがなければ、実際に移していくことは困難であることを忘れてはいけません。その意味で SDGs の実行に関わる人が、役割を果たすのが極めて重要です。議会には目標を達成する責任があり、全ての議員には SDGs を深く理解し、目標が何かを知っていることが非常に大切です。それによって政府に働きかけ、国政を動かすのです。議員間での合意形成は不可欠で、重要課題です。トンガではこのような課題に対して、議員委員会を設置し、政府の省庁と関連団体と協力して課題解決に取り組んでいます。

2015 年にトンガ王国議会では、人口と開発に関する議員委員会を作りました。その委員会は、社会事業常任委員会とともに、持続可能な開発目標に対する政府の取り組みを、注意深く監督しています。委員会があることで、議員は公聴会や議会報告の審査を委任され、SDGs を市民やメディアに伝える事ができます。それによって、全てのレベルでの説明責任（アカウンタビリティ）を果たしています。私は、この委員会が議員にとって、市民社会との SDGs の対話継続を可能にする、理想的なプラットフォームを提供する場だと信じています。SDGs における対話は、包含的で参加型アプローチであるべきです。

トンガ議会は、6 月 2 日に開かれ、現在の財政年度が終わる前に 2016-2017 年の国家予算を議論します。議員としてこのような機会に、SDGs が国家アジェンダに乗り、施行に関する責任がある、ステークホルダーへの資金や資源が向けられているか、を確認できると思います。ありがとうございます。

共同議長
ありがとうございました。次にエチオピアの国会議長にお願いします。アバデュラ・ゲメダ議長、よろしくお願いします

国レベル発表（2）アバドュラ・ゲメダ・ダゴ議員（エチオピア国会議長）

議長、ご紹介ありがとうございます。議員の皆様、ご参集の皆様、おはようございます。まず初めに、AFPPD と JPFP へ今回この会議にお招きくださり、このタイムリーな問題を取り上げていただき、感謝を表します。私たち一行が東京に到着してから、ご支援くださった日本の皆様にも深く感謝を申し上げます。

私たちは、議員の役割とそのネットワークについて話すために来日しました。SDGs の時代に、国を超え、地域を超えたグローバル規模での説明責任（アカウンタビリティ）を、保障するためグローバル・パートナーシップには重要な役割があります。社会的課題、経済的・環境危機、政治紛争が地球上の環境に直面している、というコンセンサスがあります。人々の切望から国際協力と対話が促進されました。

ここでエチオピアの例から、人々が何を期待しているかを紹介いたします。エチオピア憲法の根底には、政府が施策を実施する上で政府には説明責任（アカウンタビリティ）があり、そのプロセスや行いが透明化（トランスペアレンシー）されなければならないという思想があります。連邦レベルでも地域レベルでも、行政府の様々な施策が、議会によって監督されるという、最も大切な法的枠組みを備えています。行政府の活動は、それぞれの権限内に割り振られた財源と資源が、正しく承認・分配されることで、汚職を抑制することができ、市民の権利を確保することができるようになります。法の統治、決定、そしてグッド・ガバナンスを保障することが一番大切です。

議会による政府への監督は、連邦レベルでも地域レベルでも頻繁に行われるようになってきました。現在、議会常任委員会では、行政府機関の監督で提出された助成金プログラム報告を、定期的に検証し、フィードバックをしています。連邦議会監督には立証済みの能力があり、州議会では、健康や学校施設建設など適切に判断をしています。

憲法に定められた説明義務（アカウンタビリティー）を効果的に果たすため、連邦議会と州／市議会は立法者フォーラムを設立しました。ここでは、政府による責任ある立法プロセスを監督する、ベストプラクティスの交換という、極めて重要な役割があります。さらに、人々の期待は、貧困根絶と開発を加速することです。エチオピアはますます安定し、平和で経済的に急速な発展をしているだけではありません。エチオピアではほとんどの MDGs 項目を、目標数値以上に達成しました。政府、民間、国民が協働することが、過去 12 年間連続 2 ケタ成長を遂げることに繋がりました。私たちの新しい戦略は GDP と変革に集約されます。成長と構造改革計画 2（Growth and Transformation Plan 2:GTP2）で、10～15 年の間にエチオピアで中産階級を増やすことです。この GTP2 は、SDGs が提唱していることと同じです。

先程申し上げた連邦議会の新しい戦略では、経済成長を維持させて、経済力増強を目指します。経済の工業化を進展させ、農業セクターの生産性向上もそれに入っています。国民の期待する若者と女性の生活の質改善に繋がるサービスの充実を強化します。女児へ教育、女性のエンパワーメント、ジェンダーの平等にも取り組みます。平和と民主主義を通して持続可能な開発を達成するための、統合政策とアプローチと同時に、新興国としての課題が残っています。

このモメンタムの継続のため、強いグローバル・パートナーシップを求めています。長期にわたるパートナーから、技術的・財政的に必要な支援を望んでいます。そうしたパートナーシップの協力体制から、民間や公的部門での私たちの足りない能力を補うためです。手を組むことで、エチオピアが数年後には中所得国に台頭できると思います。

昨今、国際テロや海賊行為など、国家危機が生じています。それによる経済危機や環境汚染が、安定や平和を世界中で脅かしています。人民は国会議員の役割として、まず自分の家（国）をきれいにするところから始めるべきです。

国レベル発表（3）カイリニソ・ユスフィ議員（タジキスタン下院副議長）

ご招待くださりありがとうございました。素晴らしい会議に参加でき嬉しく思っております。挨拶に先駆け、先日の地震被災を受けられた日本の方々に対して、タジキスタン議会を代表して、お見舞い申し上げます。こういった気持ちに国境はございません。皆様に力、そして忍耐力が与えられますように、我々の祈りを届けたいと思います。

ご列席の皆様、ニューヨークの国連本部建物のペディメントには、ペルシャ・タジクの詩人のサーディの言葉が読み取れます。「人間は1つだ。共通する1つの本質と魂からできている。もし誰か1人のメンバーが痛みに苦しんでいれば、ほかのメンバーも同じように苦しい」とあります。これは13世紀に書かれた詩ですが、今日にも非常に関連深い言葉です。政治的、経済的な不安定な状況が、様々世界で起こっております。安全保障上の脅威、気候変動が起こっています。

世界では193の国が、貧しい国も、豊かな国も、先進国も途上国も2030年の持続可能な開発アジェンダを承認し、持続可能な開発の問題に対して協力するということにコミットしました。この問題には、軍縮、紛争解決、民主的なガバナンス、人権の尊重、男女平等があります。多極的な世界は、劇的な変化を経験しています。国際関係、力のバランスも変わってきています。1人の人間、コミュニティ、1国だけで問題を解決することはできません。グローバル化された世界が、問題解決のための理解し、協力して行動することが必要です。

我々議員の役割は、経済的な、社会的な、そして環境のパートナーシップのネットワークを作ることだと思います。人類の未来のために持続可能な開発に向けての協力をすることだと思います。宣言を採択し、人々を中心に据えた持続可能な開発を目指します。議員は予算措置を講じ、コミットメントを実行していく必要があります。国民の代表として、環境問題に懸念を示し、平和を望み、安全保障、民主主義、ジェンダーの平等、そして人権の課題に解決を見出したいと思います。政府の実行を見守ります。地域、政府間の、そして様々な機関の協力が必要です。地球規模の協力です。新しく、強い議員間ネットワークが必要です。持続可能な2030年のアジェンダは、テロ、脅威と戦うことに繋がります。我々の仕事は人々の恩恵のために、グローバルな状況に関わり、エネルギー、情熱と知識、才能を、つぎ込み、社会に貢献することです。議員、国家元首、皆様には、若者の教育、健康について考え、意思決定に参画して欲しいと思います。若者は我々の未来なのです。詩人のサーディの言葉を考えてみましょう。国境は、国の間ですが、結局のところ1つです。協力をすることで、将来の世代に向けてより良い未来が築かれると思っています。

共同議長：
ありがとうございました。それでは次は、カザフスタンのグルミラ・イッシンバイエヴァ議員です。

国レベル発表（4） グルミラ・イッシンバイエヴァ（カザフスタン下院副議長）

最初に、会議開催にご尽力されました皆様に御礼を申し上げます。私たちは様々な背景から本日集まりましたが、目標は一つだと思っています。本セッションのテーマに沿い、今回、議員の役割についてお話をして参ります。

カザフスタンでは、国家計画があり、確かな施行のための 100 ステップを明記した 5 つの制度改革を主導しています。それとは別の新たな国家発展戦略方針「カザフスタン 2050」があり、早い段階からトップ 30 の開発国になることを目標として掲げています。これは、正当な立法府と財務部枠組みから編み出されたものです。

今日、カザフスタンでは全ての人を対象とした社会健康保険に移りつつあります。特に若い人が、無料で技術教育や職業訓練を、早い段階から学べる機会が用意されています。現在取り組まれているこうした新しい社会政策をお聞きになっておわかりの通り、持続可能な開発目標に沿ったものです。59 もの新しい法律を採択し、SDGs に取り組むために必要となる基礎条件を築きました。私たち世界の議員が協力し、議員外交を加速させ、平和という共通の指針を重んじ、住み良い世界構築に貢献すると考えています。今回、カザフスタン共和国代表団として、会議宣言文に、国連加盟国が、各国の 1%の防衛予算を国連の持続可能な開発の特別基金に投入することを明記するよう提案いたします。

このイニシアティブは、2015 年に行われた第 70 回国連総会のハイレベルセッションで話題に上がりましたが、このとても重要な機会に、私から尊敬すべき同僚の皆様に、私からこのイニシアティブへの支援をお願いしたいのです。すでにご存知だと察しますが、2 兆 US ドル以上が毎年軍事予算に当てられています。

2016 年カザフスタンにとっては、大きなイベントが二つあります。一つは建国 25 周年です。もう一つは、セミパラチンスク核実験場閉鎖から 25 年です。この間我が国は、核軍縮・核不拡散運動の主たるステークホルダーとして、自発的に活動してきました。セミパラチンスク核実験場では、数十年間にわたって行われた 468 回の核爆発によって、13 万人以上の人々が被害を受けました。30 万㎢以上もの地区が国境を越え、核汚染地区として残り、指定されています。この場をお借りして、日本の我が国の政策と核不拡散の分野、セミパラチンスク核実験場跡完全復興に対する計り知れないご支援に、今一度、感謝申し上げます。今年 3 月、カザフスタン共和国のヌルスルタン・ナザルバエフ大統領が、米国ワシントン DC で行われた核セキュリティ・サミットに出席した際、「The World. The 21st century」というマニフェストを発表しました。

国連総会でも国連常任理事会でも公式文書として登録された本書は、破壊的な戦争の脅威に対して力の終結を訴えております。国家間の紛争は、平和的な対話と建設的な交渉を通して、解決できると信じています。将来への平和と安全構築の保障です。国会議員は、平和と持続可能な開発維持に貢献できますし、しなくてはならないのです。同僚の皆様、英語、日本語でマニュフェストをご覧ください。次にあります「爆発」という題名の絵画を今一度、ご注視ください。これはセミパラチンスク核

"EXPLOSION"
by Karipbek KUYUKOV

実験場付近で生まれた、カザフスタン人の有名なアーティストによって生み出されました。アーティストの男性は、両腕なくして生まれました。核という悪から自らを守るという考えが込められています。この象徴的な絵／写真はナザルバエフ大統領に贈られ、ナザルバエフ大統領からアメリカのオバマ大統領に、先程述べましたワシントンでの核安全保障サミットで示されました。21 世紀の世界には平和が必要なのです。

共同議長：
ありがとうございました。次は地域を代表してのご発表でまずウガンダの保健担当国務大臣、クリス・バリョムンシ議員よろしくお願いします。

地域レベル

地域レベル発表（1） クリス・バリョムンシ議員（ウガンダ）FPA（アフリカ地域）議長

アフリカからご挨拶を申し上げます。今回アフリカのグループの半分が参加していると思いますが、日本国政府、市民の皆様に、今起きたばかりの地震の悲劇について、私どものお祈りを捧げます。

アフリカは進歩を遂げております。指標に顕れる前進をしていますが、なすべきことが依然として、多くあるのは明らかです。死亡率は減っています。家族計画サービスも向上しましたが、変革には遠い状況です。アフリカの議員がここに集まったのも、結束するためであり、自分たちのなすべきことを実行する証です。

議員の役割は、特に社会、経済的な形で国を変えていく上で、非常に重要です。人口開発という観点からそれを実施し、アフリカ議員ネットワークの能力を最大限生かしていくのです。各国、大陸のネットワークと協力によって、結束を高めたいと考えます。

2030 アジェンダの次に考えられるのは、私たちの存在をさらに高めていくということ。そのためには私たちの国内議員のみならず、コミュニティレベルで、もっと声高に協力ができるようにしていくことです。アジアの議員との協力、欧州、その他の地域、アメリカ含め、他の議員やネットワークとの協力で、世界的な意味での結束、パートナーシップが築けるようにしたいのです。

アフリカ人口・開発フォーラム（FPA）は、私たちが国レベルのネットワークを強化するためのものとして、発足しました。各国が能力を発揮し、それを責任感を持った議員が集うことで、私たちの責任を果たしていきます。

UNFPA にも感謝申し上げたいと思います。IPPF、また今回日本とも協力できていることを非常に嬉しく思っております。この場をお借りして感謝申し上げます。JPFP にも感謝申し上げます。

私たちの国の国会議員に対する能力開発に関し、JPFP は非常に重要な協力をしてくださいました。JPFP より、ウガンダ、ザンビア、ケニア、その他アフリカ諸国に大きなご協力をいただき、議員の能力

向上に繋がりました。それによって人口と開発の問題を、より深く理解できるようになりました。選挙制度に則り、議員は 5 年改選です。今回アフリカ 17 諸国が選挙を迎え、新しい議員が国会にも入ります。彼らにも、人口・開発における議員の役割をより深く理解してもらい、国レベルで確かな仕事ができるようにしていきたいと思います。

2030 アジェンダのビジョンを実現するためには、私たちも議員の参加をもっと積極的にする必要があります。特にアフリカでは、議員は、MDGs にも関わっており、ICPD＋20 という行動計画などにも関わっています。議員が積極的に関わることで、アフリカの状況を大きく反映できるようにします。これは皆様の協力があればこそ、可能なのです。アフリカでの進捗に際しても、今回議員としてアフリカを代表し、ここに参加したことを、非常に嬉しく思っております。しかし、もっと加速して、他の国々に追いついていかなければいけません。皆様と同じスピードで、発展していければと考えております。

ありがとうございました。

議長：
ありがとうございました。続きまして、アルゼンチンのカロリーナ議員です。お願いします。

地域レベル発表（2） ギャラード・アナ・カロリーナ議員（アルゼンチン）IAPG（アメリカ地域）代表

皆様、おはようございます。私はカロリーナ、アルゼンチンの議員です。下院の保健委員会の委員長でもあり、IAPG の役員も務めております。

私どもの地域では SDGs の達成に大きな進捗がありました。2030 年に向けても、この目標を達成して参ります。国家から大きな予算が回されて、生産その他の活動が促進されました。また、この経済の好況によって、ラテンアメリカ各国でも、経済が向上しました。それを基本にし、全ての国民に対して社会的サービスの提供が可能になりました。ラテンアメリカでは、10 年前には、本当に不況で、成長がなかった時代がありましたが、政治改革、社会改革を行い、経済危機の顕在化が改善できました。アルゼンチンでは、政府が様々な新しい措置を講じています。ラテンアメリカ地域は、政治的にも厳しい状況にあります。なぜならば、民主的な政府が、不安定化する要因があるからです。ブラジル、ベネズエラ等では、良い形での民主制、法治国家、人権の保護がない状況にあります。私たち議員は、このような形で目的を達成する責務があると考えています。2030 アジェンダについてもそうです。その意味で、議員として、私たちは国民の意思を代表していることを十分認識する必要があり、国民の抱える社会的問題に対して、私たちが関わる責任があります。それを基にして、様々な重要な法律を立て、適切な枠組みを作るのが重要なのです。

これまで様々な決定を行う場合に、目的意識が低かったこともありますが、このアジェンダを採択したことを契機に、国内でもそれに関する政策を議論したいと考えています。私たち議員の役割は、特に目標達成において非常に重要です。2030 アジェンダの目標達成には、効果的な活動が必要です。様々な国民のリーダーの意見を聞くことも重要です。

この課題には、特に保健、貧困と大きな関連があります。貧困の撲滅は、当然ながら根本的な原因を考えなければなりません。政府は経済的、社会的な調整の措置を取らなければなりません。貧困の撲滅は、非常に難しいことです。しかしそのための調整の政策を取れば、前進することができるでしょ

う。また同様に平和が重要です。何らかの形で軍事の介入がある場合には、是非ともこれを排除して、平和な世界を築かなければなりません。

大変嬉しいことには、このような会議で、人類にとって極めて重要なテーマが議論されています。保健、貧困等、非常にで深刻な問題がありますが、その解決に向けても計画の基に活動しております。また、私は、ラテンアメリカの議員、北米も含め、様々な議員グループで、持続可能な開発を目指して活動しています。アルゼンチンは、IAPG でも非常に重要な役割を果たしてきました。様々な国の様々なグループの議員同士の協力が非常に重要で、これを基にして、ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルスなどの 2030 アジェンダの目的を達成することが重要であると思います。
ありがとうございました。

議長:
素晴らしい協力関係に感謝いたします。それでは、エジプトのモハメッド・マグディ・サード・アリ・ムルシド議員をご紹介いたします。

地域レベル発表(3) モハメッド・マグディ・サード・アリ・モルシェド議員(エジプト)FAPPD(アラブ地域)代表

皆様、議長、共同議長、各国の議員先生、皆様方と同席でき、光栄に存じます。我が国エジプトの、議会、政府、国民を代表しまして、日本の議会、国会、政府、そして市民の皆様の、温かいおもてなしに感謝申し上げます。また素晴らしく完璧な会議を準備、開催してくださり、感謝いたします。

議員の役割は、私たちの生活と世界に変革をもたらす上で不可欠だとと言う意味で、非常に重要です。私たちの夢である 2030 アジェンダを達成し、SDGs を実行するためにも、政府と支援して良い統治と説明責任、そして透明性を達成するのも、議員としての大切な役割なのです。国レベル、そしてグローバルレベルのこのような会議からのパートナーシップを通し、効果的な SDGs 実行といった地球規模で決定的に重要な意味を持つ取り組みのための役割を、共同作業で果たしていくことが大切です。

例えば、私たちの夢は、エジプトの市民ばかりではなく、世界中の市民の安寧と繁栄、衛生、健康の改善です。確かに国会議員は市民の希望や悲しみの代弁者ですが、世界中の専門家の方々の力を借りて、人口と開発の分野で最重要問題や、国家の枠りを超えた問題に取り組まなければなりません。

エジプトは、中所得国です。人口は、2016 年に 9000 万を超えました。2014 年の人間開発指数では 187 か国中 110 か国目に位置しています。UNFPA は、エジプト国家人口戦略 2015－2030 を支援してくださいました。その 3 つの柱はリプロダクティブ・ヘルスと家族計画、女児の教育と女性のエンパワーメント、そして若者のエンパワーメントです。私どもの 2014 年人口保健調査は、どの部分で進歩があったかを示し、同時にどの分野でもっと努力しなければならないかが明確に示しました。出生率は 2.7%という、かなり高いレベルにあり、精度の高い家族計画の施行計画を国家キャンペーンの一環として実施し、人々の行動変化を促さなければいけません。まだまだ家族計画の普及率が低いからです。リプロダクティブ・ヘルスと母子保健ですが、UNFPA のある部門では、全ての子どもが望まれて生まれ、全ての出産が安全で、女児も女性も、尊厳を持って扱われるようにとの目標に向かって、

取り組んでいるところです。UNFPA がエジプトの女性のために、国の評議会の取り組みにある全てのジェンダーベースの暴力、性暴力・家庭内暴力・女性器切除（FGM）等に対応し、トータル削減の実現を支援してくださっているのに加え、議員の努力もあり実現化しつつあります。最後に、若者に経済的かつ社会的開発を形成し、既存の社会的規範も見直し、明るい未来を築いていく所存です。我が国の政府と議会、議員は、若い人たちの権利を守り、最大の可能性を育める最善の機会があり、その可能性を自由に表現でき、その自由な見解は尊重され、貧困や差別から解放された生活を送れることを提唱している、UNFPA の目標の達成を、様々なセクターを超えたパートナーとともに目指します。若者が夢を抱き、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスの情報を含む健康を啓発し、生活と雇用プログラムを連携させ、女児に対し平等な社会的投資がなされ、リーダーシップと若者に関する意思決定への参加ができるようにしたいと思います。UNFPA が行った 2014 年のエジプトの若者の調査（Survey of Young People in Egypt 2014）の結果をを踏まえて、SDGs のアジェンダは、政府やグローバル・パートナーシップだけではなく、国に関わる全ての人々において互いの支援を通し、それぞれの体験や知見をシェアすることが大切だと思います。私のスピーチの終わりに、皆様方の成功と繁栄をお祈り申し上げます。ありがとうございます。

議長：
ありがとうございました。それでは、グエン・ヴァン・ティエン議員、ベトナムからの議員にお願いしたいと思います。長きにわたり、て AFPPD 副会長もお務めです。どうぞお願いします。

地域レベル発表（4） グエン・ヴァン・ティエン議員（ベトナム）AFPPD（アジア太平洋地域）代表

議長、共同議長、65 カ国からお集まりの議員の皆様、ご参集の皆様、また日本からの組織委員会の皆様方、特に武見先生、今回私たち議員をこの会議にお招きいただき、感謝申し上げます。この会議に参加でき、人口と開発の分野における議員の活動を、多くの国々から学んでおります。ベトナムから参りましたグエン・ヴァン・ティエンと申します。人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）の副会長も務めております。皆様ご存知かと思いますが、AFPPD は人口と開発分野における様々な議員活動をアジアのみならずその他の地域においても、展開しています。そして本日こちらで GCPPD2016 を開催することができました。

昨日、日本の衆議院議長も述べられたように、AFPPD は 35 年前に設立されました。その当時、人口激増という非常に大きな圧力下にありましたが、今のアジアではその問題が人口高齢化にシフトしています。私たちの地域でも、まだ高い人口増加率を経験している所があります。私の 35 年間の活動の中で、AFPPD では各国の国家レベルの委員会を持つことになり、情報提供を通して支援し、議員として法整備に貢献し、人口が安定するための方策を思案し、人々の生活の質改善に努めてきました。AFPPD は、今後も継続して、国連機関や国際 NGO と一緒に議員活動を支援し、SDGs の達成に向けてアジア各国の議員が、それぞれにふさわしい政策を策定し、必要な財源を確保できるようにいたします。

また私たちは、政府がどのように SDGs の実現を図っているのか、そして貧困ライン下で生きている人たち、また高齢者・子どもたち・マイノリティーグループ、HIV や結核感染者の脆弱な環境に置かれた人々の状況をモニタリングして行かなくてはいけません。この 35 年間の活動の中で、人口と開発は、多くの活動を行ってきました。私たちの活動は、UNFPA、WHO など国連から、また特に日本信託基金から、強力な支援をいただいてきました。一国でできた事ではありません。多くの NGO も関わって

くださいました。

私たちの活動は、アジア地域の議員だけではなく、アフリカや中南米、また欧米の議員の協力もいただいています。この協力とそこで培った経験が、SDGs 目標を達成する上で、非常に大きな牽引力になっています。2030 年 SDGs の実現に向け、議員は任期を終え、変わっていくかもしれませんが、各国レベルで、常にこの課題を理解する議員を確保し、SDGs の実現に向けて邁進いたします。AFPPD として、日本信託基金（JTF）のご貢献に対し、この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

議長：
ありがとうございました。ではリトアニアのマリア・アウシュリネ・パヴィリオニエナ議員、よろしくお願いいたします。

地域レベル発表（5） マリア・アウシュリネ・パヴィリオニエナ議員（リトアニア）EPF（ヨーロッパ地域）代表

皆様、おはようございます。心よりこの世界会議の組織委員会の皆様、主催者の皆様に、心より感謝申し上げます。美しい東京に来て、世界の議員の方とお会いでき、本当に嬉しく存じます。

本日は、平和と人間の安全保障を、主にお話します。それがなくては持続可能な開発という崇高な目的も無に帰してしまいます。地域間の協力とは、まさに外交と内政に基づく政治ですので、その事実に言及します。私は、バルト海地域のリトアニアといって、旧ソ連領土で、現在エストニアとラトビアにほど近い国から来ました。またバルト海とスカンジナビア地域の北欧にも所属しています。バルト海とスカンジナビア地域は、地政学上様々な理由により大変重要な地域です。

第一に、この地域の安全保障と防衛の観点から、隣国ロシアがバルト海 3 国の国境に軍備を集中的に配置し、強力なプロパガンダ行っています。第二に、人間開発の協力において、人々の移動、物・資本・サービスの移動があります。第三に民主プロセスの開発、人利と自由の擁護、女性の権利とリプロダクティブ・ライツ等です。バルト海とスカンジナビア地域の議会と議員は、地域間平和維持の政策で大きな役割を果たしており、軍を支援し、安全保障環境の整った地域化への変革を促してきました。これによって、リトアニアは経済的、物質的、社会的安定、教育や科学の発展先端テクノロジー進歩、高い生活水準を目指しています。

バルト海の国々のみならず、ヨーロッパの国々の多くが、難民、移民の問題、宗教的原理主義、そしてテロの脅威にさらされています。バルト海の国々は NATO や EU 機関と一緒に協力し、EU のシェンゲン協定の国境内の安全保障枠組みを作り上げ、EU 内安全保障に関するあらゆる懸案事項情報を共有しようとしています。

私は欧州委員会のメンバーで、そこでウクライナの民主化、ベラルーシ、モルドバ、ジョージアの問題を話します。1 週間前、リトアニア議会はロシアのクリミア半島併合と対タタール人差別から 1 周年の会議を行いました。会議開催中、議会は政府のインターネットを通してサイバー攻撃を受けました。これはロシアからの、我々のロシアによるクリミア半島占領への反対と、タタール人コミュニティの中心人物によって表明された、自由に対する理念に向けたロシアからの抗議でした。

バルト海国家の持続可能な開発目標に対する挑戦には 2 つの優先的課題と、その他の課題があります。まず、家族計画とリプロダクティブ・ライツに対する女性と女児の教育、社会的な平等、そして平等な賃金と価値です。そして仕事家庭での責任、ジェンダーの平等、女性と女児の権利です。バルト3国は、スウェーデン、フィンランド、ノルウェー、オランダと実りある政治家間の協力を確立しています。これらの国々の市民団体と協力をしています。ポーランド、ウクライナ、反対にあるベラルーシの NGO とも協力体制にあります。これは人権と自由を守るために、スカンジナビアの長期にわたる経験から学んでいます。最終的にバルト海地域での最重要タスクは何でしょうか。ジェンダーに起因した偏見を駆逐し、女性が自分の個性を確立できるような環境を整えることです。次に LGBT、性のアイデンティティー認識についての支援をし、最後に、リトアニア、ポーランドで中絶を禁止している保守的な政治家と戦っていく事です。ありがとうございました。

G7/G20 諸国代表

議長:
ありがとうございました。続きまして G7/G20 諸国からのご発表です。まずイタリアのロベルタ・アルゴスティーニ議員です。来年の G7 サミットの主催国です。どうぞ演壇にお着きください。

G7/G20 諸国代表（1） ロベルタ・アゴスティーニ議員（イタリア）

同僚議員の皆様、この素晴らしい会議で発言する貴重な機会をいただき、この会議の組織にあたられた方々、主催者、そして日本政府に対して感謝を申し上げたいと思います。

2017 年に G7 を開催するイタリア首相の政府と議会の視点としては、議会には、立法府が実績のある主要な機能で、代表権があり、モニタリング・レビュー・フォローアップなどの 2030 アジェンダの確実な施行に欠かせない監視機能を、国会議員が積極的に担うという、特定の責務があります。

イタリア議会は 2008 年以降、国連の開発アジェンダ MDGs を実行する上で、何事も断続されることなく、関連するベストプラクティスを行うことができ、現在 SDGs に着手しています。2010 年、議会間ユニオンはイタリアをアジアとアフリカにまたがる 7 つの国々（インド、インドネシア、ケニア、モザンビーク、ニジェール、南アフリカ）と一緒に組織して、議会の MDGs 達成貢献の分析に関する国家キャンペーンを行いました。その時イタリアが関心を持ったのは、外務常任委員会代理協議会の機関です。2008 年に結成された委員会は、特に MDGs 施行にまつわる実証データを集めるために設立されました。2030 年に向けて始まった現在の国会会期で、MDGs 委員会ではポスト 2015 プロセスは、2030 アジェンダに向かうと言う形で再編成されました。2030 アジェンダ委員会では、2030 アジェンダに向けた対外的、そして国内での進捗をモニタリングし、議会の一部としてこの検証に市民社会の参加を促します。市民社会の参加は、立法府として説明責任を果たす重要な機会となるもので、イタリアが国レベル、国際レベルで行った公約を実行に移す上で重要だと思います。

最近の OECD 開発援助委員会（DAC）のレポートは、イタリアの ODA が再び増えた事を示しています。2015 年 9 月ニューヨークでのイタリア政府からの発表によると、政府の戦略に沿って外務省が国際協力のために大量の資源を確保し、目標値である GNI の 0.7%を政府開発援助へ充当できるよう、国際公約の実現に努力します。2016 年は国際協力の資金割り当てを増やし、そうすることでイタリア

の国際社会における存在感を高めることを目指します。昨年の G7 国際会議で採択されたベルリン宣言文について言及しますと、会議に参加したイタリア議員はイタリアのシェルパに対し、ベルリン宣言文のフォローアップをするよう要請し、その行動が実行されるように財政を動員するよう申し入れました。

また、2030 アジェンダは広汎な領域にまたがっています。G7・G8 サミットは、2030 のアジェンダを達成する上で必要となる気候変動、地政学的危機、政府開発援助、ジェンダーの平等、女性と女児のエンパワーメント分野を調整する決定的に重要な役割を持っています。2030 アジェンダの達成に向け、G7 の機能とその影響力はこれまでよりも、ますます大きな意味を持つことになります。G20 でのプロセスのあり方や、そこで決定された事項があまり実際的な影響力を持っていないことを考えれば、G7 サミットの役割の意味がいかに大きいかわかります。ご清聴ありがとうございました。

議長:
ありがとうございました。それでは次に、トルコのウズヌゥール・チャソック議員です。お願いします。

G7/G20 諸国代表(2) ウズヌール・チャソック議員(トルコ)

議員の皆様、ご出席の皆様、トルコ議会の人口と開発グループからご挨拶申し上げます。今回 GCPPD に参加することができ、非常に嬉しく存じます。まず、この素晴らしい、非常に重要な会議を、G7 伊勢志摩サミット前にとりまとめてくださいまして、感謝申し上げます。

議員の皆様、MDGs は 2015 年の 9 月までででしたが、2015 年以降の目標設定を新たに設けました。その新しい目標は、193 カ国間で合意され持続可能な国が世界全体で署名されたのです。2030 アジェンダは、特に途上国に向けたものです。中でも持続可能な開発で重要なのが、UHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)です。過去数十年、開発途上国が経験した開発は、国によっては目覚しい成長に転嫁したところもあります。国、地域、そしてグローバルレベルでこの目標を達成するため、様々な対話や会議が持たれました。自国のみならず、様々な地域の人にとっても問題は、国や地球規模の問題に対して効率的で責任あるメカニズムを構築することです。トルコでも新しいアジェンダに沿った取り組みがなされています。貧困と闘い、人々が尊厳を持って生きられるようにしていくことです。MDGs が成功を収めた舞台裏には、2014 年からのトルコ与党の働きがあります。持続可能な開発は広範囲に及ぶので、政治的意思がより重要になりました。全てのステークホルダーとの経験から、この 11 年間 MDGs がもたらした変革プログラムに感謝しています。かなり成長を遂げてきました。過去 20 年の努力の結果、乳幼児死亡率は出生 1000 人当たり 6 人にまでに減少し、世界で 40 番目の国になりました。

またトルコとしても世界で起こる悲劇に取り組み、最善の支援の努力をしています。トルコは国としての対応能力を広げたいと考えています。私たちの望む方向に進むように GDP を伸ばすことも、その一つの目標です。アメリカ、イギリス等に、どのようにすれば追いついていけるかを、基準に据えていますが、まだ実現できておりません。さらに、議員レベルでも努力をし、開発途上国全体がより発展するようにしていきたいと思います。国民は健康に過ごす権利があります。今日世界には、苦しみや困難な状況に生きる人々がたくさんいます。例えば、中東やシリア等の状況がそうですが、私たちも学ばなければいけない事例だと思います。アフリカや中東の人々のために私たちが努力しなくては、共通の価値観という視点からの取り組みが水の泡となります。トルコをはじめ多くのヨーロッパ諸国が

体験している問題に、難民があります。本日こちらにお集まりの議員の皆様、イスタンブールで 2016 年 5 月 23 日から 5 月 24 日までの間、世界人道サミットという会議が開催されることになっています。難民問題もその場で解決に近づければと切に願っております。皆様の幸福と、団結とイスタンブールでお目にかかれることも祈念して、感謝の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

議長:
ありがとうございます。それでは、韓国のヨング・イク・キム議員をご紹介します。

G7/G20 諸国代表（3） ング・イック・キム議員（大韓民国）

議長ありがとうございます。議長そして議員の皆様、昨年 9 月に制定された SDGs の枠組みは、持続可能な開発の 3 つの側面「社会・環境・経済」を貧困と健康にフォーカスをあてた MDGs よりも統合された形世界規模で設定されました。SDGs は、根本的人権やニーズに根付いており、平等に重きを置き、世界的視野を持ちながら、最貧困層と社会的弱者に手を差しのべようとする試みです。

新しい目標をどのように達成するか考えなくてはならず、そのためにお互いの協力が必要ですが、それは容易ではありません。議員として注目しなくてはいけないのは、どのような戦略を立てるのか計画に集中し、それを通して SDGs のアドボカシー活動をします。また地域、国家、そしてグローバルな将来の必須条件を考え、議員には、予算が適切に配分されるための再審議と認証、政策策定をするための立法能力があり、議員の役割が極めて重要である事を示しています。

議員は考え、グローバルレベル、国家、地域レベルで計画する必要があります。SDGs は、グローバルな目標であり、一国の国益だけにこだわった外交的な形では解決できません。世界中の人々の福祉のための目標です。より多くの機会を持って集まり、お互いに学び、様々なルール、原則を設定し、グローバルな観点から達成していく必要があります。グローバルアクション、規制、ガイダンスを SDGs への旅路の中で作っていくことになるでしょう。昨日と今日執り行われている今回の東京の会議では、世界の議員同士の協力的な関係を示す良い機会です。韓国議会の健康福祉委員会で 2013 年にグローバル・ヘルスのアジア太平洋の議員フォーラムを作ろうという提案がなされ、昨年の 7 月にソウルで最初の会議があり、コロナウイルスの発生についても、そこから学ぶことができました。

WHO 西太平洋地域オフィスは、この中でも役割を負って、議員の中の協力関係の重要性を確認しました。議員はそれぞれの国で政治的な重要な役割を負っており、我々は世界の政治の舞台でも同じような役割をして、世界共通の目標を達成するべく努力をするべきだと思います。そのためには、定期的に会議持つことが必要なのと、議員の国際協力を促進する堅固な体制が必要だと思います。ありがとうございました。

議長:
ありがとうございました。それでは、次に慶応大学のグローバル・イニシアティブご担当の中谷比呂樹教授をお招きしたいと思います。今回はラポチュールということで、セッション 4 の分科会 1 の内容をまとめていただきたいと思います。この分科会では HIV その他感染症によって、危機にさらされる医療従事者の立場をお話してくださいます。

市民社会による成果報告

（分科会 1）報告　中谷比呂樹教授

議員の皆様、今回ご参集の皆様、昨日行われたセッション 4 の分科会 1 ですが、70 人の議員と市民社会からは 1 歳～75 歳の人たちなどの参加をいただき、非常に民主的で多様性のある会議となりました。バングラデシュの代表のルハル・ハク議員とカーボベルデのホセ・マニュエル・サンチェス・タバレス議員が、共同議長を務めてくださいました。本パネルには議論の土台となる、2 つの大切なプレゼンテーションがありました。1 人目の発表者が、フランシス・ヒューズ国際看護協会会長でした。看護師が現場で仕事をする際には、常に危機にさらされます。エボラ出血熱の感染者 815 名の医療従事者うち、50％は看護師で、その 2/3 が命を落としました。2014 年には 14 名の看護師が、ある紛争地帯にで攻撃されたことがありました。看護師が最大限の貢献ができるように、ヒューズ会長は議員たちに、現場で医療従事する際の安全確保の喚起を求め、国際的な協力を呼びかけました。また、孤児救済においても国際的協調の必要性を示しました。

次の発表者は、ウガンダのマティアス・カサンバ議員で、自国の経験を発表されました。パンデミックの際、対応する態勢が整っていないので、いかにヘルス・ワーカーが疲弊し、ストレス下に置かれるかという話がありました。民間または公的機関からも、その規模に対応した資源充当を指導する、リーダーシップが重要だと言いました。最後に、看護師のケアに起因する健康問題や死亡の場合、保障等もあるべきだという話がありました。た。ここで議長は議員 2 人と非議員 2 人を紹介し、見解を求めました。ケニア出身のアンドリュー・トボソ議員は、西アフリカ 3 カ国が連帯して、エボラ危機の時に看護師を派遣したり、航空便の定期運航を続けました。トボソ議員は、このような危機にはもはや国境は関係なく、国境を越えた医療従事者の人材プール構築、基金設立、国境をまたいで緊急医療を整えること、多くの疫病が発生する地域での保険制度強化等が必要であることを提案されました。

次にスワジランドのプメメレレ議員が、同時にいろいろな困難に対応するためのパラダイム変化が必要とされている、という話をされました。喫緊に全ての人のための健康を達成するために、能力開発と、訓練が課題であると話をしてくださいました。

菅波 AMDA グループ代表は、感染症やバイオテロ、気候変動が人間の安全保障に深刻な影響をもたらしており、感染に関しては、その根源を見つけ出し、社会安全のために問題の根本的原因の追究が必要だと言われました。

そして平林ユニセフ東京代表は、それぞれ独自の技術とサービスは、医者と看護師だけから提供されているわけではないので、ヘルス・ケア・ワーカーではなくヘルス・ワーカーという言葉の使い方を提案されました。次の大きなエピデミックに備えて議員が法的枠組みを設定し、現場で働く医療従事者が、ケア作業が起因の症状や死に対して保障されるようにし、国際・国内供、完全な防護服を着て治療に当たれる環境整備が必要であると指摘されました。

最後に議長が、感染症エピデミックに関してのまとめで、エピデミックはあらゆる地域で起こる可能性があり、すぐさま国境をまたがって広がる恐れがあるという指摘をされました。それに対する備えが必要であることを強調してくださいました。ありがとうございました。

共同議長

中谷先生、どうもありがとうございました。もう 1 つセッションが行われました。もう 1 つはセッション 4 分科会 2 で、「市民社会と国会議員の対応、G7、TICAD を経て、SDGs 達成へ」という題名でセッション 4 の分科会 2 が行われました。ここでトビー・ポーター事務局長にセッションの要約をご発表いただきたいと思います。

（分科会 2）報告 トビー・ポーター

分科会 2 をラピス 2 で実施しました。60 人の議員と市民社会の方々が参加され、共同議長をナイジェリアのマハムード・モハメド議員と堀江由美子 セーブ・ザ・チルドレンジャパンのアドボカシー・マネージャーが務められました。市民社会の方々から発表をしていただきました。

最初の発表者は、本田徹・SHARE 代表理事で、1961 年から始まった、日本の UHC 施行における成功の軌跡を取り上げました。日本政府の長期計画の必要性と、世界が SDGs を達成するなら、非伝染性疾病にも取り組む必要がある旨を強調されました。

2 番目の発表者は Japan Youth Platform for Sustainability（JYPS）の名古屋大学生、久保田綾乃さんです。JYPS がどのように、日本の若者達の視点や声を届ける舞台として機能してきたかを話しました。それから SDGs 達成には、国連で言われるメジャーグループの全てのステークホルダーの参加が求められ、若者が自分たちのためだけではなく、世界のためへの貢献を可能にしたのです。

それから 3 番目の発表者は、星野智子 環境パートナーシップ会議副代表理事で、環境が地球にとって極めて大切で、社会経済的状況も良い環境無しには何の意味も持たないからです。SDGs の目標間での相互連携への理解と強化を訴えました。教育はマルチステークホールダーのアプローチで特に SDGs の 16 と 17 にも示されている通りに、地方分権化されるべきだと発表されました。

さらに、石川えり・難民支援協会代表理事が、第二次世界大戦以降で現在ほど難民の数が増えたことはないと発表されました。参加者全員に、積極的な貢献と、孤立ではなく連帯を強調する必要があると促されました。

続けて、アゼルバイジャンのマラハット・イブラヒムジィ議員が発表され、SDGs の 5 のジェンダーの平等と女性のエンパワーメントについて、機会と限界があることをお話されました。論点は、議員が SDGs に取り組んでいる様々なステークホルダー間の橋渡しをすることができるのではないかということで、議員予算はこれらの事柄に対して使用されるべき機会であり、議会での質疑応答のメカニズムを通して意識啓発をするべきだ、と言われました。

モロッコのルブナ・アムハイール議員は、若者に対する十分な雇用機会創出が、どれほどの大きな課題であるか、ということを発表されました。49％もの若者が失業中で、MDGs 施行期には初等・中等教育が劇的に進捗した反面、それでは十分ではなく、次の課題は平等と雇用に直結する技術習得確保であることを指摘されましたす。アムハイール議員は、100％入学と参画、全ての人々が尊重される社会、差別がなくなり、不正もない社会という素晴らしい夢を共有してくれました。

ボツワナのフィデリス・モラロ議員からは、ボツワナ政府が国家若者政策と助成金プログラムを通じて若者を支援し、起業できるように目指す素晴らしい取り組み例をご紹介いただきました。

インドのビブログ・タクール議員は、MDGs は地球上の住民の生活に満足な変化をもたらさなかったのでは、と懐疑的な視点を指摘しました。SDGs が一体何なのか？ニューヨークから発信されているきれい事なのか、除外されたり貧困にあえぐ人々にとって意味があるものなのでしょうか？また、家族全体の健康・教育・財務管理のための、母親としての女性の決定的な役割を強調されました。

日本の猪口邦子参議院議員が最後の発表者を務め、SDGs 達成に向けての市民社会と政府の違いと重要な役割について触れ、両者間の橋渡しとしての役割をお話になりました。50 年も前に日本政府が、人々が長寿健康で生きていける、中核となる政策を割り出していた点を、発言されました。先見の明が生んだ結果で、災害対策においても世界と共有できる教訓が数多くあります。

UNFPA の安川順子アジア太平洋事務所長が、このセッションを閉じるに当たり、いくつかコメントを述べ、2030 アジェンダの趣旨と指針は MDGs と異なり、「誰も取り残さない」という約束に込められているように、持続可能で尊厳のある生活を全ての人々に、という考えであることを、皆様が認識しているということを取り上げました。SDGs は MDGs とは違い、開発という世界的議論を民主化する試みで、圧倒的な前代未聞のスケールで、地球上の人々が関わって形成されました。世界中の政府も SDGs を前向きに捉え、保健／教育／若者の参画／環境に向け、税金を原資としてその資金が支出されるように願う、と述べました。

武見共同議長：

議員の役割、その重要性について議員の方々からお話を伺う機会でした。報告も終わりましたので、最終の結びを共同議長のグノー先生にお願いしたいと思います。

グノー共同議長：

このセッションではパネリストの皆様から、国内から国際舞台にまたがる様々な取り組みについての発言をいただきました。特に様々な困難、保健サービスの必要性、女性と女児の教育の重要性、学校教育の大切な役割、教育アクセスの機会均等は早い時期から始められるべき、などがあります。将来のために、私ども議員は家庭や教育で、男女平等達成に向け、力を入れなければならないと感じました。持続可能な開発の目標には、5 つの柱があります。この 2030 アジェンダは途上国・先進国に関わらず全ての国に適用されるものです。UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）も重要ですし、リプロダクティブ・ヘルスの問題も含めなければなりません。目標達成のためには、地域間で機能している議員のネットワークが非常に重要な役割を果たすことになると思います。またこの開発支援が実行されているか、その評価に関しても、私たちが力を発揮していかなければならないと思います。

アジェンダが実施されるためには、ポジティブな精神で私どものパートナーシップ強化に取り組み、課題を解決する必要があります。議員はポジティブなメッセージを広めていく役目も担っていると思います。全てのステークホルダーとリソースを動員していかなければなりません。その上でも議員の役割は、大きいのです。また政府への働きかけも重要です。各国政府は、地球の未来を担っている自覚の下に行動しなければなりません。各国首脳もその責務を負っておりますし、議員は、その行動が確実に果たされているかをモニタリングしていかなければなりません。不平等とも戦い、平和で穏やかな社会を実現するためです。そして貧困削減にも取り組み、人権のために闘い、ジェンダーの平等を実現することも必要でしょう。人口開発問題に取り組んでいる、ここの 140 人の議員の連帯から、声を 1 つにして、G7 や 2030 に向けてメッセージを発していくのは、非常に重要です。

武見共同議長：

グノー議長、ありがとうございます。このセッションは終了です皆様のご協力、ありがとうございました。

討議要約

1. ジェンダーの平等と女性・女児のエンパワーメント、若者への投資、活力ある高齢化社会の実現という人口問題の解決に向けて、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを全ての人が利用できるようにすることを含む UHC の実現に対し、適切な予算を各国で確保する。
2. これまでの IPCI＝ICPD-PoA のための国会議員会議で合意されたように、GNI の 0.7%を ODA に向けるとともに、その 10% を、ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに充てる。
3. 公衆衛生危機を含む緊急事態に対応するために、国会議員が仲介役を担い、コミュニティ、地方、国、地域、世界レベルでの危機管理ガバナンス・システムを確立する。
4. 各国における人口学的な多様性と、社会の主流から取り残された社会集団の状況を把握し、多様性を考慮した科学的根拠に基づく政策を実施する。
5. 人間の安全保障と持続可能な開発実現に向けたグローバル・パートナーシップ達成のための、望ましいガバナンスを構築する。
6. 自国政府に対して、SDGs の達成に向けた国際公約の履行を求める。

セッション 5:「宣言および提言（D&R）」への貢献

セッション 5 で行われた議論は、宣言および提言における持続可能な開発目標（SDGs）に向けた国会議員の役割に反映された。共同議長はドナー、国会議員支援組織、そして市民社会を含む全ての関連する人々のために広義での「SDGs 時代における説明責任と透明性」の意義を説明した（P-11、5、5.5）。各国会の議長、副議長によって構成された、国レベルで発表者は、それぞれの視点から意見を共有した。トンガ代表はコミュニティレベルでの政治対話への包括的な参加、そして小さな島嶼国らが特定の課題を認識することの重要性を強調した（P-9）。エチオピア代表は、SDGs の成功のための国際的なパートナーシップの醸成に重きを置いた（5.2、5.5）。近年高まっている安全保障への脅威に関して、タジキスタン代表は国会議員のネットワークをより強固なものにし、協力しながら 2030 アジェンダの施行を進めるとともにテロリズムへの備えをしていく事を強調した（P-8、5）。カザフスタン代表は国会議員の平和と安定への役割を強調した（8）。アフリカ、アジア、そして中東の議員は彼らの地域から見た意見を共有した。ウガンダの代表は連帯を強化するとともに、地域ににおけるパートナーシップを構築することによって、人口と開発に関する目標（5、5.5）、そのための予算を確保し（5.1-5.2）、そして健康と貧困の原因へ対処するための立法をしていくことを強調した。エジプトの代表は、国際的なネットワークと会議を用いた世界規模での取り組みによって、世界中の全ての人々へ医療サービスを届ける重要性を強調した（5;5.1、5.3）。ベトナム代表は、地域が抱えている急激な高齢化社会へ対応するために、国際そして地域で活躍している関係者の協力、AFPPD のような議員ネットワークの協調を述べた。そして SDGs 実行を保証していくために、強力なモニタリング体制の枠組みが強調された（5.3-5.5）。全世界的な視野からの意見がイタリア、トルコ、そして大韓民国から政府内・間における機能的、効果的な立法が可能になるガバナンス、そして SDGs 達成のための予算配分とプログラムの施行について述べられた（5.1-5.6）

第 6 セッション：宣言文の採択

要約：

武見敬三　起草委員長の議事のもと、宣言文採択が行われ、前日深夜まで行われた内容を紹介し、会場からの質疑に応えた上で全員一致により宣言文が採択された。（全文はp.137～142 に掲載）

武見敬三　起草委員長・参議院議員・AFPPD 議長：
　それでは我々の宣言文のセッションを始めたいと思います。昨日起草委員会は、非常に実り多く意味深い議論をいたしました。最終的にどのようにするかを話しました。ました。共同議長からコメントをいただきたいと思います。

クリス・バリョムンシ議員（ウガンダ）：
　同僚の皆様、共同議長の皆様、起草委員会の皆様、宣言文案のコピーをご覧ください。昨日夜遅くまで 3 時間も文書を一緒に確認し、パラグラフごとに検討しましたので、確認しましょう。各メンバーが意見を表明し、協議を経て調整し、起草委員会としての公式意見をこのようにまとめました。小さなコメントは省き、重要なポイントについて、ご意見をいただきます。まず宣言文案をお聞きください。

武見敬三　起草委員長・参議院議員・AFPPD 議長：
それでは、AFPPD 事務局長の丸本美加さん、この草案作成で非常に重要な役割を果たされましたので、マイクをお渡しします。読み上げていただいた後、皆様から、コメントをいただきます。

＜宣言文案の読み上げ＞

武見議長：
長い文章ですが、いろいろなコメントを取り込もうとした結果です。今日たくさんの方が参加されていますので、様々なコメントを反映しています。それに加えまして、今回の会議は、前回ベルリンでの人口開発会議の基本的なトーンを引き継いでおります。これは G7 のサミットへの提案という形で、ここに我々の非常に基本的な、常識的な考え方を組み込み、そして我々の連帯を宣言文に反映させております。ここから質問、意見を伺いたいと思います。

議員：
非常に包括的な宣言文案を作成いただき、ありがとうございます。UHC と女性の権利を分け、2 つの別々のトピックとして扱う方が、実りが多いのではないでしょうか。それぞれの行動計画にはそれぞれのプログラムが別個にありますので、1 つは女性の権利、1 つは UHC と分けた方がいいと思います。例えば、UHC は、だれがどのように負担するか、その割合はどのようなものかなどの課題が関わってきます。女性の権利にはあらゆる形の差別が入ってきますので、全く別のトピックだと思います。紛争地帯、移民・難民移民とは、今世界中で大きな問題になっています。こういった問題を入れていることには、賛同します。

アフリカ議員：
内容は素晴らしいと思います。2 つほど私の方からコメントがあります。まず 1 つは、（宣言文の）3 でしょうか。経済的にも活動力のある高齢化社会の実現、3.2、3.3 のところです。非常に現実の問題に直結する政策で、政策としては良いと思うのですが、公平な法律があるかどうか、ではないかと思います。政権が代わっても政策がいきなり変わることがないように、法的な意味で拘束力のあるものにする必要があるのではないかと思いました。
次の点は、4 の感染症に関するする人間の安全保障が重要とあで、4.2 のの最後の 1 文、「公衆衛生の医療従事者を守る」となっています。そしてエボラ出血熱や、その他かつての感染症の医療従事者の経験から学ぶ、とありますが、それだけではなく、こういった前線で命をかけて働く医療従事者向けの保険のようなものも、取り込む必要があるのではないかと思います。突然発生する感染症ですから、緊急事態の中でも守れるような対策が必要だと思います。

議員：
このような素晴らしい G7 に向けた提言書をまとめてくださりありがとうございます。包括的な形で盛り込まれていて、良いいと思いましたが、私の提案は、今日 21 世紀の人類にとって、世界で課題やチャレンジがある中、麻薬、人身売買、難民、国内避難民（IDPs）、そしてテロに関する項目を入れるのが良いのではないかと思いました。

南アジア議員：
この文案は非常に包括的で良いと思います。私の方からは、その前文の最後にある、政策策定者と国会議員は女性を含む社会全ての人々のニーズと権利に対して、細心の配慮を必ず行うこととあ

りますが、ここに、多様な性的指向、ジェンダーアイデンティティー、そしてトランスジェンダーを含むべきではないかと思います。トランスジェンダーも入れるべき理由として、トランスジェンダーの方々のコミュニティも社会的にかなり苦しい状況態に置かれています。ですから、国会議員としてトランスジェンダーをここに含める事を提案いたします。

トルコ議員：
まず始めに、難民危機は世界的危機ではないかと思っていますが、宣言文案に十分に強調されていないように思います。現在、中東やヨーロッパ等は、この難民危機に取り組み、解決へ向け、一緒に乗り越えようと努めています。もう 1 つこの宣言から漏れていると感じたのは、テロという非常に大きな問題です。その問題解決のための連帯を表明し、私たちのテロに対する立場を、ここでもっと強く表現した方が良いのではないかと思いました。

議員：
今回のセッションの中でも議会の役割が議題として上がっていましたので、やはり最大限の努力を投じるべきだと思います。このセクションで、例えば、紛争中又は紛争後の場所にいる女性・女児を含む難民人口に対して、保護とエンパワーメントをしつつ、難民を受け入れているコミュニティ強化に取り組む必要があるのではないかと思います。

武見議長：
はい、ありがとうございます。それでは他にコメントありますか。はい、どうぞ、前列の方。

議員：
私の方からはいくつか宣言文に入れていただきたい点があります。紛争の中で通常では考えられない負担を強いられた女性・女児が諸外国へ移動し、難民問題になっています。いくつの国では、難民の入国を制限する動きもあります。従って、このような戦争をなくすためにも、私たちはこれを引き起こした根本的な原因に戻る必要があります。国会議員には、このような事態が起こらないように働きかける役割があります。国会議員レベルで調整し、この状況下に置かれた人たちが尊厳ある生活を送れるようにすることが重要だと思います。

参加者：
感染症に関してコメントがあります。感染症は、非常に厳しい状況にあると思います。人間の安全保障という観点からもう少し強調した方が良いと思います。HIV も同様で、HIV の患者数は増えており、医療費や薬剤費がかさんでいます。

トンガ代表：
宣言文案をまとめていただきありがとうございます。しかしながら、小さな島嶼国から参加した者として気候変動の問題が大きな危機であるという問題提起をしたいと思います。温暖化によって、もし私たちの島が水中に沈んでしまえば、ここに書かれているすべて、例えば女性のエンパワーメントなどの話も、何ら意味を持たなくなります。ですから今回こちらの草案でも、G7 の主要国首脳陣が島嶼国の気候変動による影響とニーズも、もっと取り上げてくださるようお願いします。この問題は太平洋地域の諸国にとって最も重要な問題です。ありがとうございます。

武見議長：
　素晴らしい数々のコメントに感謝いたします。この文章に表明された意見は、昨晩の起草委員会でも出され、現在の文案にほぼ反映されている、と思います。丸本さんの方から説明をいただき、このセッションを閉じたいと思います。ただ、最終的に文章をまとめる前に採択が必要です。

丸本美加 AFPPD 事務局長：
　貴重なコメントをありがとうございます。昨日、皆様にコメントの提出をお願いしました。コメントが反映されてないと、お思いの方もあるかもしれませんが、ここでこの起草委員会の立ち位置を説明させてください。我々は世界会議という設定上、全ての国の具体的な問題を反映させることができません。我々は重点を置くべき全ての国の共通のアジェンダを見つけようとしました。具体的な個々の、国の、地域の問題、難民問題、または人道的問題があり、それぞれに取り組む必要もありますが、皆様が地域議員の別の宣言として、出すべきだと思います。ただ今回の宣言文に関しましては、ご提案のあった島嶼国と気候変動の事以外は、皆様のコメントを考慮し、全て反映してあったと思います。UHC と女性の平等を分けるべきというご意見ですが、女性、若者、そして高齢者間の、健康問題についてはUHCを手段として解決できるという理解の下で、本会議は構成されています。異議があるかもしれませんが、この会議のプログラムの構成がそうなっておりますので、この構成・構造を維持し、我々が考えた提言に沿ってまとめたいと思います。人身売買、テロリズム、難民といった問題は、全て入っております。もちろんこういった問題に、特別に強調されたいこともあるかもしれませんが、これは 64 か国によって採択するグローバルアジェンダですので、ある意味調整も必要です。G7 のリーダーに向け、テロリズムの根本的な原因への取り組み、さらには若者の脆弱性と過激化にも触れております。我々は皆様ご指摘の問題点は網羅できていると思います。高齢化に関する 3.3 にご提言がありました政策と立法に関し、立法という言葉を追加するのは問題ではありませんので、入れたい思います。

武見議長：
　丸本さん、ありがとうございます。それぞれの議員の方々が、それぞれのお考えをこの重要な問題についてお持ちのことはわかっています。皆様全ての声を全て入れたいという思いはありますが、限られた時間枠の中で、ここで議論を締めくくりたいと思います。そして皆様にお聞きしたいのは、この宣言文を我々の公の宣言文として採択できるか、ということです。コメントに関しては、最終的なこの会議の報告書に反映させたいと思います。これは事務局が作成いたします。

オーストラリア男性議員：
　議長、素晴らしい文章、ありがとうございます。ひと言訂正を提案したいのですが、セクション 4 の、結核、HIV、マラリアについて世界的な闘いを継続しています。マラリアと結核については進捗があったのですが、まだまだすべきことがある分野だと思います。この闘いを続けるという意味で、「終わる」のではなく「続ける」という言葉にしていただけないでしょうか。ありがとうございます。

武見議長：
　ちろん継続的に結核に対して闘っていきたいと思います。文書の色々なところで触れておりますので、ここでまとめたいと思います。皆様に、この文章を公的な会議の宣言文としてご承認いただきたいのです。この文章、宣言文に対して異議のある方。

＜異議なしの声＞

　皆様、ありがとうございます。それではこの文章は、世界人口開発議員会議の公式宣言文として採択されました。皆様、ご協力、ありがとうございました。
　それでは、閉会式を始めます。皆様、ご協力、誠にありがとうございました。

閉会式

閉会式要約

宣言文の採択に引き続いて閉会式が行われ、山崎正昭　参議院議長が閉会宣言を述べ、塩崎恭久厚生労働大臣、テウォドロス・メレッセ IPPF 事務局長、アーサー・エルケン UNFPA-DCS 局長が挨拶をし、川田龍平　JPFP 幹事が JPFP を代表し感謝を述べました。そして、来年の議長国イタリア代表サンドラ・ザンパ議員にバトンが渡されました。

閉会式：G7 サミットに向けた「宣言および提言（D&R）」の確認

閉会式では、2016 年 4 月 27 日に開かれたセッション 6 内で合意された G7 に提出される「宣言および提言」が再確認された。厚生労働大臣である塩崎泰久議員と川田龍平議員によって平時、感染症や自然災害、そして人道的な危機等による緊急時を問わず UHC が広く提供されることの重要性が今一度強調された。テウォドロス・メレッセ IPPF 事務局長は「健康危機の事前の予防策に取り組むべきで、それにおいて家族計画なしに人間の安全保障はない」と述べた。UNFPA コミュニケーション・戦略・パートナーシップ局長のアーサー・エルケンは、およそ 800 人の妊産婦が命を落とす理由は避けられない疾病によるものではなく、政策上の優先課題として彼女らの健康が位置づけられていないことが理由であると述べた。メレッセ事務局長とエルケン局長は、国会議員の役割として政府による説明責任が果たされるよう働きかけるとともに、今回の会議の宣言および提言を国レベルの取り組みとするよう要請した。山崎正昭参議院議長はそれぞれの国の、全ての国会議員は国内の議会において重要な役割があるので、国際協力体制を強め、より意義深いグローバル・パートナーシップ構築を行う上での国会議員の役割について改めて強調した。最後に、次期 G7 議長国であるイタリアのサンドラ・ザンパ議員が、民族や宗教の違いからの差別や人道危機から強制移住を余儀なくされた移住者の状況も、G7 伊勢志摩サミットで取り上げられるべきだと発言し、閉会した。

閉会宣言

山崎正昭

参議院議長

皆様、二日間の討議お疲れ様でした。

昨年 9 月、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。
今回の会議は、アジェンダ採択後初、かつ、日本で開催される G7 伊勢志摩サミットに合わせ、国会議員の立場から人口と開発問題に提言を行うため開催され、世界 60 余の国から 100 名以上もの国会議員の方々にご出席をいただきました。

皆様方のご協力のおかげで、充実した議論が行われ、素晴らしい宣言文が採択されました。今後の議員活動の新しい地平を開き、より良い世界の実現に向け大きな一歩を印したと確信いたしております。皆様方のご尽力とご貢献に、心より御礼を申し上げます。

また今回の会議の開催に際しては、武見敬三先生が「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」議長、および日本の「国際 人口問題 議員懇談会」の幹事長の二つのお立場から大変なご尽力をされました。会議が成功し、このような大きな成果を挙げられましたことに、心よりお慶びを申し上げます。

ご列席の皆様。

ご存じの通り、人口と開発に関する国会議員の活動は、ここ日本で始まりました。人口問題は、人間一人ひとりの生き方にも深く関わる問題です。それだけに、行政や国際機関だけでは、解決できません。国民を代表する国会議員の役割が極めて重要である所以です。

日本は先の大戦直後、大変な食料不足に苦しみました。しかしながら、それを乗り越え、多産多死から少産少死への人口転換を欧米以外で初めて成し遂げ、経済発展を実現いたしました。日本の国会議員の先達が、このような我が国の経験を途上国に移転して、平和な世界を実現するという目的で始めた活動が、各国に広がり、今や世界規模の国会議員のネットワークとなっています。

本日、様々な国から集まった国会議員が、人類の未来のため、手を取り合って、熱心に議論されているお姿を拝見し、深い感銘を受けると同時に、先輩 国会議員の先見性に誇りを感じた次第です。

さて、今回の会議に関連し、もう少し、お話しさせていただきます。日本は、現在、世界でも例のない超高齢化に直面しています。そして、経済的な活力を保ちつつ、社会保障をはじめとする持続可能な社会制度を、いかに構築するかという難題に取り組んでいます。この限りある地球において、我々人類が持続可能な開発を進めていく上で、人口転換と、その結果もたらされる高齢化への対応は、重要な課題となります。

その意味で、世界に先んじて超高齢化問題に対処しようとしている我が国において、この世界会議が開催されたことには、誠に大きな意義があったと考えています。

また現在、グローバリゼーションが加速する中で、新たな感染症への対策が国際的な急務となっています。西アフリカにおけるエボラ出血熱の発生、ブラジルにおけるジカ熱の感染拡大などは、記憶

に新しいところです。エイズ、結核、マラリアなどの感染症もいまだ大きな問題であり、G7 でも最重要議題になると考えられます。感染症の拡大は、単なる保健上の問題に留まらず、人口問題への対処をより困難にするとともに、人口と開発への大きな脅威となります。感染症危機に際し、各国の対応能力を強化するとともに、世界各国が協調して危機管理体制を確立しておくことが何よりも肝要です。今回の会議におきましても、この点が議論されたことは時宜にかなったものと存じます。

ご列席の皆様

私ども国会議員には、共通する一つの願いがあります。それは、「自分の子どもや孫が、ひいては、全ての人々の子どもや孫が、この地球において健康に、しかも尊厳を持って生きられる社会を構築したい」ということです。この私たち共通の願いを実現するためには、各国の国会議員が、人口問題といった長期的な課題や、感染症のような世界規模の課題について、正確な知識を持ち、立法、予算を通じそれぞれの政府に働きかけていかなければなりません。

今回の会議の成果は、G7 伊勢志摩サミットにおいても提言され、必ずや具体的な成果につながるものと確信いたしております。このような非常に高い志に基づいた議員活動に、世界中からかくも多くの国会議員の皆様方がご参加くださったことに、改めまして感謝申し上げますとともに、決議の内容が各国で実現されますよう、ご協力を切にお願いする次第です。

結びに、「私どもが社会を作る、そして変えていく当事者である」という自負を持って、志を同じくする世界の議員とともに、活動を続けていくことをお誓い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

挨　拶

川田龍平

参議院議員・JPFP 幹事

皆様、2 日間にわたる協議、大変お疲れ様でした。
そして、先程採択された素晴らしい宣言文には、深く心が動かされました。

これまで着実に歩み続けてきた、人口と開発に関する国会議員活動が、いよいよ新しい地平に立ったことを、改めて感じています。世界中からお集りいただいた皆様の献身的な努力なくして、この会議を成功に導くことはできませんでした。

国際人口問題議員懇談会（JPFP）を代表し、改めて皆様の多大な貢献と、そうした活躍を支えてくださっている方々にも、この場を借りて深く感謝いたします。また、この会議を成功させるために中心となって獅子奮迅の働きをされた我が国の武見敬三 JPFP 幹事長にも、改めて感謝申し上げます。

今回の会議は、いくつもの画期的な進化を遂げました。

一つ目は、真の意味での UHC が「人口問題への真摯な取り組み」と決して切り離せないということです。リプロダクティブヘルス・ライツが守られ、全世界の女性達が心身ともに安心して子どもを産み育てられるための UHC をしっかりと構築することこそが、人口問題や、危険な感染症拡大のような緊急事態に対応するためにも不可欠であることが、確認されました。

そしてまた、UHC が地方レベルから世界のすみずみまで整備される国際的環境を目指すために、仲介者としての役割を各国の国会議員が確実に果たしてゆくことの重要性も、今回改めて明らかになったのではないでしょうか。

時代は変わり、国の基盤を形作る人口問題もまた、社会の変革とともに新たな局面を迎えつつあります。かつてのような「人口増加」だけでなく、ここ日本を筆頭に、先進国では「少子高齢化の問題」が深刻化しているからです。私たちは今まさに、人類が体験した事のない「高齢化社会」という未知の領域に脚を踏み入れているのです。

こうした人口増がもたらす環境負荷が、持続可能な開発を妨げる事への対策として、女性や高齢者をはじめとする、社会的弱者のエンパワーメントについて協議されたことは非常に画期的でした。こうした人々がのびのびと活躍できる社会がもたらす活力こそが、持続可能な経済的発展に繋がるという道が示されたことは、この会議の取り組みにとって、非常に価値ある前進といえるでしょう。

ますますグローバル化してゆく世界の中で、人類にとって普遍的なこうした取り組みは、国境を越えたネットワークの中で最大限生かされなければなりません。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を達成するために、私たちのような各国の国会議員の、きめ細かい情報共有と深い理解に基づいた「グローバル・パートナーシップの構築」は、何よりも重要なカギになるでしょう。未来が私たちの肩にかかっていることが分かった今、この活動をより一層活発にするために、できることは山ほどあります。

“飢えて死ぬためだけに産まれてくる子どもがあってはならない”、1982 年、佐藤隆元 AFPPD 初代議長はこんな言葉とともに「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」を設立しました。この設立の志

が、時代や世界の変化とともに進化を遂げ、女性たちが安心できる環境の中で子どもを産み、誕生を祝福された子たちが幸せに暮らせる社会を私たちの手で実現するという、崇高かつ普遍的な目標へと成熟したのです。

皆様が安全にご帰国され、いつかどこかでまたお目にかかり、人類にとってのこの貴い目標に向かって、ともに手を取り合い前進してゆくことを楽しみに、わたくしの挨拶とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

挨　拶

テウォドロス・メレッセ

IPPF 事務局長

ご参集の国会議員の皆様、

まず始めに IPPF とその 153 カ国の加盟協会を代表し、日本国民、日本政府、そして何より、熊本の地震で深刻な被害を受けた方々にお見舞い申し上げます。これは悲劇ではありますが、その対応から、いかに日本の国民が復元力を持って復興に当たられているかを世界に示すことになりました。また改めまして日本政府の皆様に、1969 年来、IPPF に対してご支援を賜りましたことに対して感謝を申し上げます。

日本政府の皆様と世界の議員が手に手を取り合って、このように目標に向かってともに歩んでいけることは、素晴らしいことだと思います。安倍総理が開会式で、この分野に対する日本政府の最高レベルのコミットメントを明確に表明されたように、私たちもその目標に向かって進んでいきたいと思います。

また改めて武見先生に感謝を申し上げます。会議の進行を含め、宣言文の採択など議長として素晴らしい進行をなされたことをお喜び申し上げます。

日本は、G7 をグローバル・ヘルスをリードする機会としてきました。例えば、2000 年の九州・沖縄サミットでは、サミットとして初めて HIV・エイズ、結核やマラリアを世界的課題として取り上げ、その後のグローバルファンドの設立に繋げられました。その後、2008 年の北海道・洞爺湖サミットでは G8 北海道洞爺湖国際保健指針を採択し、その首脳宣言の中に日本が人間の安全保障と、保健システム強化を促進するということが明記されました。来月には再び日本で伊勢志摩サミットが、また 9 月には保健大臣会合も行われます。私は、これらの会議でも必ずやグローバル・ヘルスへの新たなコミットメントが明らかになるものと確信いたします。

日本は、人間安全保障の重要性を理解し、その推進を図ってこられました。そして、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）もその一環として推進されてきました。人間の安全保障コンセプト、またそれを日本が推進することは、とても重要だと思います。個人の安心と健康が実現できなければ、貧困、児童の栄養失調、女性の家族計画、女性のエンパワーメントへの取り組みがなければ、安心できる世の中にはなりません。一個人が安心できないということは、家族としても安心して過ごすことができないということで、家族が安全に過ごせないということは、コミュニティも安定しないことになります。コミュニティが安定しなければ、国家も安定することができません。国が安定していなければ、世界を安定させ平和にしていくこともできないのです。

個人の人間の安全保障の問題から国家の安定、世界の安定まで、全て関わっていることがわかります。この点から言えば、UHC の「全ての人々に健康を届ける」という理念は、人間の安全保障の根底にあるといえると思います。貧困や不平等の問題を解決するためには、女性のエンパワーメントや、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスの分野で対策をとらなければなりません。

女性が妊娠や出産のために命を失うということがあってはなりません。また児童婚が女子の健康と教育を損なっています。女性と女児をエンパワーし、自らの意思で、「いつ出産をするのか」をきちんと決められるようにしていくことが重要だと思います。これが、ひいては不平等や貧困撲滅につながり、平和にも繋がっていくのですから、開発の中心に女性を置くことは重要です。

高齢化社会への対応は必要です。高齢化社会というのは、単に高齢者に手助けをしなければならない、という倫理的な問題だけではありません。この問題にきちんと対応することは次世代の若者に希望を持たせることにも繋がります。高齢者が良いケアを受けることができず、老後を楽めなければ、それを見ている若い人たちが、自分たちの未来に希望が持てるでしょうか。若者への投資は重要です。高齢化社会への対応は、私たちの責任として、若者への投資の一環として、高齢者が健康で幸せになるということが必要だと考えています。この違いを認識することは重要です。

IPPF は、現地が主導し、グローバルに連携しながら、170 カ国で活動しています。IPPF の加盟協会は、人々に保健医療サービスを提供し、人々の中に属し、それぞれの国の国民として、何が起きてもいつもその場にいます。平時にも、災害や危機が起きた時にも、国が裕福になった時にも、そこにいます。社会の中に溶け込んでいるというのが IPPF の強みです。

国会議員と政府と協力して、ネパール地震やブラジルのジカ熱対応に取り組んでいます。また、IPPF はシリアの女性や女児にサービスを提供しています。大洋州の津波にも対応しました。こうした危機下においては、女性はレイプされるなど悲惨な状況に置かれがちです。従って、危機事態の下では、食料の配給や仮設住宅の建設などのほかに、(女性を守る)保健医療システムが必要となります。IPPF のサービス利用者の 8 割以上が貧困で脆弱な人々です。IPPF は、営利を目的とせず、保健医療サービスを受けられない人々にサービスを供給しています。

日本政府が UHC の促進をリードされていることを素晴らしいことと考えます。しかし、UHC は、ただ単に保険料が支払える人々をカバーするだけでなく、例えば貧困で長距離を歩いて医者に通うことができないような人たちも、医療サービスを受けられるようにしなくてはなりません。

そして、予防こそが、危機が発生してからそれに対応するよりも、ずっと重要です。教育は予防活動に含まれます。この教育の中には性教育も含めなければなりません。性教育がきちんとなされなければ、望まない妊娠や HIV／エイズのような感染症も拡大してしまいます。

HIV 感染は確かに数が減っていると言えますが、引き続き教育がしっかりと行われ、行き渡らなければ、また HIV 新規感染が増加するでしょう。従いまして、適切な性教育を若者に実施することが、予防という意味で重要で、感染が起こってから対策をとるより有効なのです。

皆様は議員として、自国の国民を代表し、責任を有しています。責任を果たさなければ自国に帰って、再び選出されることはありません。政府も同じです。政府にも説明責任があり、政府は国会で発言できない人たちに向けても説明責任を果たしていかなければならないのです。そして、国民に対する説明責任を政府に要求するのも議員の役割です。国民の声を代表するのが、ここにご参集の議員の皆様で、その議員があつまる場が国会です。従って、国会で生産的な形で国民の声を反映し、次世代のために希望と平和を構築していっていただきたいと思います。

若者は未来です。そして、若者に、いま投資しなければ、素晴らしい若者は育ちませんし、明るい未来はありません。

議員の皆様、政府にきちんと説明責任を果たせるように、責任を持って対応することは国会議員のお役割だと思います。皆様方こそが、総理大臣や首相に対して、良くないことであれば、きちんと指摘し、人々のために活動するよう、モニターする役割を担っておられるのです。このような議員のお役割を果たしていく上でも、今回の素晴らしい成果を現実に反映させていくことが重要であると思います。有言実行を是非実現してくださいますよう、お願い申し上げます。IPPF は皆様と協力して、取り組んでいく所存です。

改めて会議の成功をお喜び申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

挨　拶

塩崎恭久

厚生労働大臣

武見敬三議長はじめ、世界各国で人口・保健問題に取り組む国会議員および国際機関、アカデミア等のご参加のもと、世界人口開発議員会議が成功裏のうちに閉会を迎えられることをお慶び申し上げます。閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本年は、国連での持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）、いわゆる「2030 アジェンダ」の採択後、初の G7 サミットを我が国・日本が議長国として主催します。この伊勢志摩サミット、そしてこれに続く TICAD VI、G7 神戸保健大臣会合を通じて、先に開催したアジア AMR 東京閣僚会議の成果などと連動を持たせながら、我が国は世界に貢献していくことが期待されています。

「2030 アジェンダ」には、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成が目標に明記されました。その達成には、基礎的な保健サービスの確保が不可欠であり、国際社会は、この実現に向けて努力しなければなりません。また、2014 年のエボラ出血熱の大流行から、我々は多くのことを学びました。

国際的な感染症の危機に立ち向かうためには、地球規模の保健課題に対応する枠組みの再構築が必要であり、WHO の改革も必要であると思っています。

これには、WHO の緊急対応能力の強化や、生涯を通じた保健サービスの確保、そして、これらを支える基盤である各国におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成に取り組む必要があります。

我が国は、国民皆保険制度の導入により、1961 年にその基盤が築かれたわけですが、その経験と知見の共有等を通じて、世界に貢献し、世界を支援していくことが重要と考えています。

一方で、我が国は今、「高齢化」、「少子化」、「人口減少」、そして「労働人口の減少」すなわち容易には解決し難い「人口問題」に直面しています。この問題は、社会保障制度をはじめ、我が国の社会経済全体の根幹に関わる非常に大きな問題となっています。そして日本の政権の中で、安倍政権は、初めてこの「人口問題」に取り組むことを明確にした内閣です。

今から 20 年後の 2035 年には、国民の 3 人に 1 人が高齢者となります。医療や介護の需要が急速に増大する一方で、これを担うマンパワーの確保が容易でなくなります。しかし、我々は、世界に誇る我が国の保健医療制度を、将来の世代にきちんと受け渡していかなければなりません。既存の枠組みや制約にとらわれず、改革を断行しない限り実現が難しいと考えます。

また、我が国が直面する未曾有の高齢化社会、人口減少社会を克服し、社会保障制度の持続可能性を維持していくためには、持続的な経済成長を実現していくことが基本です。

労働人口が減少する中、それを成し遂げるのは容易ではありません。そのためには、まず、全産業において、「生産性革命」とも言うべき生産性の向上を成し遂げることが不可欠です。

このためのキーワードはイノベーションです。

イノベーションの実現により、高生産分野での雇用を創出し、こうした分野への労働移動を支援します。保健医療分野では、ICT化の推進、医療の中身についても、ビッグデータを分析する中から新たな治療方法を研究開発したり、介護ロボットの開発・普及により、サービス提供の効率化を推進していきます。また、できる限り多くの方に労働市場に参加いただくための改革を進めます。

働き方改革や、仕事と妊娠・出産・子育て・介護の両立支援を強力に推進し、女性の就業率を他の先進国並みに引き上げていきます。また、高齢者の就業促進にも取り組みます。このような全員参加型の経済社会の実現は、政権の最優先課題です。全ての世代が将来への夢や希望を持ち、能力を発揮できる社会を創り上げていかなくてはなりません。

私は、昨年に続き、本年 1 月、ダボスでの世界経済フォーラム年次総会に参加しました。私が、各界の方々と意見を交わす中で、改めて強く感じたのは、高齢化をはじめとする労働人口の減少という人口構造の変化に伴う課題のフロントランナーとして、この難題に取り組んでいる我が国に、世界が強い関心を持っている、ということでした。

我が国の現在そしてこれからの取り組みは、少子高齢化に直面する世界の多くの国々のモデルとなるのです。我が国は、将来に先送りすることなく、今こそ真正面からこの困難に挑むことによって、皆様方が手本としたいと思っていただけるようになりたいと考えています。

この度は、人口問題をめぐり、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジから、雇用、高齢化など、人間の安全保障に深く関わる課題について、幅広く有意義な議論がなされたと伺っています。このご議論はG7 において活かされ、また世界の発展にも資するものと考えます。

最後になりますが、この会議を契機とし、各界でご活躍されている参加者の皆様の更なるご尽力により、地球規模の課題解決に向けた取り組みが大きく前進することを切に期待し、私の挨拶とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

挨　拶

アーサー・エルケン

UNFPA-DCS 局長

議長、大臣閣下、議員の皆様、来賓の皆様、

この 2016 年世界人口開発議員会議の閉会式に、都合によりやむを得ず会議を退席させていただいたババトゥンデ・オショティメイン UNFPA 事務局長の代理として、ご挨拶をさせていただくことを光栄に存じます。この 2 日間、私はまさしく多くの啓示に満ちた経験をいたしました。

閉会にあたり、まずは主催者の皆様に御礼申し上げます。とりわけ人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）の皆様、国際人口問題議員懇談会（JPFP）の皆様、その事務局のアジア人口・開発協会（APDA）の皆様に、この会議が成功裡に終わりましたことに対し御礼申し上げます。

また福田康夫元総理、谷垣禎一 JPFP 会長、並びに武見敬三先生には、新しい持続可能な開発目標が採択された 1 年目にリーダーシップを発揮され、この重要な会議を主催していただいたことに、心からお礼を申し上げます。ホスト国日本のおもてなしに感激したのは私だけではないと思います。お天気に恵まれ、東京という素晴らしい都市に来ることができ、大いに歓迎を受けたとの思いを皆様持たれたのではないでしょうか。

また この会議を実施するに当たり、政治的にも財政的にも支えてくださった日本政府および外務省にもお礼を申し上げます。私たちは、最も取り残されている女性や女児への対策から取り組んでいくことになりますが、日本政府を代表して安倍晋三総理が表明された「誰も置き去りにしない」という活動理念に対し、惜しみない協力を実施する所存です。加えてこの機会に、私ども国連人口基金（UNFPA）が、この会議に止まらず、長年にわたり人口・開発問題に取り組む議員の皆様の活動に必要となる技術的な支援を行ってきたことも申し上げておきたいと思います。

この会議を閉会するに当たり、改めまして、私たちが今日ここに集まっている理由を忘れてはならないと思います。昨日、会議が始まった時点から今夜就寝するまでの間に、世界中では約 1600 人の妊婦が、適切な対策が取られれば予防することのできるにも関わらず、その命を失っているのです。これは、ジャンボ機 2 機が毎日墜落しているのと同じだけの命が失われていることを意味します。もし仮にジャンボ機が毎日 2 機墜落したら、世界中でどれほどの大騒ぎになるのか、パニックに陥るか考えてみてください。しかしながら、妊産婦に関して言えば、同じことが起っていても、果たして大騒ぎはどこで起こっているのでしょうか。

皆様、2016 年の今日でも、女性の 3 人に 1 人がジェンダーによる暴力の被害者である限り、セクシュアル・リプロダクティブに関する健康の情報とサービスを全ての人が利用できるようにならない限り、人道危機に対する緊急対応がない限り、また、毎日 3 万 7000 人の女児が 18 歳未満で強制的に結婚させられている限り、そして毎日 800 人の妊婦が命を落としている限り、持続可能な社会的、経済的、環境的な開発が実現されることはないのです。

これらの女性や女児たちが命を落とすのは、治療できない病気によるものではありません。口では違うことを言いながら、彼女たちの健康と福祉をないがしろにしてきた私たちの責任です。私たちがこの問題を廃絶させようと決意してこの問題に取り組んできたのであれば、すでに解決されているべき問題であると思います。これが解決されていない今日、私がこうして話している間にも取り組まなければならない課題なのです。

これまでの努力で、確かに進歩があったとは思いますが、まだまだ長い道のりが待っています。皆様は選挙で選ばれた議員として、各国の女性および女児たちの願望を代表しておられます。彼女たちは皆様が、貧困、無知、不当な扱い、不公正、そして差別の足かせを外して下さるのを待っているのです。皆様は彼女たちの希望なのです。私には、皆様が彼女たちの期待を裏切ることはないと確信しています。

GCPPD2016 東京宣言の採択は、皆様が世界の 7 大国に対して、力強いメッセージを送り、世界の女性や女児のために正しいことが為されることを期待しておられることを示しています。そして、世界各地において、あらゆる状況下で、社会的、経済的、政治的な面での女性と女児の権利を守り、促進し、家族計画を含むセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスを全ての人が利用できるよう、できる限りのことをしてくださるだろうと期待されているのです。

UNFPA は、皆様のリーダーシップと情熱、正しいことを行ってくださること、国際人口開発会議（ICPD）のアジェンダを前進させること、そして全力を尽くして社会的に最も弱い存在である女性や女児の権利を支援してくださることに感謝申し上げます。

全体会議、分科会、さらには会議場の回廊でなされた議論は、私たちが一つのネットワークの一員であることを示すものでした。私たち UNFPA は、この重要な会議に参加できましたことを誇りに思っています。

議員の皆様は、私たちにとって不可欠なパートナーであり、皆様のリーダーシップと情熱とコミットメントなしには、ICPD の世界的な公約も、2030 アジェンダも、その実施を推進することはできないでしょう。新たな持続可能な開発に対するグローバルな目標達成に向け、各国との協力を進めるに当たって、皆様の継続的な協力とパートナーシップは欠かせません。

今回の会議の力強い成果は、各国政府には国民に対する責任とコミットメントがあるという認識を新たにするとともに、経済および政治的な都合で人間開発が犠牲にされてはならず、保護されるべきものであることを確認する極めて重要な機会を提供したと思います。

議員の皆様は、この会議の成果を具体的な行動に移す力を持っておられます。UNFPA はこの会議後、G7 伊勢志摩サミットに向け、そしてその後も皆様と一緒に協力していくことを楽しみにいたしております。

この会議の成果文書には、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、女性の健康とエンパワーメント、そして若者に対する強い支援などの重要な課題が含まれていますが、G7 首脳宣言の健康と女性の部分にこれが反映されることを期待しています。

私たちを頼りにしている人々がいることを忘れてはなりません。最も社会から疎外された人たちの存在を忘れてはならないのです。いま 10 歳の女児は、2030 アジェンダが終了する 2030 年には 25 歳になっているはずです。国民から選出された議員として、皆様がとられる行動が彼女の人生を変え、ひいては世界を変えるのです。力を合わせて、全ての妊娠が喜ばれ、全ての出生が安全で、全ての若者の可能性が満たされる世界を目指して参りましょう。
ありがとうございました。

挨　拶

サンドラ・ザンパ議員

（次期 G7 議長国・イタリア）

同僚国会議員の皆様、そして主催者をはじめ、この会議の主催に関わってくださいました皆様、ご出席の皆様、今回、日本が主催された会議に参加することができ、非常に嬉しく思っています。

関係各機関が、協力をし、初めてこの会議が実現できたものだと思っています。この会議を開催することで、様々なアイディアを共有し、さらに私たちがいかに女性や女児の権利にコミットしているかということが、共有できたのではないかと思っています。

また、ご講演いただいた、各国の大臣閣下、そして議員の皆様、またパネリストの皆様にも感謝したいと思います。非常に興味深いスピーチを多く伺うことができました。私も皆様から数多くのことを学んで持ち帰ることができます。

次の G7 のサミットは、イタリアで行われます。次の G7 会議がいかなるものになるのかついては、準備会議の中でも取り上げられますが、すでにイタリアの大統領はいくつかのポイントに的を絞ると発表しています。

まず 1 点目は、地中海や国際的な安全保障における地政学的な影響、そして 2 点目は国際協力、3 点目は、女性へのエンパワーメント、そして 4 点目は、食料安全保障です。このような分野にイタリアはコミットしており、昨年ミラノで開催された「エキスポ 2015」からエネルギーや環境といった分野に至るまで、話し合う予定になっています。

特に近年では、難民の流入が各国を悩ませています。イタリア政府としては EU に対して、この問題に提案をしています。これは複雑な問題であり、一国で対応するのではなく、G7 の枠組みで話し合うべき内容だと思っています。

また医療と難民の流入は密接な関係があります。全ての人たちに平等な権利をという点から見ても医療の確保は重要ですし、難民の人たちの生活の質を担保するということも重要になってきます。

いま、まさに私たちは激動の時代に直面しています。難民問題もそうですし、人道支援をいかに実現していくかが問われている時代になっていると思います。

いくつかのデータを紹介いたします。男女を問わず 4 億人が、宗教による差別を受けています。また 1 億 4000 人の難民、また子どもたちも影響を受けています。難民の 2 人に 1 人は、就業・就学できていません。

皆様、このような現実を無視できないと思います。もはや、これらの問題は他国の問題ではありません。私たちが協力をして、こういた問題に対峙していかなければらないのです。

国民を守るということが私たちの責務で。グローバル・ヘルスと女性の権利に関わる議員グループは、1 人ひとりの議員が、積極的に女性や女児のエンパワーメントを発言していかなければなりません。

また国際的に合意された「カイロ行動計画」、「北京行動綱領」がありますが、議員の間での関係を強

化し、市民社会における協力を強化していくことが、目標を実現する上で重要です。

協力は相乗効果を生むことに繋がります。次回のイタリアでのG7会合では、各国の議員連盟もイタリアの女性開発問題担当局と協力をし、そして人口・開発分野で活動する議員が協力することで 2017年の国際議員会議をイタリアで開催したいと期待しています。すでにイタリアは国際議員会議に対する支援を表明しています。

女性や女児のエンパワーメントを達成するためには、国会議員による、こういったイニシアティブが重要であるということから、会議開催を助成し、協力をすると発表しています。

私たち国会議員も、こういう会議に直接的に関わり、そして平等な機会を実現するために地域レベルでの協力をすることで、そのメリットを享受できるようにしていきたいと思っています。

難民の数が激増しているという状況を見てもわかる通り、これらは欧州にとって問題であるのみならず、世界的な問題でもあると思います。我々1人ひとりの国際社会が問われているのです。会議で議論されるアジェンダを通して、人権、医療などを包含した形で、女性のニーズをきちんと取り上げ、難民に対処する上でも女性のニーズを取り上げていくことが必要です。難民から実情を聞き取り、一時的に収容する難民センターから、また避難先となった国での社会的統合に至るまで、女性のニーズを吸い上げることが必要だと思います。

次回、皆様、イタリアでお目にかかりたいと思います。ありがとうございました。

会議の成果の提出

会議の成果については、4 月 27 日会議終了後、主催者である谷垣禎一 JPFP 会長および武見敬三 AFPPD 議長とともにシャルマン・ストーン議員（オーストラリア）AFPPD 副議長、サハル・カワスミ議員（パレスチナ）FAPPD 副議長、クリス・バリョムンシ議員（ウガンダ）FPA 議長、アーサー・エルケン UNFPA-DCS 局長らがプレスカンファレンスを行うとともに、安倍総理、岸田文雄外務大臣に宣言文を直接手渡し、G7 伊勢志摩サミットに国会議員の協議結果を反映するよう要請が行われました。

G7 伊勢志摩サミットに向けた世界人口開発議員会議
（GCPPD2016）

宣言および提言
（2016-4-27 採択）

はじめに

I-1. 2016 年 4 月 26 日―27 日、日本で開催された「G7 伊勢志摩サミットに向けた世界人口開発議員会議」に際し、私達、世界 64 カ国から参集した 140 名の国会議員は、市民を代表して、主要先進国 7 カ国の指導者に対し、「恐怖からの自由、欠乏からの自由」を保障する「人間の安全保障」と「持続可能な開発」を達成し、すべての人びとの可能性、尊厳、平等、健康を実現するためにさらなるコミットメントを求めるものである。

I-2. 私達は、日本政府に対し、2015 年 9 月 27 日、国連加盟 193 カ国によって「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されて以来、最初となる「G7 伊勢志摩サミット」を 2016 年 5 月に開催するとともに、イニシアティブを発揮しG7 指導者に対し、「持続可能な開発に向けた 2030 アジェンダ」の達成に向けて積極的に指導的役割を果たしていくことを提唱していることに賛辞を表する。この「2030 アジェンダ」から生み出された SDGs は人類の未来に希望、ビジョン、保障をもたらし、持続可能な開発を達成するための基盤となるものである。

I-3. 私達は、この機会に、市民を代表し、「G7 伊勢志摩サミット」へ向けて、G7 の指導者に対し、人類すべての人びとに裨益する経済的運営および国際的な協力の方向性を示していく上で以下の提言を行う。

前文

P-1. 1979 年のスリランカ、コロンボにおける人口と開発に関する世界国会議員会議（ICPPD）から始まった人口と開発に関わる世界の国会議員活動の取り組みを振り返るとともに、

P-2. 1994 年の国際人口開発会議（ICPD）に先駆けて開催された国際人口開発議員会議（ICPPD1994）宣言が、ICPD 行動計画（PoA）「前文」と「原則」に色濃く反映され、持続可能な開発の文脈の中で人口問題を位置づけた点を再確認する。

P-3. 2014 年の ICPD20 周年に際し実施された若者、人権、女性・女児の健康についてのテーマ別世界会議および地域別レビュー会議の成果と地域別行動計画等を含む ICPD20 周年にまとめられた成果および提言を再確認する。

P-4. 安倍政権が提唱する「女性が輝く社会」の理念を継承し、すべての国々において、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃し、女性・女児に対し意義および尊厳ある生活を送る機会を保障するための行動を強化することを再確認する。

P-5. 第 4 回世界女性会議（FWCW）北京行動綱領、女性、平和および安全保障に関する国連安全保障理事会決議 1325 およびその後に出された決議、および 2015 年ベルリンで開かれた G7 国会議員会議宣言文を継承し、SDGs 達成にはジェンダーの平等と女性・女児のエンパワーメントの実現が基盤であるとともに、すべての人がセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービ

スとライツを享受できること（Universal Access to Sexual and Reproductive Health and Rights）が保障されることであることを再確認する。

P-6. 世界各国によって合意された「2030 アジェンダ」の理念を重視し、世界で持続可能な開発および強靭な（resilient）な社会を実現していくために大胆に変革を促していくことへのコミットメントを確認する。

P-7. 「だれも取り残さない」という概念は SDGs の基本であり、また UHC の確立は人口問題とは相互補完的であり、SDGs 達成に不可欠であるということを再確認する。

P-8. さらに、現在国際的に喫緊の課題となっているテロや国際・国内紛争の基底には貧困、社会的な不平等、環境破壊が存在し、それらは社会・経済開発を妨げる大きな要因となっていることを認識するとともに、私達は、主要先進国 7 カ国の指導者に対し、すべての人びとに対する平和と繁栄を確保するためにはその根底にある原因の解決への努力が必要であることを喚起し、

P-9. 世界的な気候変動が健康や人間の安全保障に対して脅威となり、甚大な影響をもたらすと考えられる小国の島嶼諸国を含む地理的に不利な状況に置かれている国々の状況を認識し、

P-10. また、現在 1 億人以上の人びとが人道的支援を必要とし、そのうち推計 2600 万人の妊娠可能年齢の女性・女児が強姦、性的搾取、人身売買の危険に曝されているという事実を確認し、

P-11. さらに、私達、国会議員・政策決定者は、女性、若者、高齢者、民族的・宗教的少数者、障害者、様々な性的指向・性別認識の人びとなどを含む社会すべての人びとのニーズと権利に対して細心の配慮を必ず行うことを重視し、

私達は、以下の提言および宣言を行う。

サミットに向けた提言

1. ジェンダーの平等、女性・女児のエンパワーメントと UHC

ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントの実現は、人口の半分を占める女性・女児が社会のあらゆる場面・分野で持続可能な開発にとって重要な役割を果たす上で必須であることを確認するとともに、しかしその進捗は遅々として進まず不公平であることに対し懸念を表する。すべての人に対する包括的なセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスとライツを確保することは、重要な保健サービスであるばかりでなく、教育、職業、保健ニーズ、生涯の希望というライフコースにおいて自らの健康および妊娠・出産に関わる決定をしていく上で女性・女児のエンパワーメントにとっても不可欠である。ユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）はすべての人びとの保健ニーズに応える上で必須であるとともに、特に、女性や子どもを含む最も貧しく、社会から取り残された存在である人びとにとって重要である。UHC の達成は、国民の健康や福祉を確保し、疾病への治療が行われないことにより疾病感染拡大が引き起こす政府の負担を軽減するとともに、人びとの繁栄と尊厳を確保する上で政府が行う最善の投資である。

私達、国会議員は、以下のコミットメントを表明し、G7 首脳に対して提言する。

1.1 私達は、UHC に対する投資を通して、女性・女児を含む最も社会の主流から取り残され脆弱な立場にいる人びとを重視し、包括的なプライマリー・ヘルスケア・サービス

（セクシュアル、リプロダクティブ・ヘルス、妊産婦、新生児、子ども、思春期の若者などを対象とする）を、受益者の支払能力に関わらず提供されるよう確保し、公平性と人権が保障されることを提唱する。

1.2 一人ひとりの女性・女児が、紛争およびその後における人道的に危機的状況においても、リプロダクティブ・ヘルス・サービスの利用が保障され、かつセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関して自ら十分な情報を得た上で選択ができるようになることは、持続可能な社会を構築する上で必要不可欠な基盤であると認識し推進する。ジェンダーの平等と女性・女児のエンパワーメントは SDGs でも強調されている基本的人権および貧困の根絶と開発での重要な一部をなすものであり、この目標を達成することは女性・女児のエンパワーメントのみならず他の目標を達成するためにも必要不可欠である。

1.3 女性と女児のエンパワーメントをさらに推進し、教育の機会や保健サービスの利用可能性や自らの安全を確保する権利を含む彼女たちの人権を保護し促進する。その取り組みを通してジェンダーの平等を達成するとともに、妊娠に関わる死亡、ジェンダーに関わる暴力（官民問わずすべての場、人道的緊急時を含む）、有害な伝統的慣習（早婚・強制婚、FGM など）の根絶は女性・女児のエンパワーメントにとって必須であることを再確認する。

1.4 ジェンダーの平等・女性・女児のエンパワーメントに対し、より一層取り組みを継続していくことを再確認するとともに、さらに高齢化社会における女性の貧困化を防ぐ上でも、家事を含む無償労働の男女間による共有、および所得、経済的・生産的手段、土地所有、社会的保護を女性・女児が平等に利用できるための取り組みも重要であり、そのために国際的協力を含む適切な支援、政策、事業の強化を行うべきである。

1.5 女性・女児に対するあらゆる差別を撤廃するために、さらなる国際的・国内的な法的枠組みと政策を強化するとともに、そのための公平かつ機能的な実施・モニタリング体制を整える。中絶が合法な国では、現行の中絶法の制約を改善し、思春期層を含む女性が安全な中絶を利用できるように法的障害をなくす。

1.6 積極的な女性・女児の政治参加や経済参加を促進し、女性・女児の自由と選択を保障する社会体制作りを推進する。過去 20 年間において国会への女性の参加率がほぼ 2 倍となったが、しかし現在では国会議員のうち女性はまだ 22%を占めるにすぎないという事実を踏まえ、女性のあらゆるレベルでの政策決定への参加をより一層促し、ジェンダーの平等と女性・女児のエンパワーメント、効果的な参加とリーダーシップを達成するために、国、地域、国際レベルにおいて組織的な対策を進めるべきである。

2. 若者への投資

今日の若者世代は、世界人口のうち 18 億人を占め、歴史上最大の人口規模であり、若者は人口問題における対処の中心であり、未来への希望である。この若者世代への投資は、従って、これからの社会を経済的に活力のあるものとし、平和な、あらゆる人が参加する持続可能な社会を構築する上で決定的な重要性を持つ。実際、若者の教育、能力開発、保健、エンパワーメントに投資しない場合は、結果的に大きな負担を社会に強いることになる。

私達、国会議員は、以下のコミットメントを表明し、G7 首脳に対して提言する。

2.1 各国は、平和、安全、安定を確保し、人口ボーナスの効果を高めるために、若者のた

めの実際的な行動計画を伴う政策の策定を行うべきであり、そのためには「4E」、質の高い保健情報やサービスへのアクセス確保（Ensure access to health）、質の高い教育の提供（Education）、雇用の確保（Employment）、平等・公平性の保障（Equality/Equity）の視点が重要である。

2.2 性に関わる包括的な教育を提供し、ジェンダーの役割のステレオタイプからもたらされる社会的な悪影響をなくすとともにすべての若者が家族計画を含むセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスや情報を利用できるようになる UHC の達成へ投資を促進する。

2.3 早婚および強制的な婚姻、FGM などの有害な慣習を根絶し、こうした有害な慣習の危険にさらされている女児に対して、自らの人権を守るために必要な情報を提供する。

2.4 人口ボーナスを活かすには事前の計画が必要である。若者に対し質の高い教育、技能開発、訓練を受ける機会を提供するとともに、就業年齢に達した若者が持つ能力と労働力を十分に活用すべく、途上国および先進国において若者への適切な就業機会を創出する努力を継続的に行う。

2.5 若者の社会参加、市民や経済、政治活動への参加に投資し促進する。特に強制的に移住を余儀なくされた若い移住者など社会から取り残された脆弱な若者に留意するとともに、若者は社会で脆弱な立場に置かれやすく、その結果、過激な思想の影響を受けることを防ぎ、若者の可能性を十分に発揮するために、すべての若者への教育分野・職業訓練分野・専門的な能力開発の分野などへの投資を行うことが重要である。

3. 活発で経済的に活力のある高齢化社会

世界の高齢化は急速である。2050年には60歳以上人口は世界人口の22%に達する。高齢化は、人類のライフサイクルの自然なプロセスであり、それ自体は祝福されるべきであるが、寿命が延長することは、先進国および途上国にとっても現在・将来における挑戦であり、尊厳のある生活および身体機能の維持、健康長寿の実現を基盤とする高齢化への対策を遅滞なく進めることが世界的に不可欠となる。特に、高齢女性は、貧困および精神的・身体的に困難な状況に置かれる可能性が高く、彼女たちに対する投資と支援が求められる。

私達、国会議員は、以下のコミットメントを表明し、G7 首脳に対して提言する。

3.1 持続可能な UHC の導入および維持への支援を行い、健康寿命を延長し、非感染症による影響を緩和するために、包括的な保健福祉サービスの提供と合わせて高齢者に公平かつ負担可能な医療保険体制を構築する。また、必要な栄養の確保、生きがいや家族、地域とのつながりを含む心理的な改善も考慮し、高齢者が、家族、地域、社会参加を通して生きがいのある生活を送ることを保障する。

3.2 高齢者の社会参加を推進する上で、高齢者の様々な異なる能力・体力を十分に考慮する。さらに、高齢者の経済的自立への支援を優先し、高齢者のニーズに応える社会的・技術的革新や長期的なケアのための様々な新たな手段を開発する。

3.3 将来の高齢化を見据えて経済的負担が課題となる前に、UHC を含む適切な社会、経済、保健分野の政策や法律を検討し導入するとともに、高齢者の身体機能と自主

性を最大限に維持するために予防対策を推進する。

4. 人間の安全保障の一部としての感染症リスク管理

世界の相互依存性の拡大の中で、国境を越えた新興・急性感染症（SARS, Zika、Ebola等）や薬剤耐性菌が脅威となりつつある。しかしながら、こうした相互依存性は、国境を越えた協力と保健システム強化の機会を提供し、結核、HIV、マラリアのような世界的な感染症への現行の取り組みから学んだ教訓を行動に移すことも可能としている。

私達、国会議員は、以下のコミットメントを表明し、G7 首脳に対して提言する。

4.1 緊急時、非緊急時に関わらず、普段から感染症の拡大に備え、それを予防するための基盤として UHC の確立を支援し、女性や子どものような社会的に脆弱で周辺に追いやられている社会の成員の基礎的な、基本的な人権を守ることを重視する。

4.2 公衆衛生上の危機が与える可能性のある悪影響を一貫して緩和するために、国会議員は、コミュニティ、地方、国、地域、世界のレベルで、市民を代表し、その役割と責任を果たし、感染症リスク管理および予防に特に焦点を置いた、保健ガバナンス・システムの構築をする上での仲介者としての役割に基づき、国会議員間および各国政府間の連携を強化するために以下のことを行う。

- 女性・女児が強く影響を受ける感染症とその流行に対処するために、ジェンダーに配慮して、各国において医薬品の費用およびその他の保健インフラを含む保健システムをコミュニティ、地方、国、レベルで構築し強化する（4.2.1）。
- 国際保健機関（WHO）の国際保健規則（IHR）を各国で遵守するとともに、WHO が IHR を実施するための中核的対応能力（コアキャパシティ）を強化する（4.2.2）。
- 抗菌剤耐性（AMR）に対する購入および入手可能な新薬、診断およびワクチンを含む研究開発（R&D）を強化し、知識と情報を共有する（4.2.3）。
- 急性感染症の蔓延の被害を受けた国を支援するために、WHO における「緊急事態に対する臨時基金（CEF）」および世界銀行における緊急かつ効果的な対応となる「パンデミック緊急融資ファシリティ（PEF）」を含む、よく調整された国際的協力構造を確保する（4.2.4）。
- 保健医療人材、特に感染症疾患に対処する最前線にいる人たちを保護し、 それが可能なところでは保険制度を構築する（4.2.5）。

4.3 グローバル・ヘルス・ガバナンスを改善し、各国における緩和措置対処能力を超えた感染症疾患が与える影響を予防し対処するために以下の対策をとる。

- 国際協力による保健分野の人材養成の重要性を強調する（4.3.1）。
- WHO 単独での対応能力を超えて大規模な感染拡大が生じた場合、国連事務総長の指導のもと WHO は国連人道問題調整部（OCHA）と連携し、国連システム、二国間援助機関および民間（CSOs）との総合調整の役割を果たす（4.3.2）。
- 感染症、ワクチン普及、顧みられない熱帯病（NTDs）などのような感染症に対する医薬品および機材の研究開発（R&D）政策を確保し実施する（4.3.3）。
- 平時、緊急時を問わず、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスをすべての人が利用できるようにすることを含む基礎的な保健サービスが確保される必要がある。このために UNFPA および IPPF は、強靭で即応性のある緊急時および紛争時における母親、新生児、子どもおよび思春期層を保護する健康サービスを構築

し、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスをすべての人が利用できるようになるように、またセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスの最小限のサービスパッケージ（Minimum Initial Service Package: MISP）の確保をはかるために、各国で平時より指導的な役割を果たすべきである（4.3.4）。

5. 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた国会議員の役割

国会議員は選挙区代表として公共政策の企画、立案およびその実施に直接的に関わっており、重要な政策目標を達成するために政治的意思を動員する責任を負っている。さらに、これまでの努力によって国会議員ネットワークが構築され、世界規模の問題、特にその選挙区に必然的な影響を与えるグローバルヘルスの課題について、提言を行ってきた。この国会議員の役割の重要性は、「我々は、新アジェンダのために必要とされる予算の可決と我々のコミットメントの効果的な実施に関する説明責任を確実なものとするために、国会議員が果たす不可欠な役割についても認識している」と「2030 アジェンダ」（パラ 45））でも強調されている。

5.1 ジェンダーの平等と女性・女児のエンパワーメント、若者へ投資、活力ある高齢化社会等の人口問題の解決に向けて、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスをすべての人が利用できるようにすることを含む、分野横断的な政策アプローチとして UHC の実現に向けて適切な予算を各国で確保する。

5.2 これまでの国際人口開発会議行動計画実施（ICPD-PoA）のための国会議員会議（IPCI）で合意されたように、GNI の 0.7%を政府開発援助（ODA）に向けるという目標を確保し、その 10%をセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ、男女平等、女性・女児のライツとエンパワーメントに向ける。

5.3 公衆衛生危機を含む緊急事態に対応するために、国会議員が仲介役を担うことで、性および年齢別データの利用を含む評価メカニズムを確立し、良い危機管理および統治システムをコミュニティ、地方、国、地域、世界のレベルで確立・担保する。

5.4 各国における人口学的な多様性と社会の主流から取り残された社会集団の状況を十分に認識し、SDGs を達成するために、経済、社会、環境そして制度的な側面からなる多様性を考慮に入れた科学的根拠に基づく政策を実施する。

5.5 人間の安全保障と持続可能な開発を達成するために必要となる、グローバル・パートナーシップを達成するために、市民社会、民間部門そしてメディアとともに共通の行動枠組みを構築し、すべての組織の説明責任と透明性を確保し、積極的に望ましいガバナンスを構築する。

5.6 SDGs を各国で達成するために、自らの政府に対して国際公約を達成することおよび国内資源を向けるよう要請する。

上記「2016 年 G7 伊勢志摩サミットおよびその他の政府間国際会議に対する提言」を各国においても実現できるよう、国会として政府に働きかける。

Annex 2. 「GCPPD2016 宣言および提言」と「G7 伊勢志摩首脳宣言」

本会議内で議論され、「GCPPD2016　宣言および提言」に盛り込まれた内容で、「G7　伊勢志摩首脳宣言」に最終的に取り上げられた関連項目は以下のハイライト部分である。

G7 伊勢志摩首脳宣言

平成 28 年 5 月 27 日

前文

我々G7 首脳は，地球規模の経済的及び政治的な主要課題に対処するため，2016 年 5 月 26 日及び 27 日に伊勢志摩で会合を開催した。世界的な成長は，低成長のリスクが残る中，依然として緩やかであり，かつ，潜在成長力を下回っている。拡大した地政学的な紛争，テロ及び難民の流れが，世界の経済環境を複雑にしている。暴力的過激主義，テロリストによる攻撃及び他の諸課題の増大は，既存のルールに基づく国際秩序並びに全人類に共通する価値及び原則に対する深刻 な脅威をもたらしている。

G7　は，これら諸課題に対処するための国際的な取組を主導する特別な責任を有する。我々は，自由，民主主義，法の支配及び人権の尊重を含む共通の価値及び原則によって導かれるグループとして引き続き結束する。さらに，我々は，持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2030 アジェンダ）及び気候変動に関するパリ協定の昨年の採択に続き，我々のコミットメントを実施するために更に努力する。我々は本日，経済，安全保障及び開発に関する広範な政策的項目について，目に見える進展を遂げるための我々の能力を発揮し，また，世界の平和，安全及び繁栄を確保するための主要な課題の解決に向けた道筋を，我々の行動を通じて明示する。

G7 伊勢志摩経済イニシアティブ

我々は，より強固な長期の世界的成長の基盤を整えつつ，現在の経済的諸課題に共同で対処することを誓約する。これに従い，我々は，強固で，持続可能な，かつ，均衡ある成長の達成に貢献するための対応として，以下の諸分野において我々のコミットメントを発展させた。

- 世界経済：世界の成長は，我々の喫緊の優先事項である。我々は，各国の状況に配慮しつつ，強固で，持続可能な，かつ，均衡ある成長軌道を速やかに達成するため，我々の経済政策による対応を協力して強化すること及びより強力な，かつ，均衡ある政策の組合せを用いることにコミットする。

- 我々は，債務を持続可能な道筋に乗せていくための取組を継続しつつ，世界的な需要を強化し，供給側の制約に対処するため，全ての政策手段―金融，財政及び構造政策―を個別的にまた総合的に用いるとの我々のコミットメントを再確認する。我々は，強固で，持続可能な，かつ，均衡ある成長を達成するための我々の取組を強化することに対する 3 本の矢のアプローチ，すなわち相互補完的な財政，金融及び構造政策の重要な役割を再確認する。我々は，強じん性を高め，債務残高対 GDP 比を持続可能な道筋に乗せることを確保しつつ，経済成長，雇用創出及び信認を強化するため我々の財政戦略を機動的に実施し，及び構造政策を果断に進めることに関し，G7 が協力して取組を強化することの重要性について合意する。我々は，成長，生産性及び潜在産出量を増加するために構造改革を進展させること並びに構造的な課題への対処に際して自ら模範を示すことにコミットしている。我々は，環境，エネルギー，デジタル・エコノミー，人材育成，教育，科学及び技術など，経済成長に資する分野への更なる投資にコミットする。

■ 移民及び難民：G7 は，現在進行中の移民及び難民の大規模な移動を，世界的な対応をとる 必要がある地球規模の課題として認識する。我々は，難民，その他の避難民及びその受入れコミュニティの即時の及びより長期的なニーズに応えるための世界的な支援を増加することにコミットする。G7 は，国際金融機関及び二国間ドナーに対し，資金的及び技術的な支援を促進することを奨励する。

■ 貿易：我々は，労働者，消費者及び企業のための経済的な機会を創り出すために貿易を活用することにコミットしている。我々は，我々の開かれた市場を維持すること及びあらゆる形態の保護主義と闘うことへのコミットメントを再確認する。我々は，自由貿易を更に促進するため，ルールに基づく多角的貿易体制を強化し，WTO における交渉を促進することにコミットする。我々はまた，環太平洋経済連携協定（TPP），日 EU 経済連携協定（EPA），環大西洋貿 易投資パートナーシップ（TTIP）及び包括的経済貿易協定（CETA）を含む地域的な貿易協定を通じての貿易の自由化努力を奨励する。我々は，工業部門，特に鉄鋼における世界的な過剰生産能力は，世界的な影響を伴う差し迫った構造的課題であり，この問題は，市場を歪曲する措置を取り除き，もって市場の機能を高めることを通じて，緊急に対処する必要がある と認識する。

■ インフラ：我々は，世界の需給ギャップに対処するため，「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則」を支持し，我々自身のインフラ投資を同原則に沿ったものとするよう努める。我々は，さらに，国際金融開発機関（MDBs）を含む関連するステークホルダーに対し， それら機関のインフラ投資及び支援を同原則に沿ったものにすることを奨励する。

■ 保健：我々は，経済的繁栄及び安全保障の基盤となるであろう「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」に詳述されている，国際保健を前進させるための具体的な行動をとることにコミットする。我々は，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を促進し，並びに我々の経済に深刻な影響を与える可能性がある公衆衛生上の緊急事態及び薬剤耐性（AMR）への対応を補強することを主導するよう努めることにコミットする。我々はまた，これら及びその他の保健分野において，研究開発（R&D）及びイノベーションを促進することを強調する。

■ 女性：我々は，全ての女性及び女児がエンパワーされ，持続可能で，包摂的で，かつ，公平な経済成長に積極的に携わる社会の創出にコミットする。我々は，教育や訓練などの能力構築によることのほか，科学，技術，工学及び数学（STEM）分野における女性の積極的役割の促進によることを含め，女性及び女児をエンパワーすることにコミットする。我々は，我々の行 動のための共通の指導原則として，「女性の能力開花のための G7 行動指針」を支持する。

■ サイバー：我々は，経済成長及び繁栄のための一つの不可欠な基盤として，アクセス可能で，開かれた，相互運用可能な，信頼できる，かつ，安全なサイバー空間を強く支持する。我々は，革新的なビジネス・モデル及び安価で，普遍的な，かつ，質の高い情報通信技術（ICTs）へのアクセスを可能にし，並びにデジタル・リテラシーを向上させるため，デジタル・デバイドを埋めることにより，生活の質の向上のためのデジタル導入を促進する。我々は，「サイバーに関する G7 の原則と行動」を支持し，断固たる行動をとることにコミットする。

■ 腐敗対策：腐敗と戦うための我々の集団的及び個別的行動は，経済成長，持続可能な開発並びに平和及び安全の維持にとり決定的に重要である。我々は，公共調達の透明性を改善し，財政的な透明性を向上させ，腐敗対策のための能力を強化し，及び法執行

に関する協力を強化するための措置をとることを決意する。我々は，腐敗防止に関するグローバルな計画を前進させるに際して自ら模範を示すための我々のコミットメントとして，「腐敗と戦うためのG7 の行動」を支持する。

■ 気候：G7 は，引き続き指導的な役割を担い，パリ協定の 2016 年中の発効という目標に向けて取り組みつつ，同協定の可能な限り早期の批准，受諾又は承認を得るよう必要な措置をとることにコミットするとともに，全ての締約国に対し，同様の対応を求める。我々は，更なる野心を時間の経過とともに促進しつつ，自国が決定する貢献を，早期に透明性をもって，かつ，着実に実施することで先導することにコミットする。また，我々は，5年ごとに行うグローバルな評価手続の定期的な検証に積極的に参加することにコミットする。我々は，2020 年の期限に十分先立って今世紀半ばの温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略を策定し，通報することにコミットする。

■ エネルギー：我々は，パリ協定の実施のためにエネルギー・システムが担わなければならない役割の重要性を認識しつつ，世界経済の脱炭素化を可能にするエネルギー・システムへの転換に向けた取組を加速することを決意し，温室効果ガスの削減を伴う経済成長を確保するため，エネルギー技術におけるイノベーションの支援並びにクリーンなエネルギー及びエネルギー効率の奨励に更に投資することにコミットする。我々はまた，現在のエネルギー価格水準によって増大する不確実性に直面し，エネルギー投資，特に質の高いエネルギー・インフラ及び上流開発における投資の促進において，主導的役割を果たすことにコミットする。

世界経済

<u>世界経済の状況</u>

世界経済の回復は続いているが，成長は引き続き緩やかでばらつきがあり，また，前回の会合以降，世界経済の見通しに対する下方リスクが高まってきている。近年，世界的な貿易のパフォーマンスは，期待外れの状況にある。弱い需要及び未対応の構造的な問題が，実際の及び潜在的な成長に負荷を与えている主な要因である。非経済的な由来による潜在的なショックが存在する。英国の EU からの離脱は，より大きな国際貿易及び投資に向けた傾向並びにこれらが生み出す雇用を反転することになり，成長に向けた更なる深刻なリスクである。悪化した地政学的な紛争，テロ及び難民の動きは，世界の経済環境を複雑にする要因である。我々は，新たな危機に陥ることを回避するため，経済の強じん性を強化してきているところ，この目的のため，適時に全ての政策対応を行うことにより，現在の経済状況に対応するための努力を強化することにコミットする。

<u>政策的対応</u>

このような背景に照らし，我々は，各国の状況に配慮しつつ，強固で，持続可能な，かつ，均衡ある成長経路を迅速に達成するため，我々の経済政策による対応を協力して強化すること及びより強力な，かつ，均衡ある政策の組合せを用いることにコミットする。我々は，必要に応じて短期的及びより長期的な成長を支えるため，強固な政策的対応を講じる用意がある。我々は，債務を持続可能な道筋に乗せていくための取組を継続しつつ，世界的な需要を強化し，供給側の制約に対処するため，全ての政策手段−金融，財政及び構造政策−を個別にまた総合的に用いるとの我々のコミットメントを再確認する。我々は，強固で，持続可能な，かつ，均衡ある成長を達成するための我々の取組を強化することに対する3本の矢のアプローチ，すなわち相互補完的な財政，金融及び構造政策の重要な役割を再確認する。我々は，成長が，包摂的で，多くの雇用を伴い，かつ，我々の社会の全ての層の利益となることを確保することに引き続きコミットしている。

金融政策当局は，そのマンデートと整合的に，非伝統的な金融政策も含め，経済回復及びデフレ脱却を支援することにコミットしてきた。しかしながら，金融政策のみでは，強固で，持続可能な，かつ，均衡ある成長に繋がらない。

我々は，強じん性を高め，債務残高対 GDP 比を持続可能な道筋に乗せることを確保しつつ，経済成長，雇用創出及び信認を強化するため我々の財政戦略を機動的に実施し，及び構造政策を果断に進めることに関し，G7 が協力して取組を強化することの重要性について合意する。これにより，我々が，新たに生じつつあるリスク並びに緊急の社会的及び人道的ニーズに対応することも可能となる。

我々はまた，質の高い投資を支える支出を重点化することを含め，税制及び公共支出を，できるだけ成長に配慮したものにしている。我々は，生産性，雇用，包摂性及び成長を支えるため，我々 の歳出及び歳入の構成を考慮する。我々は，我々の財政的及び構造的政策が持続可能な社会保障サービスを支え，当該サービスが我々に共通の人口動態に関する課題への対処に寄与することを確保することにコミットする。我々は，適切な水準の公共投資を確保することを意図するとともに，民間部門との連携による資源の効果的な動員によることを含め，不足に対処するための質の高いインフラ投資を促進する。我々は，環境，エネルギー，デジタル・エコノミー，人材育成，教育，科学及び技術など，経済成長に資する分野への更なる投資にコミットする。

我々は，工業部門，特に鉄鋼の世界規模での過剰な生産能力は，世界的な影響を有する構造的な課題であることを認識する。

我々は，為替レートは市場において決定されること，そして為替市場における行動に関して緊密に協議すること，という我々の既存の為替相場のコミットメントを再確認する。我々は，我々の財政・金融政策が，国内の手段を用いてそれぞれの国内目的を達成することに向けられてきていること，今後もそうしていくこと，そして我々は為替レートを目標にはしないことを再確認する。我々は，全ての国が通貨の競争的な切り下げを回避することの重要性を強調する。我々は，為替レートの過度の変動や無秩序な動きは，経済及び金融の安定に対して悪影響を与えうることを再確認する。安定的で強じんな国際金融アーキテクチャーは，経済的及び金融安定のために極めて重要である。我々は，2010 年の IMF クォータ・ガバナンス改革の発効を歓迎し，強固で，クォータを基礎とし，かつ，十分な資金基盤を有する IMF への我々のコミットメントを再確認する。

金融規制

我々は，持続的な経済成長という我々の目標の達成に資する，G20　金融セクター改革の課題の，適時の，完全な，かつ，整合的な実施を支持するというコミットメントを改めて表明する。我々はまた，規制改革の課題の主要な要素の最終化に引き続きコミットする。我々はまた，銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなく，バーゼルⅢ枠組みの一貫性を確保し，有効性を最大化するため，その枠組みの要素を改良するバーゼル委員会の作業に対する支持を再確認する。我々は，シャドーバンキング，資産運用業及びその他の市場型金融活動に関連するものを含め，金融システムにおいて生じつつあるリスク及びぜい弱性を引き続きしっかりと監視し，必要に応じ対処する。我々は，各国・地域及び各資産クラスにおける市場流動性の変化の程度，原動力及び予想される持続性を包括的に評価し，必要に応じ政策手段を検討するという，他の基準設定主体と協力した金融安定理事会（FSB）の作業を歓迎する。

我々はまた，重大で意図せざるいかなる影響にも対処することを含め，改革の実施と影響の監視を，我々の全体的な目的とそれらとの整合性を確保するため，引き続き向上させる。この点に関し，我々は，関連する改革の複合的な影響及びセクターを越えた相互作用を含む，G20 金融規制改革の影響分析を向上させるための FSB 及び基準設定主体による作業を歓迎し，規制改革の実施及び影響に関する FSB の第 2 回 G20 向け年次報告を期待する。我々は，技術的に可能となった金融イノベーションの，金融の安定性及び市場の健全性に対する潜在的な影響を管理しつつ，それらイノベーションの経済的利益を享受する考えである。我々は，金融分野におけるサイバーセキ

ュリティを促進し，G7各国間での協力を強化するための，この分野のG7サイバー専門家グループの作業を歓迎する。我々はまた，G20/OECD のコーポレート・ガバナンス原則の効果的な実施を歓迎し，支持する。特に，我々は，その原則の評価メソドロジーの策定を期待する。

租税及び透明性

G20/OECD　税源浸食と利益移転（BEPS）パッケージの着実な，一貫性ある，かつ，足並みを揃えた実施は，税制への市民の信頼を回復させ，経済活動に従事する全ての者にとって，世界的に公平な競争条件を達成するために極めて重要である。我々は，模範を示しつつそのプロセスをリードすることに引き続きコミットする。我々は，BEPS　パッケージの幅広い実施を確保するため，全ての関連し，関心のある国・地域が BEPS パッケージの実施にコミットし，かつ，新たな包摂的枠組みの第 1 回会合が 6 月に京都で開催されることに留意しつつ，その枠組みに参加することを奨励する。

税に関する情報の透明性向上を通じて税制に対する市民の信頼を回復するため，我々は，全ての金融センター及び国・地域を含む全ての関連する国による自動的情報交換に係る基準の，コミットした期限までの実施及び多国間条約への署名の G20 による呼びかけ並びに OECD に対する「税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準」の策定の要請を再確認する。これらの行動は，非協力的国家・地域に対して検討され得る防御的措置の可能性と併せて，全ての関連する国・金融センターによる，税の透明性に関する合意された基準の実施へのコミットメントの確保を助ける。

我々は，世界的に競争条件を公平にするためには，途上国の税制や税務行政に関する能力強化が不可欠であると認識する。我々は，この分野における支援の量と質の双方を向上させるため，アジス税イニシアティブの諸原則にコミットしており，その他の国に対しても，同様のコミットメントを奨励するとともに，開発途上国，先進国及び関連機関が定期的に情報や知見を共有できる機会を提供するために，「税に関する協働のためのプラットフォーム」が積極的に活用されることを求める。法人及び法的取極の実質的所有者の透明性の改善は，腐敗，脱税，テロリストへの資金供与及び資金洗浄のためにこれらの主体や取極が悪用されることを防止するために極めて重要である。

我々は，透明性に関する国際基準の履行にコミットし，全ての国・地域に対し，そのようにするよう求める。この点について，我々は，金融活動作業部会（FATF）及び税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムが，　10 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議までに提示することとなっている，実質的所有者情報の入手可能性及びその国際的な交換に関するものも含む，国際基準の履行改善のための方法についての初期提案に期待する。

貿易

貿易及び投資は，成長，我々の国民の繁栄及び世界的な持続可能な開発の達成の主要な原動力である。それは，広範な物品及びサービスへの我々のアクセスを可能にし，競争力を向上させ，　それによって投資を呼び込み，雇用創出及び改善された生活水準に繋がる。我々は，国際的に認められた，労働，社会及び環境上の基準が，世界的なサプライ・チェーンにおいてより良く適用されるよう引き続き努力する。

我々は，労働者，消費者及び企業のための経済的な機会を創り出すために貿易を活用することにコミットしている。このような高度に相互に関連し合う世界経済において，保護主義は，負の影響しか生み出さない。我々は，我々の開かれた市場を維持すること並びにスタンドスティル及びロールバックによることを含むあらゆる形態の保護主義と闘うとの我々のコミットメントを再確認する。我々は，貿易及び投資に対する障壁を削減すること並びに我々の経済を自由化することによって競争力を向上させることに引き続きコミットしている。我々は，公的輸出信用を含む全ての分野において公平な競争条件を確保することの重要性を認識し，また，この点に関し，我々は，公的に支援された輸出金融の指針を策定するための国際作業部会に対する我々の支持を改めて表明する　とともに，

全ての参加者に対し，積極的な関与を通じて実質的な進展を追求することを奨励する。

我々は，特に鉄鋼の世界規模での過剰生産能力が，我々の経済，貿易及び労働者に与える負の影響を認識する。特に，我々は，海外へ生産能力を拡大するために与えられる支援を含め，市場を歪曲し，世界規模の過剰生産能力を助長する，政府及び政府によって支援された機関による補助金その他の支援について懸念している。我々は，このような補助金等の支援を特定し，その排除を求める協調的な行動によることを含め，市場機能を向上させること及び調整を奨励することに よってこの問題に対処する措置をとるにあたり，速やかに行動することにコミットしている。この点に関し，我々は，OECD その他のフォーラムなどの場を活用しつつ，他の主要な生産国と協議するとともに，必要に応じ，かつ，WTO ルールの規則及び規律と整合的な形で，我々の権利を行使するための広範な貿易政策上の措置及び行動を検討する用意がある。我々の専門家は，この問題によって影響を受けている他の国と協力しつつ，引き続き行動を調整する。

我々は，WTOで具現化されている，ルールに基づく多角的貿易体制が，強固で，繁栄した世界経済の構築を支えてきたことを強調する。我々は，WTOの機能を，交渉，紛争解決及び監視に係るものを含め，引き続き強化する。我々は，ナイロビにおける WTO閣僚会議の成功裡の結果を歓迎し，最近の閣僚会議において達成された成果を確固たるものとするため，貿易円滑化協定の 2016年末までの速やかな発効及び「貿易のための援助」に対する協調的なアプローチによることを含むその完全な実施並びに合意されたとおりの情報技術協定（ITA）拡大の実施を求める。我々は，未来志向の協定を念頭に，9 月の G20杭州サミットまでに，広範な環境製品に対する障壁を撤廃 する，野心的な環境物品に関する協定（EGA）の妥結を目指す。我々はまた， 2016 年末までに，野心的で，バランスのとれた，かつ，互恵的な新サービス貿易協定（TiSA）について交渉を妥結することを期待する。同時に，我々は，様々なフォーラムにおける我々のパートナーとの前向きなポスト・ナイロビ協議を促進し，未解決の及び新たな課題並びに新たな形式の交渉に対処する。デジタル技術及びグローバル・バリュー・チェーンが世界的な物品，サービス及び投資の動きを変革する中，我々は，全ての WTO加盟国に対し，WTOが中小企業（SMEs）を含む民間部門及びその他ステークホルダーのニーズに対応するよう建設的に取り組み，かつ，切迫感をもってジュネーブにおける交渉を再開することを呼びかける。より多くの途上国がこの変わりつつある環境からの利益を享受し始めてきている中，我々は，成長及び開発に対する貿易の積極的な役割に新たな光を当てる必要性を認識するとともに，OECD及びその他国際機関による有益な取組に期待する。

我々は，多角的貿易体制の有益な補完及び礎石として，様々な形態による貿易自由化の取組を奨励する。TPP の署名は，アジア太平洋地域の共通の貿易ルールの土台を構築し，貿易を統合するための重要なステップであり，我々は，各 TPP 署名国に対し，国内手続を完了することを奨励する。我々は，2016 年のできる限り早期に，包括的で，レベルの高い，かつ，バランスのとれた日EU・EPA について大筋合意に達することに向けた，日本と EU の強固なコミットメントを歓迎する。我々は，できる限り早期に環大西洋経済の潜在成長力を活用することを視野に入れ，野心的で，包括的で，高い水準で，かつ，互恵的なものであるならば，本年にも TTIP の合意に達するため，必要な政治的意思を傾注することにコミットしている。我々は，CETA に本年署名するとのカナダ及び EU の共通のコミットメントを歓迎する。我々は，カナダ及び EU に対し，できる限り早期に CETA を発効させることを奨励する。

インフラ

インフラ投資の世界的な需給ギャップは，雇用創出を含む現在の成長及び世界が直面している開発課題にとって深刻なボトルネックである。量的な面での効果的な資金の動員が不可欠であることを認識しつつ，我々は，質的な側面を欠いた投資は，より高額のライフサイクルコスト，より低い耐久性，不公平な分配効果，大きな負の環境的及び社会的影響並びに自然災害及び気候変動による影響に対するぜい弱性を有するインフラを導入する結果となり得ることを強調する。したが って，我々は，生産性の向上に対する重要な貢献を伴って，強固で，持続可能な，かつ，均衡ある成長を

促進し，我々の社会における強じん性を向上させるとともに，2030アジェンダ，パリ協定及びアディスアベバ行動目標において特定されているものを含む開発課題に対処することにより，持続可能な開発を前進させるための世界的な取組に貢献するため，政府，国際機関及び民間部門を含むステークホルダーが，質の高いインフラ投資の推進を通じて現存するギャップを埋めるために一貫して取り組むことが極めて重要であることを再確認する。

そのような質の高いインフラ投資を推進するため，我々は，附属書に規定されたとおり，我々自身のインフラ投資を，「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則」に沿ったものとするよう努める。我々は，さらに，関連するステークホルダー，具体的には政府，MDBsを含む国際機関及び民間部門に対し，PPPプロジェクトのように，価格に見合った価値及びインフラの質を完全に考慮した，透明性があり，競争的な調達手続の導入及び促進を含め，インフラ投資及び支援を同原則に沿ったものにすることを奨励する。

保健

我々は，個人のみならず国家にとっても，保健が繁栄及び安全保障の基盤であることを強調する。2030アジェンダの歴史的な採択が行われた後初の G7サミットであるこの節目において，我々は，全ての段階における健康的な生活及び全ての個人のための健康安全保障を確保し，かつ，国家の包摂的な経済成長を促進する，そこに盛り込まれた保健関連の持続可能な開発目標（SDGs）を 実施することに完全にコミットしている。この点において，我々のリーダーシップがかつてないほどに必要とされている。UHC は，全ての保健目標を支える包括的な枠組みを提供する。UHC を達成するため，保健システムは，強固で，強じんで，持続可能であり，かつ，その対象となる人々の現在及び将来のニーズに応えるものであることが必要である。このことは，女性，子供及び青少年の精神的及び身体的な健康を促進すること，いかなる種類の差別もなく，性と生殖に関する健康及び権利を確保すること並びに栄養不良及び環境的な要因及び高齢化によるものを含む感染症及び非感染性疾患に対処することを含むが，これらに限定されない。

我々は特に，「健康危機に対する世界的な対応に関する国連ハイレベルパネル」による取組を含め，世界中の広範囲の専門家から提供された知見を通じて，エボラ出血熱の流行から教訓を学びつつ，保健システムが，強じんであり，かつ，パンデミックその他の深刻な事態のような地球規模の公衆衛生上の脅威に対応し，より良く備え，及びこれを予防する能力を備える必要があることを認識する。公衆衛生上の緊急事態に対する迅速かつ効果的な対応はまた，世界保健機関（WHO）改革，迅速な対応のための速やかな拠出を可能にする資金調達メカニズム，関連するステークホルダー及びシステムの間における行動の協調的な実施並びに国際保健規則（IHR）のより良い実施を必要とする。

我々は，UHC に向けた取組や成果，保健システム強化（HSS）並びに公衆衛生上の緊急事態に対する準備や対応が，AMR　によりもたらされる重大な脅威によって，更に危機にさらされていることに留意する。我々はまた，これらのほか，顧みられない熱帯病及び貧困に起因する感染症並びに高齢化に関連する状態のような保健分野において，既存の治療法を維持・展開し，また，新たな治療法を発見するための R&D 及びイノベーションの重要性及び貢献を認識する。

これらの点を念頭に，我々は，別添に示されているとおり，「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」に詳述されている以下の分野において，具体的な行動をとることに特にコミットする。我々はまた，我々の保健大臣に対し，9月の神戸での会合において，これらの分野に関して必要な行動につき更に詳しく検討するよう指示する。

<u>公衆衛生上の緊急事態への対応強化のためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャー（国際保健の枠組み）の強化</u>

エボラ出血熱の流行が大規模流行となった原因の一部として，関係するステークホルダー間の迅

速かつ協調した行動の欠如があったことを認識し，我々は，既存の組織を強化することにより，グローバル・ヘルス・アーキテクチャーの強化を主導することにコミットする。
我々は，公衆衛生上の緊急事態に対する，より迅速で，効果的かつ協調的な対応を可能にし，また，支援するための，当該アーキテクチャーにおける WHOの中心的な役割を再確認する。この観点から，我々は，WHO本部，地域事務局及び国別事務所の3つのレベルを通じて「One WHO」アプローチをとることを含め，適時に，及びその必要な資源を認識しつつ，WHOが緊急及び広範な改革を実施することを強く求め，かつ，支持する。我々はまた，公衆衛生上の緊急事態に対する適切な対応を確保するため，十分な，責任ある，かつ，適時の資金拠出が極めて重要であることを強調する。この関連で，我々は，国際社会に対し，WHOによる迅速な初動対応を可能にするため，緊急対応基金（CFE）を支援することを要請する。さらに，各国政府，多国間機関及びNGOによる緊急対応を支援するため，我々は，パンデミック緊急ファシリティ（PEF）の立上げに関する世界銀行による公式発表を歓迎するとともに，G7メンバー国を含む国際社会に対し，この目的のために技術的及び資金的な貢献を行うことを招請する。我々は，また，関連する国際機関に対し，PEF と，CFE を含む他の関連する資金調達メカニズムとの間の調整を確保することを求める。

我々は，特に感染症における WHOの中心的役割並びに感染症の流行が小規模から大規模に発展し，公衆衛生上の緊急事態に至るまでの期間全体を通じて，WHO が，特に国際連合人道問題調整事務所（OCHA）のような既存の調整機構を活用しながら，継続性があり，予測可能で，迅速かつ効率的な対応の必要性を考慮し，大規模な感染症の流行や公衆衛生上の緊急事態において関係するパートナー間の調整を主導する取組を加速していることにつき，賞賛する。我々は，WHO 及び OCHAに対し，国連事務総長（UNSG）の下で，WHO，国連及び他の関係するパートナー間における連携のためのアレンジメントを検証し，強化し，及び公式化すること並びにG7保健大 臣に対してその進捗について 9 月に報告することを招請する。

エボラ出血熱及びジカウイルス感染症の最近の流行は，自然発生的，故意的又は偶発的なものであるかどうかを問わず，公衆衛生上の緊急事態の予防，検知及び対応を向上させることが不可欠であることを浮き彫りにしている。その観点から，我々は，世界健康安全保障アジェンダ（GHSA）を通じて行うことを含め，WHOのIHR目標の遵守を進展させることに引き続きコミットしている。

我々は，76の国及び地域に対し具体的な支援を提供するための協調的なアプローチに対する我々の支援並びにWHO及び他の関連する機関との緊密な協調に基づき，国家計画策定に関するこれらのパートナーへの支援を新たにする。我々は，各国の IHRコア能力の強化についての主要な責任は各国にあること認識しつつ，これらのパートナーが，国連食糧農業機関（FAO）や国際獣疫事務局（OIE）などの他の機関とのパートナーシップにより，WHOによって発表され合同外部評価（JEE）の共通で測定可能な目標を達成するよう支援することを意図する。我々は，また，そのような評価を我々のパートナーと共有し，支援し，及び行うことにコミットする。IHRの実施を強化するため，及び，新健康危機プログラムの実施に即して，我々は，WHOに対し，国際危機管理能力・警戒・対処部門及びそのリヨン事務所などの既存の組織並びに「世界健康安全保障の国別評価のためのアライアンス」による新たな取組を基礎とすることを奨励する。我々は，パンデミックに対する備え及びその予防を強化するために，関連する国際機関の資金を動員することの重要性を認識し，国際開発協会など，世界銀行を含むそれらの機関との間でこの問題について協議することを期待する。

<u>強固な保健システム及び危機へのより良い備えを有する UHC の達成</u>
我々は，誰一人取り残さないとの原則に基づき，UHC の達成を加速化することの重要性を認識し，特に途上国において，保健システムを強化し，より強じん，包摂的，費用負担可能，持続可能，かつ，公平なものとするため，我々の支援及び協調を強化することに対するコミットメントを改めて表明する。この目的のため，我々は，特定の疾病に関する取組を含め，関係する全てのステークホルダー及び様々な国際的な場／国際的イニシアティブの取組及び知見を調整するための国際的枠組みの強化の必要性を強調する。この関連で，我々は，国際保健パートナーシップ・プラ

ス（IHP+）の原則の確保を追求し，かつ，「健康なシステム，健康な暮らしに関するロードマップ」などのイニシアティブによって支援される「UHC2030」の設立を支持する。我々はまた，分野横断的にUHCに向けた取組を促進し，及び触媒するための特使を指名することにつき，国連事務総長との意見交換を期待する。我々は，IHR　コア能力の強化を含め，公衆衛生上上の緊急事態の予防及び備えの向上が，保健システム強化に関する取組の一部となることが期待されていることを確認する。

その一方で，我々はまた，保健システムが特にぜい弱な低所得国（LICs）及び低中所得国（LMICs）における保健システム強化の喫緊の必要性を考慮し，WHO　を含む関係するパートナーとの協働により，各国の主導による保健システム強化を支援することにコミットしている。この関連で，我々は，WHO　及び他の関連する国際機関との連携の必要性を強調しつつ，アフリカにおいてUHC　を促進する世界銀行の取組を歓迎する。我々は，グローバル・ファンド（GF）などとのパートナーシップにより，エイズ，結核及びマラリアを終息させることにコミットしている。この目的のため，我々は，9月のモントリオールでの GF 増資会合の機会を捉え，GF の第 5 次増資の成功を完全に支持するとともに，伝統的な及び新たなドナーに対し，増資を支援するよう求める。

UHC の促進はまた，全ての個人の生涯を通じて健康を守り，改善するためのサービスの提供を必要とする。我々は，そのような取組の一環として，急速な人口動態の変化に伴って緊急の対応が必要とされる分野に集中しつつ，性と生殖に関する健康と権利及びサービス，予防接種，より良い栄養並びに緊急事態及び災害におけるニーズに応じた対応へのアクセスを提供するための取組によることを含め，女性及び女児，青年並びに子供の健康を促進することを引き続き主導する。この観点から，我々は，「エブリ・ウーマン，エブリ・チャイルド」を支援するグローバル・ファイナンシング・ファシリティ，Gaviワクチン・アライアンス及び「女性，子供及び青少年の健康のための世界戦略」などのプラットフォームを歓迎するとともに，ポリオ撲滅のための目標達成への我々の継続したコミットメントを再確認する。我々はまた，高齢者にやさしいコミュニティを促進すること及びコミュニティが認知症にやさしいものとなることへの支援を含む多分野にわたるアプローチを通じ，一方の性に特有の側面にしかるべく配慮しつつ，活動的な高齢化を促進することにコミットする。この目的のため，我々は，本年日本で開催される活動的な高齢化に関するフォーラムを通じて行うことを含め，知識及び経験を共有し，並びに途上国を奨励する。我々は，革新的な研究開発のための前向きな環境を促進すること，医薬品及び医療へのアクセスを奨励すること並びに保健システムの持続可能性を確保することという立ち上る課題を認識する。また，我々は，これらの問題について，各国の特別な状況，優先事項及び保健システム設計を認識しつつ，次回の G7 保健大臣 会合の機会において行われる意見交換を歓迎する。

<u>薬剤耐性（AMR）</u>

WHOの薬剤耐性に関するグローバル・アクション・プラン並びにFAO 及び OIE の関連決議の採択を含め，AMR との闘いにおいて適切な進展が見られるが，より多くのことが行われる必要がある。G7 によるこれまでのコミットメントを基礎として，我々は，人及び動物の健康，農業，食品並びに環境を含む分野を考慮し，多分野にわたるワン・ヘルス・アプローチを積極的に実施し，及び強化するための共同の取組を行うことにコミットする。我々は，分野横断的なサーベイランスを全ての分野において強化するため，並びに他の国及び民間部門のパートナーとの協力により，加速された支援を通じて効果的な抗微生物剤へのアクセスを向上するため，既存の抗菌剤の保存によることを含め，抗微生物剤の有効性を維持するために特段の努力を行う。我々はまた，AMR に直面する中で，感染症と闘うために必要な新しい診断薬や薬剤を製薬会社が提供していないという市場の失敗に対処する必要性を認識しつつ，AMRに関する研究開発（R&D）を促進するための新たなインセンティブの潜在的可能性を検討することにコミットするとともに，国際社会に対し，更なる行動をとることを要請する。このような背景の下，我々は，多分野にわたる世界的，地域的，国内的及びコミュニティの協働による取組を通じて「グローバル・アクション・プラン」の効果的実施を促進する国連総会における「AMR　に関するハイレベル会合　2016」を支持することにコミットしており，また，AMR に関するワン・ヘルス EU 閣僚会合，アジア AMR 東京閣僚会議，GHSA・AMR 行動パッケ

ー ジなどにおいて強調されている既存のイニシアティブを認識する。

女性のエンパワーメント及びジェンダー間の平等

我々は，女性及び女児のエンパワーメント並びにジェンダー間の平等は，我々の社会の経済的，社会的及び政治的領域に，彼女たちが変化の担い手として平等に参画するために不可欠であることを強調する。世界的に，女性及び女児は，彼女たちの完全な潜在力を実現することを阻む障壁及び差別に，依然として直面している。我々はまた，女性の権利を促進し，及び保護することの重要性を確認し，また，暴力的過激主義の脅威，現在続いている避難の危機及び長引く紛争や災害に対処する場合を含め，平和及び安全を確保するための主要な当事者としての女性の役割を認識する。したがって，全ての女性及び女児がエンパワーされ，持続可能な，包摂的であり，かつ，公平な経済成長及び平和のために積極的に関与する社会並びにその人権が普遍的に尊重され，かつ，保護される社会を構築することは，引き続きG7の目標である。我々は，この強い確信を念 頭に，SDGs の実施及び気候変動への対処におけるジェンダーに配慮したアプローチを主導することにコミットしており，また，我々の国内政策及び公的財政管理が，公平，ジェンダー間の平等並びに女性及び女児のエンパワーメントを促進することを確保しつつ，SDGsの全体を通じて，及び全ての政策分野において，ジェンダー間の平等を主流化することを計画する。我々は本日，以下の 3つの分野を特に強調する：能力構築を含め女性及び女児がエンパワーされること， STEM 分野における女性の積極的な役割を促進すること，並びに「女性・平和・安全保障」の議題において具体的な進展を達成すること。

完全な潜在力を開花させるための女性及び女児のエンパワーメント

過去の G7 サミット，女性との対話のための G7 フォーラム及び国際女性会議（WAW!）の成果を基礎として，我々は，民間部門の積極的な参加を呼びかけつつ，UN Women の女性のエンパワーメント原則（WEPs）を我々自身も促進することを含め，女性の平等の権利，完全かつ効果的な参加，同一の労働に対する同一の賃金及び指導的地位への平等の機会を確保することを決意している。我々はまた，女性の経済的エンパワーメントに関する国連ハイレベルパネル（HLP）の任務を支持する。我々は，質の高い教育及び訓練によることを含む能力構築によって女性及び女児の機会を拡大すること並びに女性及び女児がその完全な潜在力を開花することを支援することに対する我々のコミットメントを改めて表明する。そのようなコミットメントを行動に移すため，我々は，ジェンダー間の平等，保健及び教育分野のSDGsを基礎とする，附属書に記載されている共通の行動指針「女性の能力開花のための G7行動指針：持続可能な，包摂的で，かつ，公平な成長と平和のために」を支持する。我々は，他の関心ある国に対し，これらのコミットメントに参加することを招請する。

STEM 分野及び職種における女性の積極的な役割の促進

我々は，国際競争力の極めて重要な決定要素は人材であること，また，STEM 分野及びキャリアにおける女性の積極的な役割を促進することは，人材プールを拡大し，かつ，創造性及びイノベーションを高め，また，経済成長及び生産性につながることを認識する。我々は，より高給な職への女性のアクセスを改善し，性別による賃金格差を縮小することを目指す。そのような利益にもかかわらず，STEM 分野を卒業する女性の数は増加している一方で，STEM 職種で雇用されている女性の割合は，過去 10年間においてわずかな変化しか見られない。我々は，教育及び訓練に加 え，女性が直面する性別に基づく偏見を除去し，機構的な変化を促進し，並びにこれらの職種におけるジェンダー間の平等を促進する法的及び政策的な環境を創ることが重要であることを強調する。この観点から，我々は，STEM 分野及びキャリアにおける女性の進出を促進するための世界的な気運を醸成するため，OECD，UN Women 並びにその他の国際機関及びステークホルダーとのパートナーシップにより，G7 イニシアティブとしての「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」を立ち上げる。

「女性・平和・安全保障」における具体的進展

我々は，紛争及び紛争後の状況において，紛争からの避難時又は移住時に，並びに自然災害のさなか及びその事後において，性的暴力を含むあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力が増加していることにがく然としている。したがって，我々は，性的及びジェンダーに基づく暴力を，防止するための全ての取組を，我々の社会におけるものも含め行いつつ，全ての形態のジェンダーに基づく暴力に立ち向かい，被害者を支援し，かつ，不処罰の文化に取り組むべく加害者の責任追及の重要性を再確認する。我々はまた，「女性・平和・安全保障」の目標を前進させるために国連などと協力することにコミットしている。この関連で，我々は，全ての国に対し，性的搾取に対する国連事務総長のゼロ・トレランス政策及び国連安全保障理事会決議第 2272 号の完全な実施を支持するよう求める。我々は，国連安全保障理事会決議第 1325 号及びそれに続く決議に従い，紛争の予防及び解決，調停，平和維持，人道的対応，平和構築並びに紛争後の復興における女性の積極的な，かつ，意味のある参加の重要性を強調する。したがって，我々は，全ての国に対し，昨年の安保理決議第 1325 号に関する国連安全保障理事会ハイレベル・レビュー会合における各国のコミットメントを実施するよう求めるとともに，「女性・平和・安全保障」に関する国家行動計画又は類似の，ジェンダー間の平等関連戦略を策定し，及び実施するための他の国による取組に対し，財政的及び技術的に支援することに引き続きコミットしている。さらに，我々は，国際紛争調停者に占める女性の割合が少ないことを認識し，そのような地位における女性の数を増加させることに コミットする。

サイバー

我々は，経済成長及び繁栄のための一つの不可欠な基盤として，アクセス可能で，開かれた，相互運用可能な，信頼できる，かつ，安全なサイバー空間を強く支持する。これはまた，自由，民主主義並びにプライバシー及び人権の尊重などの G7 共通の価値を高める。我々は，国家及びテロリストを含む非国家主体の双方によるサイバー空間の悪意のある利用に対し，密接な協力の下で，断固とした強固な措置をとる。我々は，国際法がサイバー空間において適用可能であることを再確認する。我々は，既存の国際法のサイバー空間における国家の行動への適用，平時における国家の責任ある行動に関する自発的な規範の促進並びにサイバーに関する国家間の実務的な信頼醸成措置の発展及び実施から構成される国際的なサイバー空間の安定に関する戦略的枠組みを促進することにコミットする。この文脈において，我々は，2015 年の国連政府専門家会合報告書を歓迎するとともに，全ての国に対し，この報告書の評価及び勧告を指針とすることを要請する。我々はまた，いずれの国も，企業又は商業部門に競争上の優位性を与えることを意図して，ICTにより可能となる，営業上の秘密その他の企業秘密に係る情報を含む知的財産の窃取を実行し，又は知りつつ支援すべきでないことを再確認する。我々は，プライバシー及びデータの保護やサイバーセキュリティを尊重しつつ，インターネットの開放性，透明性及び自由を確保するため，情報の自由な流通及びデジタル・エコノミーの全ての主体によるサイバー空間への公平かつ平等なアクセスを促進することにコミットする。我々は，オンラインでの人権の保護及び促進にコミットする。我々は，政府，民間部門，市民社会，技術コミュニティ及び国際機関による十分かつ積極的な参加を含むインターネット・ガバナンスに関するマルチステークホルダー・アプローチを促進することにコミットする。我々は，ICT 環境においては，その他の全ての環境における場合と同様に，国家が安全，安定及び繁栄を促進する特有の責任及び役割を有することを認識する。我々は，デジタル連結世界の潜在力を最大化し，地球規模課題に対処し，デジタル・デバイドを埋め，包摂的な発展を実現し，2030 アジェンダに関する進展を成し遂げるため協力することにコミットする。我々は， 開かれた，相互運用可能な，信頼できる，かつ，安全なサイバー空間を促進し，保護するため，附属書に掲げる「サイバーに関する G7 の原則と行動」を支持する。我々は，サイバー空間の安全及び安定を促進するための我々の政策協調及び実務的な協力を強化するため，サイバーに関する新たな G7 作業部会を立ち上げることを決定する。

腐敗対策

腐敗は，我々の共通の価値，とりわけ法の支配，民主主義及び公正な競争に根本的に反する。我々は，腐敗と戦うための我々の集団的及び個別的行動は，経済成長，持続可能な開発並びに平

和及び安全の維持にとり決定的に重要であることを改めて表明する。我々は，世界的な腐敗の問題の重大さを認識しつつ，腐敗と戦うとの我々の新たなコミットメントを明示し，また，世界の至る所で透明性を確保する，附属書に掲げる「腐敗と戦うための　G7　の行動」を支持する。我々は，国連腐敗防止条約（UNCAC）及び OECD 外国公務員贈賄防止条約そのようなその他の重要な国際文書の効果的な実施を促進し，また，個別のレビュー・メカニズムへの完全な参加を促進する。我々は，国際社会における腐敗対策の行動並びにオープン・ガバメント・パートナーシップ，採取産業透明性イニシアティブ（EITI）及び国連グローバル・コンパクトのような価値あるイニシアティブを活性化するために英国が 5 月に主催した腐敗対策サミットによって創り出された成果及びモメンタムを歓迎する。我々は，国際的な腐敗対策のアジェンダを，他の国際場裡におけるものも含め，前進させるに際して自ら模範を示すことにコミットする。

外交政策

テロ及び暴力的過激主義対策

我々は，あらゆる形態のテロを強く非難する。市民及びその他の犠牲者を対象とし，ISIL/Dae’sh，アル・カーイダ及びその他のテロ組織によって行われる攻撃，残虐行為及び人権侵害は，平和と国際の安全並びに全人類に共通の価値及び原則に対して深刻な脅威をもたらす。我々は，特に，アクセスが開かれていて警備上の防壁が限られるがゆえにぜい弱な場所並びに文化的財産を狙ったテロ攻撃の増加について，深刻な懸念をもって留意する。インターネット及びソーシャル・メディ アは，テロリストの勧誘やテロ資金の調達及びテロ攻撃の計画や調整のような，テロ，暴力的過激主義及びその他の犯罪目的のために世界中で悪用されている。航空保安もまた，全ての国に対し，テロの脅威に対応するために発展し得る，適切かつ持続可能な安全措置の実施を確保することが求められる世界的な課題である。

我々は，世界的な安全保障上のこの喫緊の脅威と闘うため，国際社会が共同の，かつ，協調された更なる取組を行うことが不可欠であることを改めて表明する。我々は，民間部門，市民社会及びコミュニティとの継続した協力及び「社会全体による」アプローチの重要性を強調する。

我々は，世界的に，地域的に，二国間で，及び国内的に既に行われている集中的なテロ対策の取組を賞賛する。我々は，ギャップを埋め，そのような既存の取組を加速させることの重要性を強調するとともに，G7　は，世界的な発展の触媒として，国際的な人権上の義務を完全に遵守する形 で国際社会と協力しつつ，テロ対策措置の効果的な実施の促進において主導的な役割を果たすことができることを再確認する。我々は，外国人テロ戦闘員並びにテロ関連物資及び機材の流れを防止するため，引き続き協力する。我々は，仙台での G7 財務大臣・中央銀行総裁会議の「テロ資金対策に関する G7 行動計画」において宣言されたとおり，テロ資金対策への我々のコミットメントを改めて明言する。

テロ集団への身代金の支払いは，彼らのリクルートに向けた活動を支え，また，テロ攻撃を組織し，実行する彼らの作戦能力及び将来的な身代金目的の誘拐事件に対するインセンティブを強める収入源の一つであり，それによって我々の国民に対するリスクが増大している。我々は，身代金を支払わず，我々の国民の生命を守り，かつ，関連の国際条約に従ってテロ集団の生存及び繁栄を可能とする資金を得る機会を減少させるという我々の決意を改めて明確に表明し，全ての国に対し，そのようにするよう求める。我々は，暴力及び憎悪の連鎖を断ち，かつ，暴力的過激主義の発生及び蔓延を防止するため，意見，文化及び信仰の相違がどこに存在しようとも，平和的共存，多様性の尊重，寛容性及び包摂的な対話を促進することにコミットする。この点に関し，我々は，「暴力過激主義防止のための国連事務総長行動計画」を歓迎し，その実施を呼びかけ，及び真の国連全体によるアプローチを実践する力強い国連の指導モデルを支持する。

我々はまた，地元コミュニティ，特に女性及び若者の役割並びに教育及び対話によることを含む，他の意見を表明させる力の強化の重要性を強調する。

我々はまた，テロ及び暴力的過激主義対策のための能力構築を必要としている国に対する支援のための連携強化にコミットする。

これらの原則を具体的な行動に移すことを決意しつつ，我々は，添付の「テロ及び暴力的過激主義対策に関する　G7　行動計画」に記載されている行動をとることにコミットする。我々は，関連する国連安全保障理事会決議の実施を支持し，情報共有を促進し，国境警備を強化し，航空保安を向上させ，テロ資金対策を講じ，文化財の密輸入と闘い，暴力的過激主義を防止し，及びこれに対抗し，民間部門との我々の関与を強化し，並びに我々の能力構築支援を更に連携させるために取り組むことにコミットする。我々は，同行動計画の実施を定期的に評価することにコミットする。

移民及び難民危機

難民，庇護申請者，国内避難民（IDPs）及びぜい弱な移民の数が第二次世界大戦以降最大の水準にある中で，G7　は，現在進行中の移民及び難民の大規模な移動を，人権を完全に尊重し，かつ，適用可能な国際法にのっとりつつ，世界的な対応をとる必要がある地球規模の課題として認識する。我々は，人道上の影響及び大規模な避難の根本原因の双方に対処しつつ，この課題を人道的及び効果的に管理することを最優先する。人々の大規模な移動は多面的な現象であり，自然災害と同様に紛争，国家のぜい弱性及び安全の欠如並びに人口構成，経済及び環境の変化からもたらされる根本原因に対処する必要がある。したがって，国際社会は紛争予防，安定化及び紛争後の平和構築に向けた努力を強化するとともに，貧困を削減し，平和，グッド・ガバナンス，法の支配及び人権の尊重を促進し，包摂的な経済成長を支援し，並びに基礎的サービスの提　供を向上させるための解決策を見出すことに焦点を当てるべきである。

我々は，人道，開発及びその他の主体の間でのより緊密な連携の必要性を認識しつつ，我々の国際的義務と整合的な貿易及び投資を支援するその他の措置と同様に，人道的支援，資金的支援，開発援助及び協力を通じて，難民，その他の避難民及びその受入れコミュニティの即時の及びより長期的なニーズに応えるための世界的な支援を増加することにコミットする。我々は，特に教育，医療，インフラ並びに人権及び公平な機会の促進に関する，影響を受けている地域の社会経済開発の増加を目指す。我々は，効果的な移民の管理に関する 2030 アジェンダの実施の重要性を認識し，出身国及び通過国であるアフリカ，中東及び近隣諸国へ特別な注意を払いつつ，我々のパートナー国との開発協力を強化することにコミットする。

G7 は，国際金融機関及び二国間ドナーに対し，難民，その他の避難民及びその受入れコミュニティに対する資金的及び技術的な支援を促進することを奨励し，かつ，特に，「中東・北アフリカ（MENA）地域支援のための新規融資イニシアティブ」の立ち上げを歓迎する。我々はまた，「シリア危機に対応するための EU 地域信託基金（Madad 基金）」，「トルコにおける難民のための EU フ ァシリティー」及び「アフリカのための EU 信託基金」といった既存の機能及び資金調達メカニズムとの緊密な連携を求める。我々は，ヨルダン，レバノン及びケニアなどの最も影響を受けている受入れ国に対する支援を増加することの重要性を強調するとともに，ロンドンにおける「シリア危機に関　する支援会合」の成果を実施することを支援することとなるトルコとの緊密な協力を継続する。シリアの危機は，長期化する避難民問題に対処する上で，国際社会が，全ての所得レベルの，かつ，全ての地域の開発途上国を支援するためのより良い態勢を備える必要性を浮き彫りにしている。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR），世界食糧計画（WFP）及び国連児童基金（UNICEF）のよう な，関連する国際的な人道及び緊急支援機関への世界的な支援の増加は，不可欠である。

我々は，経済移民及び難民の流れ急増の根本原因に対処するための，広範かつ長期的な戦略及び措置をとることを呼びかける。我々は，雇用，教育，医療サービス及び基礎インフラへのアクセスを支援するための資金調達並びに技術的助言を通じ，難民及びその他の避難民並びにその受入れコミュニティのために持続可能な生活を提供することについて，各国を支援する手段が必要であ

ることを認識する。我々は，他の世界銀行出資国と共に，世界銀行に対し，難民を受け入れている国々を支援するためのツールキットを拡大するための新たなプラットフォームを整備するよう求める。我々はまた，欧州投資銀行が，地中海地域及びアフリカにおける持続可能な開発，極めて重要なインフラ及び社会の一体性を支援する長期的な危機対応イニシアティブを構築する方法を探求していることを歓迎する。

移住のための合法なルートは，非正規の移住への対処と並行して，国内及び地域的枠組と整合的に強化される。G7　は，最大数の難民を受け入れている国に対する圧力を緩和するため，一時的な難民受入れ及び第三国定住制度の構築を奨励する。既存のイニシアティブによる貢献を認識し，第三国定住の機会及び他の形態による安全かつ法的な人道的受入れを拡大するための取組が継続されるべきである。我々は，受入れコミュニティの安定及び繁栄並びに帰還後における母国の復興に貢献する将来の資産として難民の能力を強化するため，難民のための教育及び雇用の機会の創出につき，前線にある国々を支援することにコミットする。

G7 は，難民の地位に関する条約及び同議定書の中核的原則を促進すること及び迫害から逃れる者に対して逃避先を提供することを通じ，国際的保護のアプローチを強化することを支持する。しかしながら，保護の枠組みは正当な難民・移民の審査を免れるために使われてはならないことも明らかである。これらの目的のため，迫害から逃れる個人は，最初に入国した安全な国において効果的な保護を与えられるべきであり，政府は，難民並びに受入れ国及びコミュニティに対し国際的な人道支援及び開発援助を提供することと併せて，安全で秩序ある第三国定住プロセスの機会を提供するべきである。

同時に，我々は，難民の地位に関する条約及び同議定書に基づくものを含む，国際的保護の対象でない移民の安全な，かつ尊厳ある帰還及び再統合を円滑化するため，出身国及び中継国との協力を奨励する。我々は，移民の密入国及び現代の奴隷制と闘うこと並びに出身国，中継国及び目的国と共に人身取引の被害者を保護することを継続することを決意する。我々は，国連国際組織犯罪防止条約及びその議定書をはじめとする関連する国際文書の締結及び完全な実施を呼　びかける。

さらに，我々は，人道危機に対応するための国際システムの長期的な能力及び有効性を強化する国連主導の取組を支持する。そのような国際システムは，(i)人道的支援のための資源を増加すること，(ii)強じん性及び防災に投資すること並びに避難民問題の恒久的解決を追求することにより，人道援助への依存を低減すること，(iii)資金ベースを拡大すること，(iv)人道支援提供システムへのアクセス，その効率及び効果を高めることを含む。我々はまた，人権侵害を含む，避難民問題の根本原因に対処することの重要性を改めて表明する。

G7 は，シリアを含む出身国での持続可能な政治的解決のみが，難民を含む強制的な避難民の問題に対する永続的解決をもたらすことを想起する。

我々は，世界人道サミットを歓迎し，また，9月にニューヨークで行われる国連総会での「難民及び移民の大規模な移動に関するハイレベル会合」及び「難民に関するハイレベル・サミット」に期待する。

ドーヴィル・パートナーシップ

我々は，MENAの国々の経済及びガバナンス改革に係る取組を支援するための，ドーヴィル・パートナーシップに対するコミットメントを改めて表明する。

我々は，移行期にあるアラブ諸国（ACTs）が直面している，暴力的過激主義の台頭，軍事紛争の激化，複雑な人道危機及びかなりの数の難民を含む新たな諸課題を認識する。我々は，安定性，民主化及び包摂的な経済成長の必要性を強調する。そのため，構造的な経済改革，ガバナンスの改

善，女性のエンパワーメント及び強固な市民社会の参加の重要性を強調する。

ドーヴィル・パートナーシップは，引き続き，ACTs，地域パートナー及び関連する国際機関との対話及び協力のための重要なプラットフォームである。我々は，この地域における女性の社会経済的役割を促進すること及びこの論点について専門家会合を開催することにコミットする。我々は，「経済的ガバナンスに関するドーヴィル・コンパクト」，「金融包摂のための行動計画」及び MENA 移行基金から資金提供を受けたプロジェクトを実施するとの共通のコミットメントを歓迎する。我々は，中小企業関連プロジェクトの重要性を認識し，また，ACT 中小企業行動計画の更新を奨励する。我々は，国ごとに適応したアプローチにより ACTs を支援することに引き続きコミットする。

シリア

我々は，全ての当事者及びその支援者に対し，国際シリア支援グループ（ISSG）の取組に基づいて達成された全国的な「敵対行為の停止」を完全に履行することを求める。我々は，特にアレッポ市内及びその周辺でのシリア政権による「敵対行為の停止」違反を最も強い表現で非難し，全ての当事者が市民に対する無差別の攻撃を停止しなければならないことを改めて表明する。我々は，全ての当事国が，更なる無差別の攻撃の停止を確保するための取組を強化するとの ISSG のコミットメントを歓迎し，また，2016 年 5 月 9 日の共同声明における，「主として文民及び停止の全ての当事者が居住する地域における航空作戦を最小化するためにシリア当局と協働する」とのロシアのコミットメントを歓迎する。我々は，ロシア及びイランが，シリア政権に対して新たな停戦の遵守及び文民に対する攻撃の停止を促すことを期待するとともに，停止の全ての当事者に対し，停止の期間を遵守するよう強く促す。我々は，国際社会の全てのメンバー及び当該紛争の当事者に対し，国連特使の取組を支持するため，関連する全ての国連安全保障理事会決議，特に第 2254 号，第 2258 号及び第 2268 号を完全に遵守し，並びにジュネーブ・コミュニケに基づいたシリアにおける包摂的かつ平和的な政治的移行にコミットすることを強く求める。我々は，国連安全保障理事会決議第 2254 号によって設けられた 2016 年 8 月 1 日という目標期日までに，当事者が，完全な執 行権を持つ，広範で包摂的かつ非宗派的な移行統治機構を含む真の政治的移行のための枠組みについて合意に達することを ISSG が改めて明確に表明したことを歓迎する。

我々は，シリアにおける人道状況の悪化に深刻な懸念を表明し，全ての当事者，特にシリア政権に対し，人道支援機関による迅速で，安全で，制限がなく，かつ，持続的なシリアにおけるアクセスを，特に包囲された地域及び到達することが困難な場所において即時に認めること並びに女性及び子供を含む恣意的に拘束されている全ての人々を解放することを求める。我々は，指定され，包囲された全ての地域への国連による人道アクセスが否定される場合には，国際連合世界食糧計画が必要とされる全ての地域のために空輸及び空中投下計画を直ちに実行すべきであるとの，2016 年 6 月 1 日以降の ISSG のコミットメントを歓迎する。我々は，避難民及びその受入れコミュニティを支援すること，シリアの長期的かつ持続可能な紛争後の安定化及び復旧に向けて取り組むこと並びに暴力的過激主義を助長する状況を撲滅することにコミットしている。
我々は，シリアでの化学兵器の使用に関する化学兵器禁止機関（OPCW）による調査結果に関し深刻な懸念を表明する。OPCW及びOPCW・国連共同調査メカニズムへの実践的かつ政治的な支援は，それらをシリアにおける化学兵器の使用に関与した人々を特定し，その責任を問うために不可欠である。

イラク

我々は，政治的・経済的改革を加速化し，国民和解を加速するイラク政府の取組とともに，イラクの統一，主権及び領土的一体性並びにイラク国民に対する我々の継続的な支援にコミットする。我々は，イラク軍の ISIL/Da'esh との戦いにおける努力を称賛する。我々は，国際社会に対し，人道支援の拡大及び ISIL/Da'eshから解放された地域の安定化努力への支援を含め，イラク政府を引き続き支援することを要請する。我々はまた，IMF 及び他の国際金融機関と協調し，改革を通じて財政面での課題に対処し，経済を強化するイラクの取組に対して支援を提供すること及び必要に応じ

てそれを促進することにコミットする。この支援から，イラク・クルディスタン地域を含む全てのイラク人が利益を受けることが極めて重要である。この文脈で，G7　は，国際金融機関からの支援を補完するため，二国間支援及び他の金融支援により 36 億米ドル以上を動員している。

イラン

我々は，包括的共同作業計画（JCPOA）の完全かつ効果的な履行を積極的に支援することに対する我々のコミットメントを再確認する。JCPOA　に規定された核関連の経済制裁及び金融制裁の解除は，イランにとって，国際社会に再び関与するための機会となる。我々は，イランに対し，地域　において建設的な役割を果たし，それにより，政治的解決，和解及び平和を達成するための取組に貢献すること並びにテロリズム及び暴力的過激主義の拡散を防止し，及びこれに対抗するために協力することを呼びかける。我々は，国連安全保障理事会決議第　2231　号に背ちする弾道ミサイル実験を進めるとのイランの決定を深く懸念する。我々はさらに，イランに対し，国際的な人権に関する義務を遵守することを呼びかける。

北朝鮮

我々は，北朝鮮による　1　月の核実験及びそれに続く弾道ミサイル技術を使用した発射を最も強い表現で非難する。これらの行為は，複数の国連安全保障理事会決議に違反しており，地域及び国際の平和及び安全に対して深刻な脅威を与えるものである。我々は，北朝鮮に対し，関連する全ての国連安全保障理事会決議及び　2005　年の六者会合共同声明の下でのコミットメントを即時かつ完全に遵守し，今後いかなる核実験や発射も行わず，また，その他の不安定化をもたらす行動や挑発的行動も行わないことを要求する。我々は，国際社会に対し，関連する国連安全保障理事会決議を完全に履行し，執行するよう呼びかける。また，我々は，北朝鮮の人権侵害に対して遺憾の意を表明するとともに，北朝鮮に対し，拉致問題を含む国際社会の懸念に直ちに対処するよう強く求める。

ウクライナ／ロシア

我々は，ウクライナにおける紛争は，外交手段によって，また国際法，特にウクライナの主権，領土の一体性及び独立を尊重する法的義務の完全な尊重によってのみ解決され得るとの確信をも って連帯する。我々は，ロシアによるクリミア半島の違法な併合に対する我々の非難を改めて表明し，同併合の不承認政策及び関係者に対する制裁を再確認する。

我々は，停戦合意に違反してコンタクト・ラインに沿って継続的に行われている暴力を懸念する。我々は，全ての当事者に対し，ミンスク合意の下で求められている完全な停戦合意につながる具体的な措置をとることを要請する。我々はまた，全ての当事者に対し，ミンスク合意に従って可能な限り早期にドネツク及びルハンスク地域のいくつかの場所において地方選挙を実施するとの観点から，各自のコミットメントを遅滞なく履行することを要請する。我々は，ミンスク合意の完全な履　行並びにノルマンディー・フォーマット及び三者コンタクト・グループの取組に対する我々の最も強い支持を強調する。我々は，ロシアが，自国のコミットメントに従って行動し，及びコミットメントを完全に充足するように分離派に対し影響力を行使することを期待する。我々は，危機の緩和に資する形での欧州安全保障協力機構（OSCE）の主要な役割を強調し，全ての当事者，特に分離派に対し，OSCE　の監視要員に紛争地域全域への完全かつ妨害されないアクセスを提供するよう呼びかける。

我々は，制裁の期間はロシアのミンスク合意の完全な履行及びウクライナの主権の尊重に明確に関連付けられていることを想起する。制裁は，ロシアがこれらのコミットメントを履行したときに後退され得る。しかし，我々はまた，ロシアの行動に応じて必要ならば，ロシアのコストを増大させるため，更なる制限措置をとる用意がある。我々は，ロシアがこれまで自ら行ったコミットメント及び国際法を遵守することを確保するため，並びにこの危機に対する包括的，持続可能，かつ，平和的な解決に至るため，ロシアとの対話を維持する重要性を認識する。

我々は，ウクライナが包括的な構造，ガバナンス及び経済改革を実施するためにとっている措置を称賛及び支援するとともに，ウクライナに対し，当該プロセスを継続し，及び加速することを奨励する。我々は，ウクライナに対し，腐敗対策及び検事総局を含む司法の改革のモメンタムを維持し，拡大することを強く求める。我々は，この目的のために長期的な支援を提供することに引き続き完全にコミットしている。我々はまた，キエフ駐在のG7大使によるウクライナ・サポート・グループの取組を賞賛する。

我々は，大災害から 30 年後の今年，チェルノブイリ原子力発電所のサイトを安定的かつ環境上安全な状態にするために，ウクライナと共同で取り組むとの我々のコミットメントを再確認する。

リビア

我々は，正式な宣誓までの間，国民統一政府（GNA）の閣僚が任務を担い，各省に対する監督権を行使することを承認する首脳評議会の布告を歓迎する。我々は，リビアの唯一の正統政府としての GNA と緊密に連携し，全てのリビア関係者に対し，GNA の権限を認め，リビア政治合意を履行することを求める。我々は，平和， 安全及び繁栄の回復を助け，並びに深刻な人道上の苦しみに対処するため，GNA に支援を提供する用意がある。我々は，コブラー国連事務総長特別代表に よる，リビア政治合意の完全履行を促進する継続的な努力に対する我々の完全な支持を表明する。我々は，増大するテロの脅威，リビアにおける人身取引並びに移民及び武器の密輸について引き続き深く懸念する。我々は，リビアの全ての当事者及び治安部隊に対し，ISIL/Dae'sh と戦うリビア政治合意に従い，かつ，GNA と協調し，統一指令の実施に迅速に取り組むよう強く求める。我々は，GNA による，リビアの金融機関及びリビア国営石油公社に対する唯一の，かつ，効果的 な監視を支持し，それらが全てのリビア人の利益のために機能することを確保する。我々は，そのような機関の統合性及び一体性を損ない得る活動に対する懸念を表明し，リビアから原油を不法に輸出しようとする全ての試みを非難する。我々は，GNAが，国連指定のテロリスト・グループに対抗し，また，同国の至る所で ISIL/Dae'sh と闘うために必要な致死的武器や物質を調達するため，国連リビア制裁委員会に対する適切な武器禁輸措置の免除要請を提出するとの GNA の意図を完全に支持する一方で，適用可能な国連安保理決議に従い，武器禁輸を続けるとの我々のコミットメントを再確認する。

アフガニスタン

アフガニスタン政府がテロと闘い改革を実施していることを受け，アフガニスタン及びその国民に対する我々の長年のコミットメント並びにアフガニスタン政府に対する我々の継続的な支援という点において我々は微動だにしない。我々は，アフガニスタンにおける安全及び安定に対する脅威を引き続き懸念するとともに，アフガニスタン政府主導の和平プロセスの構築に向けた取組を強く支持する。我々は，アフガニスタンにとって改革の継続及び進展に対するコミットメントを再確認する上で，かつ，国際社会にとってアフガニスタンに対する政治，治安及び開発に関する支援についてのコミットメントを新たにする上で重要な機会となる 7 月の NATO ワルシャワ・サミット及び 10 月 のアフガニスタンに関するブリュッセル会合への国際社会の他のメンバーの参画に期待する。

中東和平プロセス

我々は，双方の当事者に対し，二国家解決を脅かし得る措置を含め，更なる悪化を避けるよう強く求めるとともに，中東和平カルテットにより実施されるものを含め，交渉による解決に向けて行う国際的な取組を強く支持する。我々は，来るパリでの閣僚会合を歓迎する。

イエメン

我々は，全ての当事者に対し，関連する国連安全保障理事会決議に従った政治的移行の再開を含む，イエメンでの紛争を終結させる包摂的で，平和的な解決及びイエメン経済の再建に向けて取り組むことを呼びかける。我々は，イエメンにおける暴力を終結させるため及び全ての当事者に 対して停戦を完全に遵守することを要請するため，イスマイール・ウルド・シェイク・アハメド国連事務総

長イエメン担当特使による，クウェートで現在行われている和平対話を促進する取組を完全に支持する。我々は，同国の全ての地域への迅速で，安全な，かつ，阻害されない人道支援アクセスを可能とするため，全ての当事者が直ちに措置をとることの必要性を強調する。

アフリカ

我々は，安定，安全，包摂的で説明責任のあるガバナンス並びに経済成長及び多様化が，引き続きアフリカの長期的繁栄及び持続可能な開発の基盤であることを確信している。我々は，これらの分野において多くのアフリカのパートナーによって成された進歩を認識し，マリ及び南スーダンでの最近の前向きな進展並びに中央アフリカ共和国及びブルキナファソでの成功裏の政治的移行を歓迎する。我々はまた，特にチャド湖流域，サヘル地域及びアフリカの角における，テロ及び暴力的過激主義に対抗するアフリカのパートナー間の一層の協調を歓迎する。我々は，腐敗対策，ガバナンスの向上，経済の強化及びあらゆる形態の暴力的過激主義の壊滅のためのアフリカの取組に関するものも含め，我々が 2015 年にナイジェリアでプレッジした支援を継続し，かつ，深めることにコミットする。我々はまた，腐敗及びこの地域における経済の多様化と同様，スーダン，チャド湖流域，南スーダン，ソマリア，コンゴ民主共和国，中央アフリカ共和国及びブルンジでの一貫した不安定性及び深刻な人道的状況を含め，引き続き存在する現下の諸課題及び重大な障害の直接的及び根本的な原因の双方に対処する必要性を認識する。我々は，それゆえに，紛争を予防及び解決し，民主的制度を強化し，人身取引と闘い，非正規移住を管理し，通常兵器の違法な取引と闘い，若者のために雇用を創出し，腐敗をさらし，かつ，対処し，持続可能な開発及び強じん性を促進することを含め，これらの取組におけるアフリカ各国のオーナーシップの重要性を強調しつつ，これらの課題に対処するアフリカ及び地域機関の取組を引き続き支持する。我々は，アフリカ連合ソマリア・ミッション（AMISOM）を引き続き支援し，ソマリアの治安部隊の発展を引き続き支持する。我々はまた，野生動物の違法取引と闘うとの我々のコミットメントを再確認するとともに，状況の緊急性を認識しつつ，国連総会で採択された決議 69/314 への我々の以前のコミットメントを更に再確認する。

ベネズエラ

我々は，ベネズエラ政府に対し，ベネズエラ政府及びその市民が，人々の意思を尊重しつつ，ますます危急の迫るベネズエラの経済的・政治的危機を解決する平和的手段を見いだすため，公正な裁判及び適正手続へのアクセスを提供する基本的権利，民主的プロセス，自由及び法の支配を完全に尊重し，かつ，政府と市民との対話を可能とする状況を作るよう求める。我々は，ベネズエラの行政機関及び国会が，この目的のため，緊急に協働することを求める。

海洋安全保障

我々は，海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映された国際法の諸原則に基づく，ルールを基礎とした海洋秩序の維持，信頼醸成措置により支えられ，法的手段によるものを含む平和的紛争解決及び持続可能な海洋の利用並びに航行及び上空飛行の自由の尊重に対する我々の コミットメントを改めて表明する。我々は，国家が，国際法に基づく主張を行い，及び明確にすること，緊張を高め得る一方的な行動を自制し，自国の主張を通すために力や威圧を用いないこと並びに仲裁を含む法的手続を通じたものを含む平和的な手段による紛争解決を追求することの重要性を再確認する。

我々は，国際及び地域協力を通じて，海上安全及び海洋安全保障，特に海賊との闘いを強化することの重要性を再確認する。

我々は，東シナ海及び南シナ海における状況を懸念し，紛争の平和的管理及び解決の根本的な重要性を強調する。

我々は，海洋安全保障に関する G7 外相声明を支持する。

不拡散・軍縮
我々は，不拡散及び軍縮に関する課題が，我々の最優先事項の一つであることを再確認する。我々は，国際社会の安定を促進する形で，全ての人にとりより安全な世界を追求し，核兵器のない世界に向けた環境を醸成するとのコミットメントを再確認する。この文脈で，我々は，「核軍縮及び不拡散に関する G7 外相広島宣言」及び「不拡散及び軍縮に関する G7 声明」を承認する。我々 は，とりわけ大量破壊兵器の拡散を防ぎ，これに対抗することに関連する条約，特に核兵器不拡散条約，化学兵器禁止条約及び生物兵器禁止条約の普遍化に引き続きコミットする。

国連改革及び国連平和活動のレビュー
我々は，強化された，より効果的で，かつ，効率的な国際連合を実現することの重要性及び必要性を再確認し，この目的のため，安全保障理事会などの国際連合の改革の継続的関与の重要性 に留意する。

我々はまた，国連平和活動及び平和構築活動に関する進行中の改革プロセスを支持し，国連加盟国，国連システム並びに関連する国際及び地域のパートナーによる，これらのプロセスを前進させるための更なる取組を呼びかける。我々は，PKO サミットにおけるプレッジを歓迎し，その適時の履行を強く求める。

人権
我々は，全ての人々の人権及び基本的自由，平和的な多元的共存並びに多様性の尊重の促進及び保護に対する我々の支援にコミットする。我々は，国際人権法及び国際人道法の下での義務の遵守が平和及び安全の礎であることを想起する。我々は，人権及び基本的自由の遵守の普遍的な尊重の促進における国家と市民社会との間の協力の重要性，人権の擁護者及び他の市民社会の関係者の独立した声の重要性を再確認する。

原子力安全及び核セキュリティ
我々は，原子力安全セキュリティ・グループの報告書を歓迎する。福島第一原子力発電所の事故から 5 年，我々は，世界中で最高水準の原子力安全を達成し，維持することに対する我々のコミットメントを再確認し，また，原子力計画を有する全ての国及び原子力移転を含む国際的な原子力協力に関与している全てのステークホルダーに対し，強固な安全基準と基盤を促進することを求める。この点に関し，原子力安全条約を含め，原子力安全のための多国間協力の枠組みへの完全な参加は不可欠であり，我々は全てのステークホルダーに対し，積極的な関与及びこれらの枠組みの継続的な強化を求める。我々はまた，ワシントンでの第 4 回核セキュリティ・サミットの成果 を歓迎する。我々は，核物質及び他の放射性物質のセキュリティを引き続き優先する。我々は，世界的な核セキュリティ構造の更なる強化に取り組む。我々はまた，特に閣僚級の IAEA 核セキュ リティ国際会議において，核セキュリティに関する我々の政治的交流を継続する。

気候変動，エネルギー及び環境
気候変動
我々は，パリでの歴史的な業績を歓迎し，気候変動に対する我々の世界的な取組における継続的なコミットメントのみならず，COP21 のモメンタムを維持し，緩和，適応及び資金に関する長期目標を含め，パリ協定の速やかな，かつ，成功裏の実施を確保するとの我々の決意もまた再確認する。この文脈において，我々は，全ての G7 諸国を含む，国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のほぼ全ての締約国がパリ協定に署名した事実を歓迎する。G7 は，引き続き指導的な役割を担い，パリ協定の 2016 年中の発効という目標に向けて取り組みつつ，同協定の可能な限り早期の批准，受諾又は承認を得るよう必要な措置をとることにコミットするとともに，全ての締約国に対し，同様の対応を求める。

我々は，時間の経過に伴い，野心の向上を促進しつつ，自国が決定する貢献を早期に透明性をもって，かつ，着実に実施することで先導することにコミットする。また，我々は，世界全体の実施状況の 5 年ごとの定期的な検討に積極的に参加することにコミットする。

我々はまた，世界の平均気温の上昇を，工業化以前の水準と比較して摂氏　2　度を十分に下回るものに抑えること，気温の上昇を，工業化以前の水準と比較して摂氏 1.5 度までに制限するための取組を追求すること並びに今世紀後半に温室効果ガスについて発生源による人為的な排出と吸収源による除去との均衡を達成することの重要性に留意しつつ，2020　年の期限に十分に先立って今世紀半ばの温室効果ガス低排出型発展のための長期戦略を策定し，通報することにコミットする。

我々は，全ての締約国に対し，主要排出国を含む全ての国によるパリ協定の，効果的な，かつ，透明性のある実施のための詳細ルールについて合意するために，技術的な作業に建設的に関与することを奨励する。

我々は，他のドナー国と共に，意味のある緩和のための行動及び実施の透明性の文脈において，2020 年までに年間 1000 億米ドルを共同で動員するとの目標の達成に向け，着実に前進しつつあることを認識しつつ，官民双方の資金源からより多くの気候資金を提供し，動員するための我々の取組を継続する。我々は，その他の国に対し，気候資金を提供し，又は引き続き提供し，かつ，動員することによって，開発途上国が緩和及び適応に取り組み，国家の気候計画（NDCs）の実施に際して支援することを奨励する。

我々は，MDBs及び開発金融機関による，より多くの水準の気候資金を提供するとのコミットメントを歓迎する。我々は，MDBs 及び開発金融機関に対し，開発戦略において気候変動行動を主流化し，また，この目標を達成するために各国主導のプログラムを支援すべく自らのバランス・シート並びに民間資金及び他のパートナーを動員する能力を最大限可能な範囲で用いることを求める。この目標の文脈において，我々はまた，最もぜい弱な開発途上国において増大するニーズへの対応に際して，適応計画及び行動を支援するために資金を動員し，並びに適切な技術移転及び能力構築を促進するとの我々の継続的なコミットメントを強調する。

我々は，これまでの進展を歓迎し，気候リスク保険拡充のイニシアティブ，気候リスクに関する早期警報システム（CREWS）やアフリカ再生可能エネルギー・イニシアティブのような，気候リスク保険，早期警戒システム及びアフリカにおける再生可能エネルギーに関する関連のイニシアティブを更に促進する用意がある。我々はさらに，リマ・パリ行動アジェンダを通じた，民間部門，国家以下の主体及びその他の者の関与を歓迎する。我々は，我々が共有する気候変動の課題に対して世界全体が効果的，かつ，長期的に対応していくにあたって，イノベーションが重要であることを認識し，ミッション・イノベーションにおいて指導的な役割を担う考えである。我々はまた，これに関する民間部門のリーダーシップを歓迎する。我々は，国内政策及びカーボン・プライシング（炭素の価格付け）などの手段を含めた，排出削減活動へのインセンティブの提供の重要な役割を認識する。我々は，炭素市場プラットフォームの設立及び東京で開催予定のその最初の戦略的対話を歓迎する。

我々は，国際航空分野における効果的な取組の喫緊の必要性を認識し，建設的な対話への関与を通じ，第 39 回国際民間航空機関（ICAO）総会で決定に至ることにより，2020 年からの炭素中立な成長を可能とするため，市場メカニズムに基づく排出削減枠組（GMBM）の採択のために協働するとの我々の強いコミットメントを表明する。我々は世界の全ての首脳に対し，本年後半に決定への支持に加わることを奨励する。

我々はまた，短期的な温暖化速度を遅らせることを助けるための，ブラック・カーボン，ハイドロフル

オロカーボン（HFCs）及びメタンを含む，寿命の短い気候汚染物質の排出の緩和の重要性を認識する。特に，我々は，我々のメタン排出を抑制することを決意し，また，国内措置の採用の重要性を更に認識する。
我々は，モントリオール議定書の下で HFCs 対策に向けた作業を行うとの同議定書締約国によるドバイでの決定を歓迎するとともに，HFCs の段階的削減に係る野心的な同議定書改正の 2016 年中の採択を支持し，その実施に向け，改正が採択された後には，同議定書多数国間基金を通じて追加的支援を提供する考えである。

我々は，エネルギーの生産及び利用が世界の温室効果ガスの排出の約 3 分の 2 を占めるという事実を踏まえ，エネルギー部門が気候変動に対処する上での重要な役割を果たさなければならないことを認識する。我々は，非効率な化石燃料補助金の撤廃に引き続きコミットしており，全ての国に対し，2025 年までにそのようにすることを奨励する。

エネルギー
エネルギーは，世界の経済成長を支える上で極めて重要な役割を果たす。この点を念頭に，我々は，現在のエネルギー価格水準によって増大する不確実性はあるものの，世界経済の将来の成長に対するリスクを緩和するため，エネルギー投資を円滑にする上での主導的な役割を果たすことにコミットし，かつ，関連するステークホルダーに対し，エネルギー部門，特に質の高いエネルギー・インフラ及び上流開発への投資を持続させることを奨励する。我々は，エネルギー・システムがパリ協定の実施において果たさなければならない重要な役割を認識する。この点に関し，我々は，世界経済の脱炭素化を可能とするエネルギー・システムへの移行に向けた我々の作業を加速することを決意する。我々は，ミッション・イノベーションに対する我々の強い支持を改めて表明し，温室効果ガスを削減しつつ経済成長を確保するため，エネルギー技術の革新を支え，かつ，クリーンでエネルギー効率の高い製品，設備及び建物を奨励する更なる投資にコミットする。我々は，エネルギー効率及び水力発電を含む再生可能エネルギー並びにその他の国産資源の活用に関する強化された取組を支持する。

我々は，2014年にブリュッセルで，また，2015年にエルマウ城で決定された，エネルギー安全保障の原則及び行動の実施を継続するとの我々のコミットメントを再確認するとともに，「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」を支持し，国際エネルギー機関（IEA）を含むパートナーとの連携で達成された進展を歓迎する。我々は，日本の液化天然ガス（LNG）市場戦略，EU の LNG 及びガス貯蔵戦略，IEA による天然ガス安全保障に関する計画を含む，パイプラインガス及び液化天然ガス（LNG）の双方の天然ガスについてのエネルギー安全保障を強化するための具体的行動を歓迎する。我々は，仕向地条項の緩和，価格指標の確立及び開かれたアクセスを有する十分かつ強じんなインフラの構築等により，更なる透明性及び柔軟性がある，良く機能する天然ガス市場を強化し，また，世界レベルでのLNGサプライ・チェーンの戦略的な視点を促進する継続的な取組に対する我々のコミットメントを再確認する。我々はまた，我々のエネルギー部門におけるサイバーセキュリティの向上及び電力安定供給の分野における我々の協力の強化に関する継続的な作業にコミットする。

ロシア連邦とウクライナとの間の継続中の危機に関し，我々は，エネルギーが政治的威圧の手段や安全保障上の脅威として用いられるべきでないことを改めて表明する。我々は，ウクライナにおいてエネルギー政策の重要な改革が進行中であることを歓迎し，ウクライナに対し，エネルギー部門の更に野心的な改革を強く要請する。我々はまた，ウクライナの国営ガス配送システム事業者及び関連する国際的事業者との間の協力強化を求める。

我々は，福島第一原子力発電所における廃炉及び汚染水対策の着実な進展，並びに福島の状況に関する国際社会の正確な理解の形成に向けて，国際社会と緊密なコミュニケーションの下でオープンかつ透明性をもって日本の取組が進められていることを歓迎する。原子力の利用を選択する国

にあっては，原子力は，将来の温室効果ガス排出削減に大いに貢献し，ベースロード電源として機能する。これらの国においては，原子力政策に対する社会的理解を高めるために，科学的知見に基づく対話と透明性の向上もまた極めて重要である。我々は，原子力の利用を選択する全ての国に対し，独立した効果的な規制当局を含め，安全性，セキュリティ及び不拡散において世界最高レベルの水準を確保し，その専門的な知見や経験を交換することを求める。我々は，国際原子力機関（IAEA），OECD　原子力機関（NEA）及び世界原子力発電事業者協会（WANO）などの国際機関を通じて相互協力と情報交換が行われることを歓迎する。

資源効率性及び 3R

資源の持続可能な管理及び効率的な利用の達成は，2030 アジェンダにおいて取り上げられており，また，環境，気候及び惑星の保護のために不可欠である。持続可能な物質管理及び循環型社会の重要性に留意し，我々は，「富山物質循環フレームワーク」を支持する。この新たな枠組みは，資源効率性及び　3R（リデュース，リユース，リサイクル）に関する我々の取組を深めるための共通のビジョン及び将来の行動のための指針を提供する。我々は，引き続き「資源効率性のための G7アライアンス」を通じて協力する。我々は，また，イノベーション，競争力，経済成長及び雇用創出を促進することも目標として，資源効率性を改善するために企業及びその他のステークホルダーと共に取り組む。我々は，全ての国に対し，我々のこれらの取組に参加することを奨励する。

我々は，資源効率性及び　3R　に関する我々の取組が，陸域を発生源とする海洋ごみ，特にプラスチックの発生抑制及び削減に寄与することも認識しつつ，海洋ごみに対処するとの我々のコミットメントを再確認する。さらに，我々は，科学的知見に基づく海洋資源の管理，保全及び持続可能な利用のため，国際的な海洋の観測及び評価を強化するための科学的取組を支持する。

開発

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015　年は，2030　アジェンダの歴史的な採択，パリ協定，アディスアベバ行動目標と共に，全ての国における貧困削減及び持続可能な開発への我々のアプローチにおける新たな時代の幕開けとなった。このアジェンダは，持続可能な開発の，環境，社会及び経済という三つの側面を均衡ある形で統合し，全ての国に普遍的に適用される。2030　年アジェンダは，2030　年までに貧困を撲滅し，世界を持続可能なものに変革するという国際社会の揺るぎない決意を反映し，誰一人置き去りにせず，より平和で，安定した，包括的で，かつ，繁栄する国際社会のための基礎を築く。この目的のため，我々は，平和と安全，開発及び人権の尊重が相互に関連し合い，かつ，補強し合うものであることをよく認識しつつ，17　の　SDGs　の，統合された不可分の性質を強調するとともに，2030 アジェンダの実施を，人間中心の，かつ，地球に配慮した形で，国内的及び国際的に進めることにコミットする。我々は，全ての国々及びステークホルダーに対し，マルチステークホルダー・アプローチを確保するため，再活性化され，かつ，強化されたグローバル・パートナーシップの下で，この　共同の取組に携わることを強く求める。

我々は，持続可能な経済への世界的な移行に実質的に貢献するため，野心的な国内の行動をとることを決意する。我々は，国内の行動に加え，ぜい弱なグループにおける個人の尊厳及び人間の安全保障の促進を特に強調しつつ，2030　アジェンダを実施するための開発途上国の取組を支援することにコミットする。我々の共同の対応における重要な要素は，全ての女性と女児のエンパワーメントとジェンダー平等，国際保健，質の高いインフラ投資，特に後発開発途上国（LDCs）の若年者のための支援，平和及び安全に対する脅威への対応の活性化，強制移動及び現代の奴隷制度への対処，産業人材育成，包摂的なイノベーション，食料安全保障と栄養，CONNEX　イニシアティブ，世界津波の日を通じての活動を含む災害リスクの低減への支援，気候変動の緩和及び適応への支援，エネルギー安全保障及び持続可能なエネルギー，海洋ゴミに対処することを含む資源効率性及び　3R　並びに持続可能な森林経営及び違法伐採の根絶を含む。我々は，また，　世界人道サミットを歓迎する。

我々は，全てのステークホルダーと連携しつつ，2030 アジェンダの不可欠な部分である第 3 回開発資金国際会議のアディスアベバ行動目標の適時の実施に対する我々の強いコミットメントを確認する。我々は，政府開発援助（ODA）及びその他政府資金（OOF）が，開発のためのその他の資金源の触媒として，また，それを補完するものとして果たす重要な役割もまた再確認すると同時に，優先事項の中でも，国内資金源の動員並びに国内及び外部の民間投資を刺激することが可能な好ましい環境の創出が第一義的に重要であることを強調する。この観点から，我々は，持続可能な開発を前進させるための革新的なパートナーシップ及び資金の仕組みを引き続き追求する決意である。我々はまた，国民総所得（GNI）に対する ODA 比 0.7%目標などの我々のそれぞれの ODA コミットメントや，後発開発途上国に対する ODA の減少傾向を逆転させ，かつ，ODA をそのニーズが最も大きい国に一層振り向けることに対するコミットメントを改めて表明する。我々は，安全保障，開発，気候変動及びジェンダー間の平等が相互に依存しており，また，繁栄し，平和なアフリカを確保するための手段となっていることを認識しつつ，アフリカにおける課題に対処することが，SDGs の実現のための中心となることを確認する。このため，我々は，アジェンダ2063 及びその最初の 10 年間の実施計画に記載されたようなアフリカの開発願望の促進を，アフリカ連合及びそのメンバーと協力して支援する用意がある。我々は，アフリカ開発会議（TICAD），イタリア・アフリカ閣僚会議，EU・アフリカ・パートナーシップ及び米・アフリカ・リーダーズ・サミットを含む我々の二国間及び多国間のアフリカ各国との連携によることも含め，そのような支援を行う。我々は，2016 年8 月 27 日及び 28 日にケニア・ナイロビで，初のアフリカ開催となる TICAD VI が，世界の理念をア フリカのための行動に移す重要な節目となることを確認する。

食料安全保障及び栄養

飢餓及び栄養不良を終わらせることは， 2030 アジェンダの基本的な要素である。SDGs を達成するためのより広 範な取組の一部として，我々は，2030 年までに開発途上国における 5 億人を飢餓及び栄養不良から救い出すという我々の目的の達成に向け，関連するパートナー及びステークホルダーと連携し，具体的行動に共同で携わる。

「食料安全保障及び栄養に関する広範な G7 開発アプローチ」を基礎として，我々は，(i)女性のエンパワーメント，(ii)農村から都市にわたって人々が直面する多様な食料安全保障上の課題を認識する人間中心のアプローチを通じた栄養の改善，(iii)農業及びフード・システムにおける持続可能性及び強じんさの確保といった優先分野における共同の行動を概括する「食料安全保障と栄養に関する G7 行動ビジョン」を支持する。我々は，関連する国際的なイニシアティブとの相乗効果を 向上させることにコミットする。

我々は，SDGs 及び気候変動に関するパリ協定に沿った，世界の食料安全保障及び栄養に関するグッド・プラクティスの発展を支持する。これは，農業の可能性を拡げる取組，農村コミュニティの活性化並びに農業及びフード・システムにおける生産量，生産性，責任ある投資，貿易及び持続可能性の向上を含み得る。

我々は，日本で開催される食料安全保障及び栄養に関する国際シンポジウム並びに成長のための栄養サミットを歓迎する。

複雑な契約交渉の支援強化（CONNEX）

我々は，当初採取部門に焦点を当て，複雑な商業契約交渉のための分野横断的かつ具体的な専門性を開発途上にあるパートナー国に対して提供するため，CONNEX イニシアティブの下での我々の取組を強化することにコミットする。現状の一次産品価格の下落は，開発途上国が自国の天然資源から公正な収入を確保することを支援するためには良い契約を交渉することが重要であることを明確に示している。我々は，開発途上国における国内資源の動員を促進し，SDGs の達成に貢献するよう設計された「持続可能な開発に向けた CONNEX 基本指針」を支持する。我々は，

開発途上国において能力を構築し，また，採取部門のガバナンス及び透明性を向上するため，CONNEX を既存のイニシアティブに合致させることにコミットする。更なる進展は，OECDと共に設立されたネゴシエーション・サポート・フォーラム及び東京で開催される能力構築と透明性に関するCONNEX 国際会議を含む，ステークホルダーとの緊密なパートナーシップを通じて追求する。

G7　説明責任

我々は，我々が行った約束について，オープンな，かつ，透明性のある方法で，説明責任を持つことに引き続きコミットする。我々は，我々の開発関連コミットメントに関する 3 回目の包括的な報告書である「伊勢志摩進捗報告書」を歓迎する。この報告書は，2030 アジェンダの実施に向けたG7 の重要な貢献を強調する。前向きな成果は，保健，食料安全保障，教育及びガバナンスなどの分野で見られる。我々は，我々のコミットメントに対する進展を引き続き監視する。

結語

我々は，イタリア議長の下，2017 年に会合することを楽しみにしている。

（了）

※G7 伊勢志摩首脳宣言文は外務省がウェブサイト上で公表しているものを引用

Annex 3. 会議プログラム

2016 年 G7 伊勢志摩サミットに向けた
世界人口開発議員会議（GCPPD2016）プログラム
人口と開発に関するアジア議員フォーラム（AFPPD）
国際人口問題議員懇談会（JPFP）
2016 年 4 月 26～27 日

GCPPD2016	
4 月 25 日（月）	
	参加者到着
18.00 – 21.00	第 80 回 AFPPD 運営委員会

4 月 26 日（火）	
08.00 – 09.00	登録　（会場：ホテルニューオータニ 宴会場階「鳳凰」）
09.00 – 10.00	（会場：「鳳凰」） 開会式 MC/歓迎挨拶　武見敬三　参議院議員・AFPPD 議長 ➢ 歓迎挨拶　谷垣禎一　衆議院議員・JPFP 会長 ➢ 歓迎挨拶　福田康夫　国内組織委員会名誉委員長・日本国元内閣総理大臣・JPFP 名誉会長・アジア人口開発協会（APDA）理事長 ➢ 基調演説　日本国内閣総理大臣　安倍晋三 ➢ 挨　　拶　ババトゥンデ・オショティメイン UNFPA 事務局長 ➢ 開会挨拶　大島理森　衆議院議長
	集合写真
10.00 - 10.30	全体セッション： 議長：逢沢一郎　衆議院議員・JPFP 会長代行 ➢ 基調講演（1）：「2015 年 G7 ベルリン議員会議の成果」（10 分） フランク・ハインリッヒ議員　人口と開発に関するドイツ議員諮問委員会委員長 ➢ 基調講演（2）：「人間の安全保障と SDGs、人口問題への対処」（10 分） ババトゥンデ・オショティメイン UNFPA 事務局長 ➢ 基調講演（3）：「UHC、人間の安全保障と人口問題の 3 分野－女性、若者、高齢者に焦点を当てて－」（10 分） 武見敬三　参議院議員・AFPPD 議長
10.30 – 10.35	事務局連絡
10.35 – 11.00	コーヒーブレイク　（ホワイエ）
11.00 – 12.30	セッション 1：リプロダクティブ・ヘルス、UHC、女性のエンパワーメント、ジェンダーの平等 セッションのテーマ：すべての女性の権利を実現する：“いかにして国会議員が男女格差を減らし、男女平等を実現し、女性のエンパワーメントを実現と同時に、すべての女性と女児の健康的な生活と良い環境を促進するか?” 共同議長（発表者紹介 5 分） ➢ シャーマン・ストーン議員（オーストラリア）AFPPD 副議長 ➢ 小池百合子　衆議院議員・JPFP 副会長・GLOBE Japan 会長 講演（10 分） ➢ サリア・ムルザバイェバ議員（ロシア） パネル（40 分）

	➢ ジャン・ロジー議員（ニュージーランド）AFPPD ジェンダー委員会委員長 ➢ ヘディ・フライ議員（カナダ）人口・開発カナダ議連議長 ➢ アドリアナ・サルバティエラ議員（ボリビア） ➢ マーガレット・メンサ＝ウィリアムズ（ナミビア）国民評議会議長 ➢ サルバニ・チャクラボティ メルク・グループ国際公共政策シニア・ディレクター ➢ アンジャリ・セン IPPF 南アジア局長 討議・議長総括（35 分）
12.30 - 13.30	ランチレセプション （会場：ザ・メイン　宴会場階「芙蓉の間」）
13.30 - 15.00	セッション 2：若者への投資：健康、教育、雇用と人口問題 セッションのテーマ：いかにして人口ボーナスを実現し成長と持続可能性の原動力として若者の参画を推進するか? 共同議長（発表者紹介 5 分） ➢ マハラクシュミ・ウパダヤヤ・ディナ議員（ネパール）AFPPD 若者への投資委員会委員 ➢ ポール・チビング議員（マラウイ） 講演（15 分） ➢ レオナルド・ガルニエ（コスタリカ）コスタリカ大学准教授・前公共教育大臣 パネル（40 分） ➢ 大沼瑞穂　参議院議員 ➢ シンシア・ヴィリャール議員（フィリピン） ➢ アンドリュー・トボソ議員（ケニア）人口と開発に関するケニア議員ネットワーク議長 ➢ サハル・カワスミ議員（パレスチナ）FAPPD 副議長 ➢ ミゲル・ピッザーロ・ロドリゲス議員（ベネズエラ） ➢ 堀内佳美　アークどこでも本読み隊創立者（ARC） ➢ ヒルカ・グウェダ・アマディラ　ナミビア・ユースアクション・ムーブメント代表（YAM） ➢ ハスレット・サイグ（DurDe）難民支援活動家 討議・議長総括（30 分）
15.00 – 15.30	コーヒーブレイク　（ホワイエ）
15.30 – 17.00	セッション 3：経済的に活力のある高齢化 セッションのテーマ：高齢者の健康的で、生産的で、尊厳のある生活をいかにして可能にするか。またいかにして第二の人口ボーナスとして経済社会開発に活用するか? 共同議長（発表者紹介 5 分） ➢ ジェトン・シラトラノン議員（タイ）AFPPD 事務総長 ➢ パスカル・チェルキ議員（フランス） 講演（30 分） ➢ ミナ・カン梨花女子大教授（韓国） ➢ 鈴木隆雄 国立長寿医療研究センター 理事長（総長）特任補佐・桜美林大学 加齢・発達研究所長 大学院教授 パネル（35 分） ➢ エルマレーナ・ムスリム・ハスブラ議員（インドネシア） ➢ ポール・チビング議員（マラウイ） ➢ アイマン・アフメッド・フセイン・アブエララ議員（エジプト） ➢ 林玲子　国立社会保障人口問題研究所国際関係部長 ➢ トビー・ポーター　ヘルプエイジ・インターナショナル事務局長 討議・議長総括（20 分）

<table>
<tr><td>17.10 – 18.40</td><td colspan="2">セッション 4（メイン会場*）：人間の安全保障と感染症危機管理体制の確立
セッションのテーマ：エボラ熱やジカ熱のように国際的な拡大が懸念される感染症危機に際し、各国の対応能力を強化するとともに、国際的に適切な対応を構築する上で不可欠となる国際ガバナンスの強化に、国会議員はいかなる役割を果たしうるのか？
共同議長（発表者紹介 5 分）
➢ マルコ・ヌエズ議員（チリ）
➢ 三原朝彦 衆議院議員・JPFP 幹事
講演（25 分）
➢ 塚越保祐 世界銀行東京事務所 駐日特別代表
➢ ブルース・エイルワード WHO 事務局長補
➢ マビング・ンゴム UNFPA-WCARO 所長
パネル（30 分）
➢ サイア・ピウカラ議員（トンガ）保健大臣
➢ ワン・ロンジ議員（中国）AFPPD 副議長
➢ ギジェルモ・マタ・ベネット議員（エルサルバドル）
➢ フロリアン・ボドグ議員（ルーマニア）
➢ ムスタファ・シディキ・カロコ アフリカ連合（AU）社会問題担当委員
討議・議長総括（30 分）</td></tr>
<tr><td></td><td>セッション 4-分科会 1：医療者も巻き込まれる感染症ケア
（会場：ザ・メイン 16 階「LAPIS 1」）
セッションのテーマ：エボラ熱や HIV 患者のケアに関しては、医療従事者自身その生命を犠牲にする覚悟と使命感をもって現地に赴いて行きます。時として、ケア提供者である医療従事者が被害者になることもある中、その被害者の家族支援も含めた国際的パートナーシップの構築が急務の課題であり、各国国会議員ネットワークにおいて議論されることが期待されます。
共同議長（発表者紹介 5 分）
➢ A・F・M・ルハル・ハク議員（バングラデシュ）
➢ ホセ・マニュエル・サンチェス・タバレス議員（ガーボベルデ）
講演 （45 分）
➢「紛争地帯における医療従事者の被害及びその現状と課題」
フランシス・ヒューズ 国際看護協会（ICN）会長
➢「感染症対策とその医療ケアにおける人材確保」
マティスアス・カサンバ議員（ウガンダ）
パネル（40 分）
➢ アンドリュー・トボソ議員（ケニア）
➢ プリンセス・プメレレ議員（スワジランド）
➢ 菅波茂 AMDA グループ代表
➢ 平林国彦 UNICEF 東京事務所代表</td><td>セッション 4-分科会 2：市民社会と国会議員の対話～G7、TICAD を経て SDGs 達成へ～
（会場：ザ・メイン 16 階「LAPIS 2」）
セッションのテーマ：2016 年は SDGs 時代の最初の年である。2030 年における目標達成のために国会議員が果たすべき役割とは、そして市民社会が果たすべき役割とは何か？ 各地域を代表する国会議員と日本の NGO との対話を通じ、SDGs 達成に向けてのそれぞれのコミットメントを確認する。
共同議長（発表者紹介 5 分）
➢ マフムッド・A・モハメッド議員（ナイジェリア）
➢ 堀江由美子 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー・マネージャー
パネル（60 分）
➢ マラハット・イブラヒムジィ議員（アゼルバイジャン）
➢ ルブナ・アムハイール議員（モロッコ）
➢ フィデリス・モラロ議員（ボツワナ）
➢ ビプロブ・タクール議員（インド）IAPPD 副議長
➢ 猪口邦子 参議院議員
➢ 本田徹 NGO シェア＝国際保健協力市民の会 代表理事
➢ 久保田彩乃 名古屋大学学生/Japan Youth Platform for Sustainability
➢ 星野智子 環境パートナーシップ会議 副</td></tr>
</table>

	ラポチュール ➢ 中谷比呂樹　慶応義塾大学特任教授	代表理事 ➢ 石川えり　難民支援協会　代表理事 コメンテーター ➢ 安川順子 UNFPA-APRO 所長 ラポチュール ➢ トビー・ポーター　ヘルプエイジ・インターナショナル事務局長
19.00	ホテル出発	
19.15 – 21.00	衆議院議長主催レセプション （衆議院議長公邸）	
22.00 – 23.00	起草委員会会議 （ザ・メイン 16 階「LAPIS 1」）	

GCPPD2016	
4 月 27 日（水）	
08.30 – 09.00	登録　（会場：ホテルニューオータニ　宴会場階「鳳凰」）
09.00 – 10.30	（会場：「鳳凰」） セッション 5：SDGs 期におけるグローバル・パートナーシップに向けた国会議員と議員ネットワークの役割 セッションのテーマ：SDGs 時代において各国、地域、国際社会において効果的なパートナーシップを構築する上で、国会議員及び国会議員ネットワークはどのような役割を果たしうるのか? 共同議長（発表者紹介 5 分） ➢ 長浜博行　参議院議員・JPFP 副会長 ➢ エディット・グノー議員（フランス） 国レベル発表（20 分） ➢ トゥ・イヴァカノ国会議長（トンガ） ➢ アバデュラ・ゲメダ・ドゴ国会議長（エチオピア） ➢ カイリニソ・ユスフィ副議長（タジキスタン）AFPPD 若者投資委員会共同委員長 ➢ グルミラ・イッシンバイエヴァ国会副議長（カザフスタン）AFPPD 副議長 地域レベル発表（25 分） ➢ クリス・バリョムンシ議員（ウガンダ）FPA 議長・UPFFSP&D 議長 ➢ ギャラード・アナ・カロリーナ議員（アルゼンチン） ➢ モハメッド・マグディ・サード・アリ・ムルシド議員（エジプト） ➢ グエン・ヴァン・ティエン議員（ベトナム）AFPPD 役員 ➢ マリア・アウシュリネ・パヴィリオニエナ議員（リトアニア） G7/G20 諸国代表挨拶（15 分） ➢ ロベルタ・アルゴスティーニ議員（イタリア） ➢ ウズヌゥール・チャソック議員（トルコ） ➢ ヨング・イク・キム議員（韓国） 市民社会による成果報告（10 分） ➢ 中谷比呂樹　セッション 4-分科会 1 ラポチュール ➢ トビー・ポーター　セッション 4-分科会 2 ラポチュール 討議・議長総括（5 分）
10.30 - 11.00	コーヒーブレイク　（ホワイエ）

11:00 - 12:00	セッション 6:宣言文の採択 共同議長 ➢ 武見敬三 起草委員長・参議院議員・AFPPD 議長 ➢ クリス・バリョムンシ議員(ウガンダ)FPA 議長・UPFFSP&D 議長	
12.00 – 13.00	閉会式 ➢ 挨 拶 山崎正昭 参議院議長 ➢ 挨 拶 川田龍平 参議院議員・JPFP 幹事 ➢ 挨 拶 テウォドロス・メレッセ IPPF 事務局長 ➢ 挨 拶 塩崎恭久 衆議院議員・厚生労働大臣 ➢ 挨 拶 アーサー・エルケン UNFPA-DCS 局長 ➢ 挨 拶 サンドラ・ザンパ議員(次期 G7 議長国・イタリア)	
13.00 – 13:05	事務局連絡	
13.05– 14.30	昼食 (会場:ザ・メイン 宴会場階「鶴・東の間」)	
15.00 – 18.00	国立社会保障・人口問題研究所(IPSS)視察	14.30 – 15.30 記者会見 (会場:ガーデンタワー 宴会場階 「やまぶきの間」)

GCPPD2016	
4 月 28 日(木)	
	参加者出発

Annex 4. 参加国

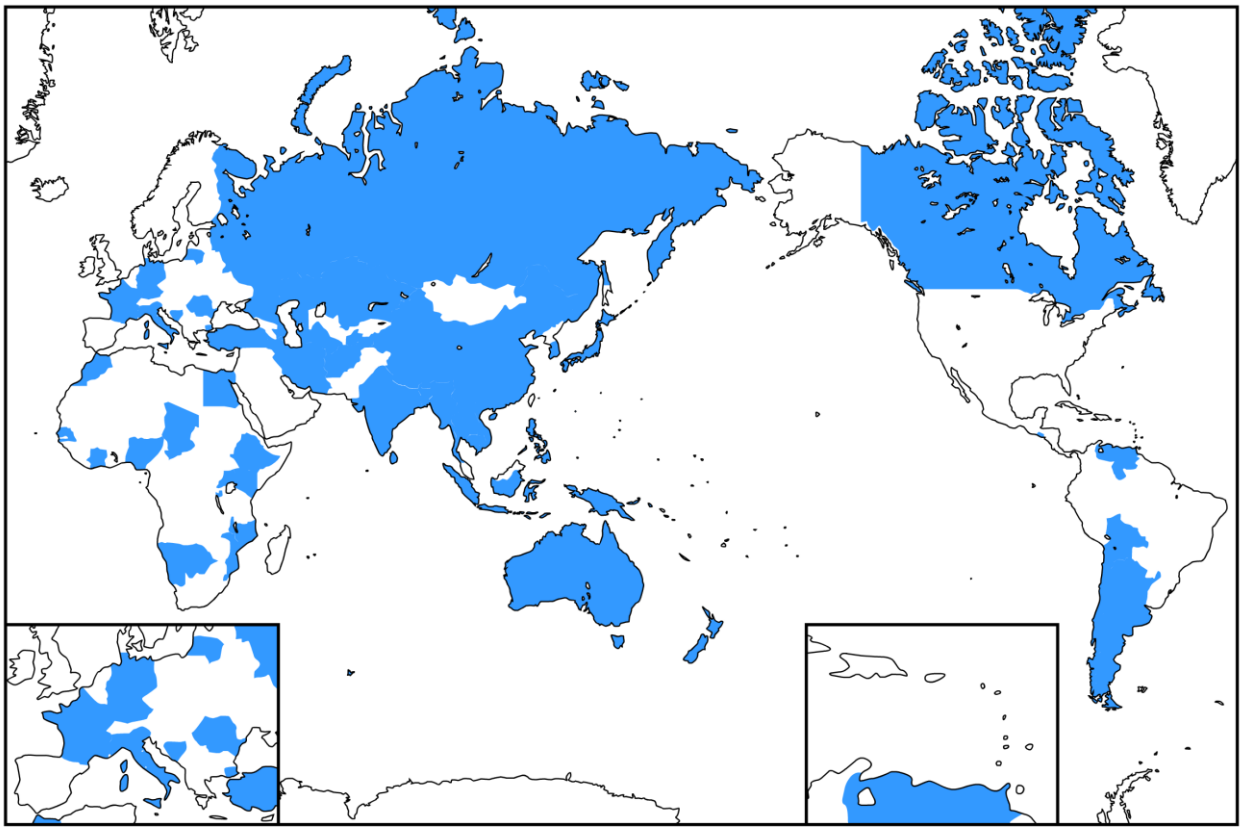

Annex 5. 参加者リスト

国会議員（Member of Parliaments）

	名前: Name	国: Country	役職: Position	地域: Region
1	Hon. Mr. Obaidullah Kalemzai	Afghanistan	MP	Asia-Pacific
	オバイドゥラー・カレンザイ	アフガニスタン	国会議員	アジア・太平洋
2	Hon. Mrs. Golalai Nur Safi	Afghanistan	MP	Asia-Pacific
	ゴラライ・ヌール・サフィ	アフガニスタン	国会職員	アジア・太平洋
3	Hon. Ms. Ana Carolina Gaillard	Argentina	MP	Latin America
	アナ・カロリーナ・ギャラード	アルゼンチン	国会議員	ラテンアメリカ
4	Hon. Dr. Andrew Southcott	Australia	MP	Asia-Pacific
	アンドリュー・サウスコット	オーストラリア	国会議員	アジア・太平洋
5	Hon. Dr. Sharman Stone	Australia	MP/Vice-chair of AFPPD	Asia-Pacific
	シャルマン・ストーン	オーストラリア	国会議員／AFPP 副議長	アジア・太平洋
6	Hon. Dr. Malahat Ibrahimgizi	Azerbaijan	MP	Europe
	マラハット・イブラヒムジィ	アゼルバイジャン	国会議員	ヨーロッパ
7	Hon. Ms. Mahabub Ara Begum Gini	Bangladesh	MP	Asia-Pacific
	マハブブ・アラ・ベーガム・ジニ	バングラデシュ	国会議員／Whip	アジア・太平洋
8	Hon. Dr. A.F.M. Ruhal Haque	Bangladesh	MP	Asia-Pacific
	A・F・M・ルハル・ハク	バングラデシュ	国会職員	アジア・太平洋
9	Hon. Mr. Karma Dorji	Bhutan	MP	Asia-Pacific
	カルマ・ドルジ	ブータン	国会議員	アジア・太平洋
10	H.E. Mr. Jigme Zangpo	Bhutan	MP/Speaker	Asia-Pacific
	ジグメ・ザンポ	ブータン	国会議員／国会議長	アジア・太平洋
11	Hon. Ms. Adriana Salvatierra	Bolivia	MP	Latin America
	アドリアナ・サルバティエラ	ボリビア	国会議員	ラテンアメリカ
12	Hon. Dr. Nermina Kapetanovic	Bosnia and Herzegovina	MP	Europe
	ネルミナ・カペタノヴィッチ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	国会議員	ヨーロッパ
13	Hon. Mr. Fidelis Molao	Botswana	MP	Africa
	フィデリス・モラオ	ボツワナ	国会議員	アフリカ
14	Hon. Mr. Jean-Marie Muhirwa	Burundi	MP	Africa
	ジャン・マリー・ムヒルワ	ブルンジ	国会議員	アフリカ
15	Hon. Mrs. Lork Kheng	Cambodia	MP/Treasurer of AFPPD	Asia-Pacific
	ローク・ケン	カンボジア	国会議員／AFPPD 財務責任者	アジア・太平洋
16	Hon. Ms. Pam Damoff	Canada	MP	North America
	パム・ダモフ	カナダ	国会議員	北アメリカ
17	Hon. Dr. Hedy Fry	Canada	MP/Chair of CAPPD	North America
	ヘディ・フライ	カナダ	国会議員／CAPPD 議長	北アメリカ
18	Hon. Mr. Jose Manuel Sanches Tavares	Cabo Verde	MP	Africa
	ホセ・マニュエル・サンチェス・タバレス	カーボベルデ	国会議員	アフリカ
19	Hon. Mme. Dingamadji Ngakoutou Moryo Delphine	Chad	MP	Africa
	ディンガマジ・ンガクトゥ・モリョ・デルフィン	チャド	国会議員	アフリカ
20	Hon. Dr. Marco Antonio Núñez	Chile	MP	Latin America
	マルコ・アントニオ・ヌネズ	チリ	国会議員	ラテンアメリカ

21	Hon. Dr. Wang Longde	China	MP/Vice-Chairman of the AFPPD	Asia-Pacific
	ワン・ロンジ	中国	国会議員／AFPPD 副議長	アジア・太平洋
22	Hon. Mr. Wang Zuoshu	China	MP	Asia-Pacific
	ワン・ズオシュ	中国	国会議員	アジア・太平洋
23	Hon. Ms. Rose Brown	Cook Islands	MP/Deputy Speaker	Asia-Pacific
	ローズ・ブラウン	クック諸島	国会議員／副議長	アジア・太平洋
24	Hon. Mr. Tangata Vavia	Cook Islands	MP	Asia-Pacific
	タンガタ・バヴィーア	クック諸島	国会議員	アジア・太平洋
25	Hon. Mr. Toure Souleymane	Cote dr. Tour	MP/Vice-President of the National Assembly	Africa
	トウレ・スレイマヌ	コートジボワール	国会議員／国会副議長	アフリカ
26	Hon. Mr. Hassan Omar	Djibouti	MP	Africa
	ハサン・オマル	ジブチ	国会議員	アフリカ
27	Hon. Dr. Ayman Ahmed Hussein Abouelala	Egypt	MP	Arab
	アイマン・アフメッド・フセイン・アブエララ	エジプト	国会職員	アラブ
28	Hon. Dr. Mohammed Magdy Saad Aly Morshed	Egypt	MP	Arab
	モハメッド・マグディ・サード・アリ・モルシェド	エジプト	国会議員	アラブ
29	Hon. Dr. Guillermo Mata Bennet	El Salvador	MP	Latin America
	ギジェルモ・マタ・ベネット	エルサルバドル	国会議員	ラテンアメリカ
30	Hon. Mrs. Sofiya Almamun Babekir	Ethiopia	MP	Africa
	ソフィヤ・アルマムン・バベキヤ	エチオピア	国会議員	アフリカ
31	H.E. Mr. Abadulla Gemeda Dago	Ethiopia	MP/Speaker of Parliament	Africa
	アブドゥラ・ゲメダ・ダゴ	エチオピア	国会議長	アフリカ
32	Hon. Mr. Zewdu Kebede Tesema	Ethiopia	MP	Africa
	ゼウドゥ・ケベデ・テセマ	エチオピア	国会議員	アフリカ
33	Hon. Mr. Pascal Cherki	France	MP	Europe
	パスカル・チェルキ	フランス	国会議員	ヨーロッパ
34	Hon. Ms. Edith Gueugneau	France	MP	Europe
	エディット・グノー	フランス	国会議員	ヨーロッパ
35	Hon. Mr. Frank Heinrich	Germany	MP	Europe
	フランク・ハインリッヒ	ドイツ	国会議員	ヨーロッパ
36	Hon. Mr. Frank Annoh-Doreh	Ghana	MP	Africa
	フランク・アノ・ドンプレ	ガーナ	国会議員	アフリカ
37	Hon. Dr. Vijaylaxmi Sadho	India	MP	Asia-Pacific
	ウィジャイラクシュミ・サド	インド	国会議員	アジア・太平洋
38	Hon. Mr. Jugal Kishore Sharma	India	MP	Asia-Pacific
	ジュガル・キショア・シャルマン	インド	国会議員	アジア・太平洋
39	Hon. Ms. Viplove Thakur	India	MP/Vice-chair of IAPPD	Asia-Pacific
	ビプロブ・タクール	インド	国会議員／インド議連（IAPPD）副議長	アジア・太平洋
40	Hon. Ms. Ermalena Muslim Hasbullah	Indonesia	MP	Asia-Pacific
	エルマレーナ・ムスリム・ハスブラ	インドネシア	国会議員	アジア・太平洋
41	Hon. Mr. Pius Lustrinalang	Indonesia	MP	Asia-Pacific
	ピウス・ルストリラナン	インドネシア	国会議員	アジア・太平洋
42	Hon. Mr. Ezzatollah Yousefian Molla	Iran	MP	Asia-Pacific
	エッザトッラー・ユーセフィンアン・モッラー	イラン	国会議員	アジア・太平洋

43	Hon. Ms. Roberta Agostini	Italy	MP	Europe
	ロベルタ・アルゴスティーニ	イタリア	国会議員	ヨーロッパ
44	Hon. Ms. Sandra Zanpa	Italy	MP	Europe
	サンドラ・ザンパ	イタリア	国会議員	ヨーロッパ
45	H.E. Mr. Shinzo Abe	Japan	Prime Minister of Japan	Asia-Pacific
	安倍　晋三	日本	国会議員／日本国内閣総理大臣	アジア・太平洋
46	Hon. Dr. Toshiko Abe	Japan	MP/Deputy Executive Director of JPFP	Asia-Pacific
	阿部　俊子	日本	国会議員／JPFP 副幹事長	アジア・太平洋
47	Hon. Mr. Ichiro Aisawa	Japan	MP/Senior Vice-Chair of JPFP/President of the Japan-AU Parliamentary Friendship League	Asia-Pacific
	逢沢　一郎	日本	国会議員／JPFP 会長代行／日本・AU 友好議員連盟会長	アジア・太平洋
48	Hon. Dr. Tsuneo Akaeda	Japan	MP	Asia-Pacific
	赤枝　恒雄	日本	国会議員	アジア・太平洋
49	H.E. Mr. Yasuo Fukuda	Japan	Former Prime Minister/ Honorary Chair of JPFP/ Chair of APDA	Asia-Pacific
	福田　康夫	日本	日本国元内閣総理大臣／JPFP 名誉会長／APDA 理事長	アジア・太平洋
50	Hon. Mr. Katsuei Hirasawa	Japan	MP	Asia-Pacific
	平沢　勝栄	日本	国会議員	アジア・太平洋
51	Hon. Dr. Kuniko Inoguchi	Japan	MP	Asia-Pacific
	猪口　邦子	日本	国会議員	アジア・太平洋
52	Hon. Mr. Masahiro Ishida	Japan	MP/Deputy Secretary-General of JPFP	Asia-Pacific
	石田　昌宏	日本	国会議員／JPFP 副事務総長	アジア・太平洋
53	Hon. Mr. Ryuhei Kawada	Japan	MP/Director of JPFP	Asia-Pacific
	川田　龍平	日本	国会議員／JPFP 幹事	アジア・太平洋
54	Hon. Mr. Hitoshi Kikawada	Japan	MP/Parliamentary Vice-Minister for Foreign Affairs	Asia-Pacific
	黄川田　仁志	日本	国会議員／外務大臣政務官	アジア・太平洋
55	Hon. Ms. Yayoi Kimura	Japan	MP	Asia-Pacific
	木村　弥生	日本	国会議員	アジア・太平洋
56	Hon. Mr. Seigo Kitamura	Japan	MP	Asia-Pacific
	北村　誠吾	日本	国会議員	アジア・太平洋
57	Hon. Ms. Yuriko Koike	Japan	MP/Vice-Chair of JPFP/Chair of GLOBE Japan	Asia-Pacific
	小池　百合子	日本	国会議員／JPFP 副会長／GLOBE Japan 議長	アジア・太平洋
58	Hon. Ms. Megumi Maekawa	Japan	MP	Asia-Pacific
	前川　恵	日本	国会議員	アジア・太平洋
59	Hon. Mr. Hideki Makihara	Japan	MP	Asia-Pacific
	牧原　秀樹	日本	国会議員	アジア・太平洋
60	Hon. Dr. Karen Makishima	Japan	MP/Parliamentary Vice-Minister of Cabinet Office/Vice-Chair of JPFP Gender Issues Committee	Asia-Pacific
	牧島　かれん	日本	国会議員／内閣府大臣政務官／JPFP 女性問題副部会長	アジア・太平洋
61	Hon. Mr. Teruhiko Mashiko	Japan	MP/Vice-Chair of JPFP	Asia-Pacific
	増子　輝彦	日本	国会議員／JPFP 副会長	アジア・太平洋

62	Hon. Mr. Takeaki Matsumoto	Japan	MP	Asia-Pacific
	松本　剛明	日本	国会議員	アジア・太平洋
63	Hon. Mr. Asahiko Mihara	Japan	MP/Director of JPFP	Asia-Pacific
	三原　朝彦	日本	国会議員／JPFP 幹事	アジア・太平洋
64	Hon. Mr. Hiroyuki Nagahama	Japan	MP/Vice-Chair of JPFP	Asia-Pacific
	長浜　博行	日本	国会議員／JPFP 副会長	アジア・太平洋
65	Hon. Mr. Akihiro Nishimura	Japan	MP	Asia-Pacific
	西村　明宏	日本	国会議員	アジア・太平洋
66	Hon. Mr. Kiyoshi Odawara	Japan	MP	Asia-Pacific
	小田原　潔	日本	国会議員	アジア・太平洋
67	Hon. Mr. Masanobu Ogura	Japan	MP	Asia-Pacific
	小倉　將信	日本	国会議員	アジア・太平洋
68	Hon. Mr. Shinsuke Okuno	Japan	MP	Asia-Pacific
	奥野　信亮	日本	国会議員	アジア・太平洋
69	Hon. Ms. Mizuho Onuma	Japan	MP	Asia-Pacific
	大沼　瑞穂	日本	国会議員	アジア・太平洋
70	H.E. Mr. Tadamori Oshima	Japan	MP/Speaker of the House of Representatives	Asia-Pacific
	大島　理森	日本	国会議員／衆議院議長	アジア・太平洋
71	Hon. Mr. Yoshitaka Sakurada	Japan	MP	Asia-Pacific
	櫻田　義孝	日本	国会議員	アジア・太平洋
72	Hon. Mr. Akira Sato	Japan	MP	Asia-Pacific
	左藤　章	日本	国会議員	アジア・太平洋
73	H.E. Ms. Aiko Shimajiri	Japan	MP/Secretary General of JPFP/Minister of State for Okinawa and Northern Territories Affairs/Minister of State for Science and Technology Policy/Minister of State for Space Policy	Asia-Pacific
	島尻　安伊子	日本	国会議員／JPFP 事務総長／内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策）	アジア・太平洋
74	H.E. Mr. Yasuhisa Shiozaki	Japan	MP/Minister of Health, Labour and Welfare	Asia-Pacific
	塩崎　恭久	日本	国会議員／厚生労働大臣	アジア・太平洋
75	Hon. Mr. Kentaro Sonoura	Japan	MP/Vice-Minister for Foreign Affairs	Asia-Pacific
	薗浦　健太郎	日本	国会議員／外務大臣政務官	アジア・太平洋
76	Hon. Ms. Emiko Takagai	Japan	MP/Vice-Chair of JPFP Domestic Measures Committee	Asia-Pacific
	高階　恵美子	日本	国会議員／JPFP 国内対策部会副部会長	アジア・太平洋
77	Hon. Prof. Keizo Takemi	Japan	MP/Chair of AFPPD/ Executive Director of JPFP	Asia-Pacific
	武見　敬三	日本	国会議員／JPFP 幹事長／AFPPD 議長	アジア・太平洋
78	Hon. Mr. Naokazu Takemoto	Japan	MP/Vice-Chair of JPFP	Asia-Pacific
	竹本　直一	日本	国会議員／JPFP 副会長	アジア・太平洋
79	Hon. Mr. Sadakazu Tanigaki	Japan	MP/Chair of JPFP	Asia-Pacific
	谷垣　禎一	日本	国会議員／JPFP 会長	アジア・太平洋

80	Hon. Ms. Mayuko Toyota	Japan	MP/Parliamentary Vice-Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology/Parliamentary Vice-Minister of the Tokyo Olympic and Paralyinpic Games	Asia-Pacific
	豊田　真由子	日本	国会議員／文部科学大臣政務官／オリンピック・パラリンピック大臣政務官／復興大臣政務官	アジア・太平洋
81	Hon. Dr. Michiyo Yakushiji	Japan	MP	Asia-Pacific
	薬師寺　みちよ	日本	国会議員	アジア・太平洋
82	Hon. Mr. Kouzou Yamamoto	Japan	MP	Asia-Pacific
	山本　幸三	日本	国会議員	アジア・太平洋
83	H.E. Mr. Masaaki Yamazaki	Japan	MP/President of the House of Councillors	Asia-Pacific
	山崎　正昭	日本	国会議員／参議院議長	アジア・太平洋
84	Hon. Ms. Gulmira Issimbayeva	Kazakhstan	MP/Vice-Speaker of the Parliament, Vice-Chair of AFPPD	Asia-Pacific
	グルミラ・イッシンバイエヴァ	カザフスタン	国会議員／国会副議長／AFPPD 副議長	アジア・太平洋
85	Hon. Ms. Kuralay Karaken	Kazakhstan	MP	Asia-Pacific
	クラライ・カラケン	カザフスタン	国会議員	アジア・太平洋
86	Hon. Mr. Andrew Toboso	Kenya	MP/Chair of the Kenyan Parliamentary Network on Population and Development	Africa
	アンドリュー・トボソ	ケニア	国会議員／人口と開発に関するケニア議員ネットワーク議長	アフリカ
87	Hon. Dr. Kim Choonjin	Korea, Republic of	MP	Asia-Pacific
	キム・チョジン	韓国	国会議員	アジア・太平洋
88	Hon. Dr. Young-Ik Kim	Korea, Republic of	MP	Asia-Pacific
	ヨング・イク・キム	韓国	国会議員	アジア・太平洋
89	Hon. Mr. Osmonbek Artykbayev	Kyrgyzstan	MP	Asia-Pacific
	オスモンベック・アルティクバイエフ	キルギスタン	国会議員	アジア・太平洋
90	Hon. Ms. Jyldyz Musabekova	Kyrgyzstan	MP	Asia-Pacific
	ジルティズ・ムサベコヴァ	キルギスタン	国会議員	アジア・太平洋
91	Hon. Ms. Elvira Surabaldiyeva	Kyrgyzstan	MP	Asia-Pacific
	エルヴィーラ・スラバルディエバ	キルギスタン	国会議員	アジア・太平洋
92	Hon. Mrs. Manivanh Vongsamoraphoum	Lao PDR	MP	Asia-Pacific
	マニヴァン・ヴォングサモラポーン	ラオス	国会議員	アジア・太平洋
93	Hon. Ms. Marija Aušrinė Pavilioniene	Lithuania	MP	Europe
	マリア・アウシュリネ・パヴィリオニエナ	リトアニア	国会議員	ヨーロッパ
94	Hon. Mr. Paul Chibingu	Malawi	MP	Africa
	ポール・チビング	マラウイ	国会議員	アフリカ
95	Hon. Mr. Ahmed Nihan Hussain Manik	Maldives	MP	Asia-Pacific
	アフメッド・ ニーハン・ フセイン・マニク	モルディブ	国会議員	アジア・太平洋
96	H.E. Mr. Abdulla Maseeh Mohamed	Maldives	MP/Speaker	Asia-Pacific
	アブドゥラ・ マシー・モハメッド	モルディブ	国会議員／議長	アジア・太平洋
97	Hon. Ms. Loubna Amhair	Morocco	MP	Arab
	ルブナ・ アムハイール	モロッコ	国会議員	アラブ

98	Hon. Mr. Antonio Niquice	Mozambique	MP	Africa
	アントニオ・ ニキシ	モザンビーク	国会議員	アフリカ
99	Hon. Mrs. Nan Moe Moe Htwe	Myanmar	MP	Asia-Pacific
	ナン・モエ・モエ・トウェ	ミャンマー	国会議員	アジア・太平洋
100	Hon. Mrs. Shwe Shwe Sein Latt	Myanmar	MP	Asia-Pacific
	シュエ・シュエ・セイン・ラット	ミャンマー	国会議員	アジア・太平洋
101	Hon. Ms. Pyone Kathy Naing	Myanmar	MP	Asia-Pacific
	ピョン・キャシー・ナイン	ミャンマー	国会議員	アジア・太平洋
102	Hon. Mr. Hnair Uk	Myanmar	MP	Asia-Pacific
	フナイヤー・ウク	ミャンマー	国会議員	アジア・太平洋
103	H.E. Ms. Margareth Natalie Mensah-Williams	Namibia	MP/Chairperson of the National Council	Africa
	マーガレット・メンサ=ウィリアムズ	ナミビア	国会議員／国民評議会議長	アフリカ
104	Hon. Mr. Bhishma Nath Adhikari	Nepal	MP	Asia-Pacific
	ビーシュマ・ナート・アディカリ	ネパール	国会議員	アジア・太平洋
105	Hon. Ms. Kamala Kumari Ghimire Subedi	Nepal	MP	Asia-Pacific
	カマラ・クマラ・ギミレ・スベティ	ネパール	国会議員	アジア・太平洋
106	Hon. Mr. Sher Bahadur Tamang	Nepal	MP	Asia-Pacific
	シェール・バハドゥール・タマン	ネパール	国会議員	アジア・太平洋
107	Hon. Ms. Mahalaxmi Upadhyay Dina	Nepal	MP/Co-chair of AFPPD Standing Committee on Investing in Youth	Asia-Pacific
	マハラクシュミ・ウパダヤヤ・ディナ	ネパール	国会議員／AFPPD 若者への投資委員会共同議長	アジア・太平洋
108	Hon. Ms. Jan Logie	New Zealand	MP/Co-chair of AFPPD Standing Committee on Gender Equality and Women's Eowerment	Asia-Pacific
	ジャン・ロジー	ニュージーランド	国会議員／AFPPD ジェンダー委員会委員長	アジア・太平洋
109	Hon. Ms. Tracey Martin	New Zealand	MP	Asia-Pacific
	トレイシー・マーティン	ニュージーランド	国会議員	アジア・太平洋
110	Hon. Mr. Mahmud A. Mohammed	Nigeria	MP	Africa
	マフムッド・A・モハメッド	ナイジェリア	国会議員	アフリカ
111	Hon. Dr. Sahar Qawasmi	Palestinian Authority	MP/Vice-President of FAPPD	Arab
	サハル・カワスミ	パレスチナ	国会議員／FAPPD 副議長	アラブ
112	Hon. Ms. Julie Soso	Papua New Guinea	MP	Asia-Pacific
	ジュリー・ソソ	パプアニューギニア	国会議員	アジア・太平洋
113	Hon. Sen. Mr. Aquilino "Koko" Pimentel	Philippines	MP	Asia-Pacific
	アキリーノ・ココ・ピメンテル	フィリピン	国会議員	アジア・太平洋
114	Hon. Sen. Ms. Cynthia Auilar Villar	Philippines	MP	Asia-Pacific
	シンシア・アギラル・ヴィリャール	フィリピン	国会議員	アジア・太平洋
115	Hon. Dr. Florian Bodog	Romania	MP	Europe
	フロリアン・ボドグ	ルーマニア	国会議員	ヨーロッパ
116	Hon. Mr. Ion Rotaru	Romania	MP	Europe
	イオン・ロタル	ルーマニア	国会議員	ヨーロッパ
117	Hon. Dr. Saliya Murzabayeva	Russia	MP	Europe
	サリア・ムルザバイエバ	ロシア	国会議員	ヨーロッパ
118	Hon. Mr. Mously Diakhate	Senegal	MP	Africa
	ムースリィ・ディアクハテ	セネガル	国会議員	アフリカ

119	Hon. Mr. Jose Antonio Rubio Mielgo	Spain	MP	Europe
	ホセ・アントニオ・ルビオ・ミエルゴ	スペイン	国会議員	ヨーロッパ
120	H.E. Ms. Chandrani Bandara	Sri Lanka	MP/Minister of Women and Child Affairs	Asia-Pacific
	チャンドラニ・バンダラ	スリランカ	国会議員／女性児童担当大臣	アジア・太平洋
121	Hon. Ms. Sriyani Wijewickrama	Sri Lanka	MP	Asia-Pacific
	スリヤニ・ウィジェウィックラマ	スリランカ	国会議員	アジア・太平洋
122	HRH Princess Phumelele S'Pgiwosethu Dlamini	Swaziland	MP	Africa
	プリンセス・プメレレ・シピオセツ・ドラミニ王女	スワジランド	国会議員	アフリカ
123	Hon. Mrs. Hilolbi Qurbonzoda	Tajikistan	MP/Chair of Committee on Social Issues, Family and Healthcare	Asia-Pacific
	ヒロルヴィ・クルボンゾダ	タジキスタン	国会議員／社会問題・家族・ヘルスケア委員会議長	アジア・太平洋
124	Hon. Mme. Khayriniso Yusufi	Tajikistan	MP/Deputy-Speaker of the Parliament, Co-chairperson of AFPPD Standing Committee on Investing in Youth	Asia-Pacific
	カリニソ・ユスフィ	タジキスタン	国会議員／国会副議長／AFPPD 若者投資委員会共同委員長	アジア・太平洋
125	Hon. Adm. Wallop Kerdphol	Thailand	MP	Asia-Pacific
	Adm・ワロップ・ケルドフォル	タイ	国会議員	アジア・太平洋
126	Hon. Dr. Jetn Sirathranont	Thailand	MP/Secretary General of AFPPD	Asia-Pacific
	ジェトン・シラトラノン	タイ	国会議員／AFPPD 事務総長	アジア・太平洋
127	Hon. Mrs. Angelica da Costa	Timor Leste	MP/Member of GTL	Asia-Pacific
	アンジェリカ・ダ・コスタ	東ティモール	国会議員／GTL 委員	アジア・太平洋
128	Hon. Mr. Eladio Faculto	Timor Leste	MP/Member of Committee F	Asia-Pacific
	エラディオ・ファクルト	東ティモール	国会議員／F 委員会委員	アジア・太平洋
129	H.E. Dr. Saia Piukala	Tonga	MP/Minister of Health	Asia-Pacific
	サイア・ピウカラ	トンガ	国会議員／保健大臣	アジア・太平洋
130	H.E. Lord Tuof Healt	Tonga	MP/Speaker of the House	Asia-Pacific
	トゥ・イヴァカノ	トンガ	国会議員／議長	アジア・太平洋
131	Hon. Ms. Oznur Calik	Turkey	MP	Europe
	ウズヌゥール・チャソック	トルコ	国会議員	ヨーロッパ
132	Hon. Mr. Mehmet Muş	Turkey	MP	Europe
	メフムト・ムシュ	トルコ	国会議員	ヨーロッパ
133	Hon. Mr. Dovranberdi Annaberdiyev	Turkmenistan	MP	Asia-Pacific
	ドヴラバディ・アナバーディイェフ	トルクメニスタン	国会議員	アジア・太平洋
134	H.E. Ms. Akja Nurberdiyeva	Turkmenistan	MP/Speaker of the Parliament	Asia-Pacific
	アクジャ・ヌルベルディエヴァ	トルクメニスタン	国会議長	アジア・太平洋
135	HE. Dr. Chris Baryomunsi	Uganda	MP/President of FPA/Chair of UPFFSP&D/Minister of State for Health	Africa
	クリス・バリョムンシ	ウガンダ	国会議員／FPA 議長／UPFFSP&D 議長／保健担当国務大臣	アフリカ
136	Hon. Mr. Mathias Kasamba	Uganda	MP	Africa
	マティアス・カサンバ	ウガンダ	国会議員	アフリカ
137	Hon. Mr. Miguel Pizarro Rodriguez	Venezuela	MP	Latin America
	ミゲル・ピッザーロ・ロドリゲス	ベネズエラ	国会議員	ラテンアメリカ
138	Hon. Assoc. Prof. Le Bo Linh	Vietnam	MP	Asia-Pacific

	リ・ボ・リン	ベトナム	国会議員	アジア・太平洋
139	Hon. Dr. Nguyen Van Tien	Vietnam	MP, Executive Committee of AFPPD	Asia-Pacific
	グゥエン・ヴァン・ティエン	ベトナム	国会議員／AFPPD 役員	アジア・太平洋

リソースパーソン（Resource Persons）

	名前: Name	所属: Affiliation	役職: Position
1	Ms. Hilka Ngwedha Amadhila (Namibia)	Youth Action Movement (YAM) in Namibia	Chair
	ヒルカ・グウェダ・アマディラ	ナミビア・ユース・アクション・ムーブメント	代表
2	Ms. Sarbani Chakraborty (Germany)	Merck Group	Senior Director of Global Public Policy, Merck Group Co-chair of the Asia-Pacific Economic Cooperation Healthy Women Healthy Economy Initiative
	サルバニ・チャクラボティ	メルク・グループ	メルク・グループ国際公共政策シニア・ディレクター アジア太平洋経済協力　健康な女性、健康な経済イニシアティブ副議長
3	Mr. Leonardo Garnier (Costa Rica)	University of Costa Rica	Associate Professor, Former Minister of Public Education of Costa Rica
	レオナルド・ハルニエ	コスタリカ大学	准教授／前コスタリカ公共教育大臣
4	Ms. Reiko Hayashi (Japan)	National Institute of Population and Social Security Research	Director, Department of International Research and Cooperation
	林　玲子	国立社会保障人口問題研究所	国際関係部　部長
5	Dr. Kunihiko Chris Hirabayashi (Japan)	UNICEF Tokyo Office	Director
	平林　国彦	UNICEF　東京事務所	代表
6	Dr. Toru Honda (Japan)	Services for the Health in Asian & African Regions (SHARE)	Chairperson
	本田　徹	NGO シェア＝国際保健協力市民の会	代表
7	Ms. Yumiko Horie (Japan)	Save the Children Japan	Advocacy Manager
	堀江　由美子	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	アドボカシー・マネージャー
8	Ms. Yoshimi Horiuchi (Thailand)	The Always Reading Caravan	Founder/Director
	堀内　佳美	アークどこでも本読み隊	設立者・代表
9	Ms. Tomoko Hoshino (Japan)	Environmental Partnership Council (EPC)	Vice President
	星野　智子	一般社団法人　環境パートナーシップ会議	副代表理事
10	Ms. Eri Ishikawa (Japan)	Japan Association for Refugees (JAR)	Chair of the Board
	石川　えり	難民支援協会	代表理事
11	Ms. Frances Hughes (Switzerland)	International Council of Nurses (ICN)	Chief Executive Officer
	フランシス・ヒューズ	国際看護士協会	CEO
12	H.E. Dr. Mustapha Sidiki Kaloko (Ethiopia)	African Union	Commissioner for Social Affairs
	ムスタファ・シディキ・カロコ	アフリカ連合	社会問題担当委員
13	Ms. Minah Kang (Repablic of Korea)	Ewha Womans University	Professor, Department of Public Administration College of Social Sciences Dean, Career Development Center
	ミナ・カン	梨花女子大学	社会科学学部　学部長／キャリア開発センター
14	Ms. Ayano Kubota (Japan)	Japan Youth Platform for Sustainability Nagoya University	Student
	久保田　彩乃	Japan Youth Platform for Sustainability 名古屋大学	学生
15	Mr. Hiroki Nakatani (Japan)	Keio University	Professor of Global Initiatives
	中谷　比呂樹	慶應義塾大学	スーパーグローバル事業　特任教授
16	Mr. Toby Porter (UK)	HelpAge International	Chief Executive Officer

	トビー・ポーター	ヘルプエイジ・インターナショナル	CEO
17	Ms. Hasret Saygi (Turkey)	Pre-Refugee Activist	DurDe
	ハスレット・サイグ	難民支援活動家	DurDe
18	Mr. Shigeru Suganami (Japan)	Association of Medical Doctors of ASIA (AMDA)	Chair
	菅波　茂	AMDA Group	グループ代表
19	Dr. Takao Suzuki (Japan)	J. F. Oberlin University	Professor
	鈴木　隆雄	国立長寿医療研究センター	理事長（総長）特任補佐
		桜美林大学	加齢・発達研究所長　大学院教授
20	Mr. Yasusuke Tsukagoshi (Japan)	World Bank Tokyo office	Special Representative, Japan
	塚越　保祐	世界銀行東京事務所	駐日特別代表

日本国政府／Government of Japan

	名前: Name	所属: Affiliation	役職: Position
1	Mr. Yasuhide Yamada	Cabinet Secretariat	Cabinet Counsellor, Office for Pndemic Influenza and ebola virus Disease Preparedness and Response, Coordination Office of Measures on Emerging Infectious Diseases
	山田　安秀	内閣官房	新型インインフルエンザエンザ等対策室・エボラ出血熱対策室・国際感染症対策調整室内閣参事官（総括担当）
2	Dr. Eiji Hinoshita	MOFA	Director, Global Health Policy Division, International Cooperation Bureau
	日下　英司	外務省	国際保健政策室長
3	Mr. Toshifumi Ishida	MOFA	Chief for Global Health Policy Section, Global Health Policy Division, International Cooperation Bureau
	石田　敏史	外務省	国際保健政策室外務事務官
4	Mr. Makoto Shimoaraiso	MOFA	Principal Deputy Director, Domestic Public Relations Division, Minister's Secretariat
	下荒磯　誠	外務省	国内広報室主席事務官
5	Mr. Keizo Takewaka	MOFA	Ambassador for Civil Society, Deputy Director General for International Cooperation and Global Issues
	竹若　敬三	外務省	NGO 担当大使／国際協力局地球規模課題審議官
6	Mr. Hiroyuki Yamaya	MHLW	Director, Office of International Cooperation
	山谷　裕幸	厚生労働省	国際協力室長

国連人口基金／United Nations Population Fund（UNFPA）

	名前: Name	所属: Affiliation	役職: Position
1	Dr. Babatunde Osotimehin	UNFPA	Executive Director
	ババトゥンデ・オショティメイン	国連人口基金（UNFPA）	事務局長
2	Mr. Arthur Erken	UNFPA	Director, DCS
	アーサー・アーケン	国連人口基金（UNFPA）	DCS 局長
3	Ms. Yoriko Yasukawa	UNFPA	Regional Director, APRO
	安川　順子	国連人口基金（UNFPA）	アジア太平洋地域事務所長
4	Ms. Junko Sazaki	UNFPA	Director, Tokyo Office
	佐崎　淳子	国連人口基金（UNFPA）	東京事務所長
5	Mr. Mabingue Ngom	UNFPA	Regional Director for Western and Central Africa Region (WCARO)
	マビング・ンゴム	国連人口基金（UNFPA）	UNFPA-WCARO 所長
6	Dr. Akinyele Dairo	UNFPA	East and Southern Africa
	アキネリ・ダイロ	国連人口基金（UNFPA）	東南アフリカ
7	Ms. Ragaa Said	UNFPA	Parliamentary Affairs Specialist
	サイド・ラガア	国連人口基金（UNFPA）	国会関係専門官

8	Ms. Kae Ishikawa	UNFPA	Reseource Mobilizations Specialist, DCS, HQ, NY
	石川カエ	国連人口基金（UNFPA）	資金調達専門官

協力・参加機関／Cooperating/Participating Organizations

	名前: Name	所属: Affiliation	役職: Position
1	Mr. Tewodros Melesse	IPPF	Director-General
	テウォドロス・メレッセ	国際家族計画連盟（IPPF）	事務局長
2	Ms. Anjali Sen	IPPF	Regional Director, South Asia Region
	アンジャリ・セン	国際家族計画連盟（IPPF）	国際家族計画協会南アジア地区事務局長
3	Mr. Sam Ntelamo	IPPF	Resident Representative to the African Union & ECA IPPF Liaison Office
	サム・テラモ	国際家族計画連盟（IPPF）	アフリカ連合（AU）／国連アフリカ経済員会（ECA）／リエゾンオフィス IPPF 駐在代表
4	Ms. Yuri Taniguchi	IPPF	Resource Mobilization Officer
	谷口　百合	国際家族計画連盟（IPPF）	資金調達オフィサー
5	Ms. Mahdere Asrat Wendemagegnehu	IPPF	
	マハデラ・アスラット・ヴェンデマゲグネフ	国際家族計画連盟（IPPF）	
6	Ms. Sarah Kirk	TB Caucus	Head of secretariat, Asia Pacific TB Caucus
	サラ・キルク	世界結核議連	世界結核議連アジア太平洋局長
7	Mr. Murray Proctor	TB Caucus	Former Australian AIDS Ambassador, Advisor to the Global TB Causus
	マレイ・プロクター	世界結核議連	前オーストラリア・エイズ大使アドバイザー
8	Dr. Bruce Aylward	WHO	Executive Director a.i., Outbreaks and Health Emergencies, Director-Generalperation and Global Issuesauerinister of the Tok
	ブルース・エイルワード	世界保健機関（WHO）	事務局長補
9	Mr. Tetsuo Kondo	UNDP Representation Office in Tokyo	Director
	近藤　哲生	国連開発計画（UNDP）駐日代表事務所	駐日代表
10	Mr. Masaki Inaba	Africa Japan Forum (AJF)	Program Director for Global Health, Africa Japan Forum Executive Director, Ugoku/Ugokasu (Global Call to Action against Poverty Japan)
	稲場　雅紀	（特活）アフリカ日本協議会 国際保健部門ディレクター	（特活）アフリカ日本協議会 国際保健部門ディレクター／「動く→動かす」（GCAP Japan）事務局長
11	Ms. Sumie Ishii	Japanese Organization for International Cooperation in Family Planning (JOICFP)	Chair
	石井　澄江	公益財団法人　ジョイセフ	理事長
12	Ms. Tomoko Fukuda	JOICFP	Chief, Advocacy Group
	福田　友子	公益財団法人　ジョイセフ	アドボカシーグループ　チーフ
13	Ms. Asami Kamiya	JOICFP	Program Officer, Advocacy Group
	神谷　麻美	公益財団法人　ジョイセフ	アドボカシーグループ　プログラム・オフィサー
14	Ms. Kanako Miyachi	JOICFP	Program Officer, Advocay Group
	宮地　佳那子	公益財団法人　ジョイセフ	アドボカシーグループ　プログラム・オフィサー

国会・議連・国内委員会スタッフ／Parliamentary and National Committee Secretariat Staff

	名前: Name	国/所属: Country/Affiliation	役職: Position
1	Mr. Nezamudin Adel	Afghanistan	Director General for International Relations Department, Wolesi Jirga (House of People) National Assembly of Afghanistan
	ネザムディン・アデル	アフガニスタン	国際関係局事務局長
2	Mr. Md. Asif Ahasan	Bangladesh	Private Secretry of Hon'ble Whip
	アスィフ・アハサン	バングラデシュ	私設秘書

3	Mr. M.A Kamal Billah	Bangladesh	Deputy Secretary of Bangladesh Parliament and Project Director of Strengthening Parliament's Capacity in Integrating Population Issues into Development (SPCPD) Project
	M.A カマール・ビラー	バングラデシュ	バングラデシュ国会副事務局長
4	Ms. Mith Chanlinda	Cambodia	Assistant of H.E. Mrs. Lork Kheng
	ミス・チャンリンダ	カンボジア	アシスタント
5	Mr. Ouk Damry	Cambodia	Advisor to the National Assembly and Secretary General of CAPPD
	オク・ダムリー	カンボジア	CAPPD 事務総長
6	Mr. Eng Vannak	Cambodia	National Officer
	エング・ヴァナック	カンボジア	ナショナル・オフィサー
7	Ms. Sarah Kennell	Canada	Secretariat of CAPPD
	サラ・ケンネル	カナダ	CAPPD 事務局
8	Mr. Wen Huibing	China	Deputy Director of the Population, Public Health and Sports Office, ESCPHC, NPC
	ウェン・フービン	中国	
9	Ms. Guo Junlin	China	Deputy Director of the International Exchange Office of the Foreign Affairs Committee NPC, English Interpreter
	グオ・ジュンリン	中国	
10	Ms. Ou Lin	China	Deputy Director General of the Science Office, ESCPHC, NPC
	オー・リン	中国	
11	Mr. Ding Wei	China	Director General of the Population, Public Health and Sports Office, ESCPHC，NPC
	ディン・ウェイ	中国	
12	Mr. Jemal Shiferaw Hussien	Ethiopia	Assistance Protocol
	ジェマル・シフェラウ・フセイン	エチオピア	アシスタント・プロトコル
13	Mrs. Solan Challi Jirra	Ethiopia	Senior Researcher
	ソラン・チャリ・ジラ	エチオピア	シニア・リサーチャー
14	Mrs. Lois Vakarau	Fiji	Manager Executive Support of Fiji Parliament
	ルイ・ワカラウ	フィジー	国家運営マネージャー
15	Mr. Manmohan Sharma	India	Executive Secretary, IAPPD
	モンモハン・シャルマ	インド	IAPPD 事務局長
16	Ms. Fitria Firdarini	Indonesia	Member of Commission IX
	フィトリア・フィルダリニ	インドネシア	第九委員会委員
17	Mr. Babak Ahmadi	Iran	Secretary of the committee
	バブク・アフマディ	イラン	安全保障オフィサー
18	Ms. Maria Grazia Panunzi	Italy	
	マリア・グラッツィア・パルンジ	イタリア	
19	Mme. Aitkul Samakova	Kazakhstan	Former Vice Chair of AFPPD
	アイトクル・サマコヴァ	カザフスタン	AFPPD 前副議長
20	Ms. KWON Ayoung	Korea, Republic of	Administrative Chief of Committee for Health and Social Welfare of National Assembly
	クウォン・アヨン	韓国	健康と社会保障委員会事務局長
21	Professor Jong-koo Lee	Korea, Republic of	Seoul National University College of Medicine, Director of JW LEE Center for Global Medicine
	ヨン・コ・リー	韓国	ソウル大学医学部　教授／JW LEE グローバル・メディスンセンター長
22	Mr. Jeongwoo Son	Korea, Republic of	
	ジェヨングウォ・ソン	韓国	
23	Mr. Bounlert Louanedouangchanh	Lao PDR	Director of LAPPD and Vice Deputy Director of Social Affairs Department

	ボンラート・ロアンドアンチャー	ラオス	LAPPD 事務局長／社会保障部副部長
24	Mr. Ali Waheed	Maldives	Security Officer
	アリ・ワヒード	モルディブ	安全保障オフィサー
25	Mrs. El-zanne Feris	Namibia	Secretary
	エルザンネ・フェリス	ナミビア	秘書
26	Mrs. Berenice Van Wyk	Namibia	Director
	ベレニス・ファン・ウィク	ナミビア	秘書
27	Ms. Viktoria Chamberman	New Zealand	
	ヴィクトリア・チャンバーマン	ニュージーランド	
28	Mr. Syed Rahim Shah	Pakistan	Assistant Director to Deputy Speaker, National Assembly of Pakistan
	サイード・ラヒム・シャー	パキスタン	国会副議長アシスタント部長
29	Ms Catherine Maria Fokes	Papua New Guinea	Director, Safe Motherhood Alliance PNG
	キャサリン・マリア・フォケス	パプアニューギニア	PNG セーフ・マザーフッド・アライアンス事務局長
30	Ms. Dulce Adora Morales	Philippines	Technical Staff
	ドォルセ・アドラ・モラレス	フィリピン	テクニカルスタッフ
31	Ms. Reina Yap Villaflores	Philippines	Technical Staff
	レイナ・ヤップ・ヴィラフローレス	フィリピン	テクニカルスタッフ
32	Ms. Zulfiya Barotova	Tajikistan	Special adviser to the Vice-Speaker
	ズルフィヤ・バロトヴァ	タジキスタン	副議長特別アドバイザー
33	Mr. Ratnofianos Sani Antonio Usfinit	Timor Leste	Parliament staff Center for Capacity Building and Information on Gender Equality (CEGEN)
	ラトノフィアノス・サニ・アントニオ・ウスフィニト	東ティモール	国会スタッフ
34	Ms. Filomena Ruggiero	Spain	
	フィロメナ・ルッジエーロ	スペイン	
35	Mrs. Gloria Guttenbeil	Tonga	Clerk of the Parliament、Secretariats for the organizers
	グロリア・グーテンベイル	トンガ	国会事務官
36	Mr. Temwa Nyirenda	Zambia	International Relations & Officer & ZAPPD Desk, Officer National Assembly
	テムワ・ニレンダ	ザンビア	国会職員
37	Ms. Marina Davidashvili	EPF	Programme Officer
	マリナ・グビダシリィ	EPF	プログラム・オフィサー
38	Mr. Ruairi Talbot	EPF	Communications Officer
	ルアイリ・タルボット	EPF	コミュニケーション・オフィサー
39	Ms. Carla Rivera	IAPG	Executive Director of IAPG
	カーラ・リヴェラ	IAPG	IAPG 事務局長

大使館／Embassy

	名前: Name	**国/所属: Country/Affiliation**	**役職: Position**
1	H.E. Dr. Sayed Mohammad Amin Fatimie	Embassy of Afghanistan in Tokyo	Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary
	サイード・ムハンマド・アミーン・ファティミ	駐日アフガニスタン大使館	特命全権大使
2	Mr. Mohammad Yasir Karimi	Embassy of Afghanistan in Tokyo	Second Secretary
	モハメド・ヤーセル・カリミ	駐日アフガニスタン大使館	二等書記官
3	H.E. Mr. Sergei K. Rakhmanov	Embassy of Republic of Belarus	Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary
	セルゲイ・ラフマノフ	駐日ベラルーシ共和国大使館	特命全権大使
4	Mr. Mmolotsi Michael Tsae	Embassy of Botswana	First Secretary
	モロツィ・マイケル・ツァエ	ボツワナ共和国大使館	一等書記官

5	H.E. Mr. Ahmed Araïta Ali	Republic of Dibouti	Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary
	アホメド・アライタ・アリ	ジブチ共和国大使館	特命全権大使
6	Mr. Ismael Youssouf Hersi	Republic of Dibouti	Maritime Counsellor
	イスマエル・ユスフ・ヘルシ	ジブチ共和国大使館	海事参事官
7	Ojige Osso Orcho	Embassy of the F.D.R. of Ethiopia	Counsellor I
	オジゲ・オッソ・オルチャ	エチオピア駐日大使館	一等参事官
8	Mehari Berhane Tesfu	Embassy of the F.D.R. of Ethiopia	First Secretary
	メハリ・ベルハネ・テスフ	エチオピア駐日大使館	一等書記官
9	H.E. Mr. Cham Ugala Uriat	Embassy of the F.D.R. of Ethiopia	Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary
	チャム・ウガラ・ウリヤトゥ	エチオピア駐日大使館	特命全権大使
10	Ms. Kelera R. Savu	Embassy of the Republic of Fiji	Second Secretary
	クレラ・ラカボサ・サブ	フィジー共和国大使館	二等書記官
11			
	フィリップメントネ	在日フランス大使館	
12			
	山田　由里子	在日フランス大使館	
13	H.E. Mr. Sylvester Jude Kpakpo PARKER-ALLOTEY	Embassy of the Republic of Ghana	Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary
	S. J. K.　パーカー・アロテ	ガーナ大使館	特命全権大使
14	Koukaz FAEZ	Embassy of the Islamic Republic of Iran	Attache
	カウカズ・ファエズ	駐日イラン・イスラム共和国大使館	アタッシェ
15	Mr. Almas Dissyukov	Embassy of the Republic of Kazakhstan	Minister-Counsellor (Deputy Head of Mission)
	ディシュコフ・アルマス	カザフスタン共和国大使館	公使参事官
16	Mr. Anvar Mirzatillayev	Embassy of the Republic of Kazakhstan	Counsellor
	ミルザティラエフ・アンヴァル	カザフスタン共和国大使館	参事官
17	Mr. Woong Oh	Embassy of the Republic of Korea	
	オ・ウン	駐日本国大韓民国大使館	立法官
18	Mr. Keon Jin Seo	Embassy of the Republic of Korea	
	ソ・ゴンジン	駐日本国大韓民国大使館	立法研究員
19	Ms. Lira Sabyrova	Embassy of the Kyrgiz Republic	Counsellor
	サビロワ・リラ	キルギス共和国大使館	参事官
20	Mr. Adam Hamid	Embassy of the Republic of Maldives	First Secretary
	アダム・ハミッド	駐日モルディブ共和国大使館	一等書記官
21	H.E. Mr. Ahmed Khaleel	Embassy of the Republic of Maldives	Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary
	アハメド・カリール	駐日モルディブ共和国大使館	特命全権大使
22	H.E. Mr. Samir ARROUR	Embassy of the Kingdom of Morocco	Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary
	サミール・アルール	モロッコ王国大使館	特命全権大使
23	Imane BADDA	Embassy of the Kingdom of Morocco	Counsellor
	イマネ・バドダ	モロッコ王国大使館	参事官
24	Dmitrichenko Andrey	Embassy of the Russian Federation	Counsellor
	ドミトリチェンコ・アンドレイ	在日ロシア大使館	参事官
25	Birichevskaya Olga	Embassy of the Russian Federation	First Secretary
	ビリチェフスカヤ・オルガ	在日ロシア大使館	一等書記官
26	Mr. Golibjon Gulov	Republic of Tajikistan	Third Secretary
	ゴリブジョン・グロフ	タジキスタン共和国大使館	三等書記官
27	H.E. Mr. Gurbanmamet Elyasov	Embassy of Turkmenistan	Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary
	グルバンマンメト・エリャソフ	駐日トルクメニスタン大使館	特命全権大使

28	Orazov Yslam	Embassy of Turkmenistan	Communication Officer
	オラゾフ・イスラム	駐日トルクメニスタン大使館	広報担当官
29	H.E. Ms. Tania Laumanulupe Tupou	Embassy of Kingdom of Tonga	Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary
	タニア・ラウマヌルペ・タラフォリカ・トゥポウ	トンガ王国大使館	特命全権大使

運営事務局／Secretariat for the Organizers

	名前: Name	所属: Affiliation	役職: Position
1	Ms. Mika Marumoto	AFPPD	Executive Director
	丸本　美加	人口と開発に関するアジア議員フォーラム	事務局長
2	Mr. Anake Lekkoon	AFPPD	Accounts Manager
	アネカ・レッコオン	人口と開発に関するアジア議員フォーラム	アカウント・マネージャー
3	Ms. Pornprapas Sappapan	AFPPD	Administrative Manager
	ポルンプラパス・サッパパン	人口と開発に関するアジア議員フォーラム	アドミン・マネージャー
4	Mr. Marc Eliemel Tagub	AFPPD	Programme Specialist - Communications
	マーク・エリエメル・タグ	人口と開発に関するアジア議員フォーラム	プログラム・スペシャリスト-広報
5	Ms. Aiperi Alymbekova	AFPPD	Communication Officer - Central Asia
	アイペリ・アリエンベコヴァ	人口と開発に関するアジア議員フォーラム	中央アジア広報官
6	Ms. Kanokwan Phongsomboon	AFPPD	Administrative Assistant
	カノクワン・ポンソンボーン	人口と開発に関するアジア議員フォーラム	アドミン・アシスタント
7	Ms. Seema Gaikwad	AFPPD	Consultant (Rapporteur)
	シーマ・ガイクワッド	人口と開発に関するアジア議員フォーラム	コンサルタント（ラポチュール）
8	Ms. Hadley Rose	AFPPD	Consultant (Rapporteur)
	ヘイドリィ・ローズ	人口と開発に関するアジア議員フォーラム	コンサルタント（ラポチュール）
9	Mr. Masaaki Uechi	AFPPD	Intern (Logistics)
	マサキ・ウエチ	人口と開発に関するアジア議員フォーラム	インターン（ロジスティック）
10	Ms. Kiyoko Ikegami	APDA	Consultant
	池上　清子	公益財団法人 アジア人口・開発協会	コンサルタント
11	Mr. Osamu Kusumoto	APDA	Executive Director/Secretary-General
	楠本　修	公益財団法人 アジア人口・開発協会	常務理事／事務局長
12	Ms. Hitomi Tsunekawa	APDA	Manager of International Affairs
	恒川　ひとみ	公益財団法人 アジア人口・開発協会	国際業務課長
13	Mr. Farrukh Usmonov	APDA	Chief of International Affairs/Researcher
	ファルフ・ウスモノフ	公益財団法人 アジア人口・開発協会	国際業務主任／研究員
14	Ms. Ryoko Nishida	APDA	Research Fellow
	西田　良子	公益財団法人 アジア人口・開発協会	リサーチフェロー
15	Ms. Yoko Oshima	APDA	Programme Associate
	大嶋　洋子	公益財団法人 アジア人口・開発協会	プログラム・アソシエイト
16	Mr. Joji Sugawara	APDA	Programme Associate
	菅原　丈二	公益財団法人 アジア人口・開発協会	プログラム・アソシエイト
17	Ms. Hikari Taniguchi	APDA	Programme Associate/Researcher
	谷口　光	公益財団法人 アジア人口・開発協会	プログラム・アソシエイト／研究員
18	Ms. Reiko Umehara	APDA	Programme Associate
	梅原　玲子	公益財団法人 アジア人口・開発協会	プログラム・アソシエイト

Annex 6. 公式レセプション・表敬訪問

公式レセプション

一日目の会議終了後、大島理森 衆議院議長の招待で、衆議院議長公邸で公式レセプションが行われました。島尻あい子 沖縄・北方担当大臣・科学技術政策担当大臣・宇宙政策担当大臣・JPFP 事務総長、小田原潔 衆議院議員が司会を務め、わきあいあいとした雰囲気のなか各国議員との活発な交流が図られました。同席上で、大島理森衆議院議長より、議会としてもこの議員会議の成果をG7伊勢志摩サミットに提言することを後押ししたい旨が述べられました。参加者から議長の厚意に対し深い感謝が示されるとともに、各国でも同じ働きかけをしていきたいとの発言がなされました。

また会議開催中、各国国会議長（トルクメニスタン、カザフスタン、モルディブ、ブータン、エチオピア、トンガ）は大島理森　衆議院議長および山崎正昭　参議院議長への表敬訪問も行いました。

表敬訪問

衆議院議長表敬

参議院議長表敬

Annex 7. 国立社会保障人口問題研究所（IPSS）訪問

「歓迎のことば」 金子隆一 IPSS 副所長

金子副所長は参加者の国立社会保障・人口問題研究所（IPSS）訪問を歓迎し、AFPPD の協力に感謝を述べた。日本はいま新しい人口学的な局面に突入している。2008 年以来その人口が 100 万人規模で減少し、2050 年までには 3000 万人もの人口減が予測されている。高齢者は全体人口の 27%を占め、2060 年にはその比率は 40%まで上昇する。社会の高齢化は日本が近未来に新しい社会問題に出くわすことを意味しており、人口構造の変化に伴う社会改革が必要になってくるだろう。これから多くの国々が日本と同じ事態に直面することが予測される中、日本が自らの経験を通して他国の役に立つ知見を示せる事を願っていると述べた。

「IPSS と日本の人口について」 林玲子 IPSS 国際関係部長

林部長は IPSS の歴史を説明し、IPSS は当初「人口問題研究所（Institute of Population Problems）」として始まり、戦争下でも人々が健康に活動できるようにという目的を果たすために日本国民の生活の質向上に取り組んだ。戦後も長期にわたりその名称が継続して使われた。また 1965 年に社会開発研究所（Social Development Research Institute）が設立され、人口開発と家族計画に加え出生率減少に向けた政策研究を始めた。現在は、日本の人口問題に対するニーズが出生率と家族計画から社会保障と高齢化に変化したのに応じて改組され、過去の 2 機関が現在の研究所に組み込まれる形となり 1996 年に国立社会政策・人口問題研究所（National Institute of Population and Social Security Research）となった。現在は厚生労働省に付属している独立機関となっている。

IPSS は毎年 5 つの調査を行っている。結婚と出生、世帯の変化、家族の機能、人口移動、人々の扶養に関するものである。全国と地方で人口統計予測をし、日本における社会保障費用を算出している。1920 年より国勢調査を行ってきており、その当時は典型的な人口ピラミッドの形をしていたが、2010 年には釣鐘型になり、2060 年には逆転したピラミッドのようになる、まさしく日本社会の急速な高齢化を示している。

1920 年の日本人口は 5600 万人で、2010 年には 1 億 2800 万人になった。これをピークとして 2015 年には国勢調査史上初の減少に転じ、1 億 2700 万人になった。2060 年までに人口は 8700 万人にまで減少すると予測している。高齢者に関して言えば、IPSS では 65～75 歳の高齢者を前期高齢者、75 歳以上の高齢者を後期高齢者と定義している。人口高齢化が進んだ結果、死亡の最頻値が女性は 92 歳、男性は 86 歳が寿命となり、90 歳代で亡くなるのは普通になってきている。

1960 年代と 1970 年代の日本は人口ボーナスを享受した。1950 年代に中絶が合法化され、妊婦死亡率が激減した。同時に、官民あげての家族計画キャンペーンが起こり、平均寿命が飛躍的に伸びた。これが日本の現在の高齢化の基盤となった。

IPSS の財源について質問がなされ、それに対して林部長は政府からの予算であると説明した。この回答に関連し、参加者から IPSS の独立性と IPSS による研究が政府の政策に利用されることとの関係について発言があった。これに対し林部長より、日本では行政の力が非常に強く、政策に資する IPSS における研究が政策施行に深く結びついていることが説明された。

「日本の社会保障」 小野太一・政策研究調整官

小野政策研究調整官は日本が社会保障支出の GDP 比が他の国に比べて高いことに言及した。それに関連し、日本には、雇用ベースの労働保険、国民健康保険など地域保険、2008 年に開始された高齢者向けの特別な制度である後期高齢者医療制度という合計 3 種類の UHC があることを説明した。地域保険の財源は税金と加入者の保険料支払の折半。労働保険は、雇用主によって運営されています。国民皆保険の制度により、基本的に国民全員が健康保険を利用できるようになっており、その加入する制度に基づき自己負担金額を支払う制度となっている。どの制度を使っても、医療費に関しては所得に応じて一月あたりの上限額が決められており、極端に多額の負担を個人が負わなくてもよいようになっている。基本的に日本の公的年金システムは、個人負担と公的負担分で成り立っている国民年金などと企業などの雇用者負担を含めた厚生年金などのシステムに分かれており、

加入していた制度によって、国民年金部分の基本的年金だけを受給する人と、企業負担分を含めた年金を合わせたて受給する人々がいる。現在、日本政府は日本の人口が高齢化することで、年金の税金からの負担分が膨大に膨れ上がるため、社会保障システムを持続可能なものとするために努力をしている。

この社会保障費用負担の減少を図る目的もあり、日本では現在、医療と長期ケア、予防医療と生活支援などの地域で行うケアシステムの統合にむけ動いている。費用対効果の観点や高齢者の社会参画を促すという観点から、高齢者自身もボランティアとしてこれらの活動に参加している。長期ケアと在宅ケアに関しては、そのサービスは特別養護老人ホームなどの施設や高齢者医療制度などの保険スキームに依存している。高齢者によっては公共医療サービスのみを受ける人や、在宅ケアに加え公共医療サービスを受ける人などがある。

参加者からの地域保険制度に対する質問への回答として、小野調整官はコミュニティベース健康保険スキームはその地域の人口構成を元に地域で施行されている。この財源は、国税を必要に応じて自治体に配分して賄っている。社会保障や年金はコミュニティベース健康保険と違った予算であり、長期ケア保健は国家予算、自己負担金、地域自治体予算から賄われていると説明した。

「低出生率と人口に立ち向かう政策」 守泉理恵・人口動向研究部　第 3 室長

守泉室長は、日本の人口において結婚やそれに対する価値観が変化してきており、結婚しないことや子どもを持たないことで劣等感を感じる必要がないようになるべきであると述べた。多くの人びと、特に女性は、日本の就業スタイルに不安があり、仕事と家族への義務のバランスがとれないことへの恐れがある。さらに保育サービスの拡充や男女のどちら側においても家庭生活を享受できるような就業に対する考え方が拡大することができれば、仕事と生活のバランスの取れた生活ができる状況を長期的に作り出すことができると考えている。2010 年には、子どものいる家庭に対する政府からの児童手当が拡大され、地域に人口を定着させ地域経済を潤すという試みが行われ、政府によってTFR1.8という出生率達成目標が打ち出された。法制度の改革も行われ、育児休暇は 1.5 年に延伸され、両親のどちらもが休暇がとれるようにし、労働保険から休職期間中の給与補償がされるようになりました。

高齢者に対するデイケア施設の需要が高まっている背景には、共働き家庭が高齢者のケアをそのような施設に依存している現状がある、と述べた。

「日本における国際移住　歴史的背景と現代の問題」 中川雅貴・国際関係部　研究員

中川研究員は国際移動について述べ、歴史的に日本からアメリカのハワイに海外移住するなどの人口移動があった。しかし、第二次世界大戦時代にアメリカが閉鎖的になった際に、ブラジルなどの南アメリカの国々に海外移住するようになった。

現在日本を取り巻く国際人口移動のほとんどは、日本国内でのニーズを満たすための低い技能の外国人労働者を一時的に受け入れる事例がほとんどとなっている。これらの労働者は一時的な研修・就労しかできないために、日本は先進国の中でも移民が最も少ない国となっている。しかし例外的に日系ブラジル人など日系の南アメリカ人が日本に来て永住権を得ている。この移民政策はサイド・ドアー（勝手口）政策と呼ばれ、技能を持たない労働者へのフロントドア（玄関）は公式には閉まったままであっても、民族的に日系人ということになれば技能を持っていなくともサイド・ドアー（勝手口）から入れることになっている。

締め括り：教訓、質問、コメント

人口構造の変化に対応するために、社会保障の面でも、政策と税負担が上昇することを考慮しなければならない。人口ボーナスの機会は過ぎ、現実に財政赤字に転じてしまっている。前進するためにも、次の世代の若者に価値を置かなくてはいけない。過去に日本は母親が家庭にこもり子どもを育てることの価値観が強調されてきた時代の政策を引き継いでも、現状とそぐわなくなっている。人口減少のため、農村部では学校などの設備が余ってきている。

Annex 8. 参加者からの評価

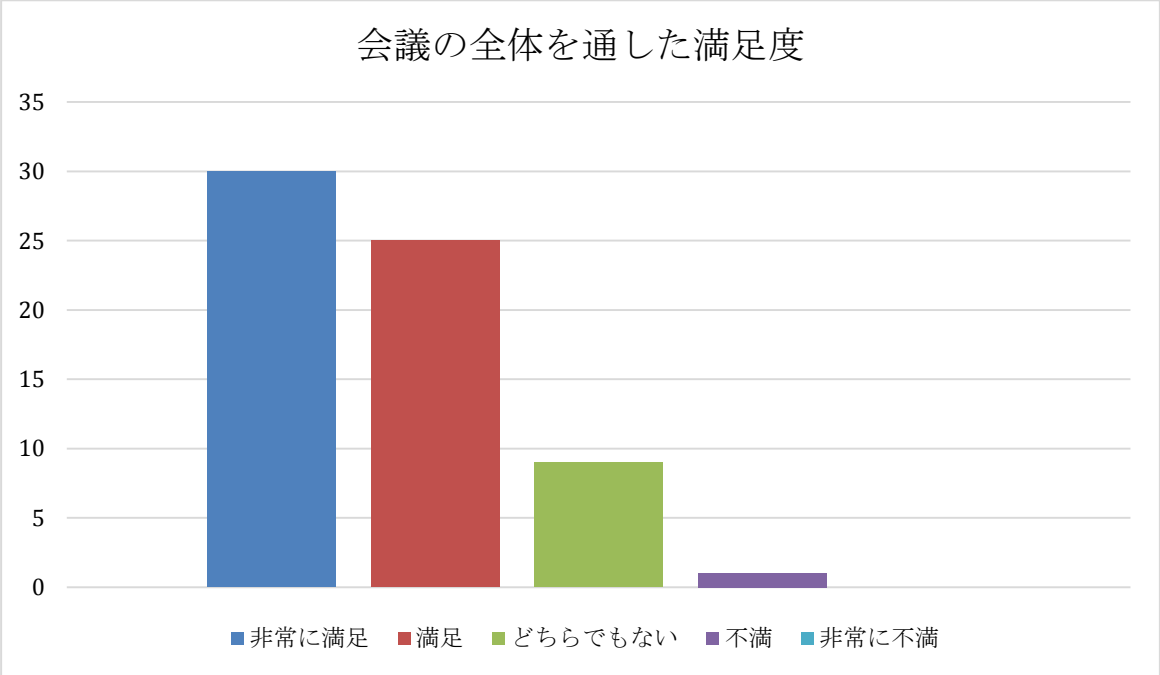

一般的な意見:

- セッション全体を通して、効果的で教育的であった。
- よく考えられた興味深いトピック、丁寧なサービス、好立地。
- 大変よい、よく練られた、手厚く、魅力的なリソースパーソンだった。
- 私はこの会議に大変満足している。
- 共通の理解を得られた、採択された宣言があることは素晴らしい。
- 一般的で抽象的だった。
- 特に日本政府の政策として、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに注目が行き過ぎであった。
- 質疑応答用紙に書き提出された質問で回答を得られていないものがある。
- 初日は長かった。

提案事項:

- この会議においては,議員同士の議論や意見交換が作業部会内で必要。
- 講演された方の発表に対して質疑応答のセッションが必要。

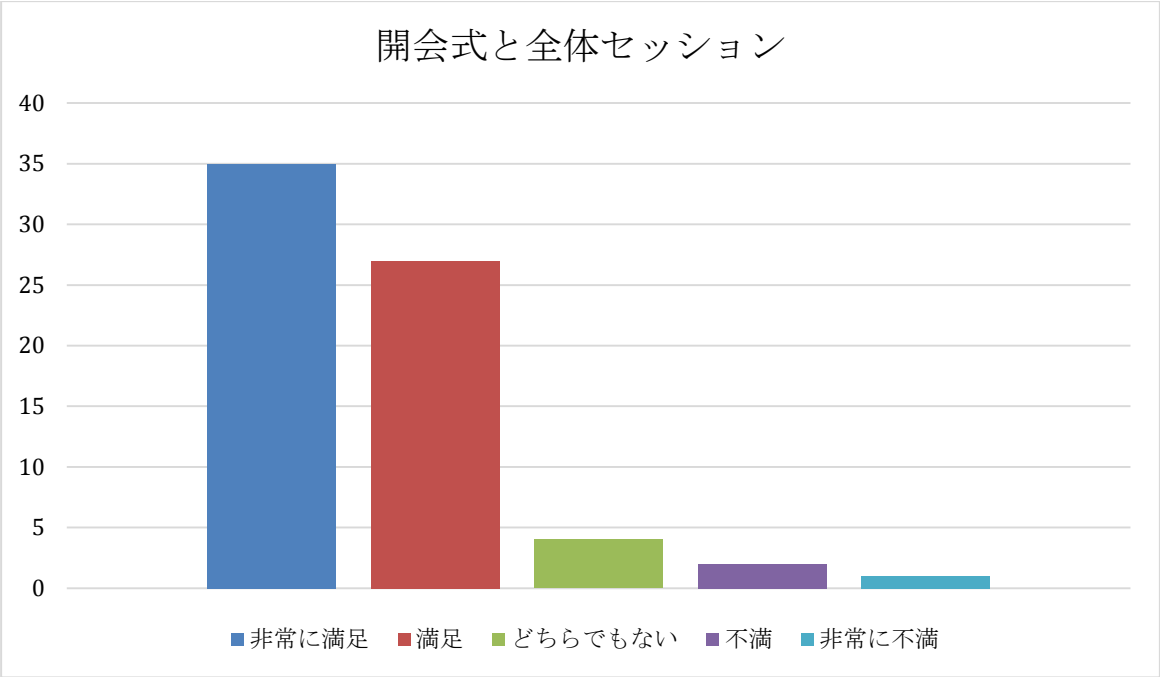

一般的な意見:

- 日本国総理大臣が出席されたことはよい。
- 情報に富んだ素晴らしいセッションであった。

提案事項:

- 一般参加者からの質疑応答の時間が設けられる必要があった。

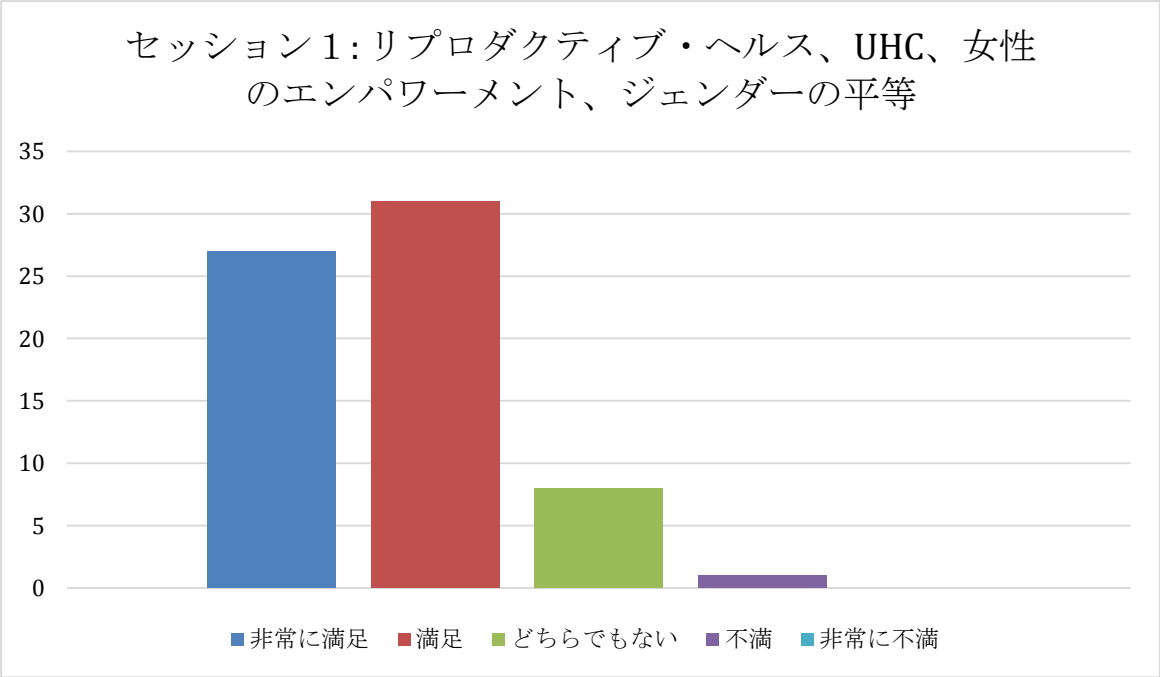

一般的な意見:

- 多様な背景から成るパネリストだった。そして、みな素晴らしい経験と意見を持っていた。

- パネリストが多すぎて、他の出席者の質問時間が短すぎた。
- 講演からは明確な女性の権利そして国内、地域、国際的レベルでのエンパワーメントに関する行動計画や状況分析がわからない。

論題に関する意見:

- 国会および地方議会における女性の積極的な政治参加が求められている。女性は経済そして政治の意思決定の場に参加する必要がある。
- 今回取り上げられた論点は、我が国が抱えている問題に大変似ていた。女性のエンパワーメント、特に彼女らの経済活動への参加は特に都市部に比べて識字率の低い地方部においては大変課題が大きい。

提案事項:

- この会議のセッション毎にその一部として作業部会を作る必要がある。
- 講演の中では具体的な立法に関する例が欲しかった。

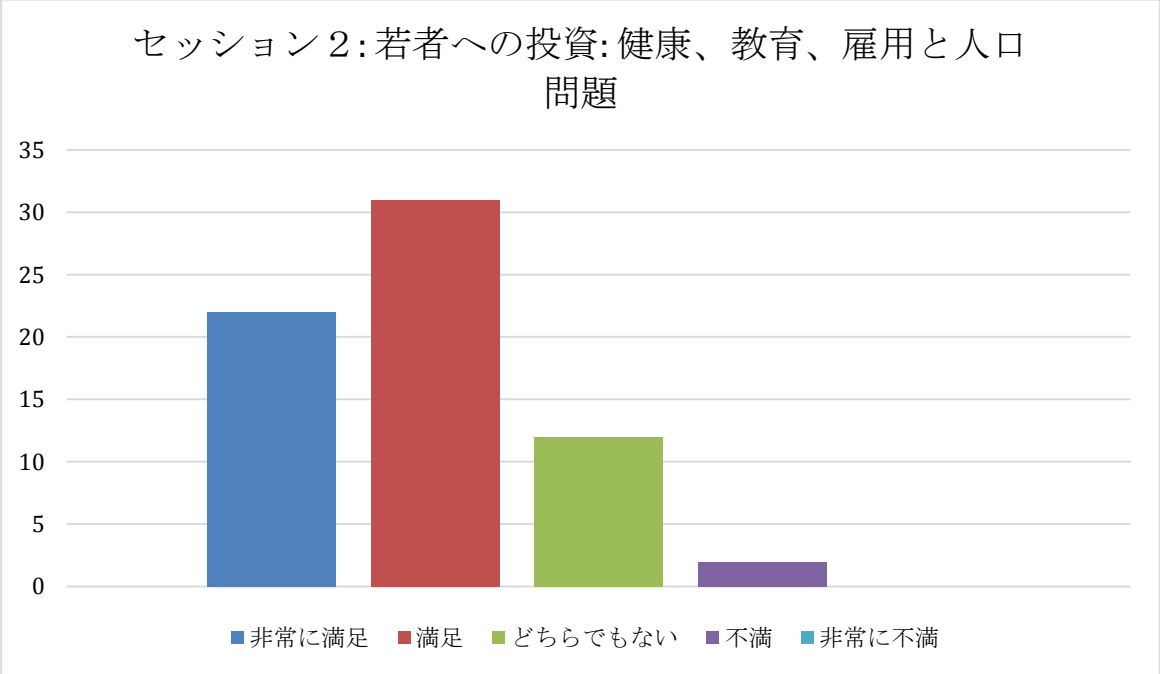

一般的な意見:

- すべてのパネリストは興味深い講演と新しい情報を提供した。
- 大きなトピックに対しての時間配分が不十分であった。
- 失業について議論はされたが、問題解決の糸口になる話はなかった。

論題に関する意見:

- 多くの議論がまだある。 政府にとって、特に国会議員は、若者のニーズを優先課題としないといけない。若者の参加とともに国家計画を策定していくことが若者の声を反映していくためのステップである。

提案事項:

- このセッションはもっと議論とグッドプラクティスと経験の共有が必要だった。
- この講演では若者強化の手段のために「いかに世界中の若者が働けるようにするか」について焦点を当てるべきだった。

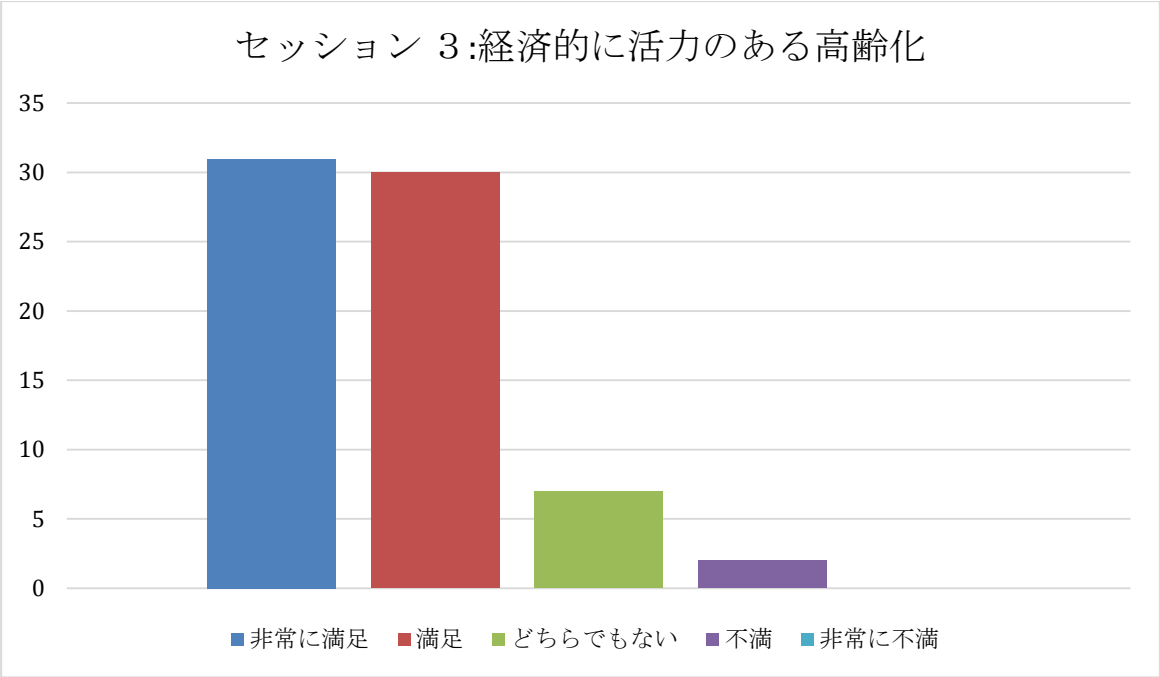

一般的な意見:

- 大変情報に富んだセッションであった。
- 良い講演で有意義であった。
- 高齢化問題に対して欠くことのできない効果的なデータであった.強調していただきありがとうございました。

論題に関する意見:

- 身体的に脆弱な高齢者は、家族そして社会の協力がより必要である。
- このアプローチでは政策に関してだけでなく、持続可能な解決策が必要である。

提案事項:

- このセッションでは経験を元にした最も効果的な対策について情報共有する時間が必要だった。

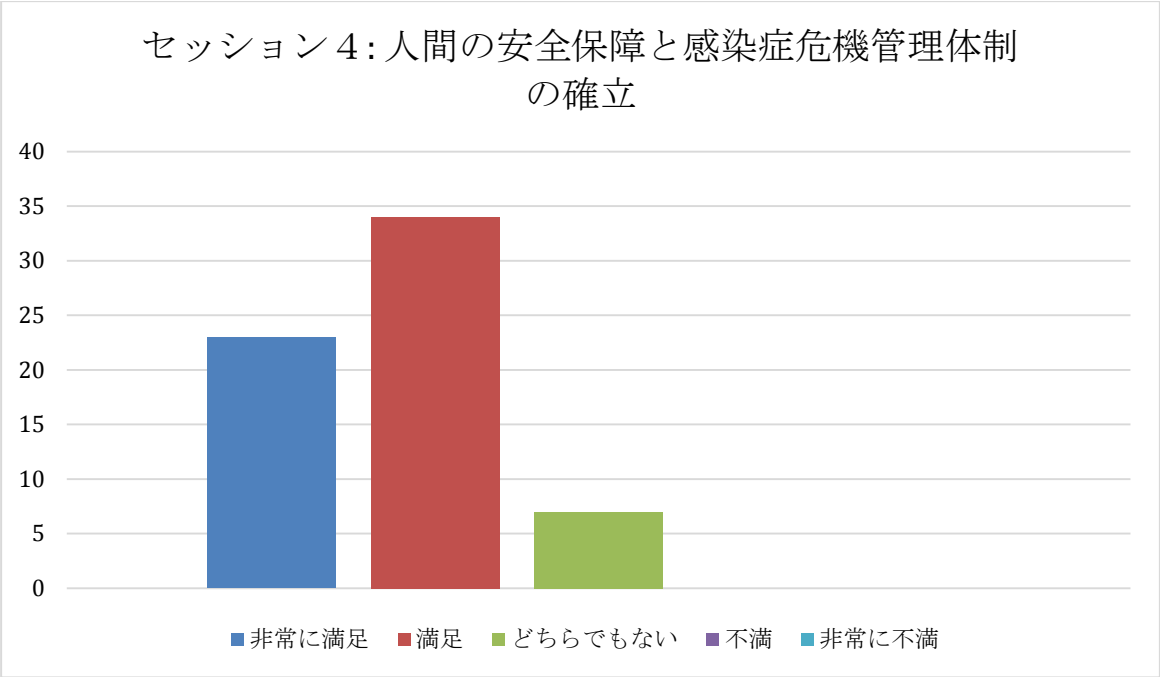

一般的な意見:

- 感染症の対策のためのリスク・マネジメント・システムは確かに重要ではあるが、我々は非感染性疾患である心疾患、糖尿病や癌のリスクファクターにも協議する必要がある。
- 最前線で治療に当たる医療従事者への保証パッケージが必要である。

論題に関する意見:

- 登壇者が多すぎた。参加者からの意見の時間がより必要である。
- WHO の感染症への指標が示されなかった。

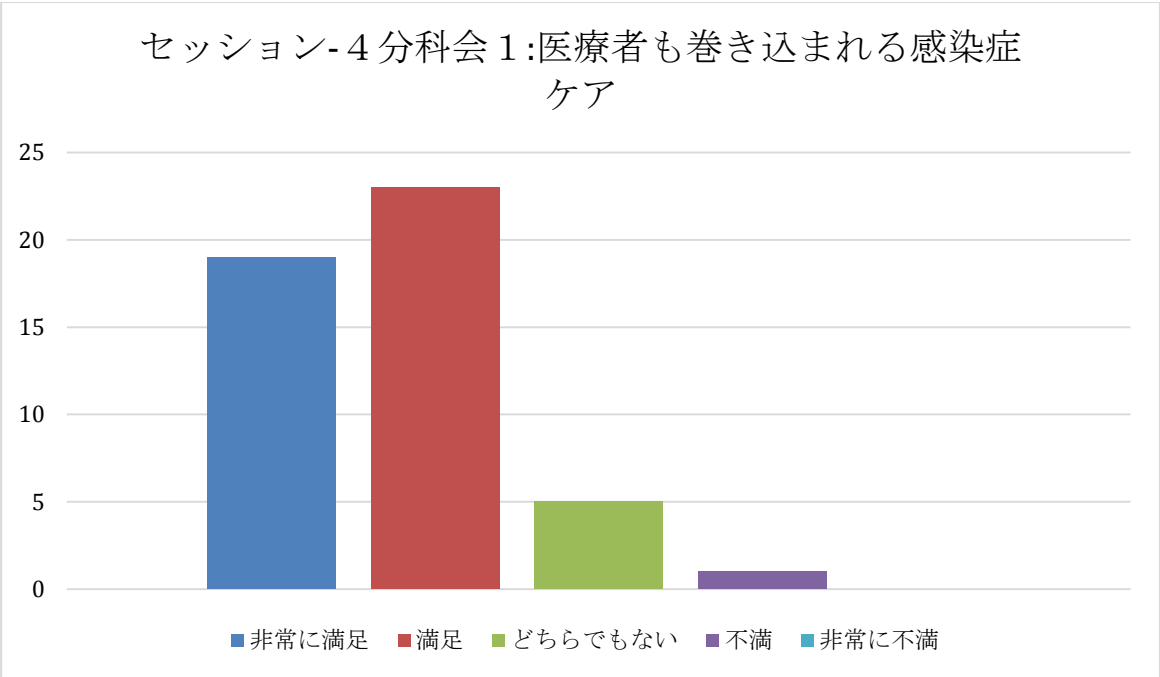

一般的な意見:

- AFPPD および APDA (JPFP)へお喜び申し上げます。
- このように短い期間でこのような会議を開けたことは大変素晴らしい成果だと思います。
- 部屋が狭すぎた。.

論題に関する意見:

- 医療従事者（医師、看護師、そしてパラメディックス）を保護することが大変重要です。

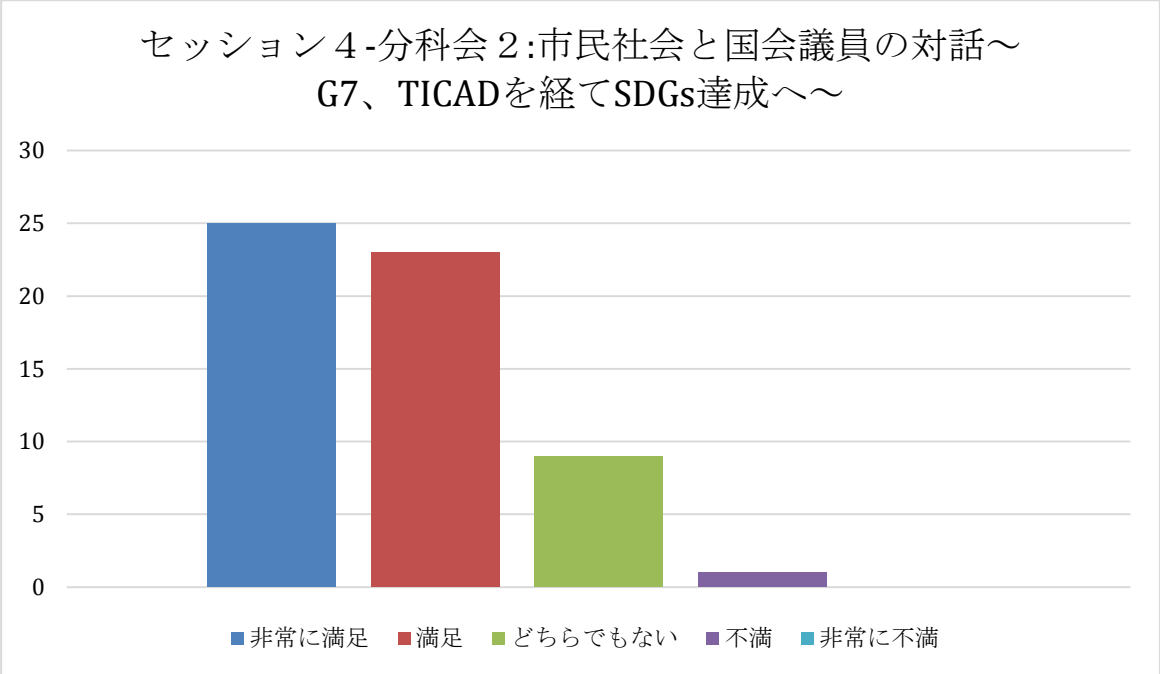

一般的な意見:

- とても生産的で関連性が高いセッションでした。
- 非常に効果的なセッションでした。

論題に関する意見:

- 国会議員が全てのステークホルダーの橋渡しの役割ができます。
- 国会議員と市民社会の対話がとても大切です。
- 市民団体の役割はどの国においてもとても大切です。機能できるスペースと可能な環境を確保する必要があります。
- 国会議員と市民社会は共働しなくてはいけない。私の国の新政府は前政権と違って市民団体と協働しています。大きな違いが見られます。

提言事項:

- 市民団体もまたこのような政府間会合に招待されるべきです。

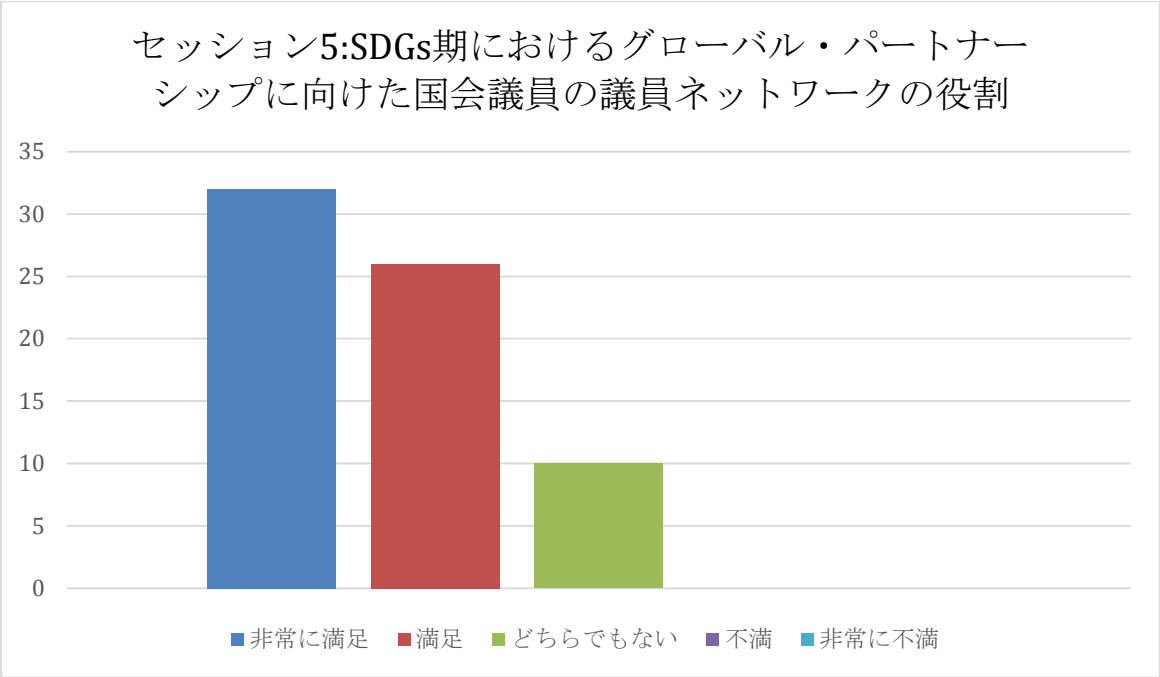

一般的な意見:

- パネリストが多すぎた。

論題に関する意見:

- 国会議員が目標達成のためにどの計画と戦略が必要かの方向性を先導できる。
- 国会議員の大切な役割の一つに、財源確保がある。

提言事項:

- この様な会議がもっと必要です。地球規模の決断をするリーダー達を支え動かす SDGs に関連する議論がより一層なされるべきです。

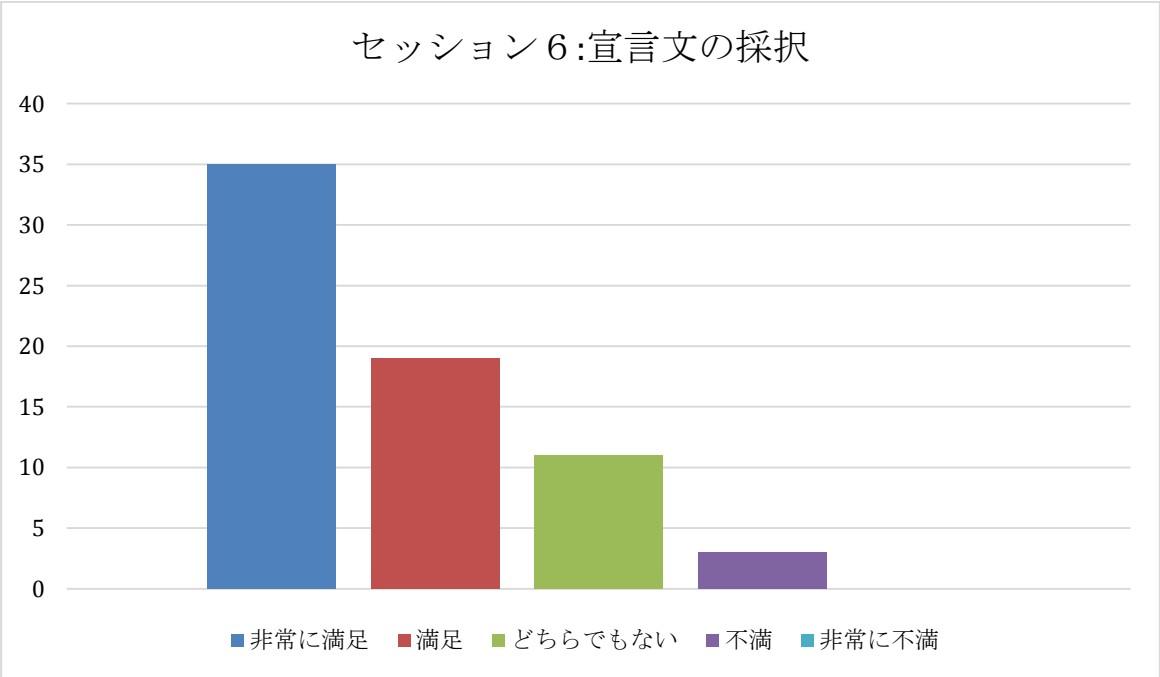

一般的な意見:

- 採択と宣言は開かれた議論の場で行われたため良かった.。
- コメントと重要エリアが宣言に盛り込まれていた。

提言事項:

- 議論にもっと時間が必要だった。
- 市民社会との交流がもっと必要だった。
- このような会議でテロと移住が主題として注目されるべきであった。

[Q] 本会議でどの題目が一番気になりましたか？

- ジェンダーの平等、女性のエンパワーメント、リプロダクティブ・ヘルス、UHC
- 若者への投資：健康、教育、雇用と人口問題
- 経済的に活力のある高齢化
- 人間の安全保障と感染症危機管理体制の確立
- SDGs 期におけるグローバル・パートナーシップに向けた国会議員と議員ネットワークの役割
- 特に高齢化、若者と女性のエンパワーメントは私の国でも関係性がある問題である

[Q] どの題目をより深めたいと思いましたか？

- 経済的に活力のある高齢化人口
- 紛争とそれによる人口強制退去
- 女性の経済的権利
- MDGs
- UHC
- 経済的に活力のある高齢化と幸福な高齢化人口
- 日本の教育
- 高齢人口と若年人口の格差をどううめるか
- 持続可能な経済発展への人間の安全保障とリスク管理システム設立
- ベスト・プラクティスの比較分析
- 人口ボーナス問題：若者の活用と高齢化人口のケア
- グッド・プラクティスと他国での達成例の紹介
- 気候変動
- 人口と開発プログラムの資源導引
- 人間開発指数についての国会議員の反応
- 生活習慣病への対応
- 人間の安全保障とリスク管理
- SDGs に関しアカウンタビリティを実現する上で必要となる予算動員をいかに果たすか？

[Q] 今回の会議で学んだことから、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメント・若者への投資・経済的に活力のある高齢化・感染症時の国家レジリエンス能力において、どのような行動をとり国家政策に影響を与えようと考えていますか？

- 委員会で会合を行うようにし、本会議で重点項目について議論する。良い結果が保障できるようになるためには、いかなる立法を行い問題に対処するか検討する。
- 同僚議員に対し、若者に投資し女性のエンパワーメントをするように説得する。
- プライマリー・ヘルスケアとアクティブ・エイジングについて取り組む。
- 法律が有効に施行され、今回の会議で議論された問題が国家アジェンダの行動の一部となるように取り組む。
- 将来の予期できない事態（感染症）に対して準備する。
- 多くの立法業務が必要。

- 高齢化社会についての意識向上。法的枠組みを設定して人口高齢化を支援し保護する。
- 若者、教育の質、全ての人への医療に投資する。
- 国会議員と政府の役人との間で会議をし、協議する。
- 議会に会議で交わされた情報を反映させる。
- 会議の内容に関係のある法律と政策のどの部分を見直す必要があるか議論する。
- 感染症に関係する事例で脆弱性を克服する能力開発を行う。
- 若者向けの職業・技術訓練の機会をもっと提供する。
- 国での予算議論に影響を与える。
- 最前線で業務にあたっているヘルス・ワーカーに対しての保障システムを進める。
- 委員会、議長、省庁と大臣に報告をする。
- 全てのトピックが言及されているプラットフォームの推奨をする。
- 国レベルの人口と持続可能な開発の議員グループへの予算のために働きかける;党を超えた参画のためのロビー活動、政党へ 30%の女性参画を次の選挙で確保するように働きかける。
- 宣言をシェアして議論する。
- 法律と政策形成、オーバーサイト、予算編成。
- 宣言を実質的な行動に移す。

[Q]　追加意見／提案

- AFPPD、JPFP と日本政府に感謝とお祝い申し上げます。
- 会議はとても興味深く、有益で価値があった。
- フォローアップ会議が必要。
- 交流と議論にもっと時間が欲しかった（認識を高め、考えをシェアし、可能な解決策をみつけるためにもいくつかの題目にはラウンドテーブル議論が必要だと思う）。
- 発表者が多すぎて、全体やフロアからのコメントをひろうことができなかった。
- （フランス語からの訳）全体的に満足していますが、宣言はフランス語版が必要です。
- 質疑応答はもっといいやり方があったと思う。質問を紙に書いて共同議長に渡すのは効率的なやり方とは言えない。
- 非常に過密なプログラム。
- 退職した国会議員も本会議に参加するべきだ（色々よく知っていて時間もあり、経験も豊富でまだ貢献をしたいと思っている人がいる）。
- 高齢化の問題に取り組む傍ら、若者の失業も取り扱われるべきだ。
- G7 国家は発展途上国の欲し保健、女児保健、職業技能訓練にあてがわれる暫定予算の手助けをするべきです。リプロダクティブ・ヘルスと妊産婦の無料医療ケアは開発途上国の開発アジェンダの中で優先的に取り扱われるべきで、支払いができないことが女性や若者にとって障害になってはいけない。このような会議はこれからも続けられるべき。アフリカをもっと注視すべき。
- 以後の会議のために：前日に直接議論して健康や人口関連問題への法制化の解決策を交わす事前ワークショップをご検討願いたい。
- 来年への追加題目：権利に基づいたアプローチの医療サービス
- 来年への追加題目：移住者の健康問題

Annex 9. 外部に開かれた議員会議への取り組み

会議ではインターネットを活用し、内容を世界中に発信しました！

- GCPPD の様子は、会議期間中、公式ホームページ上でインターネットを通じ世界に向け同時配信されました。 （http://gcppd2016.org/jp/）

- 配信された会議内容はアーカイブ化されており、2 日間にわたる会議すべてが視聴可能です。（http://gcppd2016.org/jp/recording_movie1/）

- また、各地域代表の議員にメッセージを寄せていただくとともに、インタビューを行い、その内容も視聴可能となっています。
（http://gcppd2016.org/jp/prospective_participant/）
  - マラハット・イブラヒムジィ議員（アゼルバイジャン）
  - ヘディ・フライ議員（カナダ）
  - マルコ・アントニオ・ヌネズ議員（チリ）
  - モハメッド・マグディ・サード・アリ・モルシェド議員（エジプト）
  - フランク・ハインリッヒ議員（ドイツ）
  - エッザトッラー・ユーセフィアン・モッラー議員（イラン）
  - 武見敬三議員（日本）
  - ルブナ・アムハイール（モロッコ）
  - ジャン・ロジー議員（ニュージーランド）
  - ヘレン・キエンベ議員（シエラレオネ）
    ※国内における麻疹拡大対策のため会議欠席